



大禮記念

昭和漢文叢書

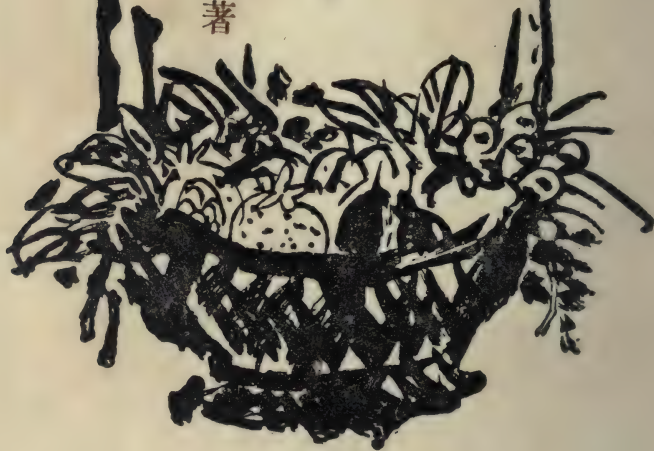



LIBRARY
MAY - 3 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

韓非子新釋

中卷

文學士　平澤東貫著



韓非子新釋 中卷目次

韓非子新釋 中卷目次終

韓非子新釋 中卷

文學士　平澤東貫　著

説林上第二十二

叙説　原註に「説文に、説は誘なり。言を以て人を諭し、已に從はしむるなりとなり。戰國の時、遊説を以て相高ぶる。故に韓子採りて篇を成し、名づけて説林といふ。則ち説も亦多し、貧しきに苦まず。纎株美櫝、互に見え、迭に出づ。斧斤之に入りて、皆材とすべきなり。按ずるに唐時已に上下篇あり。索隱に、廣く諸事を説く。其多きこと林の如し。故に説林と曰ふとあり」と言つて居るが、解き得て明快である。説は遊説の説で、人に説き勸むること。林は林藪の林で、集むることの衆き形容である。要するに遊説の史實の集録といふ意味である。

○湯以伐桀。而恐、天下言己爲貪也。因乃讓天下於務光。而恐、務光之受

之也。乃使人說務光曰。湯殺君而欲傳惡聲於子。故讓天下於子。務光因自投於河。

訓讀 湯以に桀を伐つ。而して天下の己を言ひて貪と爲すを恐るゝや、因りて乃ち天下を務光に讓る。而して務光の之れを受けんことを恐るゝや、乃ち人をして務光に說かしめて曰く「湯は君を殺し而して惡聲を子に傳へんと欲す。故に天下を子に讓る」と。務光因りて自ら河に投ず。

通釋 湯王が既に桀を伐つた。天下が己を批判して貪ると爲さんことを恐れた。そこで、其頃の賢人務光といふ者に天下を讓らんとした。而かももと〳〵芝居であるから、務光が承諾して早速天下を引き受けられては、一大事と思つた。そこで又、人を遣はして務光に說かしめた。「彼の湯が其君たる桀王を殺し、其惡名を足下に塗り付けようとして居る。それだから、天下を足下に讓らうとして居るのだ」と。務光は驚いて河に身を投じて死んだ。

○秦武王令甘茂擇所欲爲於僕與行事。孟卯曰。公不如爲僕。公所長者使也。公雖爲僕。王猶使之於公也。公佩僕璽。而爲行事。是兼官也。

訓讀 秦の武王、甘茂をして爲さんと欲する所を僕と行事とに擇ばしむ。孟卯曰く「公は僕たるに如かず。公の長ずる所の者は使なり。公は僕たりと雖も、王猶ほ之れを公に使せしめん。公、僕の璽を佩びて行事と爲る。是れ兼官なり」と。

通釋 秦の武王が甘茂に近臣たらんとするか外交官たらんとするか、其望むところを擇べと言つた。孟卯は甘茂に勸めた。「公は近臣たるを擇ばれた方が宜しい。その譯は、公の長所は使節となることだ。それ故公は假令此度近臣の方を擇ばれ、其通り近臣と爲られても、一旦使節の必要がある場合には、王は矢張公を使節にするに相違ない。さうなると、公は近臣たるの印璽を佩びながら、外交官ともなるのであつて、其實兩官を兼ねると同樣になるから」と。

語釋 僕（太僕で近臣である。） ○行事（行人、外交官。） ○璽（印で官職の證である。）

○子圉見孔子於商太宰。孔子出。子圉入請問客。太宰曰。吾已見孔子。則視子猶蚤虱之細者也。吾今見之於君。子圉恐孔子貴於君也。因謂太宰曰。君已見孔子。亦將視子猶蚤虱也。太宰因弗復見也。

訓讀　子圉、孔子を商の太宰に見えしむ。孔子出づ。子圉入りて客を請ひ問ふ。太宰曰く「吾已に孔子を見る。則ち子を視れば猶ほ蚤虱の細なる者のごときなり。吾今之れを君に見えしめん」と。子圉孔子の君に貴ばれんを恐るゝや、因りて太宰に謂ひて曰く「君已に孔子を見ば、亦將に子を視る猶ほ蚤虱のごとくならんとす」と。太宰因りて復た見えしめざりき。

通釋　子圉といふ者が孔子を商の國の宰相に紹介して面會させた。やがて孔子は退出した。子圉入つて、孔子は如何と問うた。太宰は、自分は孔子に面會したが、實に偉大な人物である。孔子を見てから貴公を見ると、丸で蚤か虱かのやうなつまらぬ者に見える、自分は今孔子を君公に謁見させようと思つて居るところだと答へた。子圉は孔子が君に謁見し、君が之を重用するやうになつては、自分のために不利だと思つたから、そこで、太宰に言つた。「君公が孔子に會はれたなら、私が孔子に比すると蚤虱であるかのやうに、貴公も孔子に比しては蚤虱であるかのやうに、君公は思はるゝであらう」と。太宰は成程、それでは自分の爲めにならぬと思つた。そこで、孔子を君に會はせることを中止した。

○魏惠王爲臼里之盟。將復立於天子。彭喜謂鄭君曰。君勿聽。大國惡有

天子。小國利之。君與大不聽。魏焉能與小立之。

訓讀 魏の惠王、臼里の盟を爲し、將に天子を復立せんとす。彭喜・鄭君に謂ひて曰く「君聽く勿れ。大國は天子有るを惡み、小國は之れを利とす。君大に與して聽かずんば、魏焉んぞ能く小と之れを立てんや」と。

通釋 魏の惠王、臼里といふ地に於て列國の會盟をなし、周の天子を再び尊ぶことにせんとした。彭喜といふ者が鄭の君に言ふやう「君は承諾なさらぬがよい。一體、大國は皆天子の有ることを好まないが、小國は之に反して、一統の天子の有ることを利として居る。君が大國と與に反對なされたなら、魏がいかに骨折つても、小國に與みして之を立てることが出來ないから」と。

○晉人伐邢。齊桓公將救之。鮑叔曰、太蚤。邢不亡、晉不敝。晉不敝、齊不重。且夫持危之功、不如存亡之德大。君不如晚救之以敝晉。齊實利。待邢亡而復存之。其名實美。桓公乃弗救。

訓讀 晉人邢を伐つ。齊の桓公將に之れを救はんとす。鮑叔曰く「太だ蚤し。邢亡びざれば晉敝せ

ず。晉敝せざれば齊重からず。且つ夫れ、危きを持するの功は、亡を存するの德大なるに如かず。君晚く之れを救ひ、以て晉を敝するに如かず。齊實に利なり。邢の亡ぶるを待ちて復た之れを存す。其の名實に美なり」と。桓公乃ち救はず。

通釋　晉が邢を伐つた。齊の桓公が之を救はうとした。鮑叔が曰く「まだ早すぎる。邢が亡びる迄にならなければ、晉は疲敝しない。晉が疲敝しなければ、齊の威力が增さない。その上、危急を救ふの功よりは、亡びたものを復活してやる方が恩德が大である。晚く救つて晉を疲敝せしめる方が宜しい。それが齊の爲めに利益である。又邢の亡びるを待つて之を復活せしめた方が名義も實に美だ」と。桓公は乃ち救はなかつた。

○子胥出走。邊候得之。子胥曰。上索我者。以我有美珠也。今我已亡之矣。我且曰。子取吞之。候因釋之。

訓讀　子胥出で走る。邊候之れを得たり。子胥曰く「上我れを索むるは、我に美珠有るを以てなり。今我已に之れを亡ふ。我且曰はん「子取りて之れを呑めり」と。候因りて之れを釋す。

通釋 子胥が楚から吳に逃走した時、國境の斥候が之を捕へた。子胥が曰く「王が私を搜し索める譯は、私が美珠を所持して居るからである。然るに今私は之を失くして仕舞つた。貴公が若し私を捕へて王の前に引き出されるなら、私は貴公が珠を私から取つて呑んで仕舞つたと言つてやる」と。斥候は、それでは自分の命が怪しいと思つたから、子胥を放した。

○慶封爲亂於齊。而欲走越。其族人曰。晉近。奚不之晉。慶封曰。越遠。利以避難。族人曰。變是心也。居晉而可。不變是心也。雖遠越。其可以安乎。

訓讀 慶封、亂を齊に爲し、越に走らんと欲す。其族人曰く「晉は近し。奚んぞ晉に之かざる」と。慶封曰く「越は遠し。以て難を避くるに利なり」と。族人曰く「是の心を變ずるや、晉に居るも可なり。是の心を變ぜざるや、越より遠しと雖も、其れ以て安かる可けんや」と。

通釋 齊の慶封が亂を起して、越に逃走せんとした。一族の者が、晉が近いのに、なぜ晉に行かぬのかと尋ると、慶封は、晉では近過ぎる、越であると遠いから難を避けるに都合がよいと答へた。族人は言つた。「亂を起すやうな心を改めたなら、晉に居ても差し支へないのだ。若し改めないならば、越

より遠い國に逃げても安穩では濟まない」と。

○智伯索地於魏宣子。魏宣子弗予。任章曰。何故不予。宣子曰。無故請地。故弗予。任章曰。無故索地。隣國必恐。彼重欲無厭。天下必懼。君予之地。智伯必驕而輕敵。隣邦必懼而相親。以相親之兵。待輕敵之國。則智氏之命不長矣。周書曰。將欲敗之。必姑輔之。將欲取之。必姑與之。君不如與之以驕智伯。且君何惜以天下圖智氏。而獨以吾國爲智氏質乎。君曰。善。乃與之萬戸之邑。智伯大說。因索地於趙。弗與。因圍晉陽。韓魏反之外。趙氏應之內。智氏自亡。

訓讀　智伯、地を魏宣子に索む。魏宣子予へず。任章曰く「何が故に予へざるか」と。宣子曰く「故無くして地を請ふ。故に予へず」と。任章曰く「故無くして地を索むれば隣國必ず恐れん。彼れ重欲厭く無ければ、天下必ず懼れん。君之れに地を予へよ。智伯必ず驕りて敵を輕んぜん。隣邦必ず懼れて

相親しまん。相親しむの兵を以て敵を輕んずるの國を待つ。則ち智氏の命長からじ。周書に曰く『將に之れを敗らんと欲せば、必ず姑く之を輔け、將に之れを取らんと欲せば必ず姑く之れに與ふ』と。君之れに與へ、以て智伯を驕らすに如かず。且君何ぞ天下を以て智氏を圖るを惜み、而して獨り吾國を以て智氏の質と爲すか」と。君曰く「善し」と。乃ち之れに萬戶の邑を與ふ。智伯大いに說び、因りて地を趙に索む。與へず、因りて晉陽を圍む。韓魏之れに外に反し、趙氏之れに內に應ず。智氏自ら亡ぶ。

通釋 智伯が魏宣子に領土の割讓を要求したところ、魏宣子は與へまいとした。魏の臣任章が曰く「何故に與へられぬか」と。宣子曰く「理由もなく、割讓を求むるから與へぬのだ」と。任章が曰く「何の理由も無しに割讓を求むるなら、隣國では自分の國にも要求するかと思うて必ず懼れるだらう。斯くて彼智伯は、欲が長けて足るを知らないなら、天下中皆懼れることになるだらう。君、之に土地を與へられよ。智伯必ず驕り高ぶつて、隣國を輕侮しよう。さうすると、隣國が恐怖の餘り、聯合するに相違ない。聯合軍を以て、敵を輕んずる國に對抗する。それでは智氏の運命は決して長くはない。周書にも、敗らうと思ふなら、先づ以て輔けて置け、取つてやらうと思ふなら、先つ以て與へて置けと言つてある。君、之に土地を與へて智伯を驕らすに若くものがない。其の上君はどうして天下と共に

智氏を圖ることを惜まれて、唯自國だけを以て智氏の木切り臺のやうになされるのか」と。宣子曰く「宜しい」と。そこで智伯に一萬の戸數ある邑を與へた。智伯は大に悅んで、更に趙に向つて割讓を要求したが趙が應じない。智伯は趙の晉陽を圍んだ。ところが韓と魏とが果して外部から裏切りをし、圍まれてる趙は內から之に應じた。かくて智氏は亡んだ。

語釋　質（樵で木を斫る臺である。）

○秦康公築臺三年。荊人起兵。將以兵攻齊。任妄曰。饑召兵。疾召兵。勞召兵。亂召兵。君築臺三年。今荊人起兵將攻齊。臣恐其攻齊爲聲。而以襲秦爲實也。不如備之。戍東邊。荊人輟行。

訓讀　秦の康公臺を築く三年。荊人兵を起し、將に兵を以て齊を攻めんとす。任妄曰く「饑は兵を召き、疾は兵を召き、勞は兵を召き、亂は兵を召く。君臺を築く三年。今荊人兵を起し將に齊を攻めんとす。臣其の齊を攻むるを聲と爲し、秦を襲ふを以て實と爲すを恐るゝなり。之れに備ふるに如か

ず」と。東邊を戍す。荊人行を輟む。

通釋 秦の康公が臺の建築を始め、三年の久しきに及んで居ると、荊は兵を擧げて將に齊を攻めんとする模樣である。任妄が曰く「國に饑饉があつたり、惡疫が流行したり、人民が勞役に苦んだり、騷亂が起つたりすると、兎角敵國が侵擊したがるものだ。今我君が臺を築くこと三年。荊人が兵を起して齊を伐たうとして居るが、臣は彼の荊は齊を伐つことを聲明しながら、其實此秦を襲ふのではないかと心配する。用心するに越したことがない」と。東方の國境に兵を置いた。荊は果して出兵することを止めた。

○齊攻宋。宋使臧孫子南求救於荊。荊大說。許救之。甚歡。臧孫子憂而反。其御曰。索救而得。今子有憂色何也。臧孫子曰。宋小而齊大。夫救小宋而患於大齊。此人之所以憂也。而荊王說。必以堅我也。我堅而齊敝。荊之所利也。臧孫子乃歸。齊人拔五城於宋。而荊救不至。

訓讀　齊、宋を攻む。宋臧孫子をして南救を荊に求めしむ。荊大いに說び之れを救ふを許し甚だ歡す。臧孫子憂ひて反る。其の御曰く「救を索めて得たり。今子憂色有るは何ぞや」と。臧孫子曰く「宋は小にして齊は大、夫れ小宋を救ひて大齊を患とするは、此れ人の憂ふる所以なり。而して荊王說ぶは必ず以て我を堅うするなり。我堅うして齊敝するは荊の利とする所なり」と。臧孫子乃ち歸る。齊人五城を宋に拔く。而して荊の救至らず。

通釋　齊が宋を改めた。宋は臧孫子をして救を南方の荊に求めしめた。荊は大に悅び、救援を許諾し、非常に臧孫子を待遇した。臧孫子は心配して反つた。御者が曰く「救援を求めて承諾を得られたからは喜ばれても然るべきに、御心配の御顏色のあるのはどうしたことか」と。臧孫子曰く「宋は小國で齊は大國である。小國の宋を救つて、大國の齊の怨を受け後の憂の種を播くことは、荊として大に心配しなければならぬことだ。然るに荊王は之を悅んで居る。此は必ず我をして齊に對して堅く守らせる計畫に相違ない。我が宋が荊の救を恃みにして、堅く齊に對抗すると、齊も爲めに疲弊する。それが荊の利得とするところであるのだ」と。臧孫子は歸國した。齊が宋の五城を拔いた。それでも荊の救が果して來なかつた。

○魏文侯借道於趙而攻中山。趙肅侯將不許。趙刻曰。君過矣。魏攻中山而不能取。則魏必罷。罷則魏輕。魏輕則趙重。魏拔中山。必不能越趙而有中山也。是用兵者魏也。而得地者趙也。君必許之。許之而大歡。彼將知君利之也。必將輟行。君不如借之道。示以不得已也。

訓讀 魏の文侯、道を趙に借りて中山を攻む。趙の肅侯將に許さざらんとす。趙刻曰く「君過てり。魏、中山を攻めて取る能はずんば、則ち魏必ず罷れん。罷るれば則ち魏輕し。魏輕ければ則ち趙重し。魏、中山を拔くも必ず趙を越えて中山を有する能はざるなり。是れ兵を用ふる者は魏なり。而して地を得る者は趙なり。君必ず之れを許せ。之れを許して大いに歡せば、彼將に君の之れを利するを知らんとす、必ず將に行を輟めんとす。君之れに道を借し示すに已むを得ざるを以てするに如かず」と。

通釋 魏の文侯が道を趙に借りて中山を攻めようとした。趙の肅侯が之を許すまいとした。趙刻が曰く「君は過つて居らるゝ。魏が中山を攻めて之を取ることが出來なかつたならば、魏が必ず疲弊する。

魏が疲弊すると其勢力が衰へ、其結果趙の勢力が増加する。又假令魏が中山を拔き得たりとしても、必ず趙を隔てゝ之を所有することは出來ない。さうすると、折角軍隊を用ゐたものは魏だけれども、中山を領土に加へるものは趙といふことになる。君、必ず之を御許しなされ。併し之を許す場合に魏の使者を優遇などすると、彼は、君が此事を以て自分の利益とするのであると氣が附き、必ず出兵を中止するであらう。それだから、君が之に道を借し、而かもそれは止むを得ざるに出でたる如き態度を見せつけなさるがよい」と。

○鴟夷子皮。事田成子。田成子去齊。走而之燕。鴟夷子皮負傳。而從至望邑。子皮曰。子獨不聞涸澤之蛇乎。涸澤蛇將徙。有小蛇。謂大蛇曰。子行而我隨之。人以爲蛇之行者耳。必有殺子。不如相銜負我以行。人必以我爲神君也。今子美而我惡。以子爲我上客。千乘之君也。以子爲我使者。萬乘之卿也。子不如爲我舍人。田成子因負傳而隨之。至逆旅。逆旅之君待之

甚ダ敬ス。因テ獻ズ二酒肉ヲ一。

訓讀 鴟夷子皮、田成子に事ふ。田成子齊を去り、走りて燕に之く。鴟夷子皮傳を負ひ從つて望邑に至る。子皮曰く「子獨り涸澤の蛇を聞かずや。涸澤の蛇將に徙らんとす。小蛇あり、大蛇に謂ひて曰く『子行きて我之れに隨はば、人以て蛇の行く者と爲さんのみ。必ず子を殺す有らん。相銜んで我を負ひ以て行くに如かず、人必ず我を以て神君と爲さん』と。今子は美にして我は惡し。子を以て我が上客と爲せば千乘の君なり。子を以て我が使者と爲せば萬乘の卿なり。子我が舍人と爲るに如かず」と。田成子因りて傳を負ひて之れに隨ふ。逆旅に至る。逆旅の君之れを待つこと甚だ敬す。因りて酒肉を獻ず。

通釋 鴟夷子皮が齊の田成子に事へた。田成子が齊を去つて、逃げて燕に行く時、鴟夷子皮は關所を通る割符を負ひ、隨つて望邑まで行つた。子皮曰く「子は涸沼の蛇の話を聞かれたことがないか。涸沼の蛇が引つ越しをしようとした時、小蛇が大蛇に向つて、あなたが先きに立たれ、私が其後について行くならば、人はただ蛇が行くのだとのみ心得て、必ずあなたを殺すであらう。それではつまらぬ。あなたと私とが口と口とを銜へ合ひ、あなたが私を負うて行くが宜しい。人はきつと私を沼の神

様と思つて殺したりはしないに相違ないと勸めた。これは蛇の話であるが。扨て子は容貌が美しいし、私は醜い。私が主人となつて、子を上客の如くに裝ふと、私は千乘の君のやうに見え、子を召使のやうに裝ふと、私は萬乘の卿のやうに見え、いかにも貴人の旅行のやうに見えることになるから、子は私の僮僕のやうにして行かれるといゝ」と。田成子は承諾して、傳を負うて隨行した。旅籠屋に着いた。旅籠屋の主人が果して貴人と見立てゝ敬意を拂つて待遇し、酒肉を整へて馳走した。

語釋　傳（關所を通過する際示す手形。）　○田成子（田常。）

○温人之周。周不納客。問之曰客耶。對曰。主人。問其巷人而不知也。吏因囚之。君使人問之曰。子非周人也。而自謂非客。何也。對曰。臣少也誦詩。曰。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣。今君天子。則我天子之臣也。豈有爲人之臣。而又爲之客哉。故曰。主人也。君使出之。

訓讀　温の人、周に之く。周、客を納れず。之れに問ひて曰く「客か」と。對へて曰く「主人」と。其巷

人に問ふ知らざるなり。吏因りて之れを囚ふ。君人をして之れに問はしめて曰く「子は周人に非ざるなり。而して自ら客に非ずと謂ふは何ぞや」と。對へて曰く「臣の少きとき、詩を誦す。曰く『普天の下、王土に非ざる莫く、率土の濱、王臣に非ざる莫し』と。今君は天子、則ち我は天子の臣なり。豈人の臣と爲り而して又之れが客と爲る有らんや。故に曰く、主人なり」と。君之れを出さしむ。

通釋　溫の人が周に行つた。周にては他國人を納れない。役人が問うた。「他國人か」と。溫人が答へた。「いや周人だ」と。町内の者に聞き糺したが、誰も其人を知らない。此は他國人に相違ないといふので、役人は之を拘留した。周の君が人を遣はして問はしめた。「子は周の人ではない。何故に自ら客でないと言つたのか」と。溫人が之に對へた。「臣は若い頃詩を吟じた。曰く普天下莫非王土、率土之濱莫非王臣と。今君は天子様である。則ち私は正しく天子の家來である。人の家來でありながら、又同時に客であるといふ道理があらうか。それ故に主人だと言つたのである」と。そこで、君は其檢束を解かせた。

語釋　客（周を主人側と見て他國人の意味。）　○主人（王人或は土人の誤なるべしともいふ。本國人の意味。）　○普天之下莫非王土率土之濱莫非王臣（詩經、小雅北山の篇。天下の土地は皆王土で人民は皆王臣なりとの意味。）

○韓宣王謂樛留曰。吾欲兩用公仲・公叔。其可乎。對曰。不可。晉用六卿而

國分。簡公兩用田成・闞止。而簡公殺。魏兩用犀首・張儀。而西河之外亡。今王兩用之。其多力者樹其黨。寡力者借外權。羣臣有內樹黨以驕主。有外爲交以削地。則王之國危矣。

訓讀 韓の宣王、樛留に謂ひて曰く「吾公仲・公叔を兩用せんと欲す。其れ可ならんか」と。對へて曰く「不可。晉は六卿を用ひて國分る。簡公、田成・闞止を兩用して簡公殺され、魏は犀首・張儀を兩用して西河の外亡ふ。今王之れを兩用すれば、其力多き者は其黨を樹て、力寡き者は外權を借る。羣臣內に黨を樹て以て主に驕る有り、外に交を爲し以て地を削る有らば、則ち王の國危からん」と。

通釋 韓の宣王が樛留に謂ふやう「自分は、公仲と公叔との兩人を用いようと思ふが、よからうか」と。樛留對へて曰く「其は宜しくない。晉は六人の卿を用ゐた爲め國が分割するに至り、齊の簡公は田成と闞止との兩人を用いた爲め簡公其人が弑逆に會つた。魏はまた犀首と張儀とを並べ用いた爲め西河の地を失つた。今王、公仲・公叔の兩人を並べ用ゐられたなら、其の內の力の多い者は黨派を樹て、力の寡い者は外國の權力を借りる。群臣の內に、一方には黨を樹て、人君に對し驕るものがあり、一

方には外國に私交を結んで領土が削らるゝ如きことをするものあらば、王の國が危險千萬でありませう」と。

○紹績昧醉寐而亡其裘。宋君曰。醉足以亡裘乎。對曰。桀以醉亡天下。而康誥曰。毋彝酒。彝酒者常酒也。常酒者。天子失天下。匹夫失其身。

訓讀 紹績昧、醉寐して其裘を亡ふ。宋君曰く「醉は以て裘を亡ふに足るか」と。對へて曰く「桀、醉を以て天下を亡ふ。康誥に曰く『酒を彝する毋れ』と。酒を彝するとは酒を常にするなり。酒を常にする者は、天子は天下を失ひ、匹夫は其身を失ふ」と。

通釋 紹績昧といふ者、酒に醉ひつぶれて、其裘を失つた。宋君曰く「酒に醉ふと裘を失ふ程までに至るものか」と。紹績昧が對へて曰く「桀王は酒に醉うて天下を失つた。康誥には酒を彝するなかれとある。酒を彝するといふことは、酒浸りのことである。酒を常にして酒浸りといふことになれば、天子ならば天下を亡ぼし、平民ならば其の身を亡ぼすに至る」と。

語釋 康誥（書經の篇名だが、本文の文句は今書經酒誥の内にある。）

○管仲・隰朋從於桓公而伐孤竹。春往冬反。迷惑失道。管仲曰。老馬之智可用也。乃放老馬而隨之。遂得道。行山中無水。隰朋曰。蟻冬居山之陽。夏居山之陰。蟻壤一寸而仞有水。乃掘地。遂得水。以管仲之聖。與隰朋之智。至其所不知。不難師於老馬與蟻。今人不知以其愚心而師聖人之智。不亦過乎。

訓讀 管仲・隰朋、桓公に從ひて孤竹を伐ち、春往き冬反る。迷惑して道を失ふ。管仲曰く「老馬の智用ふべきなり」と。乃ち老馬を放ちて之れに隨ひ、遂に道を得たり。山中を行く水無し。隰朋曰く「蟻冬は山の陽に居り、夏は山の陰に居る。蟻壤一寸にして仞に水有り」と。乃ち地を掘りて遂に水を得たり。管仲の聖と隰朋の智とを以て、其知らざる所に至つては老馬と蟻とを師とするを難らず。今人、其愚心を以てして聖人の智を師とするを知らず。亦過たずや。

通釋 管仲と隰朋とが桓公に從つて孤竹といふ國を伐つた時、春往きて冬反つた。路に迷うた。管

仲曰く「老馬の智慧を借りるがよい」と。老馬を先に放しやつて、後から之に隨つた。遂に道を見出した。山中を行き、水の無いのに苦んだ。隰朋曰く「蟻は冬は山の南に居り、夏は山の北に居るものだが、蟻塚の高さが一寸位あると、其の下八尺のところには、水があるものである」と。そこで土を掘つて果して水を得た。管仲・隰朋ほどの智者でも、自分の知らん事になると、馬や蟻をさへ師とするに躊躇しない。然るに今の人達は、心が愚でありながら、聖人の智を師とすることを知らない。過つたことではないか。

○有獻不死之藥於荊王者。謁者操之以入。中射之士問曰。可食乎。曰。可。因奪而食之。王大怒。使人殺中射之士。中射之士。使人說王曰。臣問謁者。曰可食。臣故食之。是臣無罪。在謁者也。且客獻不死之藥。臣食之。而王殺臣。是死藥也。是客欺王也。夫殺無罪之臣。而明人之欺王也。不如釋臣。王乃不殺。

訓讀 不死の藥を荊王に獻ずる者有り。謁者之れを操りて以て入る。中射の士問うて曰く「食ふ可きか」と。曰く「可なり」と。因りて奪ひて之れを食ふ。王大に怒り、人をして中射の士を殺さしむ。中射の士、人をして王に說かしめて曰く「臣謁者に問ふ。曰く、食ふ可しと。臣故に之れを食ふ。是れ臣に罪無くして、罪謁者に在るなり。且、客不死の藥を獻じ、臣之れを食ふ。而して王臣を殺さば、是れ死藥なり。是れ客王を欺くなり。夫れ無罪の臣を殺して人の王を欺くを明にす。臣を釋すに如かず」と。王乃ち殺さず。

通釋 不死の藥を荊王に獻じた者がある。取次役が之を持つて王の御殿に入つた。王の親兵が問うて、食ふ可きかと言ふと、取次役は可なりと答へた。すると親兵は奪ひ取つて食つて仕舞つた。王は大に怒つて人をして親兵を殺させた。親兵はまた人をして王に說かしめて言へるやう「臣取次役に問うた時、取次役が食ふ可しと答へたから、それで臣が食つたのだ。故に臣には罪がなくて、罪は却て取次役にある筈だ。其上、客が不死の藥として獻じたものを臣が食つて、王が又其不死の藥を食つた臣を殺すならば、其不死の藥といふのは不死の藥にあらずして、實は死の藥である。是れ即ち客が王を欺いたものだ。無罪の臣を殺して、人が王を欺いたことを表明するよりは、臣を赦した方がよから

う」と。王は之を赦した。

語釈 謁者（取次役。） ○中射之士（射士の殿中にある者で親兵である。）

○田駟欺鄒君。鄒君將使人殺之。田駟恐告惠子。惠子見鄒君曰。今有人。見君則眣其一目。奚如。君曰。我必殺之。惠子曰。瞽兩目眣。君奚爲不殺。君曰。不能無眣。惠子曰。田駟東慢齊侯。南欺荊王。駟之於欺人瞽也。君奚怨焉。鄒君乃不殺。

訓読 田駟、鄒君を欺く、鄒君將に人をして之れを殺さしめんとす。田駟恐れて惠子に告ぐ。惠子鄒君に見えて曰く「今人有り。君を見て則ち其の一目を眣す。奚如」と。君曰く「我れ必ず之れを殺さん」と。惠子曰く「瞽は兩目眣す。君奚爲れぞ殺さざるか」と。君曰く「眣するなき能はず」と。惠子曰く「田駟は東齊侯を慢り、南荊王を欺く。駟の人を欺くに於ける瞽なり。君奚ぞ怨まん」と。鄒君乃ち殺さず。

通釋 田駟といふ者、鄒の君を侮蔑した。鄒君人をして之を殺させようとした。田駟恐れて惠子に告げた。そこで惠子は鄒君に見えて曰く「今人あつて君に見えて其の片目を閉ぢて侮慢の態度をしたなら、どうなさるか」と。鄒君は曰く「私は必ず之を殺さう」と。惠子曰く「瞽は兩目ともに閉ぢて居るのだが、君はどうして之を殺されないのか」と。鄒君曰く「それは盲目だから閉ぢぬ譯にはゆかぬからだ」と。そこで惠子は曰く「彼の田駟は東は齊侯を侮り、南は楚王を侮つた。駟の人を侮るのは、瞽の眏する無き能はざると同樣、彼の天性である。君何も怨むには及ぶまい」と。鄒君は田駟を殺すことを止めた。

語釋 欺（輕蔑の意味。）　○眏（一目を閉ぢて人を見ること。人を輕視する態度。）

○魯穆公使衆公子或宦於晉。或宦於荊。犂鉏曰。假人於越而救溺子。越人雖善游。子必不生矣。失火而取水於海。海水雖多。火必不滅矣。遠水不救近火也。今晉與荊雖彊。而齊近。魯患其不救乎。

訓讀 魯の穆公、衆公子をして或は晉に宦し、或は荊に宦せしむ。犂鉏曰く「人を越に假りて溺子

を救ふ。越人善く游ぐと雖も子必ず生きず。火を失ひて水を海に取る。海水多しと雖も、火必ず滅せず。遠水は近火を救はざるなり。今晉と荊とは彊しと雖も、而も齊は近し。魯の患、其れ救はざらんか。」

通釋 魯の穆公は他日の援を得んがために、多くの公子をして、或は晉國に、或は荊國に仕官させた。犂鉏曰く「越の國から人を假り傭つて、水に溺れて居る子供を救はうとしては、越人が何程水泳が上手でも、路が遠くて間に合はんから、其の子が生きる筈が無い。火災の場合に、水を海から取らうとしては、成程海は水が多いには相違なからうが、消火の役には間に合ふまい。遠い水は、近い火事には役に立たぬのだ。今、晉と荊とは強國ではあるが、遠い國である。魯にとつては齊といふ近い國もあることだ。遠い晉や荊やを恃みにしたのでは、魯の患は救はれないであらう。」

○嚴遂不レ善ニ周君一。周君患レ之。馮沮曰。嚴遂相而韓傀貴ニ於君一。不レ如レ行ニ賊於韓傀一。則君必以爲ニ嚴氏一也。

訓讀 嚴遂、周君に善からず。周君之れを患ふ。馮沮曰く「嚴遂は相にして韓傀は君に貴ばる。賊

を韓傀に行ふに如かず。則ち君必ず以て嚴氏と爲さん」と。

通釋 韓の嚴遂が周君と不和であつて、周君は之を心配して居た。馮沮が周君に曰ふやう「嚴遂が韓の宰相であるが、韓傀といふものが又韓君に貴ばれて居る。刺客を放つて韓傀を殺すが可い。さうすると、韓君は嚴遂の所爲だと心得て、何等か處置を爲すに相違ない」と。

○張譴相韓。病將死。公乘無正懷三十金而問其疾。居一月。自問張譴曰。若子死。將誰使代子。答曰。無正。重法而畏上。雖然不如公子食我之得民也。張譴死。因相公乘無正。

訓讀 張譴、韓に相たり。病んで將に死せんとす。公乘無正、三十金を懷にして其疾を問ふ。居ること一月。自ら張譴に問うて曰く「若し、子死せば將に誰をか子に代らしめんとす」と。答へて曰く「無正法を重んじて上を畏る。然りと雖も、公子食我の民を得るに如かず」と。張譴死す。因りて公乘無正を相とす。

通釋 張譴が韓の宰相であつたが、病氣して死に近づいた。公乘無正といふものが金三十兩を懷中

して、見舞に行つた。其後一月經て、韓王が自ら張譴に聞いた。「あなたが若しも亡くなつたなら、誰をあなたの代りにしようか」と。張譴が答へて言ふやう「無正は能く法を守つて、上に對しても能く敬ひ、誠に立派な人物ではあるが、併し公子食我が人民から厚い信望を得て居るのには及びもつかんことだ」と。やがて張譴が死んだ。君は果して無正を宰相にした。臣下が人民の信望を得て居るといふことは、當時の人君には禁物であつたらしい。

○樂洋爲魏將。而攻中山。其子在中山。中山之君。烹其子而遺之羹。樂羊坐於幕下而啜之。盡一盃。之侯謂堵師贊曰。樂羊以我故而食其子之肉。答曰。其子而食之。且誰不食。樂羊罷中山。文侯賞其功而疑其心。孟孫獵得麑。使秦西巴載之持歸。其母隨之而啼。秦西巴不忍而與之。孟孫歸至而求麑。答曰。余不忍而與其母。孟孫大怒逐之。居三月。復召以爲其子傅。其御曰。曩將罪之。今召以爲子傅何也。孟孫曰。夫不忍麑。又且忍吾子乎。

故曰。巧詐不如拙誠。樂羊以有功見疑。秦西巴以有罪益信。

訓讀 樂羊、魏の將と爲りて中山を攻む。其子中山に在り。中山の君其子を烹て之れに羹を遺る。樂羊幕下に坐して之れを啜り一盃を盡す。文侯、堵師贊に謂ひて曰く「樂羊我の故を以て其子の肉を食ふ」と。答へて曰く「其子にして之れを食ふ。且誰をを食はざらん」と。樂羊中山を罷む。文侯、其功を賞して其心を疑ふ。孟孫獵して麑を得たり。秦西巴をして之れを載せて持ち歸らしむ。其母之れに隨ひて啼く。秦西巴忍びずして之れに與ふ。孟孫歸り至りて麑を求む。答へて曰く「余忍びずして其母に與ふ」と。孟孫大に怒りて之れを逐ふ。居ること三月、復召して以て其子の傅と爲す。其御曰く「曩に將に之れを罪せんとす。今召して以て子の傅と爲すは何ぞや」と。孟孫曰く「夫れ麑に忍びず、又且吾が子に忍びんや」と。故に曰く「巧詐は拙誠に如かず」と。樂羊は功有るを以て疑はれ、秦西巴は罪有るを以て益々信ぜらる。

通釋 樂洋が魏の將軍となつて、中山を伐つた。其時樂洋の子が中山に居た。中山の君は之を煮殺し羹にして父たる樂洋に遺つた。樂洋は幕下に坐して之を啜り一盃を飲み盡した。魏の文侯は堵師贊に語つた。樂洋は余がために、其子の肉を食つた。忠義な者であると。ところが堵師贊が對へた、

「自分の子の肉でさへ食ふ漢では、誰の肉でも食ひ兼ねまい」と。扨樂洋が中山攻撃を罷めて歸ると、文侯は其功を賞しはしたが、併し樂洋の心持には疑を抱いた。魯の孟孫氏が獵をして子鹿を獲た。泰西巴に命じ車に載せ持ち還らせた。然るに子鹿の母鹿が啼きながら附いて來る。泰西巴は不便で堪まらず。子鹿を母鹿に與へて仕舞つた。やがて孟孫が歸り來て子鹿を求めると、泰西巴は、餘りに不便であつたから母鹿に呉れて仕舞つたと答へた。孟孫は非常に腹を立てゝ之を逐ひ出した。三月經て復泰西巴を召し出して、其子の傅にした。孟孫の御者は、曩には之を罪にしようとし、今度は召し出して子の守役とする。此はどうしたことであるかと問うた。孟孫は答へた。「彼の泰西巴は子鹿をも不便に思ふ。我が子をも不便に思ふに相違ない」と。故に古語にも、上手な詐りは、下手な誠に劣るとあるが、彼の樂洋は功あるを以て却て疑はれ、泰西巴は罪あるを以て却て益々信ぜられた。

○曾從子善相劍者也。衞君怨呉王。曾從子曰。呉王好劍。臣相劍者也。臣請爲呉王相劍。拔而示之。因爲君刺之。衞君曰。子爲之是也。非緣義也。爲利也。呉彊而富。衞弱而貧。子必往。吾恐子爲呉王用之於我也。乃逐之。

訓讀 曾從子は善く劍を相する者なり。衞君、吳王を怨む。曾從子曰く「吳王、劍を好む。臣は劍を相する者なり。臣請ふ、吳王の爲めに劍を相し、拔いて之れに示し、因りて君の爲めに之れを刺さん」と。衞君曰く「子之れを爲すは是なり。義に緣るに非ざるなり。利の爲めにするなり。吳は彊くして富み、衞は弱くして貧し。子必ず往かば吾子が吳王の爲めに之れを我に用ふるを恐るゝなり」と。乃ち之れを逐ふ。

通釋 曾從子は、刀劍の鑑定が上手であつた。衞の君は、吳王を怨んで居る。曾從子、吳王に言へるやう「彼の吳王は刀劍を好まれるが、臣はまた刀劍の鑑定をする者である。ついては、臣吳王のために刀劍を鑑定し、刀を拔いて吳王に示す拍子に、之を刺し殺しませう」と。衞君は之に答へて「子がさうして吳れゝば、誠に好都合の事ではある。併し子が其事をするのは義理のためではなく、利益を得んがためである。ところが吳は富強で、我が衞は貧弱だ。子が愈往くことになると、私は、子が吳王の爲めに、其の手段を私に向て逆用するであらうことを恐れる」と言つた。

○紂爲象箸而箕子怖。以爲。象箸必不盛羹於土簋。則必犀玉之盃。玉盃

象箸。必不盛菽藿。則必旄象豹胎。旄象豹胎。必不衣短褐而食茅茨之下。則必錦衣九重。高臺廣室也。稱此以求。則天下不足矣。聖人見微以知萌見端以知末。故見象箸而怖。知天下之不足也。

訓讀　紂、象箸を爲りて箕子怖る。以爲へらく象箸必ず羹を土簋に盛らず。則ち必ず犀玉の盃ならん。玉盃象箸、必ず菽藿を盛らず。則ち必ず旄象豹胎ならん。旄象豹胎ならば必ず短褐を衣て茅茨の下に食はず。則ち必ず錦衣九重、高臺廣室ならん。此れに稱ひて以て求めば、則ち天下も足らじと。聖人微を見て以て萌を知り、端を見て以て末を知る。故に象箸を見て怖る。天下の足らざるを知るなり。

通釋　紂、象箸を爲つて箕子が怖れた。以爲ふやう。象箸必ず羹を土器には盛るまい。必ず犀玉の盃であらう。玉盃象箸必ず菽藿を盛るまい。必ず旄象豹胎であらう。旄象豹胎必ず短褐を衣て茅茨の下に食ふまい。必ず錦衣九重高臺廣室であらう。から夫々相稱ふことを求めて行つたなら、天下中の物を集めても尙ほ不足を感ずるであらうと。聖人は微細なところを見て物の萌しを知り、端緒を

見て其の結末を知り貫くものである。故に箕子は象箸を見て怖れた。天下の足らざるを知つたからである。

此章は喩老章にあるのと粗同一であるから、其の異なつてる部分だけに解説を加へた。

○周公旦。已勝殷。將攻商蓋。辛公甲曰。大難攻。小易服。不如服衆小以劫大。乃攻九夷而商蓋服矣。

訓讀 周公旦、已に殷に勝ち、將に商蓋を攻めんとす。辛公甲曰く「大は攻め難く、小は服し易し。衆小を服し以て大を劫すに如かず」と。乃ち九夷を攻めて商蓋服す。

通釋 周公旦が已に殷に勝ち、進んで商蓋を伐たうとした。辛公甲が曰く「大國は伐つことは難く、小國は服從せしめ易いから、先づ多くの小國を服從せしめて、大國を脅威するが善い」と。そこで九夷を攻めたが、商蓋もやがて服從した。

語釋 商蓋（國名。或は二國の名とし。或は一國の名とし。詳にし難い。）○九夷（國名。或は九夷八蠻をいふとなし、或は徐州莒魯の間に在るとなし。詳にし難い。）

○紂爲長夜之飮。懼以失日。問其左右。盡不知也。乃使人問箕子。箕子謂

其徒曰。爲天下主。而一國皆失日。天下其危矣。一國皆不知。而我獨知之。吾其危矣。辭以醉而不知。

訓讀 紂、長夜の飮を爲し、懽んで以て日を失ふ。其左右に問ふ。盡く知らざるなり。乃ち人をして箕子に問はしむ。箕子其徒に謂ひて曰く「天下の主と爲りて一國皆日を失ふ。天下其れ危し。一國皆知らずして、我獨り之れを知る。吾其れ危し」と。辭するに醉ひて知らざるを以てす。

通釋 紂、徹夜の酒宴をなし。樂んで其日が何日に當るかをも分らなくなつた。近臣に問うたが、皆知らない。そこで人を箕子のもとに遣はして聞かせた。箕子が其の徒に謂つた。「天下の君となつて、自分のみか一國皆日を忘るゝ有樣では、最早天下が危い。扨て一國皆知らないのに、自分だけ之を知つて居ることになると、自分の身がまた危い」と。紂に向つて辭退するのに、私も醉ぱらつて分りませぬと申立てた。

○魯人身善織屨。妻善織縞。而欲徙於越。或謂之曰。子必窮矣。魯人曰。何也。曰。屨爲履之也。而越人跣行。縞爲冠之也。而越人被髮。以子之所長。遊於

不用之國。欲使無窮。其可得乎。

訓讀　魯人、身善く屨を織り、妻善く縞を織る。而して越に徙らんと欲す。或ひと之に謂ひて曰く「子必ず窮せん」と。魯人曰く「何ぞや」と。曰く「屨は之れを履くが爲めなり。而して越人跣行す。縞は之れを冠るが爲めなり。而して越人被髮す。子の長ずる所を以て不用の國に遊ぶ。窮する無からしめんと欲するも、其れ得べけんや」と。

通釋　魯人で、自分は屨造りが上手で、妻は練絹織が上手な者があつた。越の國に引き徙らうとした。或人が之に引き徙られたら、必ず窮困するだらうと謂つた。魯人はどうしてかと問うた。或る人は答へた。「屨は履くものだが、越の人は素足で歩くから屨は用ゐない。練絹は冠に作る物だが、越の人は髮を振り亂して居るから冠は用ゐない。あなた方の上手な腕前を以てしても、之を用ゐない國に行つたのでは、困窮しない譯には行くまい」と。

○陳軫貴於魏王。惠子曰。必善事左右。夫楊橫樹之即生。倒樹之即生。折而樹之又生。然使十人樹之。而一人拔之。即無生楊矣。夫以十人之衆。樹

易生之物。而不勝一人者何也。樹之難而去之易也。子雖工自樹於王。而欲去子者衆矣。子必危矣。

訓讀 陳軫、魏王に貴ばる。惠子曰く「必ず善く左右に事へよ。夫れ楊は横に之れを樹るも即ち生じ、倒に之れを樹るも即ち生ず。折りて之れを樹るも又生ず。然れども十人をして之れを樹しめ、而して一人之れを拔けば、即ち生楊無し。夫れ十人の衆を以て、生じ易きの物を樹う、而して一人に勝たざる者は何ぞや。之を樹うるは難くして之れを去るは易きなり。子自ら王に樹うるに工なりと雖も、子を去らんと欲する者衆し。子必ず危からん」と。

通釋 魏の陳軫、王に寵遇された。惠子が之に注意を與へて曰く「是非王の近臣にも如才なくせよ。彼の楊といふものは、横に植ゑても、倒に植ゑても、折つて植ゑても、善く根が着いて活きるものであるが、左ればと言つて、十人がゝりで植ゑても、唯一人之を引き拔けば、活きる楊は無いのだ。十人の多數で、根着き易い物を植ゑても、唯一人にも勝ち得ない譯は何であらう。本來植ゑるといふことは難儀な仕事で、拔き去ることは容易だからである。貴公は自分で一人の王樣に植ゑることは上手

であるが、貴公を去らうとして居る者は却々多い。貴公は必ず危いぞ」と。

○魯季孫新弑其君。吳起仕焉。或謂起曰。夫死者始死而血。已血而衂。已衂而灰。已灰而土。反其土也。無可爲者矣。今季孫乃始血。其毋乃未可知也。吳起因去之晉。

訓讀 魯の季孫新に其君を弑し、吳起仕ふ。或るひと起に謂ひて曰く「夫れ死者は始めて死して血す。已に血して衂す。已に衂して灰す。已に灰して土す。其の土に反るや爲すべき者無し。今季孫乃ち始めて血す。其れ乃ち未だ知る可からざる毋からんや」と。吳起因りて去りて晉に之く。

通釋 魯の季孫が近く其君を殺した。吳起は季孫に仕へて居た。或人が吳起に言つた「人の死せるばかりの時には、生血があるが、やがて死血となり、灰となり、土となるのだ。土に反つては最早手の下し樣がない。今季孫は君を殺したばかりでまだ生血のある時だが、此から後どうなるかゝ分らぬではあるまいか」と。吳起は悟つて晉に去つた。

○隰斯彌。見田成子。田成子與登臺四望。三面皆暢。南望。隰子家之樹蔽之。田成子亦不言。隰子歸。使人伐之。斧離數創。隰子止之。其相室曰。何變之數也。隰子曰。古者有諺曰。知淵中之魚者不祥。夫田子將有大事。事大而我示之知微。我必危矣。不伐樹未有罪也。知人之所不言。其罪大矣。乃不伐也。

訓讀 隰斯彌、田成子を見る。田成子與に臺に登りて四望す。三面皆暢ぶ。南望すれば隰子の家の樹之れを蔽ふ。田成子亦言はず。隰子歸る。人をして之れを伐らしむ。斧離すること數創。隰子之れを止む。其の相室曰く「何ぞ變ずるの數なる」と。隰子曰く「古者諺あり。曰く『淵中の魚を知る者は不祥なり』と。夫れ田子將に大事有らんとす。事大にして我れ之に微を知るを示さば、我れ必ず危からん。樹を伐らざるも未だ罪有らざるなり。人の言はざる所を知るは、其の罪大なり」と。乃ち伐らず。

通釋 齊の大夫隰斯彌が田成子に會うた。田成子は一緒に臺を登つて四方を眺めた。三方はいづれ

も晴れやかに、目を遮るものが無かつた。唯南の方を望むと、隰子の家の樹が蔽うて遠望が出來なくなつて居る。隰子は心中考へたが言はず、田成子も言はなかつた。隰子は家に歸り、人に之を伐らせた。斧にて數ケ所を伐つたが。隰子が之を止めさせた。家宰が伐ることを命じて、直ぐにまた止めさせる、どうしたことかと聞くと、隰子は答へた。「古の諺に淵の魚を知るは不吉だとあるが、彼の田子は今大望を企てゝ居る、其の事は極めて大であるが、此場合自分が人の隱微を見貫くことを示したなら必ず危い。木を伐らなくとも罪にはならぬ。人の言はないところを知るといふことは大きな罪だ」と。そこで木を伐ることは中止した。

○楊子過於宋。東之逆旅。有妾二人。其惡者貴。美者賤。楊子問其故。逆旅之父答曰。美者自美。吾不知其美也。惡者自惡。吾不知其惡也。楊子謂弟子曰。行賢而去自賢之心。焉往而不美。

訓讀 楊子宋に過ぎり、東逆旅に之く。妾二人あり。其の惡なる者は貴く、美なる者は賤し。楊子其の故を問ふ。逆旅の父答へて曰く「美なる者は自ら美とす。吾其の美を知らざるなり。惡なる者は自

ら悪とす。吾其の悪を知らざるなり」と。楊子弟子に謂ひて曰く「行賢にして自ら賢とするの心を去らば、焉くに往くとして美ならざらん」と。

通釋 楊子宋に過ぎり、東方の或る旅舍に泊つた。旅舍に二人の妾があつた。其内の容貌の醜き方は貴ばれ、容貌の美しき方は却つて賤しまれて居た。楊子は其理由を聞いた。旅舍の主人は答へて、美なる方は、自ら美として誇つて居る、私は厭に思ふ。悪なる方は、自ら悪として順しい。私は却て愛らしく思ふと言つた。楊子が弟子に謂つた。「行の賢なる人が自ら賢なりとする心を去つたなら、何處に行つても美なりとされる」と。

語釋 楊子（名は朱、古の賢人。）

○衛人嫁其子。而教之曰。必私積聚。爲人婦而出常也。其成居幸也。其子因私積聚。其姑以爲多私而出之。其子所以自反者。倍其所以嫁。其父不自罪於教子非也。而自知其益富。今人臣之處官者皆是類也。

【訓讀】衞人其の子を嫁す。之れに敎へて曰く「必ず私に積聚せよ。人の婦と爲りて出さゝるは常なり。其の居を成すは幸なり」と。其の子因りて私に積聚す。其の姑以て多く私すと爲して之れを出す。其の子以て自ら反る所の者は、其の以て嫁する所に倍す。其の父自ら子に非を敎ふるを罪とせず、而して自ら其の益〻富むを知とす。今人臣の官に處る者は皆是の類なり。

【通釋】衞の人が其子をお嫁にやつた。敎へて曰ふやう「是非、金錢や品物を蓄めろ。人の妻と爲ては、出されるのが普通で、居坐つて行かれるのは、僥倖だから」と。其子は先方に行つて、內々蓄めた。其姑は私が多いからとして之を離緣した。其反る時の財產は、嫁する時に比し倍もあつた。其父は子に惡事を敎へたことを自ら罪としないで、其益富めるに至つたことを、自ら賢明なりとして得意がつた。今人臣の官職に就き瀆職を敢てして恥ぢざる者は、皆此の類である。

○魯丹三說中山之君而不受也。因散五十金事其左右。復見未語。而君與之食。魯丹出而不反舍。遂去中山。其御曰。及見乃始善我。何故去之。魯丹曰。夫以人言善我。必以人言罪我。未出境。而公子惡之曰。爲趙來間。中

山君因テ索メテ而罪スレ之ヲ。

訓讀 魯丹三たび中山の君に說く。而して受けられず。因りて五十金を散じて其の左右に事へ、復た見えて未だ語らず。而して君之れに食を與ふ。魯丹出でて舍に反らず。遂に中山を去る。其御曰く「見るに及びて乃ち始めより我を善くす。何の故に之れを去る」と。魯丹曰く「夫れ人言を以て我を善くす。必ず人言を以て我を罪せん」と。未だ境を出でずして、公子之れを惡して曰く「趙の爲めに來り間す」と。中山君因りて索めて之れを罪す。

通釋 魯丹が三度中山の君に說いたが受け附けられなかつた。そこで五十兩の金を撒き散らして、近臣に事へた。其後君に見えたところが、まだ話もしない內に御馳走を出して待遇した。魯丹が退出して、寓舍にも立ち反らず、遂に中山を逃げ出した。其御者は言つた。「謁見に及ぶと、直にあんな待遇を受けながら、去らるゝのは何故か」と。魯丹は答へて、人の言を以て自分を善く扱ふからは、又人の言を以て自分を罪するであらうと言つた。逃げてまだ國境を出でない內に、中山の公子は魯丹は趙のために間諜に來たのだと惡言した。因て中山の君は搜索して之を罪刑に處した。

○田伯鼎。好士而存其君。白公好士而亂荊。其好士則同。其所以爲則異。公孫支自刖而尊百里。豎刁自宮而諂桓公。其自刑則同。其所以自刑之爲則異。惠子曰。往者東走。逐者亦東走。其東走則同。其所以東走之爲則異。故曰。同事之人。不可不審察也。

【訓讀】田伯鼎、士を好みて其君を存す。白公、士を好みて荊を亂る。其の士を好むは則ち同じ、其の爲す所以は則ち異なり。公孫支自ら刖して百里を尊くし、豎刁自ら宮して桓公に諂ふ。其の自ら刑するは則ち同じ、其の自ら刑する所以の爲は則ち異なり。惠子曰く「往者東走すれば、逐ふものも亦東走す。其東走するは則ち同じ、其の東走する所以の爲は則ち異なり。故に曰く、事を同じくするの人、審に察せざるべからざるなり」と。

【通釋】田伯鼎は士を好みて之を用ゐ其君の難を救ひ、白公は士を好みて荊國に亂を起した。士を好み養ふことが同じでも其士を好みし譯は違つて居る。公孫支は自ら足を切つて百里奚を推薦し、豎刁は自ら生殖器を切つて桓公に諂つた。其自ら肉刑を施したことは同じいが、其之を爲す譯は違つて居

る。惠子が言つて居る。「東に向つて走る者があれば之を逐ひ行く者も東に向つて走る。其東に向つて走ることは同一だが其の走つて行く譯は同一でない。故に曰く同じ事をする人でも、動機は同一でないから、精細に察知しなければならぬ」と。

語釋 公孫支（秦の穆公の臣。）○百里（百里奚のこと、秦の穆公の臣。）○豎刁（齊の桓公の内豎。）

說林下第二十三

○伯樂教二人相踶馬。相與之簡子廐觀馬。一人擧踶馬。其一人從後而循之。三撫其尻而馬不踶。此自以爲失相。其一人曰。子非失相也。此其爲馬也。踒肩而腫膝。夫踶馬也者。擧後而任前。腫膝不可任也。故後不擧。子巧於相踶馬。而拙於任腫膝。夫事有所必歸。而以有所腫膝而不任。智者之所獨知也。

訓讀　伯樂二人に踶馬を相するを教ふ。相與に簡子の廐に行きて馬を觀る。一人踶馬を擧ぐ。其の一人後よりして之れに循ひ、三たび其尻を撫して馬踶せず。此れ自ら以て相を失ふと爲す。其の一人曰く「子相を失ふに非ざるなり。此れ其の馬たるや、踒肩にして腫膝。夫れ踶馬なるものは後を擧げて前に任ず、腫膝は任ずべからざるなり。故に後擧げず。子踶馬を相するに巧なるも、腫膝を任ずるに拙

なり。夫れ事は必ず歸する所あり。腫膝する所有るを以てして任ぜず。智者の獨り知る所なり」と。

通釋 伯樂が二人の者に、蹴る癖のある馬を見立てることを敎へた。そこで相連れ立つて、趙簡子の厩に行つて、馬を觀察した。一人は或る馬を踶馬であると見立てた。他の一人は馬の後から進み、寄り添うて三度馬の尻を撫でたが、馬が蹴なかつた。蹴る馬なりと見立てたものは、此は間違つたと思つた。ところが他の一人は、あなたが見誤つたのではない。此馬は肩が短くて、膝が太い。元來踶馬は後足を擧げて、體重を前足に任せるものだ。ところが腫膝では體重を持ちきれないから、後足は擧げられない。それだから此馬は蹴ないのだ。あなたは、踶馬を相することは上手に相違ないが、腫膝に任ずるといふ點に關しては見方が下手である。一體、事には、皆重點がある。けれども、馬の腫膝に於ける如く、其儘にはならぬこともあり得る。併し之を見出すことは智者のみのことだ。

語釋 伯樂（姓は孫、名は陽、古の善く馬を相する人。）

〇惠子曰。置猿於柙中。則與豚同。故勢不便。非所以逞能也。

訓讀 惠子曰く「猿を柙中に置く、則ち豚と同じ。故に勢便ならざれば、能を逞しくする所以に

非ざるなり」と。

通釋 惠子が曰く「元來猿は、輕捷なるものなれども、檻の中に入れて置ては、遲鈍なる豚と違ふところがない。故に才能あるものでも、才能を現はすに都合が惡いと、之を十分に發揮することが出來ない」と。

○衞將軍文子見曾子。曾子不起。而延坐席。正身於奧。文子謂其御曰。曾子愚人也哉。以我爲君子也。君子安可毋敬也。以我爲暴人安可侮也。曾子不僇命也。

訓讀 衞の將軍文子、曾子を見る。曾子起たず。而して坐席に延き、身を奧に正す。文子其御に謂ひて曰く「曾子は愚人なるかな。我を以て君子と爲さんか。君子は安んぞ敬する毋かるべけんや。我を以て暴人と爲さんか、暴人は安んぞ侮る可けんや。曾子の僇せられざるは命なり」と。

通釋 衞の將軍、文子が曾子に面會した。曾子は起立もせず。文子を坐席に案內し、己は上座に着いた。文子は不快に思ひ。その御者に言つた。「曾子は愚な人である。私を以て君子を思ふなら、君子

に對しては、敬讓せなければならぬ筈だ。若し又亂暴者と思ふなら、亂暴者は侮ることが出來るものでない。何れにしても曾子は人に對する道を誤つて居る。曾子が僇辱せられずに居るのは僥倖である」と。

語釋 正身於奥（奥は室の西南隅で上座である。正身於奥は上座に著席したこと。）○命（幸の誤だといふ説に從つた。）

○鳥有翢々者。重首而屈尾。將飲於河。則必顚。乃銜其羽而飲之。人之所有飲不足者。不可不索其羽也。

訓讀 鳥に翢翢といふ者あり。重首にして屈尾。將に河に飲まんとす、則ち必ず顚す。乃ち其羽を銜みて之れを飲ましむ。人の飲みて足らざる有る所の者は、其羽を索めざる可からざるなり。

通釋 翢翢といふ鳥は、首が重くて、尾が曲つて居る。河で水を飲まうとすると、必ずひつくりかへる。乃ち他の一匹の翢々が羽を銜へて水を飲ませてやるといふことだ。人間も飲むに困難な場合には羽を銜んで與れるやうな、さうした助けを得る友達が必要だ。

語釋 羽（友の誤りとする説に從つた。）

○鱣似蛇。蠶似蠋。人見蛇則驚駭。見蠋則毛起。漁者持鱣婦人拾蠶。利之所在皆爲賁諸。

訓讀 鱣は蛇に似たり。蠶は蠋に似たり。人蛇を見れば則ち驚駭し、蠋を見れば則ち毛起す。漁者は鱣を持し、婦人は蠶を拾ふ。利の在る所は皆賁諸たり。

通釋 鰻は蛇に似、蠶は芋蟲に似て居る。人蛇を見ればびつくりし、蠋を見ればぞつとする。然るに漁者は鰻を摑へ、婦人が蠶を拾ふ。畢竟利益の在る場合には、人は皆孟賁や專諸のやうな勇者になるものだ。

語釋 鱣（うみへび。鰻の類。）

○伯樂教其所憎者相千里之馬。教其所愛者相駑馬。千里之馬時一。其利緩。駑馬日售。其利急。此周書所謂下言而上用者惑也。

訓讀 伯樂は、其の憎む所の者には千里の馬を相するを教へ、其の愛する所の者には駑馬を相する

を教ふ。千里の馬は時に一、其利緩なり。駑馬は日に售る。其利急なり。此れ周書に所謂下言にして上用なるは惑なり。

通釋 伯樂は其憎める者には千里の馬の鑑定法を教へ、其愛する者には、駑馬の鑑定法を教へた。其譯は千里の馬は、たまに一匹ある位であるから、其鑑定法を習得しても利益が急には來ない。駑馬の賣買は毎日のことであるから、其鑑定法を習得して置けば、利益がどしどし來るといふのだ。周書に謂つてるところの下卑た言葉だが高尚な役に立つものである。

語釋 千里之馬（一日に千里行く馬。） ○惑（衍。或は急の字の誤とするものもある。）

○桓赫曰。刻削之道。鼻莫如大。目不如小。鼻大可小。小不可大也。目小可大。大不可小也。擧事亦然。爲其不可復者也。則事寡敗也。

訓讀 桓赫曰く「刻削の道、鼻は大に如くは莫く、目は小に如くは莫し。鼻の大なるは小にすべく、小なるは大にすべからざるなり。目の小なるは大にすべく、大なるは小にすべからざるなり。事を擧ぐるも亦然り、其の復すべからざるものを爲す。則ち事敗るゝ寡きなり」。

通釋　桓赫が曰く「彫刻術に於ては、鼻は大きい加減に、目は小さい加減にするがいゝ。鼻は大きく出來て居れば小さく拵へ直すことも出來るが、小さくしたのを大きくすることが出來ない。目は小さく出來て居れは大きく拵へ直すことも出來るが、大きくしたのを小さくすることが出來ない。事を起すも其通りで豫め取り返しのつくやうにして置けば失敗が寡い。」

語釋　不(衍字。)

○崇侯惡來知不遇紂之誅也。而不見武王之滅之也。比干子胥知其君之必亡也。而不知身之死也。故曰、崇侯惡來。知心而不知事。比干子胥。知事而不知心。聖人其備矣。

訓讀　崇侯・惡來は紂の誅に遇はざるを知る。而して武王の之れを滅ぼすを見ざるなり。比干・子胥は其君の必ず亡ぶるを知る。而して身の死するを知らざるなり。故に曰く、崇侯・惡來は心を知りて事を知らず、比干・子胥は事を知りて心を知らず。聖人は其れ備はる。

通釋　崇侯・惡來は自分達が紂王に誅せられないことは知つて居たが、武王に滅ぼされることは知ら

なかつた。比干や呉子胥は君の必ず亡びることは知つて居たが、自分達の死するに至ることは知らなかつた。故に曰く「崇侯・惡來は君の心は知つて居たが、事の成り行きを知らず。比干・子胥は事の成り行きは知つて居たが、君の心を知らない。然るに聖人は、心も事も兩つながら知り、兼ね備はるのであるから、國をも存し、身をも殺さぬのである。」

○宋太宰貴而主斷。季子將見宋君。梁子聞之曰。語必可與太宰三坐乎。不然將不免。季子因說以貴主而輕國。

訓讀 宋の太宰、貴くして斷を主どる。季子將に宋君に見えんとす。梁子之れを聞きて曰く「語る必ず太宰と三坐す可きか。然らずんば將に免れざらんとす」と。季子因りて說くに主を貴び國を輕んずるを以てす。

通釋 宋の太宰は、官位高くして、國政の裁斷を主つた。季子が宋君に謁せんとした時、梁子が之を聞いて忠告した。「宋君と御話をする場合には、太宰をも入れて三人同坐でなければなるまい。さうでなく宋君だけに對して話をしたなら、太宰の疑を惹き起して禍を免るゝことが出來まい」と。そこで、

季子は三人同坐し、太宰に對しては、主君の尊ぶべきを說き、宋君に對しては國を輕んじて太宰に委すべきを說き、雙方に阿諛した。

○楊朱之弟楊布。衣素衣而出。天雨。解素衣。衣緇衣而反。其狗不知而吠之。楊布怒將擊之。楊朱曰。子勿擊也。子亦猶是。使女狗白而往。黑而來。子豈能毋怪哉。

訓讀 楊朱の弟楊布、素衣を衣て出づ。天雨ふる。素衣を解き、緇衣を衣て反る。其の狗知らずして之れに吠ゆ。楊布怒りて將に之れを擊たんとす。楊朱曰く「子擊つなかれ。子亦猶ほ是のごとし。女の狗をして白うして往き、黑くして來らしめば、子豈能く怪む毋からんや」と。

通釋 楊朱の弟楊布が白い衣服を着て外出した。雨が降つた。雨降には、白い衣服は汚れるから、黑い衣服に着換へて歸つて來た。すると其飼狗が楊布とは心得ずに、之を吠えた。楊布が怒つて之を擊たうとした。楊朱は曰つた。「擊つな、お前だつて同じことさ。若しお前の狗が白い色して出かけ、黑い色して歸つて來たら、怪まない譯には行くまいぢやないか」と。

○惠子曰羿執鞅。持扞。操弓。關機。越人爭爲持的。弱子扞弓。慈母入室閉戶。故曰可必則越人不疑羿。不可必則慈母逃弱子。

訓讀 惠子曰く「羿は鞅を執り、扞を持し、弓を操り、機を關けば、越人爭ひて爲めに的を持つ。弱子弓を扞れば、慈母室に入りて戶を閉づ。故に曰く、必す可くんば則ち越人も羿を疑はず。必す可からずんば則ち慈母も弱子を逃る」と。

通釋 惠子が曰く「古の弓の名人羿が鞅を執り扞を持ち弓を操り機を引き絞つたとすれば、矢が必ず的に中つて、危險がないから越の人でも爭つて其の的を持つであらう。兒童が弓を引き絞つたとすれば、矢が何處に來るか分らず、危險千萬だから、慈母でも家に入つて戶を締める。故に曰く、的に中ると決つて居るならば、關係疎遠な越人でも羿を疑ふことはしない。的に中るとは決まらぬ、何處に矢が行くか分らぬといふことになれば、親近な慈母でも兒童の矢先を逃げ出す」と。

語釋 鞅（鞅の誤なるべし弓懸。） ○扞（捍に同じ弓小手。） ○機（弩牙。）

○桓公問管仲富有涯乎。答曰。水之以涯。其無水者也。富之以涯。其富已

足者也。人不能自止於足而亡其富之涯乎。

【訓讀】桓公、管仲に問ふ「富涯あるか」と。答へて曰く「水の涯を以てする、其水無き者なり。富の涯を以てする、其富已に足る者なり。人自ら足るに止む能はずして亡ぶ。其れ富の涯か」と。

【通釋】齊の桓公が管仲に問はれた。「富といふものには、涯即ち限界があるものか」と。管仲は答へた。「水の涯は水の有るところと無いところとの境であり、富の限界といふものは、足ると足らざるとの境である。人が其富已に足つても、慾張つて自ら止むことが出來ず、遂に却て其富を失ふに至る。故に足ると足らざるとの境が即ち富の涯即ち限界であらうか」と。

○宋之富賈有監止子者。與人爭買百金之璞玉。因佯失而毀之。負其百金。而理其毀瑕。得千鎰焉。事有舉之而有敗。而賢其毋舉之者。負之時也。

【訓讀】宋の富賈、監止子といふ者あり。人と百金の璞玉を買はんことを爭ひ、因りて佯り失ひて之れを毀ち、其の百金を負ふ。而して其の毀瑕を理め、千鎰を得たり。事之れを舉げて敗るゝあり。而も其の舉ぐる無きに賢る者あり。負の時なり。

通釋 宋の富める商人に監止子といふ者があつた。百兩の璞を買はんとして人と競爭した。因つて過つた振りをして手から落し打毀した。そこで百兩を償ひ、まんまと自分の手に入れた。それから毀れた玉を修理して、二萬兩を得た。凡そ事を行つて失敗しても、尙ほ行はないには賢ることがある。此監止子が償をした時、其時こそは得失の分れ目だ。

語釋 負（償ふ意味。） ○鎰（一鎰は二十兩。）

○有欲以御見荊王者。衆騶妬之。因曰臣能撽鹿。見王。王爲御、不及鹿。自御及之。王善其御也。乃言衆騶妬之。

訓讀 御を以て荊王に見えんと欲する者あり。衆騶之れを妬む、因りて曰く「臣能く鹿を撽す」と。王に見ゆ。王、御と爲りて鹿に及ばず、自ら御して之れに及ぶ。王、其御を善しとす。乃ち衆騶の之れを妬むを言ふ。

通釋 御術を以て、荊王に謁見せんことを希望したものがあつた。多くの御者が妬んだ。そこで臣は能く鹿を撃つことが出來ると言つて御の事は言はなかつた。遂に王に謁見した。王が自分で御せら

れたが鹿には追ひ付けなかつた。彼が御したところが追ひ付いた。王は其の能く御せしを嘉みされた。そこで彼は他の御者連が妬んだことを訴へた。

語釋　檄(撃つ意味。)

○荊令公子將伐陳。丈人送之曰。晉彊。不可不愼也。公子曰。丈人奚憂。吾爲丈人破晉。丈人曰可。吾方廬陳南門之外。公子曰。是何也。曰。我笑勾踐也。爲人之如是其易也已。獨何爲密々十年難乎。

訓讀　荊、公子に令して將に陳を伐たしめんとす。丈人之れを送りて曰く「晉彊し。愼しまざる可からず」と。公子曰く「丈人奚ぞ憂へん。吾丈人の爲めに晉を破らん」と。丈人曰く「可なり。吾方に陳の南門の外に廬せん」と。公子曰く「是れ何ぞや」と。曰く「我勾踐を笑ふ。人の爲めにするの是の如く其れ易くば、獨り何ぞ密密十年の難きを爲さんや」と。

通釋　荊が公子に命令して陳を伐たしめんとした。故老の某が公子を送つて忠告した。「陳は弱いとしても、陳を救ふであらうところの彼の晉は强いから、警戒しなければならぬ」と。公子は言つた。「老

人の御心配は御無用だ。私は晉を破つて老人に御覽に入れる」と。丈人は又言つた。「私は陳の南門外に、不幸の時に喪に居るときの廬を作つて、凶報を御待ちしよう」と。公子は言つた。「それはどうした事か」と。丈人は答へた。「私は彼の越王勾踐のことが、をかしうて堪らんのぢや。人の爲めにすることがそんなに容易なものならば、あの勾踐といふ漢だけが、どうしてあのやうに十年の永い歲月勤勉苦勞をしたことかと、をかしうて堪らんのぢや」と。

語釋 密々（密勿勤苦の意味。）

○堯以天下讓許由。許由逃之舍於家人。家人藏其皮冠。夫弃天下。而家人藏其皮冠。是不知許由者也。

訓讀 堯天下を以て許由に讓る。許由之れを逃れ、家人に舍す。家人其の皮冠を藏す。夫れ天下を弃つ。而して家人は其の皮冠を藏す。是れ許由を知らざる者なり。

通釋 堯、天下を許由に讓つた。許由は受けず、逃げて或る民家に泊つた。其家では皮冠を所有して居たが、客人に盜まれんことを虞れて之を匿した。許由は天下をさへ棄てた人物だのに、家人は皮

冠を盗まれんことを恐れて之を藏すといふのは、全く許由の人物を知らんのだ。

【語釋】家人（民家。）

○三虱相與訟。一虱過之曰。訟者奚說。三虱曰。爭肥饒之地。一虱曰。若亦不患臘之至。而茅之燥耳。若又奚患。於是乃相與聚。嘬其母而食之。彘臞。人乃弗殺。

【訓讀】三虱相與に訟ふ。一虱之れを過ぎて曰く「訟ふる者は奚をか說く」と。三虱曰く「肥饒の地を爭ふなり」と。一虱曰く「若、亦臘の至りて茅の燥くを患へざるか。若、又奚ぞ患へん」と。是に於て乃ち相與に聚まり其母を嘬みて之れを食ふ。彘臞す。人乃ち殺さず。

【通釋】三匹の虱が口論をして居る。其處へ通りかゝつた他の一匹の虱が、三匹の虱に、「何を論爭してゐるのか」と聞くと、三匹の虱が答へた。「肉の肥えた部分を爭つてゐるのだ」と。之を聞いた一匹の虱は、「お前達は十二月の御祭が來ると、茅でもつて燥かれるのを心配せんのだ。その氣樂さでは、何んの心配もいらんことだ」と冷かした。そして三虱も成程と氣がつき、相與に聚り、彘に嘬み着いて之を

食つた。その爲めに鼡が臞せた。御祭に用いる鼡が、から瘦せては駄目だといふので、人は此鼡を殺さなかつた。

語釋 臘（十二月に行はるゝ祭の名。） ○母（鼡から虱が沸いたから母といつたのであらう。）

○蟲有蚘者。一身兩口。爭相齕也。遂相食。因自殺。人臣之爭事而亡其國者、皆蚘類也。

訓讀 蟲に蚘といふ者あり。一身兩口。爭ひて相齕むや、遂に相食み因りて自ら殺す。人臣の事を爭ひて其國を亡ぼす者は皆蚘の類なり。

通釋 蚘といふ蟲がある。一身に口が二つある。相爭うて齕み合ひ、遂に食ひ合つて、其ために自分で自分を殺して仕舞ふ。人臣が事を爭うて遂に其國を亡すに至る者は皆此の類だ。

○宮有堊。器有滌則潔矣。行身亦然。無滌堊之地則寡非矣。

訓讀 宮に堊あり、器に滌あれば則ち潔し。身を行ふも亦然り。滌堊の地無ければ則ち非寡し。

通釋 家には白堊を塗り、器物は洗滌すれば、清潔になる。人の行もその通り、常に修養して態々清潔にするところが無ければ、非行が寡い。

○公子糾將爲亂。桓公使使者視之。使者報曰。笑不樂。視不見。必爲亂。乃使魯人殺之。

訓讀 公子糾將に亂を爲さんとす。桓公使者をして之れを視しむ。使者報じて曰く「笑へども樂しまず。視れども見えず。必ず亂を爲さん」と。乃ち魯人をして之れを殺さしむ。

通釋 公子糾が亂を起さうとして居ると、桓公之を耳にし、使をやつて、樣子を視させた。使者が還り報告した。「公子糾は、笑つても、樂しらしくないし、又物を視ても、目には止まらんやうだ。亂を起すに相違ない」と。そこで魯の人に之を殺させた。

○公孫弘斷髮而爲越王騎。公孫喜使人絕之曰。吾不與子爲昆弟矣。公孫弘曰。我斷髮。子斷頸而爲人用兵。我將謂子何。周南之戰。公孫喜死焉。

訓讀 公孫弘、髮を斷ちて越王の騎と爲る。公孫喜人をして之れと絶たしめて曰く「吾子と昆弟爲らず」と。公孫弘曰く「我は髮を斷つのみ。子は頸を斷ちて人の爲めに兵を用ふ。我將に子を何とか謂はんとす」と。周南の戰に公孫喜死す。

通釋 公孫弘が越の風俗に從ひ、髮を斷つて越王の騎士に爲つた。公孫喜が之を聞き、人を遣はして絶交の挨拶をした。「私は、夷狄の風俗をして越王の騎士となるやうな人とは兄弟たることは御斷りする」と。公孫弘は、「私は髮を斷つたゞけのことだ。貴公は頸の斷たるゝことをも意とせずして、人のために戰爭をして居るではないか。私は貴公については何とも言ひやうが無い」と答へた。果して周南の戰に公孫喜は死んだ。

○有與悍者鄰。欲賣宅而避之。人曰。是其貫將滿也。子姑待之。答曰。吾恐其以我滿貫也。遂去之。故曰。物之幾者非所靡也。

訓讀 悍者と鄰るものあり。宅を賣りて之れを避けんと欲す。人曰く「是れ其貫將に滿たんとす。子姑く之れを待て」と。答へて曰く「吾、其の我を以て貫を滿すを恐るゝなり」と。遂に之れを去る。故

に曰く「物の幾は靡する所に非ざるなり」と。

通釋 亂暴者と隣り合せの者があつた。危險で堪まらんから、住宅を賣つて難を避けようとした。或る人は言つた。「彼の罪惡も最早滿ちて、天罰も來る頃だから姑く待て」と。答へて言ふやう「私は其罪惡が滿ちるといふのは、私に對する罪惡で滿ちるのかも知れんのが心配だ」と。遂に其處を去つた。故に曰く「危險と見たら、躊躇が出來ん」と。

語釋 貫（貫は錢を貫く繩、一本の繩さし繩に錢を貫き終るを滿貫といふ。こゝは之に譬へて罪惡の極に達すること。） ○靡（遲慢の意味。） ○幾（危きなりとする說に從つた。併し兆候と解する方が普通かも知れない。）

○孔子謂弟子曰。孰能導子西之釣名也。子貢曰。賜也能乃導之。不復疑也。孔子曰。寛哉。不被於利。絜哉。民性有恒。曲爲曲。直爲直。孔子曰。子西不免。白公之難。子西死焉。故曰直於行者曲於欲。

訓讀 孔子弟子に謂ひて曰く「孰か能く、子西の釣名を導はんか」と。子貢曰く「賜や能く乃ち之れを導はん。復た疑はざるなり」と。孔子曰く「寛なるかな。利に被らず。絜なるかな、民性恒あり。曲を曲と爲し、直を直と爲す」と。孔子曰く「子西は免れじ」と。白公の難に子西死す。故に曰く「行に直

なるものは欲に曲なり」と。

通釋 孔子が、弟子達に言つた「楚の令尹子西の高名を得て居る譯を言ひ得るものがあるか」と。子貢は答へた「私は言ひ得る。子西は、人を猜疑することが無く、實に寛大である。利に對しては淡白して居て、實に潔白である。民性は恒あり、卽ち善である。直を直とし、曲を曲とする。故に子西を賞讃するのだ」と。孔子は言つた、「子西が果してさうならば、難を免れまい」と。子西は、果して白公の難に死んだ。故に曰く「行を直くする者は、欲を矯める」と。

語釋 導（導は道にて言ふなり。） ○孔子曰寛哉（孔子曰は衍文。）

○晉中行文子出亡。過於縣邑。從者曰。此嗇夫公之故人。公奚不休舍。且待後車。文子曰。吾嘗好音。此人遺我鳴琴。吾好佩。此人遺我玉環。是不振我過者也。以求容於我者。吾恐其以我求容於人也。乃去之。果收文子後車二乘而獻之其君矣。

訓讀　晉の中行文子出亡し、縣邑を過ぐ。從者曰く「此の嗇夫は公の故人なり。公奚ぞ休舍せざる。且く後車を待て」と。文子曰く「吾嘗て音を好む。此の人我に鳴琴を遺る。吾佩を好む。此の人我に玉環を遺る。是れ我が過を振はざる者なり。以て我に容を求むる者は、吾其我を以て人に容を求むるを恐るゝなり」と。乃ち之れを去る。果して文子の後車二乘を收めて之れを其君に獻ず。

通釋　晉の中行文子が出亡して或る縣邑を通過せし際、從者が曰く「此の邑の嗇夫は公の舊知の人である。公は何故其家に休憩されぬのか。暫らく休憩されて、後から來る車を待たれたら、善からうに」と。文子曰く「私が嘗て音樂を好んだ。此人は私に自鳴の琴を呉れた。私は嘗て玉を佩ぶことを好んだ。此人は私に玉の環を呉れた。是は私の無用の樂に耽る過失を救はず。此の贈物に因て私の機嫌を取らうとして居た者であるから、今度は又私を餌にして、他の機嫌を取らうとするであらうことを恐れる」と、乃ち去つた。果して文子の後車二輛を取り押へて之を晉君に獻じた。

語釋　不振（不の字を補つて解する說に從つた。）　○嗇夫（幣を主る官吏。）

○周趮謂宮他曰。爲我謂齊王曰。以齊資我於魏。請以魏事王。宮他曰。不

可。是示之無魏也。齊王必不資於無魏者。而以怨於有魏者。公不如曰以王之所欲。臣請以魏聽王。齊王必以公爲有魏也。必因公。是公有齊也。因以有齊魏也。

訓讀 周趮、宮他に謂ひて曰く「我が爲めに齊王に謂ひて曰へ、齊を以て我を魏に資せよ。請ふ、魏を以て王に事へん」と。宮他曰く「不可。是れ之れに魏無きを示すなり。齊王必ず魏無き者に資して、以て魏ある者に怨まれず。公、王の欲する所を以てせよ、臣請ふ、魏を以て王に聽かんと曰ふに如かず。齊王必ず公を以て魏ありと爲すや、必ず公に因らん。是れ公、齊を有するなり。因りて以て齊魏を有するなり」と。

通釋 魏の周趮が周の臣宮他に謂つて曰く「私のために齊王に謂つて呉れ。齊の國威を假して臣が魏に勢力を得るやうにして下さるならば、臣は魏を以て齊王の御自由になるやうに致さう」と。宮他が曰く「それは駄目だ。それでは貴公が魏に無力であることを示すのみだ。齊王が無力な者を資けて、現在勢力ある者の怨を買ふことは決してしない。貴公はかう言ふべきだ。王の御希望を臣に仰せ付け

られよ。臣は魏を以て王の御指圖通りに致さうと。さうすれば王は貴公を以て魏に勢力を有する者と思ひ、必ず貴公を恃とするに相違ない。さうなると貴公は齊に勢力を有することになり、從つて齊魏兩國に勢力を有することになる」と。

○白圭謂宋令尹曰。君長自知政。公無事矣。今君少主也。而務名。不如令荊賀君之孝也。則君不奪公位。而大敬重公。則公常用宋矣。

訓讀　白圭、宋の令尹に謂ひて曰く「君長ずれば自ら政を知らん。公事無し。今君は少主なり。而して名を務む。荊をして君の孝を賀せしむるに如かざるなり。則ち君公の位を奪はずして、大に敬重せん。則ち公常に宋に用ゐん」と。

通釋　白圭が宋の令尹に謂つた。「主君が成長なされたなら、自ら政を執られるであらう。さうなると公は無勢力の人となつて仕舞はれる。今主君は若年で、又名聲を得るに務めて居らるゝ。就ては彼の荊をして主君の親孝行であることを慶賀させるが宜しい。主君は親孝行の名を喜んで、益々大后に事へられる。さうすれば公は太后の寵を得て居らるゝから、主君は太后に孝行をするためにと思つ

て成長して後でも公の位を奪はないのみならず、大に公を敬重するであらう。則ち公は何時までも、宋に勢力を有することが出來やう」と。

語釋 令尹（令尹は楚にて大夫のことをいふのだ。從つて宋には令尹といふことは無い筈だ。之に就て色々の説明があるが、何れも確實でないから、總て省略に從つた。或は大尹の誤だとも言はれる。） ○孝（君の孝なるは、何故に令尹の位置を重くするに足るかは疑問だが、或は令尹は大后に通じて居るものであらうとの説明もある。）

○管仲鮑叔相謂曰。君亂甚矣。必失國。齊國之諸公子。其可輔者非公子糾則小白也。與子人事一人焉。先達者相收。管仲從公子糾。鮑叔從小白。國人果殺君。小白先入爲君。魯人拘管仲效之。鮑叔言而相之。故諺曰。巫咸雖善祝。不能自祓也。秦醫雖善除。不能自彈也。以管仲之聖。而待鮑叔之助。此鄙諺所謂虜自賣裘而不售。士自譽辯而不信者也。

訓讀 管仲・鮑叔相謂ひて曰く「君の亂甚し、必ず國を失はん。齊國の諸公子、其の輔くべき者、公子糾に非ざれば則ち小白なり。子と人ごとに一人に事へ、先達する者は相收めん」と。管仲は公子糾

に從ひ、鮑叔は小白に從ふ。國人果して君を殺す。小白先づ入りて君と爲る。魯人、管仲を拘へて之れを效す。鮑叔言ひて之れを相とす。故に諺に曰く「巫咸は善く祝すと雖も、自ら祓ふ能はざるなり。秦醫は善く除くと雖も自ら彈ずる能はざるなり」。管仲の聖を以てして鮑叔の助けを待つ。此れ鄙諺に所謂虜自ら裘を賣りて售れず、士自ら辯を譽めて信ぜられざる者なり。

通釋　管仲と鮑叔とが相談した。「君の亂行は實に甚しい。國を失ふに相違ない。齊國の諸公子中で輔佐するに足る者は、公子糾か小白だ。私とあなたとが、銘々一人に事へ、先きに志を得た者が他を推擧することにしよう」と。そして管仲は公子糾に事へ、鮑叔は小白に事へた。國民は果して齊君を殺した。小白は先に齊に入て君となつた。魯人は、當時、魯に居た管仲を捕へて之を齊に送り屆けた。鮑叔は之を推薦して宰相とした。故に諺に巫咸は人の祈禱は出來るけれども自分の祓は出來ない。扁鵲は人の病は療すけれど、自分に鍼は打てないとあるが、管仲程の聖を以てしても、鮑叔の助を要するのだ。此は卑近な諺に謂つてるところの夷人の裘は一向捌けず、士人の辯口自慢は信用されないといふ道理である。

語釋　巫咸（巫はかんなぎ。咸は名。古の神巫。）○秦醫（扁鵲。古の名醫。）○彈（鍼を打つこと。）

○荊王伐吳。吳使沮衞蹶融犒於荊師。荊將軍曰。縛之。殺以釁鼓。問之曰。女來卜乎。答曰。卜。卜吉乎。曰。吉。荊人曰。今荊將以女釁鼓。其何也。答曰。是故其所以吉也。吳使臣來也。固視將軍。將軍怒。將深溝高壘。將軍不怒。將懈怠。今也將軍殺臣。則吳必警守矣。且國之卜。非爲一臣卜。夫殺一臣而存一國。其不言吉何也。且死者無知。則以臣釁鼓。無益也。死者有知也。臣將當戰之時。臣使鼓不鳴。荊人因不殺也。

訓讀 荊王吳を伐つ。吳は沮衞蹶融をして荊師を犒はしむ。荊將軍曰く「之れを縛せよ。殺して以て鼓に釁らん」と。之れに問ひて曰く「女來るとき卜するか」と。答へて曰く「卜す」と。「卜吉か」と。曰く「吉」と。荊人曰く「今荊將に女を以て鼓に釁らんとす。其れ何ぞや」と。答へて曰く「是の故に其の吉なる所以なり。吳、臣をして來らしむるや。固より將軍を視、將軍怒らば將に溝を深く、壘を高くせんとす。將軍怒らずんば將に懈怠せんとす。今や將軍臣を殺さば則ち吳必ず警守せん。且國の卜は一

臣の爲めに卜するに非ず。夫れ一臣を殺して一國を存す、其れ吉と言はずして何ぞや。且死者知る無ければ則ち臣を以て鼓に釁るも益無きなり。死者知るあらば、臣將に戰の時に當り臣鼓をして鳴らざらしめんとす」と。荊人因りて殺さず。

通釋　荊王が吳を伐つた。吳では沮衞蹶融をして荊の軍隊を慰問させた。荊の將軍曰く「之を縛り付けろ、殺して其血を鼓に塗り血祭にしよう」と。そこで、沮衞蹶融に問うて曰く「其方の來るとき吉凶の占をして參つたか」と。答へて曰く「占つた」と。「占が吉であつたか」と。曰く「吉であつた」と。曰く「今荊國で其方を以て血祭にしようとして居るのに、占が吉であつたとは、どうしたものか」と。答へて曰く「それだから吉なのだ。吳が臣をして來らしめたのは、固より將軍の態度を視るためで、將軍が奮勵して居る樣なら、堀を深くし屏を高くして戰備を整へ、若し奮勵して居る樣子が無ければ、守備を弛めようといふのだ。それ故今將軍が臣を殺したなら、吳では必ず警戒を嚴にし守備を固うすることだらう。且占は國のためにするのであつて、一人の臣下のためにするのではない。それだから、臣の來るとき占の吉と形はれたのは、吳國の吉であつて、此一臣の吉では勿論ない。臣が殺され、ために本國では戰備を嚴にし、依つて國家が存することゝなるならば臣を殺して一國を存するものゝ吉で

なくて何であらう。且又死者に知覺が無いものならば、臣を血祭にしたところで、別に不名譽とも苦痛とも感じ得ないから、餘り益にもならんことだし、死者が若し知覺があるならば、臣は戰の時に、鼓が鳴らぬやうにして呉れる」と。荆人はそれで殺すことは止めた。

語釋 釁（血を器に塗つて之を神に供すること。）○犒（酒肉を以て慰問すること。）

○智伯將伐仇由。而道難不通。乃鑄大鐘遺於仇由之君。仇由之君大說。除道將內之。赤章曼枝曰。不可。此小之所以事大也。而今也大以來。卒必隨之。不可內也。仇由之君不聽。遂內之。赤章曼枝因斷轂而驅至齊。七月而仇由亡。

訓讀 智伯將に仇由を伐たんとす。而して道難くして通ぜず。乃ち大鐘を鑄て仇由の君に遺る。仇由の君大に說び、道を除き將に之れを內れんとす。赤章曼枝曰く「不可。此れ小の大に事ふる所以なり。而して今や大以て來る、卒必ず之れに隨はん。內るゝべからざるなり」と。仇由の君聽かず、遂に

之れを內る。赤章曼枝因りて轂を斷ちて驅りて齊に至る。七月にして仇由亡ぶ。

通釋 智伯が仇由といふ國を伐たうとしたが、道が難儀で行かれない。そこで大きな鐘を鑄て仇由の君に遺つた。其實、鐘の運搬のために道を開かせ、軍隊も進むことの出來るやうにしようといふ計略である。仇由の君はそれとも氣が附かず。大に悅んで、道を切り開いて大鐘を國に納れようとした。赤章曼枝は言つた。「其は宜しくない。一體、大鐘を鑄て遺るといふことは、小國が大國に事へる仕方である。然るに今大國の方から遺つて來るといふのは不思議な事である。必ず兵卒が後から續いて來るであらう。納れてはならない」と。仇由の君は聽かないで、とうとう之を納れた。赤章曼枝は此處に居ては危險千萬だと思ひ、狹い路を通るにも差支ないやうに、車の轂を切斷して車を狹くし、急行して齊に行つた。其後七ケ月で果して仇由は亡んだ。

○越已勝吳。又索卒於荊而攻晉。左史倚相謂荊王曰。夫越破吳豪士死。銳卒盡。大甲傷。今又索卒以攻晉。示我不病也。不如起師與分吳。荊王曰。善。因起師而從越。越王怒。將擊之。大夫種曰。不可。吾豪士盡。大甲傷。我與

戰必不克。不如賂之。乃割露山之陰五百里以賂之。

訓讀 越已に吳に勝つ。又卒を荊に索めて晉を攻めんとす。左史倚相、荊王に謂ひて曰く「夫れ越、吳を破り豪士死し、銳卒盡き、大甲傷つく。今又卒を索め以て晉を攻むるは、我に病まざるを示すなり。師を起して與に吳を分つに如かず」と。荊王曰く「善し」と。因りて師を起して越を從ふ。越王怒り將に之れを擊たんとす。大夫種曰く「不可。吾豪士盡き、大甲傷つく。我れ與に戰はゞ必ず克たず。之れに賂ふに如かず」と。乃ち露山の陰五百里を割きて以て之れに賂ふ。

通釋 越は已に吳に勝つた。又晉を攻めんとして兵卒を荊に假らうとした。右史倚相が荊王に謂つて曰く「夫の越は吳を破り、豪勇の士は死し、精銳の卒は盡き、大甲を被る壯士は傷き、疲弊甚しいのだ。然るに今又我に兵卒を索めて晉を攻めようとして居るのは、我に向つて疲弊して居らないことを示さうとするのだ。故に我も軍隊を起して吳を分割する方策を採るが善い」と。荊王は善しと言つて、軍隊を起して越を追擊した。越王も怒つて之を擊とうとしたが、大夫の種が曰く「戰つてはいかん。吾が豪士は盡き、大甲は傷いた。此際荊と戰つたならば、決して克てない。是は戰はないで、却つて賂を遣つて彼の軍を止めた方が善い」と。そこで露山の北方、五百里の地を割いて、賂にした。

語釋　従（追なり。追撃すること。）

○荊伐陳。呉救之。軍間三十里。雨十日。夜星。左史倚相謂子期曰。雨十日。甲輯而兵聚。呉人必至。不如備之。乃爲陳。陳未成也。而呉人至。見荊陳而反。左史曰。呉反復六十里。其君子必休。小人必食。我行三十里。撃之。必可敗也。乃從之。遂破呉軍。

訓讀　荊、陳を伐つ。呉之れを救ふ。軍間三十里。雨ふる十日にして夜星みゆ。左史倚相、子期に謂ひて曰く「雨十日、甲輯して兵聚る。呉人必ず至らん。之れに備ふるに如かず」と。乃ち陳を爲す。陳未だ成らざるに呉人至り、荊の陳を見て反る。左史曰く「呉反復六十里。其の君子必ず休し、小人必ず食はん。我行く三十里、之れを撃たば必ず敗るべきなり」と。乃ち之れを從ひ、遂に呉軍を破る。

通釋　荊が陳を伐つた。呉が之を救つた。兩軍の間は三十里である。雨が十日も續いたが、其晩は星が見えもう晴れた。荊の左史倚相が子期に言つた。「雨降ること十日、其間に呉の甲兵も相當集まつ

たらしい。今夜あたり、呉軍が必ず來ると思ふから、之が防備をするが宜しい」と。乃ち陣立てを始めた。まだ陣列を布き終らぬ内に、呉軍が押し寄せたが、荆軍の陣立の様子を見て反つた。やがて左史は又曰つた。「呉軍は往復六十里の行軍をして居る。將校は休憩し、兵卒は食事でもして居るだらう。此方から押し寄せても三十里で呉軍の半分だ。之を撃たば必ず敗ることが出來る」と。そこで之を追撃して、とう〳〵呉軍を破つた。

○韓趙相與爲難。韓子索兵於魏曰。願借師以伐趙。魏文侯曰。寡人與趙兄弟。不可以從。趙又索兵以攻韓。文侯曰。寡人與韓兄弟。不敢從。二國不得兵。怒而反。已乃知文侯以構於己。乃皆朝魏。

訓讀 韓趙相與に難を爲す。韓子兵を魏に索めて曰く「願はくば師を借り以て趙を伐たん」と。魏の文侯曰く「寡人趙と兄弟たり、以て從ふ可からず」と。趙又兵を索めて以て韓を攻む。文侯曰く「寡人韓と兄弟たり。敢て從はず」と。二國兵を得ず。怒りて反る。已にして乃ち文侯以て己を構するを知り、卽ち皆魏に朝す。

通釋 韓と趙とが不和であつた。韓子は援兵を魏に索めた。「願くば軍隊を借り受けて趙を伐たう」と。魏の文侯は「寡人と趙とは兄弟分である。御仰せに從ひ難い」と斷つた。趙も又軍隊を魏に索めて韓を攻めようとした。文侯は同じ理由で斷つた。「寡人と韓とは兄弟分である。御求めには應じ兼ねる」と。かくて韓も趙も共に魏の援兵を得なかつた。使者が怒つて反つた。其の内に、韓と趙とは、魏の文侯が己等兩國を講和させる考であつたことを知りて、何れも魏に參朝した。

○齊伐魯。索讒鼎。魯以其贋往。齊人曰。贋也。魯人曰。眞也。齊曰。使樂正子春來。吾將聽子。魯君請樂正子春。樂正子春曰。胡不以其眞往也。君曰。我愛之。答曰。臣亦愛臣之信。

訓讀 齊、魯を伐ちて讒鼎を索む。魯其贋を以て往く。齊人曰く「贋なり」と。魯人曰く「眞なり」と。齊曰く「樂正子春をして來らしめよ。吾將に子に聽かんとす」と。魯君、樂正子春に請ふ。樂正子春曰く「胡ぞ其眞を以て往かざるか」と。君曰く「我之れを愛む」と。答へて曰く「臣も亦臣の信を愛む」と。

通釋 齊が魯を伐つて、魯の寶物讒鼎を索めた。魯では贋物を以て行つた。齊人は「贋物だ」とい

ふ。魯人は「眞物だ」と主張した。齊では、「さらば貴國の樂正子春を當國に遣はせ。彼に問うて眞贋を確定しよう」と言つた。魯君は樂正子春に齊に行くことを賴むと、樂正子春は「何故に眞物を以て往かなかつたか」と質問した。魯君は、「惜しいからだ」と答へると、樂正子春は、「それでは臣も矢張、臣の信を失ふを惜む」と言つて、齊に行くことを辭退した。

語釋 將聽子（子は之といふ字の誤だといふ說に從つた。） ○讒鼎（讒といふ地より出でたる魯の寶鼎。）

○韓咎立爲君。未定也。弟在周。周欲重之。而恐韓咎不立也。綦母恢曰。不如以車百乘送之。得立。因曰爲戒。不立則來曰效賊也。

訓讀 韓咎立ちて君と爲る。未だ定まらず。弟周に在り。周之れを重くせんと欲す。而して韓咎の立てざるを恐る。綦母恢曰く「車百乘を以て之れを送るに如かず。立つを得ば因りて戒を爲すと曰へ。立たずば則ち來りて賊を效すと曰へ」と。

通釋 韓の太子咎が立つて君となつたが、まだ地位が安定しない。弟の蟣虱が周に居た。周が之を護り立てゝ韓に於ける地位を重くしてやらうとした。併し韓が之を立てゝ君にしないとすると、周の

ためにならぬと心配した。綦母恢は獻策した。「車百乘を以て送り届けるが宜しい。若し立つことが得たならば、警衛のためだと言はうし、若し立つことが得なかつたならば、貴國の賊蟣虱を引き渡すために、非常を警めたと言はう」と。

語釋 恐韓咎不立也（韓咎の咎は之の誤とする說に從つた。）

○靖郭君將城薛。客多以諫者。靖郭君謂謁者曰。毋爲客通。齊人有請見者。曰。臣請三言而已。過三言。臣請烹。靖郭君因見之。客趨進曰。海大魚。因反走。靖郭君曰。請聞其說。客曰。臣不敢以死爲戲。靖郭君曰。願爲寡人言之。答曰。君聞大魚乎。網不能止。繳不能絓也。蕩而失水。螻蟻得意焉。今夫齊。亦君之海也。君長有齊。奚以薛爲。君失齊。雖隆薛城至於天。猶無益也。靖郭君曰。善。乃輟不城薛。

訓讀 靖郭君將に薛に城かんとす。客以て諫むる者多し。靖郭君謁者に謂ひて曰く「客の爲めに通

ずる毋れ」と。齊人見るを請ふものあり。曰く「臣請ふ、三言して已まん。三言を過ぐれば臣請ふ烹られん」と。靖郭君因りて之れを見る。客趨り進みて曰く「海大魚」と。因りて反り走る。靖郭君曰く「請ふ、其說を聞かん」と。客曰く「臣敢て死を以て戲と爲さず」と。靖郭君曰く「願はくば寡人の爲めに之れを言へ」と。答へて曰く「君大魚を聞くか、網も止むる能はず、繳も絓くる能はず、蕩して水を失へば螻蟻も意を得。今夫れ齊は亦君の海なり。君長く齊を有す。奚ぞ薛を以て爲さん。君齊を失はば、薛城を隆くし天に至ると雖も猶ほ益無きなり」と。靖郭君曰く「善し」と。乃ち輟めて薛に城かず。

通釋 齊の靖郭君田嬰が、領地の薛に城を築かうとした。客の之を諫むる者が多かつた。靖郭君は、五月蠅いと思つたらしく、取次役をする者に命じた。「客が面會を求めても取り次ぎをするな」と。然るに齊國の人で、面會を願ふ者があつた。「臣は唯三言だけ言ひたい。若し三言以上になつたなら、烹殺して戴かう」と。靖郭君は會つた。客は趨り進んで、「海大魚」と三言いつて、走り反つた。靖郭君は意味が分らんから、之を呼び止めて其の譯を聞きたいと言つた。客は、死ぬことは遊びで御座らぬと答へた。靖郭君は、どうかさう言はずに寡人のために話して呉れと頼んだ。客は然らばといふので答へた。「君には大魚の事を聞かれたことがあるか。網も抑へることが出來ず、絲矢でも引つかけることが出來

ない。然るに跳ね廻はつて陸地に乘り上げると、螻蟻などが得意になつて之を苦める。今齊は君にとつては大魚の海である。君は從來長く此の齊に勢力を有して居られる。今更、薛などに彼是なさる必要があるまい。君が齊を失はれたら、薛城などは天に屆くほど高く築いたところで、何の役にも立つまい。必ず海を離れた大魚のやうに螻蟻にまでも苦められることになるだらう」と。そこで靖郭君も悟るところあり、宜しいと答へて、薛に城くことは取り止めにした。

語釋　靖郭君（齊の威王の子田嬰で孟嘗君の父である。）　○繳（鳥や魚を射て、絲で卷き付けるやうにせるもの。）　○蕩（放縱。）

○荊王弟在秦。秦不出也。中射之士曰。資臣百金。臣能出之。因載百金之晉。見叔向曰。荊王弟在秦。秦不出也。請以百金委。叔向受金而以見之晉平公曰。可以城壺丘矣。平公曰。何也。對曰。荊王弟在秦。秦不出也。是秦惡荊也。必不敢禁我城壺丘。若禁之。我曰爲我出荊王之弟。吾不城也。彼如出之。可以德荊。彼不出。是卒惡也。必不敢禁我城壺丘矣。公曰。善。乃城壺

丘。謂秦公曰。爲我出荊王之弟。吾不城也。秦因出之。荊王大說。以鍊金百鎰遺晉。

訓讀 荊王の弟秦に在り。秦出さざるなり。中射の士曰く「臣に百金を資せよ、臣能く之れを出さん」と。因りて百金を載せて晉に之き、叔向を見て曰く「荊王の弟秦に在り。秦出さざるなり。請ふ、百金を以て委せん」と。叔向金を受けて以て晉の平公に見えて曰く「以て壺丘に城づく可しと」。平公曰く「何ぞや」と。對へて曰く「荊王の弟秦に在り、秦出さざるなり。是れ秦・荊を惡むなり。必ず敢て我が壺丘に城くを禁ぜず。若し之れを禁ぜば我曰はん。『我が爲めに荊王の弟を出せ、吾城かざるなり』と。彼如し之れを出さば以て荊に德すべし。彼出さざれば是れ惡を卒ふるなり。必ず敢て我が壺丘に城づくを禁ぜざらん」と。公曰く「善し」と。乃ち壺丘に城づき、秦公に謂ひて曰く「我が爲めに荊王の弟を出せ。吾城かざるなり」と。秦因りて之れを出す。荊王大に說び、鍊金百鎰を以て晉に遺る。

通釋 荊王の弟公子午といふ者が秦に使に行つたところが、秦が之を囚へて歸さない。中射の士が申し出た。「臣に資として百金を賜はらば、臣は秦から取り戻すことが出來る」と。そこで百金を車に

載せて晉に行き、叔向に遇うて曰く「荊王の弟が秦に居るが、秦は之を歸さない。百金を差上げる、然るべく御願ひする」と。叔向は金を受け納め、平公に見えて曰く「壺丘に城を築きませう」と。平公曰く「何故か」と。對へて曰く「荊王の弟が秦に居るが、秦は之を歸さない。是れ秦が荊を惡んで居るからである。我、壺丘に城いて、荊に與みすることを示しても、秦は抗議を申し込まぬであらう。若し抗議を申し出でたなら答へよう。我がために荊王の弟を歸せ、さらば城くことはせまいと。彼若し荊王の弟を歸したなら、我は荊に恩を被せることになる。若し荊王の弟を歸さぬなら、彼は惡事を仕遂げようといふのだから、必ず我の壺丘に築くことを止めないだらう。ところで壺丘に築くことは我のために都合が善い」と。平公は宜しいと曰はれた。そこで壺丘に築城の手筈をなし、秦に謂つた。「我がために荊王の弟を歸せ、さらば築城は中止しよう」と。秦は晉を敵にすることは不利益と思つたから、荊王の弟を歸した。荊王は大に悅んで精金百鎰を出して晉に謝した。

語釋　見之晉平公（之の字は衍。）

○闔廬攻郢戰三勝。問子胥曰。可以退乎。子胥對曰。溺人者一飮而止。則

無溺者。溺者以其不休也。不如乘之以沈之。

訓讀　闔廬郢を攻め、戰ひて三たび勝つ。子胥に問ひて曰く「以て退くべきか」と。子胥對へて曰く「人を溺らすもの一飮して止めば則ち溺るゝ者無し。溺るゝは、其休まざるを以てなり。之れに乘じ以て之れを沈むるに如かず」と。

通釋　呉王闔廬、郢を攻め、三度戰に勝つた。子胥に問うて曰く「もう退軍しようか」と。子胥が對へた「人を溺死せしめようとする者が、一口水を飮ませた位で止めては溺死はしない。溺死するのは水を飮んで飮んで止まないからである。それと同じだ。此勢を逃がさずに、攻撃して、沈めて仕舞はんければならぬ」と。

○鄭人有一子。將宦。謂其家人曰。必築壞墻。是不善人將竊。其巷人亦云。不時築。而人果竊之。以其子爲智。以巷人告者爲盜。

訓讀　鄭の人一子有り、將に宦せんとす。其家人に謂ひて曰く「必ず壞墻を築け。是れ不善人將に竊まんとす」と。其巷人も亦云ふ。時に築かずして人果して之れを竊む。其子を以て智と爲し、巷人の

告ぐる者を以て盜と爲す。

通釋 鄭の人、一人の子があつた。他國に行きて仕官せんとした。其家族に曰ふやう「是非墻の壞れたのを修繕して置け。惡者が盜みに這入るも知れん」と。町内の或る人もさう言つた。ところが果して、盜賊が這入つた。家人は其子を智慧ある者と爲し、巷人を盜賊とした。

餘論 順逆縱横、智辯百出。戰國策士の風貌、宛として見るが如くである。何等の奇筆、何等の妙文。正々の論、固より可。玄々の說亦甚だ可。而かも這種、應變の機智才辯。啻に顏を怡ばすに足るのみではなからう。

觀行第二十四

【敍說】本編は法術を以て鏡となし、自己省察を務むべきを說けるものである。烏獲の力を以てしても、自ら自體を擧ぐる能はざるは、愚人も尙ほ之を知つて居る。然るに自らの知が自らを知る能はざるに至つては、賢者却つて其譏を免かれぬであらう。韓子の此編、以て自己省察の工夫を促すに足ると思ふ。

本編以下大觀に至るまでの六編は、韓子の雜篇を緝錄したるものであらうが、韓子の法治主義、賞罰主義を說いて粗其要を盡したものと謂ひ得るであらう。斯くて韓子政策上の意見は、此等の諸篇によつて一斑を窺ひ得るものと思ふ。

古之人目短於自見。故以鏡觀面。智短於自知。故以道正己。故鏡無見疵之罪。道無明過之怨。目失鏡則無以正鬚眉。身失道則無以知迷惑。西門豹之性急。故佩韋以緩己。董安于之心緩。故佩弦以自急。故以有餘補不

足以長續短。之謂明主。

訓讀 古の人、目は自ら見るに短し、故に鏡を以て面を觀る。智は自ら知るに短し、故に道を以て己を正す。故に鏡は疵を見るの罪無く、道は過を明にするの怨なし。目鏡を失へば則ち以て鬚眉を正す無く、身道を失へば則ち以て迷惑を知るなし。西門豹の性急なり、故に韋を佩び以て己を緩うす。董安于の心緩なり、故に弦を佩び以て自ら急にす。故に有餘を以て不足を補ひ長を以て短に續ぐ。之れを明主と謂ふ。

通釋 目は、自分自らの容貌を見ることが出來ぬもの故、古人は鏡を以て顏を觀、智は又自分自らを知ることの出來ぬもの故、古人は道を以て己を正した。故に鏡は疵を明に示しても罪を受けることも無く、道は過を明かに示しても怨を受けることも無い。目は鏡を失つたなら、鬚や眉の醜いのを直すことも叶はず、身は道を失つたなら、自らの間違つてることを知ることも叶はない。昔魏の文侯の臣西門豹といふ人は、性急であつたから、自らなめし皮を韋物にして緩かにせんと務め、趙簡子の臣董安于といふ人は、兎角緩漫であつたから、弦を佩物にして、自ら嚴にせんと務めた。故に餘あるを以て足らざるを補ひ、長きを以て短きに續ぎ、能く調和せしむるを明主と謂ふのである。

天下有信數三。一曰。智有所不能立。二曰。力有所不能擧。三曰。彊有所不能勝。故雖有堯之智。而無衆人之助。大功不立。有烏獲之勁。而不得人助。不能自擧。有賁育之彊。而無法術。不得長生。故勢有不可得。事有不可成。故烏獲輕千鈞。而重其身。非其身重於千鈞也。勢不便也。離朱易百步。而難眉睫。非百步近而眉睫遠也。道不可也。故明主不窮烏獲。以其不能自擧。不困離朱。以其不能自見。因可勢求易道。故用力寡而功名立。

訓讀 天下信數三有り。一に曰く、智も立つる能はざる所有り。二に曰く、力も擧ぐる能はざる所有り。三に曰く、彊も勝つ能はざる所有り。故に堯の智有りと雖も、而も衆人の助無ければ大功立たず。烏獲の勁有るも人の助を得ざれば、自ら擧ぐる能はず。賁育の彊有るも法術無ければ、長生するを得ず。故に勢得べからざる有り、事成るべからざる有り。故に烏獲は千鈞を輕しとして、其身を重しとす。其身千鈞より重きに非ざるなり。勢便ならざるなり。離朱百步を易しとして眉睫を難し

とす。百歩近くして眉睫遠きに非ざるなり。道可ならざるなり。故に明主烏獲を窮むるに其自ら擧ぐる能はざるを以てせず。離朱を困むるに其の自ら見る能はざるを以てせず。可勢に因りて易道を求む。故に力を用ふる寡くして功名立つ。

通釋　天下に信ずべき道理が三つある。智も功を立て得ぬことがあり、力も擧げ得ぬことがあり、强も勝ち得ぬことがある。即ちこの三つである。故に堯の智を以てしても、衆人の助を得なければ、大巧が立て得ないし、烏獲の力を以てしても、人の助を受けなければ、自分の身體を持ち擧ぐることが出來ぬし、孟賁夏育の强にしても、法術を用ゐなければ、生を全うすることが出來ぬ。それ故、形勢の上に於て不能のこともあれば、事の性質上、成功し得ぬものもある。烏獲は千鈞を輕しとしながら、自體を重しとする。自分の體重が千鈞より重い譯では勿論ない。自分で自體を擧ぐることが、どうしても勝手が惡いからである。離朱は百歩の先も見易しとしながら、自分の眉や睫を見難しとする。百歩が近くて眉睫が遠いといふ譯では毛頭ない。自分の眉睫を見る方法が無いからである。故に明主は人に不能を責めぬ。烏獲に自ら擧ぐることを强ひたり、離朱に其眉睫を見ることを强ひたり、無理な注文をして之を困めることは決してしない。成し得べき勢に乘じて、成し易い方法を求める。故に

力を少く用ひて而かも功が成り名が立つのである。

語釋 烏獲（古の力ある人。）○賁育（孟賁、夏育の兩名で、古の勇士。）○離朱（古の目の明かな人。）

時有滿虛。事有利害。物有生死。人主爲三者、發喜怒之色、則金石之士離心焉。賢聖之撲淺深矣。故明主觀人、不使人觀己。

訓讀 時に滿虛有り、事に利害有り。物に生死有り。人主三者の爲めに喜怒の色を發すれば則ち金石の士心を離す。賢聖の撲淺深せん。故に明主人を觀て、人をして己を觀しめず。

通釋 時には到來せるあり、到來せざるあり。事には利もあり害もあり。物には生もあり、死もある。天下の事、さう意の如くなるものでは決して無い。然るに人主たるもの、此時や事や物の如何によつて動かされ、輕々しく喜怒の情を顏色に表はすやうであつたなら、忠義鐵石の如き士でも心が動き、賢聖の徒は人主の心の深淺を測るに至らう。故に明主は人の人物を觀破するのであるが、自らの人物を人から觀破されはしない。

明於堯不能獨成。烏獲之不能自舉。賁育之不能自勝。以法術則觀行之

道畢ル矣。

訓讀 堯獨り成す能はず、烏獲の自ら擧ぐる能はず、賁育の自ら勝つ能はざるを明にし、法術を以てすれば則ち觀行の道畢る。

通釋 堯の聖を以てしても、獨りでは成功の出來ぬものであり、烏獲の力を以てしても、自らを擧げ得ぬものであり、賁育の强を以てしても、自らに勝てぬものである。此の道理を明にして、自己の行を觀るに法術を以て鏡とするならば、觀行の道は十分である。

安危第二十五

叙説 始めに、安術の七項目、危道の六項目を列示し、更に國家安危の別るゝ所以を詳論したものである。

安術有七。危道有六。安術。一曰。賞罰隨是非。二曰。禍福隨善惡。三曰。生死隨法度。四曰。有賢不肖而無愛惡。五曰。有愚智而無非譽。六曰。有尺寸而無意度。七曰。有信而無詐。

訓讀 安術七有り。危道六有り。安術。一に曰く、賞罰は是非に隨ふ。二に曰く、禍福は善惡に隨ふ。三に曰く、生死は法度に隨ふ。四に曰く、賢不肖有りて、愛惡無し。五に曰く、愚智有りて非譽無し。六に曰く、尺寸有りて意度無し。七に曰く、信有りて詐無し。

通釋 天下を安んずる術は七つあり。又、危くする道は六つある。安術、第一、是は賞し、非は罰

する。第二、善には福を授け、惡には禍を與ふ。第三、殺すも生かすも、法律制度に據る。第四、賢愚を別つも、愛惡の念を挾まない。第五、愚智を別つも、毀譽を信じない。第六、法度があつて、臆度が無い。第七、信があつて詐が無い。

危道。一曰。斲削於繩之內。二曰。斷割於法之外。三曰。利人之所害。四曰。樂人之所禍。五曰。危人之所安。六曰。所愛不親。所惡不疏。

訓讀　危道。一に曰く、繩の內に斲削す。二に曰く、法の外に斷割す。三に曰く、人の害とする所を利とす。四に曰く、人の禍とする所を樂しむ。五に曰く、人の安しとする所を危しとす。六に曰く、愛する所は親しまず。惡む所は疏んぜず。

通釋　天下を危くする道、第一は、法度を十分に適用せず。第二、法度を越えて適用す。第三、人の害とするところを利とする。第四、人の禍とするところを樂みとする。第五、人の安しとするところを危しとする。第六、愛しても親まず、惡みても疏んじない。

如此則人失其所以樂生。而忘其所以重死。人不樂生。則人主不尊。不重

死。則令不行。

訓讀 此の如くなれば則ち人其の生を樂しむ所以を失ひて、而して其の死を重んずる所以を忘る。人生を樂しまざれば、則ち人主尊からず。死を重んぜざれば、則ち令行はれず。

通釋 此の如く危道を踏むに至れば、人其生活の基準を失ひ、生をも樂まざるに至り、死をも憂へざるに至るであらう。人、生を樂まざるに至れば、人主も尊からず。死を憂へざるに至れば、制令も行はれない。

使天下皆極智能於儀表。盡力於權衡。以動則勝。以靜則安。治世使人樂生於爲是。愛身於爲非。小人少而君子多。故社稷長立。國家久安。奔車之上無仲尼。覆舟之下無伯夷。故號令者國之舟車也。安則智廉生。危則爭鄙起。故安國之法。若饑而食寒而衣。不令而自然也。先王寄治理於竹帛。其道順。故後世服。今使人饑寒去衣食。雖賁育不能行。廢自然。雖順道而

不立。彊勇之所不能行。則上不能安。上以無厭責已盡。則下對無有。無有則輕法。法所以爲國也。而輕之則功不立。名不成。

訓讀　天下をして皆智能を儀表に極め、力を權衡に盡さしむ。以て動けば則ち勝ち、以て靜にすれば則ち安し。世を治むる、人をして生を是を爲すに樂しみ、身を非を爲すに愛ましむれば、小人少くして君子多し。故に社稷長く立ち、國家久しく安なり。奔車の上に仲尼無く、覆舟の下に伯夷無し。故に號令は國の舟車なり。安ければ則ち智廉生じ、危ければ則ち爭鄙起る。故に國を安んずるの法、饑ゑて食ひ寒へて衣るが若く、令せずして自ら然るなり。先王治理を竹帛に寄す。其道順なり。故に後世服す。今人をして饑寒に衣食を去らしむれば、賁育と雖も行ふ能はず。自然を廢せば、順道と雖も立たず。彊勇の行ふ能はざる所は則ち上安き能はず。上厭く無きを以て已に盡きたるを責むれば、則ち下有る無しと對ふ。有る無ければ則ち法を輕んず。法は國を爲むる所以なり。之れを輕んずれば則ち功立たず、名成らず。

通釋　天下の人をして、儀表權衡、別言すれば、法令に從つて智能精力を十分に發揮せしむべきであ

る。さうすれば、事あれば必ず他に勝つことを得、事なければ必ず自ら安かなるを得る。政治の法は、人をして生を樂んでは是を爲さしめ、身を愛しては非を爲さゞらしめるに在る。斯くすれば小人が少くなつて、君子が多くなり、國家が永久に平和であるであらう。奔り狂ふ車には孔子が居らず、顚覆する舟には伯夷は居ない。君子は危きには近寄らないのだ。國家の法令も舟車の如くである。平和を來すに足る法令の下には孔子伯夷の如き智廉の士が生じ、危亂を起すに足る法令の下には爭奪鄙吝が生ずるのである。故に國家を平安にする法は、令せずとも自ら行はるゝこと譬へば饑ゑては食ひ、寒へては衣るが如きもので、何等の無理の無いものである。先王が政治の理法を書籍に載せて居る。極めて順當で無理が無いから、後世の人も之に服するのだ。然るに之に反して法令が無理無體であつて、饑ゑても食はしめず、寒へても衣せしめずといふ如き、自然に背き、人情に合しないものであつたならば、孟賁夏育の腕力を以て强制執行をしようとしても、到底實施の出來る筈のものでない。故に自然に背いた法令は假りに一片の理窟には合ふやうに見えても、決して成立すべきものでは無い。孟賁と雖も執行する能はざる程であるから、其結果は上の人も安穩に居ることが不能に至らう。而かも誅求止まず、民產盡きて、尙ほ收歛を事としたならば、民は唯一物も無しと答ふる外ないであらう。無

産の民は自暴自棄に陷り、無法の法令の如きは之を輕んじて守らうとしまい。民が國法を輕んずるに至つては、功の立ち名の成る理由が無いのである。

聞古扁鵲之治甚病也。以刀刺骨。聖人之救危國也。以忠拂耳。刺骨。故小痛在體而長利在身。拂耳。故小逆在心而久福在國。故甚病之人。利在忍痛。猛毅之君。以福拂耳。忍痛。故扁鵲盡巧。拂耳則子胥不失。壽安之術也。病而不忍痛則失扁鵲之巧。危而不拂耳則失聖人之意。如此長利不遠垂。功名不久立。

訓讀　聞く、古扁鵲の甚病を治むるや、刀を以て骨を刺す。聖人の危國を救ふや、忠を以て耳に拂る。骨を刺す。故に小痛體に在りて長利身に在り。耳に拂る、故に小逆心に在りて、久福國に在り。故に甚病の人は利痛を忍ぶに在り。猛毅の君は福を以て耳に拂る。痛を忍ぶ、故に扁鵲巧を盡し、耳に拂れば則ち子胥失はず。壽安の術なり。病みて痛みを忍ばざれば則ち扁鵲の巧を失ひ、危くして耳

に拂らざれば則ち聖人の意を失ふ。此の如くなれば長利遠く垂れず、功名久しく立たず。

【通解】聞くところによれば、古の名醫扁鵲が至難の病を治療するときには、刀を患者の骨に刺し込み大手術を行つたといふことだ。それと同じく、聖人が危難に臨んだ國を救ふときには、忠義の諫言耳に逆ふのである。骨を刺す程の大治療をなすから、痛いことは痛いであらうが、永久の利益を身體に得ることになる。耳に拂る諫言は、癪に觸るであらうが、國に永久の幸福を與へる。故に難病に罹つた人は痛を忍べば利益になり、剛勇な君は能く耳に拂る諫言を以て福と爲すのだ。患者が苦痛を忍ぶから、扁鵲も手腕を振ふことが出來、君主が諫言を聽き入れるから、伍子胥も忠義を盡すことが出來る。是は實に人の命を長くし、國を安らかにするの方法である。患者が苦痛を忍ばざれば、扁鵲の技倆も施すことが出來ず、國の危き場合に耳に拂る忠言を聽くことが出來なければ、聖人の意を失ふことになる。左すれば、長利は遠く傳はらず、功名も長く存在はしない。

○人主不自刻以堯。而責人臣以子胥。是幸殷人之盡如比干。盡如比干、則上不失。下不亡。不權其力而有田成。而幸其臣盡如比干。故國不得一

安。

訓讀 人主自ら刻するに堯を以てせず、而して人臣に責むるに子胥を以てす。是れ殷人の盡く比干の如きを幸ふ。盡く比干の如くなれば則ち上失はず、下亡びず。其力を權らざれば、田成有り。而して其臣盡く比干の如きを幸ふ。故に國一安を得ず。

通釋 人主自ら堯の如き聖人たるを期せずして、人臣に對しては子胥の如くならんことを求めるのは、此は恰も殷の人民の悉く比干の如き忠臣たらんことを希ふものである。勿論、人民が盡く比干の如き忠臣であるならば、天下國家を失はず、其身を亡ぼさないことが出來ようけれども、君たるものが力を權衡に盡さなかつたなら、自然臣下に田成の如き逆臣も出て來るのだ。而かも尚ほ臣下が盡く比干の如き忠臣たらんことを望んで居る。出來る相談では無い。故に國は決して安きことを得ないのである。

○廢堯舜而立桀紂。則人不得樂所長。而憂所短。失所長則國家無功。守所短。則民不樂生。以無功御不樂生。不可行於齊民。如此則上無以使下。下無以事上。

訓読 堯舜を廢して桀紂を立つれば、則ち人長とする所を樂しみ、而して短とする所を憂ふるを得ず。長とする所を失へば則ち國家功無く、短とする所を守れば則ち民生を樂しまず。無功を以て生を樂まざるを御するは、齊民に行ふべからず。此の如くなれば則ち上以て下を使ふ無く、下以て上に事ふる無し。

通釋 堯舜の如き君を廢して、桀紂の如き君を立てたならば、人民は己の長所を發揮して樂むことを得ず。却つて其短所を用ひて憂へざるを得ざるに至らう。人民が長所を發揮するを得ざれば、國家に功績が擧らず、其短所をも守らざるを得ざれば、樂みて世を送ることが出來ない。無功の國家を以て、生を樂まざる人民を御するといふことは、一般に行ひ得べきことで無い。斯くては、上は下を使ふことが出來ず、下が上に事へることも出來ない。

語釋 長短（長を以て幸福とし、短を以て不幸とする說もあるから附記して置く。）

○安危ハ在リテ二是非ニ一。不レ在ラ二於彊弱ニ一。存亡ハ在リテ二虛實ニ一。不レ在ラ二於衆寡ニ一。故ニ齊ハ故ト萬乘也。而シテ名實不レ稱ハ。上空二虛ニシ於國內ニ一。不レ充二滿セ於名實ニ一。故ニ臣得タルニ以テ成スヲ二其簒弑ヲ一也。而シテ無ク二是

非賞於無功。使讒諛以詐僞爲貴。誅於無辜。使傴以天性剖背。以詐僞爲是。天性爲非。小得勝大矣。

訓讀　安危は是非に在りて、強弱に在らず。存亡は虚實に在りて衆寡に在らず。故に齊は故萬乘なり。而して名實稱はず。上國内に空虚に、名實に充滿せず。故に臣以て其簒弑を成すを得たるなり。而して是非なく、無功を賞し、讒諛を使ひ詐僞を以て貴と爲し、無辜を誅し、傴を天性を以てして背を剖かしめ、詐僞を以て是と爲し、天性を非と爲す。小、大に勝つを得。

通釋　國の安危は是非にあるので、國の強弱にあるのでない。存亡は、國權の虚實にあるので、人民の衆寡にあるのでない。是非を正さず、國權が虚であらば、所謂強國も危く、所謂大國も亡びる。故に彼の齊は萬乘の國であつたが、名實稱はず、君は徒に虚器を擁し、名に對して實が充足しなかつたから臣が簒弑を逞うすることが出來た。是を是とし非を非とする標準もなく、從て無功の者を賞し、讒諛の者を使用し、詐欺を貴び無罪の者を殺し、傴は生れ付きであるのに背を剖いて直くせようとするが如き、詐欺を是として天性の眞實を非とする。斯くて小は大を制することにもなるに至るので、

安危存亡は是非虚實に在りて強弱衆寡にあるのでない。

○明主堅內。故不外失。失之近。而不亡於遠者無有。故周之奪殷也。拾遺於庭。使殷不遺於朝。則周不敢望秋毫於境。而況易位乎。

訓讀 明主內を堅くす。故に外に失はず。之れを近きに失ひて遠きに亡はざる者有る無し、故に周の殷を奪ふや遺ちたるを庭に拾ふ。殷をして朝に遺さざらしめば、則ち周敢て秋毫を境に望まず。而も況や位を易ふるをや。

通釋 明主は、內部を堅實にする。故に自然外部に於ても失ふことは無い。近い朝廷の內に失つて、而かも遠い邊境に於ては失はないといふ例は無いことである。故に周が殷の天下を奪ふに當ては、庭に遺ちてるものを拾ふやうであつた。殷が朝廷に遺物をしなかつたなら、周は秋毫ほどの微少の土地でも而かも遠い邊境に於てすら望むことは出來なかつたらう。況して、天子の位を易へて自分が天子になるなどいふことが出來やうことか。

○明主之道。忠法。其法忠心。故臨之而法。去之而思。堯無膠漆之約於當

世而道行。舜無置錐之地。於後世而得結。能立道於往古而垂德於萬世者。之謂明主。

訓讀 明主の道は法に忠に、其法は心に忠なり。故に之れに臨みて法り、之れを去りて思ふ。堯、膠漆の約無きも、當世に於て道行はる。舜錐を置くの地無きも、後世に於て結ぶを得たり。能く道を往古に立て德を萬世に垂るゝ者、之れを明主と謂ふ。

通釋 明主の道は、法度に對し忠實なることである。而かも其法度は心の誠より出でゝ居る。故に民に臨めば民は法度の儘に行ひ、世を去つても民は尙ほ之を思慕する。堯には膠漆の如き堅く結んだ約束も無いが其世に於て道が行はれ、舜には錐の尖きを置く程の領地も無かつたが、其德が後世に至るまで人心を結ぶことが出來た。斯の如く能く道を遠い古に樹て、德を萬世の後までも傳へる者、之を明主と謂ふのである。

守道第二十六

敍說 此篇は人主國を守るの道を說き、韓子の法治主義と、信賞必罰主義とを闡明したものである。

○聖王之立法也。其賞足以勸善。其威足以勝暴。其備足以完法。治世之臣。功多者位尊。力極者賞厚。情盡者名立。善之生如春。惡之死如秋。故民勸極力而樂盡情。此之謂上下相得。上下相得。故能使用力者。自極於權衡而務至於任鄙。戰士出死而願爲賁育。守道者皆懷金石之心。以死子胥之節。用力者爲任鄙。戰如賁育。守爲金石。則君人者高枕而守已完矣。

訓讀 聖王の法を立つるや、其の賞は以て善を勸むるに足り、其の威は以て暴に勝つに足り、其の備は以て法を完うするに足る。治世の臣、功多き者は位尊く、力極まる者は賞厚く、情盡くる者は名立つ。之れを善みすれば生すこと春の如く、之れを惡めば死すこと秋の如し。故に民力を極むるに勸

て情を盡すを樂しむ。此れ之れを上下相得と謂ふ。上下相得。故に能く力を用ふる者をして、自ら權衡に極め任鄙に至るを務めしめ、戰士をして死に出で丶賁育爲るを願はしめ、道を守る者をして皆金石の心を懷き、以て子胥の節に死せしむ。力を用ふる者任鄙たり、戰へば賁育の如く、守れば金石爲れば、則ち人に君たる者、枕を高くして守り已に完し。

【通釋】聖人たる王者の法度の立て方は、其賞は人が善を爲す心を引起さしむるに足り、其罰は人の暴行を制するに足り、其行法設備は法を完全に行ふに足るのである。政治に參する臣下で功の多い者は高位を得、全力を擧げて働いた者は厚き賞與を得、忠誠を盡した者は名譽が立つ。君が之を嘉みすれば之を養ふこと春の萬物を養ふが如く、之を惡み罰するときは、之を殺すこと秋の草木を枯すが如くである。故に人民は全力を出すに勵み、至情を注ぐを樂む。上は能く賞罰を行ひ、下は之によつて全力至情を注ぐ、上と下とがしつくり合うて居るを謂ふべきである。上下相和して居る故に、力を用ゐる者は、法度を十分に守つて、古の力士任鄙たるべく務め戰士は死力を出して古の賁育たるべく願ひ、道を守る者は皆金石の如き心を抱いて、節に死すること伍子胥の如くならうとする。力を用ゐる者が任鄙の如くであり、戰ふときは賁育の如く、節を守ること金石の如くであつたならば、人君は枕

を高うして安らかに眠り、而かも、天下の守りは已に十分である。

語釋 任鄙（秦の力士。）

○古之善守者。以其所重。禁其所輕。以其所難。止其所易。故君子與小人俱正。盜跖與曾史俱廉。何以知之。夫貪盜不赴谿而掇金。赴谿而掇金。則身不全。賁育不量敵。則無勇名。盜跖不計可。則利不成。

訓讀 古の善く守る者は其の重んずる所を以て其の輕んずる所を禁じ、其の難しとする所を以て其の易しとする所を止む。故に君子と小人と俱に正しく、盜跖と曾史と俱に廉なり。何を以て之れを知るか。夫の貪盜も谿に赴きて金を掇はず。谿に赴きて金を掇へば、則ち身全からず。賁育敵を量らざれば則ち勇名無く、盜跖可を計らざれば則ち利成らず。

通釋 古の立派に天下を守つた者は、重き罰を以て輕き罪を禁じ、之を受くれば非常に困難な刑を以て、犯さざること極めて容易な非行を止めた。故に君子は勿論小人も正しくなり、盜跖も曾史とともに廉潔たり得た。何を以て之を知るかといふに、彼の貪慾な泥棒でも危險な谿に赴いて黃金を拾は

うとはしない。谿に赴いて金を拾はうとすれば命が無くなるからである。彼の賁育の如き勇士でも相手を考へずに戰つたら、勇名を得ることが出來まいし、盜跖でも其場合を考へずに手を出したら、利得が無いであらう。故に嚴罰主義を實行して、人民が利害の打算上、罪を犯さぬやうにするが宜しい。

語釋　盜跖（古の大盜。）　〇曾史（曾參と史鰌、共に古の道を守りし人。）

〇明主之守禁也。賁育見侵於其所不能勝。盜跖見害於其所不能取。故能禁賁育之所不能犯。守盜跖之所不能取。則暴者守愿。邪者反正。大勇愿。巨盜貞。則天下公平。而齊民之情正矣。

訓讀　明主の禁を守るや、賁育其の勝つ能はざる所に侵され、盜跖其の取る能はざる所に害せらる。故に能く賁育の犯す能はざる所を禁じ、盜跖の取る能はざる所を守れば、則ち暴者は愿を守り、邪者は正に反る。大勇愿に、巨盜貞なれば、則ち天下公平にして齊民の情正し。

通釋　明主の禁令を勵行するや、若し之を犯す者があると、賁育でも勝つ能はざる重刑を課し、盜跖でも取る能はざる嚴罰に處する。賁育でも犯す能はざるところを禁じ、盜跖でも取る能はざるとこ

ろを守るから、亂暴者も謹愼を守り、邪惡な者も正直に反る。大勇の者が謹厚で、大盜が忠貞であれば、天下は公平で、一般民の心は正しくなる。

○人主離法失人則危於伯夷不妄取而不免於田成・盜跖之禍也。今天下無一伯夷而姦人不絕世。故立法度量。

訓讀 人主法を離れ人を失へば、則ち伯夷の妄りに取らざるを危まれ、而して田成・盜跖の禍を免れざるなり。今天下一伯夷無くして姦人世に絕えず。故に法を度量に立つ。

通釋 人主が法度を離れ、法術の士を失つたならば、伯夷の如き廉潔の人でも妄りに財を取らないと安心することが出來ず、田成や盜跖やの禍を免ることが出來ない。然るに今天下一人の伯夷が無くて姦惡な者は世に絕えない。故に法を立てゝ規律を確立するのだ。

○度量信則伯夷不失是而盜跖不得非。法分明則賢不得奪不肖。彊不得侵弱。衆不得暴寡。託天下於堯之法則貞士不失分。姦人不徼幸。寄千

金於羿之矢則伯夷不得亡。而盜跖不敢取。堯明於不失姦。故天下無邪。羿巧於不失發。故千金不亡。邪人不售而盜跖止。

訓讀　度量信なれば則ち伯夷は是を失はず、盜跖も非を得ず、法分明なれば則ち賢は不肖を奪ふを得ず。彊は弱を侵すを得ず。衆は寡を暴するを得ず。天下を堯の法に託せば、則ち貞士分を失はず。姦人幸を徼めず。千金を羿の矢に寄すれば則ち伯夷も亡ふを得ず、盜跖も敢て取らず。堯、姦を失はざるに明なり。故に天下邪なし。羿發を失はざるに巧なり。故に千金亡はず。邪人售れずして盜跖止む。

通釋　度量即ち規律法度が確立すると、伯夷は其善たる所以を失はず、盜跖も非行を遂ぐるを得ず。法が分明であれば、賢者と雖も不肖者を凌ぐことが出來ず、强者と雖も弱者を侵すことが出來ず、多數と雖も少數に横暴を加ふることが出來ない。天下を堯の立てた法度の儘に治めたならば、忠貞の士は其地位を失はず、姦人も僥倖を求めない。千兩の金を羿の矢に托したならば、伯夷でも之を失ふ氣遣なく、盜跖でも之を取ることが出來ない。つまり、堯の聰明は、姦物を逃がさないから天下に邪惡が無くなり、羿の矢が百發百中であるから千金を失はないのだ。斯の如くなれば、邪人は世に用ゐら

れず、盜跖は其跡を絶つのである。

【語釋】羿（古の弓道の達人。）

○如此。故圖不載宰予。不擧六卿。書不著子胥。不明夫差。孫吳之略廢。盜跖之心伏。人主甘服於玉堂之中。而無瞋目切齒傾取之患。人臣垂拱金城之內。而無扼腕聚脣嗟唶之禍。

【訓讀】此の如し、故に圖に宰予を載せず、六卿を擧げず。書に子胥を著さず、夫差を明にせず。孫吳の略廢し、盜跖の心伏す。人主玉堂の中に甘服し、瞋目切齒傾取の患無く、人臣金城の內に垂拱し、扼腕聚脣嗟唶の禍無し。

【通釋】かやうな譯であるから、世に宰予や六卿などの如き亂臣が出ない、從つて彼等が圖に描かる る筈もなく、伍子胥の如き臣も出なければ、夫差の如き君も出ないから、是亦書物に著はし明かにされる筈もない。孫子吳子の兵略も世に用なく、盜跖の如き泥棒も心服して惡事を働かない。人主は立派な御殿の內に安かに眠ることが出來て、目を瞋らし、齒を食ひしばつて忿怒するの要も無く、人臣

は堅城の中に衣を垂れ手を拱いて居ることが出來、腕を握り口を食ひしばつて、慨嘆するの禍が無い。

語釋 甘服（甘食美衣と解せられるが、服は眠の誤なるべしとの説に從つた。） ○傾取（意論詳ならず。恐らくは謬であらう。或は國を傾け取らるゝにと讀んで解するものもあれども如何にや。）

○服虎而不以柙。禁姦而不以法。塞僞而不以符。此賁育之所患。堯舜之所難也。故設柙非所以備鼠也。所以使怯弱能服虎也。立法非所以備曾史也。所以使庸主能止盜跖也。爲符非所以豫尾生也。所以使衆人不相謾也。不恃比干之死節。不幸亂臣之無詐也。恃怯士之所能服。握庸主之所易守。當今之世。爲人主忠計。爲天下結德者。利莫長於此。故君人者無亡國之圖。而忠臣無失身之畫。明於尊位必賞。故能使人盡力於權衡。死節於官職。通於賁育之情。不以死易生。明於盜跖之貪。不以財易身。則守國之道畢備矣。

訓讀 虎を服するに柙を以てせず、姦を禁ずるに法を以てせず、僞を塞ぐに符を以てせず。此れ賁育の患とする所、堯舜の難んずる所なり。故に柙を設くるは鼠に備ふる所以に非るなり。怯弱をして能く虎を服せしむる所以なり。法を立つるは曾史に備ふる所以に非るなり。庸主をして能く盜跖を止めしむる所以なり。符を爲るは尾生に豫ふる所以に非るなり。衆人をして相謾かざらしむる所以なり。比干の節に死するを恃まず、亂臣の詐無きを幸はざるなり。怯士の能く服する所を持し、庸主の守り易き所を握る。今の世に當り人主の爲めに計を忠にし、天下の爲めに德を結ぶ者、利此れより長なるは莫し。故に人の君たる者には亡國の圖無くして、忠臣は身を失ふの畫なし。位を尊くし賞を必するを明にす。故に能く人をして力を權衡に盡し、節に官職に死し、賁育の情に通じ、死を以て生を易へず、盜跖の貪を明にし、財を以て身に易へざらしめば、則ち國を守るの道畢く備はる。

通釋 一體、虎を屈服せしむるに柙を用ひず、姦を止むるに法度を用ゐず、詐欺を拒ぐに割符を用ゐないことは、賁育の力でも堯舜の聖でも難儀な事である。故に柙を設けるのは鼠に備ふるのではない。臆病な弱い者にも能く虎を御せしむる爲めである。法度を立てるのは、曾參や史鰌やに備ふる爲めではない。平凡な君主をして能く盜跖の非行を止めしめる爲である。割符を造るのは、尾生のやう

な信用厚き人に備ふる爲めではない、普通並の人が相欺くことのないやうにする爲めである。故に、比干の節に死するが如き容易に得がたき事を恃みとせず。亂臣の自ら詐を爲さざるが如き當てにならぬ事を希はず。臆病者でも虎を服し得る方法を守り、平凡の主でも國を守り得る方法を操ることが肝要である。今の世に當つて、人主の爲めに忠實に計り、天下の爲めに恩德を結ばんとするには、此に越した利益は他に無いのである。斯くて、世に亡國の君の畫とか、身を殺した忠臣の繪とかいふものは無くなる譯である。功多き者には尊位を與へて必賞を明にし、人をして力を盡して法度を守り、官職の爲めには節に死せしめるやうに導き、彼の賁育の如きものゝ氣象を解して、重罰を設け、必死を賭してまで法令を犯すなからしめ、又彼の盜跖の貪慾心を解して、嚴刑を設け、必死を冒してまで賊を働かざらしめたならば、國家を守るの道は十全である。

用人第二十七

叙説　冒頭、古の能く人を用ふる者といへる用人の語を採りて題目となし、人を用ひるの道を詳説したものである。

聞古之善用人者。必循天順人而明賞罰。循天則用力寡而功立。順人則刑罰省而令行。明賞罰則伯夷盗跖不亂。如此則白黑分矣。

訓讀　聞く、古の善く人を用ふる者は、必ず天に循ひ、人に順ひ、而して賞罰を明にす。天に循へば則ち力を用ふること寡くして功立ち、人に順へば則ち刑罰省けて令行はる。賞罰を明にすれば則ち伯夷盗跖亂れず。此の如くなれば則ち白黑分る。

通釋　聞くところによれば、古の善く人を用ゐた者は、必ず自然に從ひ、人情に從ひ、賞罰を明確にした。自然に從つて事を施せば、力を用ゐることが少くて功績が擧り、人情に從つて無理をしなければ禁令が善く行はれて、刑罰が省け、賞罰を明確にすると、廉潔な伯夷と泥棒の盗跖とが混雜する

ことなく、白と黑とが分明になる。

治國之臣。效功於國。以履位。見能於官。以受職。盡力於權衡。以任事。人臣皆宜其能。勝其官。輕其任。而莫懷餘力於心。莫負兼官之責於君。故內無伏怨之亂。外無矯服之患。

訓讀 國を治むるの臣、功を國に效し以て位を履み、能を官に見はし以て職を受け、力を權衡に盡し以て事に任ず。人臣皆其の能に宜ひ、其の官に勝へ、其の任を輕しとして餘力を心に懷く莫く兼官の責を君に負ふ莫し。故に內伏怨の亂無く、外矯服の患無し。

通釋 國を治むる臣は、功を國に立てたものが、夫々位に坐り、能を官職に見はしたものが職務に當り、力を法度に盡したものが事に任ぜられる。斯くて、人臣皆其能に叶ひ、其官に適し、任務の負擔が重も過ぎず、皆精一杯に勤めて、餘力を他に用ゐようとする念を懷かず。又本職以外の兼官など命ぜられて、責任を君に負ふことも無い。故に內には怨を含んで亂を起すものも無く、外には矯り服して中心平ならぬものも無い。

明君使事不相干。故莫訟。使士不兼官。故技長。使人不同功。故莫争訟。争訟止。技長立。則彊弱不鬭力。氷炭不合形。天下莫得相傷。治之至也。

訓讀 明君事をして相干さざらしむ。故に訟莫し。士をして官を兼ねざらしむ。故に技長ず。人をして功を同じくせざらしむ。故に争訟莫し、争訟止み技長立てば、則ち彊弱力を鬭はず氷炭形を合せず。天下相傷くを得る莫し。治の至なり。

通釋 明君は、事務の分掌を明かにするから、争議が起らぬ。兼官を命ぜぬから、各職務上専門の技能が上達する。同一事件を別人に共同擔當させぬから、争が起らぬ。一人一職にして、争議が止み、技能が進み、其間強者弱者が相競ふとか、水火の差ある善者と惡者との責任が不明になるやうのことなく、全般に圓滿に納まることゝなる。天下太平と謂はねばならぬ。

釋法術而心治。堯不能正一國。去規矩而妄意度。奚仲不能成一輪。廢尺寸而差長短。王爾不能半中。使中主守法術。拙匠守規矩尺寸。則萬不失

矣。君人者能去賢巧之所不能。守中拙之所萬不失。則人力盡而功名立。

訓讀 法術を釋てゝ心治す、堯も一國を正す能はず。規矩を去りて妄りに意度す、奚仲も一輪を成す能はず。尺寸を廢して長短を差す、王爾も半中する能はず。中主をして法術を守り、拙匠をして規矩尺寸を守らしむ、則ち萬失はず。人に君たる者能く賢巧の能はざる所を去り、中拙の萬失はざる所を守れば則ち人力盡きて功名立つ。

通釋 法治を棄てゝ心治をすることゝなると、堯帝と雖も一國を治むることが不能である。ぶんまはしや曲り金を用ゐずに、無茶に測定するならば、古の名車工奚仲と雖も車の一輪をも作ることが不能である。物差を用ゐずに、物の長い短いを差等するならば、古の名大工王爾でも物の眞中を指定することが不能である。然るに普通の主でも法術を守り、拙い大工でも規矩尺寸を守つたならば、萬が一にも失策しない。故に人君は賢君巧匠でも爲し能はざる心治意度を去てゝ、中主拙匠でも萬に一つも過まらざるところを用ゐるのである。即ち人力を盡し得て、功名が出來上る。

明主立可爲之賞。設可避之罰。故賢者勸賞。而不見子胥之禍。不肖者少

罪。而不見傴剖背。盲者處平。而不過深谿。愚者守靜而不陷險危。如此則上下恩結矣。古之人曰。其心難知。喜怒難中也。故以表示目。以鼓語耳。以法教心。君人者釋三易之數。而行一難知之心。如此則怒積於上。怨積於下。以積怒而御積怨。則兩危矣。

訓讀 明主爲すべきの賞を立て、避くべきの罰を設く。故に賢者は賞に勸みて子胥の禍を見ず。不肖者は罪少くして傴の背を剖かるゝを見ず。盲者平に處りて深谿を過ぎず。愚者靜を守りて險危に陷らず。此の如くなれば則ち上下の恩結ぶ。古の人曰く、其の心知り難しと。喜怒中し難きなり。故に表を以て目に示し、鼓を以て耳に語げ、法を以て心に教ふ。人に君たる者三易の數を釋てゝ一知り難きの心を行ふ。此の如くなれば則ち怒上に積み、怨下に積む。積怒を以て積怨を御すれば、則ち兩つながら危し。

通釋 明主は、賞を與へて事を爲さしめ、罰を課して罰を避けしめる。故に賢者は賞に勵まされて事を爲し、而かも伍子胥の如き寃死を免かれる。又愚者も罪を犯すこと少くして、背蟲が背を剖かれ

るやうな慘虐は免かれる。盲目の者は平地に居て危險な深き谿を過ぎる要なく、愚者は盲動を敢てせずして、難澁に陷らない。からであつたならば、上と下との恩誼が堅く結ばれる。古の人が、心が知り難いと言つて居るが、畢竟人心喜怒哀樂は中和を得難いものであるとの意味である。故に人主は目には表を以て示し、耳には鼓を鳴らして告げ、心には法を立てゝ敎へるのである。此の三つは容易に人に示し得べき術である。然るに人主之を用ひずして、唯一つの知り難い心を以て治を行ふならば、君は人民の意の如くならざるに怨を積み、民は政治の明確を缺くに對して怨を積むであらう。積怨の君を以て積怨の民を治めんとするならば、君も民も共に危險なことである。

語釋　鼓（多分、敬の誤であらう。）

明主之表易見。故約立。其敎易知。故言用。其法易爲。故令行。三者立。而上無私心。則下得循法而治。望表而動。隨繩而斲。因攢而縫。如此則上無私威之毒。而下無愚拙之誅。故上居明而少怒。下盡忠而少罪。

訓讀　明主の表見易し。故に約立つ。其敎知り易し。故に言用ゐらる。其の法爲し易し。故に令行

はる。三者立ちて上私心無ければ則ち下法に循ひて治まり、表を望みて動き、繩に隨ひて斲り、攢に因りて縫ふを得。此の如くなれば則ち上私威の毒無くして、下愚拙の誅無し。故に上明に居て怒少く、下忠を盡して罪少し。

通釋　而して明主の示す表は見易いから、確實に成立して約は守られる。教は解り易いから、言ひしことは用ひられる。法は爲し易いから、命じたことは行はれる。表と教と法との三者が成立して、上に私心が無かつたならば、下は法令に從つて善く治り、表を見て動作すること彼の大工が繩墨に從て木を斲り、婦女子が裁ち目に從つて縫ふが如くである。さうなれば上には私意を以て威赫するやうな害毒を施すこともなく、下には愚拙を以ての故に誅戮に逢ふやうな慘害もない。故に結局、上は聰明にして刑を用ひる場合が少く、下は忠節を盡して罰を受くることが少い。

語釋　攢（種々の說あれども衣服の裁縫に於ける布帛の裁ち目のところと解す。）

聞之曰。擧事無患者。堯不得也。而世未嘗無事也。君人者。不輕爵祿。不易富貴。不可與救危國。故明主厲廉恥。招仁義。昔者介子推無爵祿。而義隨

文公。不忍口腹。而仁割其肌。故人主結其德。書圖著其名。人主樂使人以公盡力。而苦以私奪威。人臣安以能受職。而苦以一負二。故明主除人臣之所苦。而立人主之所樂。上下之利。莫長於此。不察私門之內。輕慮重事。厚誅薄罪。久怨細過。長侮偷快。數以德追禍。是斷手而續以玉也。故世有易身之患。

訓讀 之れを聞く、曰く、事を擧げて患無きは堯も得ざるなり。世未だ嘗て事無きはあらず。人に君たる者爵祿を輕んぜず、富貴を易んぜずんば、與に危國を救ふべからず。故に明主廉恥を厲まして仁義を招く。昔者介子推爵祿無くして義文公に隨ひ、口腹を忍びずして仁其の肌を割く。故に人主其の德を結べば書圖其の名を著はす。人主人をして公を以て力を盡さしむるを樂しみて、私を以て威を奪ふを苦しむ。人臣能を以て職を受くるに安んじて、一を以て二を負ふを苦しむ。故に明主人臣の苦しむ所を除きて、人主の樂しむ所を立つ。上下の利此より長なるは莫し。私門の內を察せず、重事を

輕慮し、薄罪を厚誅し、細過を久怨し、愉快を長侮し、數々徳を以て禍を追ふ。是れ手を斷ちて續ぐに玉を以てするなり。故に世身を易ふるの患有り。

通釋 事を爲せば相當心配が伴ふもので、事を爲して心配の無いことは堯帝といへども出來ぬことだと聞いて居る。而かも世間に於ては、事を擧げ行はぬ譯にはいかぬ。人君たるものが、爵祿を惜みて人に賞を與ふることを爲さず。又自分の富貴を誇つて人に下ることを知らないやうであつたなら、國の危險を救ふことが出來ない。故に明主は爵祿を輕んじて廉恥を勵まし、富貴を易んじで仁義の士を招くのである。昔介子推が未だ爵祿を受けざるに文公に隨行し、文公の飢ゑたるを見るに忍びず、己の股を割いて與へた。實に仁にして義である。故に人主恩徳を以て臣下を結べば、大功を立て、書圖にも其名を著はすことが出來る。元來人主としては、臣下が公義を以て力を國に盡すことを樂みとし、私慾を以て人主の權威を奪ふことに苦むものであり、人臣としては又其能力に應じて職務を與へらるゝに安心して、一の職務の外兼務を負はせらるゝに苦痛を感ずるものである。それ故に明主は、人臣として苦とするところの兼官を補せずして、人主として樂むところの公義の爲めに全力を盡さしめるのだ。君としても臣としても、此より利益のことは無い。然るに重臣等の私門の狀況を察して、

私曲を拒ぐをも知らず。重要事項を輕々しく取り扱ひ、輕微な犯罪に重刑を加へ、些細な過失を久しく怨み、人の安を偷んで居るのを長く放置し、過罪ある者に恩賞を與へることを屢々する等、失政を重ねて居る有樣では、事を擧げて患あるが當然である。而かも患なからんを欲するは、手を切斷し玉を以て補はんとするやうな事であつて、出來ぬ相談である。故にかくの如くでは人君が位を失ふやうな患があるといふのである。

人主立難爲而罪不及。則私怨生。人臣失所長而奉難給。則伏怨結。勞苦不撫循。憂悲不愛憐。喜則譽小人。賢不肖俱賞。怒則毀君子。使伯夷盜跖俱辱。故臣有叛主。

訓讀 人主爲し難きを立てゝ及ばざるを罪すれば、則ち私怨生じ、人臣長ずる所を失ひ、給し難きを奉ずれば則ち伏怨結ぶ。勞苦撫循せず、憂悲哀憐せず。喜べば則ち小人をも譽め、賢不肖俱に賞し、怒れば則ち君子を毀り、伯夷盜跖をして俱に辱かしむ。故に臣主に叛く有り。

通釋 人主、爲し難き命令を下して、其不能なるを罪するならば、下に私怨が生ずべく、人臣は其

長所を發揮するを得ずして、不能の職務を奉ずるやうでは、心中怨を含むことになる。勞苦する者を撫循せず。憂悲する者を愛憐せず。喜んだ場合には小人をも譽めて、賢愚の區別なく之を賞し、怒れば、君子をも毀つて、伯夷と盜跖の分ちもなく侮辱を與へて。かくて、臣下は主に叛くに至るのだ。

使燕王内憎其民。而外愛魯人。則燕不用而魯不附。民見憎。不能盡力而務功。魯見說而不能離死命而親他主。如此則人臣爲隙穴。而人主獨立。以隙穴之臣。而事獨立之主。此之謂危殆。

訓讀 燕王をして内其民を憎みて、外魯人を愛せしめば、則ち燕は用ひられずして魯は附かず。民憎まれて力を盡し功を務むる能はず。魯說ばれて而も死命に離きて他主に親しむ能はず。此の如くなれば則ち人臣隙穴を爲して人主獨り立つ。隙穴の臣を以て獨立の主に事ふ。此れを之れ危殆と謂ふ。

通釋 假りに燕王をして、我が國内の民を憎みて、却て外國の魯の人を愛せしめたならば如何であらう。燕民は王の用を爲さず。而かも魯人も歸屬しないに相違ない。民たるものが王に憎まれたのでは、王の爲めに、力を盡して功を立つるに務むる筈がなく、魯人は又他國の王に悅ばれたところで、

生命を捧げてまで、之に親むことは出來ない。かうなると、人臣は人主に對し窺窬の念を起すに至り、從つて人主は孤立の姿となる。隙穴の臣を以て孤立の主に事へる。かういふのを危殆と謂ふのである。

語釋 隙穴（人臣竊盜の心を挾み主を窺ふこと。）

釋儀的而妄發。雖中而不巧。釋法制而妄怒。雖殺戮而姦人不恐。罪生甲。禍歸乙。伏怨乃結。故至治之國。有賞罰而無喜怒。故聖人極。有刑法。而死無螫毒。故姦人服。發矢中的。賞罰當符。故堯復生。羿復立。如此則上無殷夏之患。下無比干之禍。君高枕而臣樂業。道蔽天地。德極萬世矣。

訓讀 儀的を釋てゝ妄發す。中ると雖も而かも巧ならず。法制を釋てゝ妄怒す、殺戮すと雖も而して姦人恐れず。罪甲に生じ、禍乙に歸すれば、伏怨乃ち結ぶ。故に至治の國は賞罰有りて喜怒無し。故に聖人は極し刑法有りて死するに螫毒無し。故に姦人服す。矢を發して的に中り、賞罰符に當る。故に堯復生れ、羿復立つ。此の如くなれば則ち上殷夏の患無く、下比干の禍無く、君、枕を高

くして臣、業を樂しみ、道天地を蔽ひ、德萬世を極む。

通釋 的を棄てゝ無茶に矢を放つたなら、偶然中つたとしても上手とはならない。之と同じく、法制を棄てゝ、妄に怒つて刑を施すならば、人を死刑に處しても姦人は之を恐るゝに足らずとする。甲が罪を犯して居るのに、謬つて乙を罪するやうな事があつたら、表面に現はれぬ怨が堅く結ぶことにならう。故に非常に治まつてる國といふものには、賞罪があつて喜怒といふことは無い。聖人は中道を歩み、法度に據つて行ふから、假令人を死刑に處しても、無法な慘毒を與へることにはならない。故に姦人も服從するのだ。矢が的中するやうに、賞罰が罪惡に妥當する。故に羿が再び世に立ち、堯帝が再生したと同じである。かくの如くであれば、君としては、殷の紂王夏の桀王の如く天下を失ふ患がなく、臣としては、比干の如く忠義を以て寃死する禍が無い。君は枕を高うして眠ることが出來、臣は樂んで業務に就くことが出來る。斯くて道は天地を蔽うて遍く及び、德は萬世を極めて長く傳はるであらう。

語釋 儀的（表儀たる的。） ○極（中にて中道といふ如し。） ○螫毒（蟲に螫されたる毒にて暴虐の譬。）

夫人主不塞隙穴。而勞力於赭堊。暴雨疾風必壞。不去眉睫之禍。而慕賁

育之死。不慎蕭墻之患。而固金城於遠境。不用近賢之謀。而外結萬乘之交於千里。飄風一旦起則賁育不及救。而外交不及至。禍莫大於此。當今之世爲人主忠計者。必無使燕王說魯人。無使近世慕賢於古。無思越人以救中國溺者。如此。則上下親。內功立。外名成。

訓讀　夫れ人主隙穴を塞がずして力を赭堊に勞せば、暴雨疾風必ず壞る。眉睫の禍を去らずして賁育の死を慕ひ、蕭墻の患を愼まずして金城を遠境に固くし、近賢の謀を用ゐずして、外萬乘の交を千里に結ぶ。飄風一旦起れば則ち賁育も救ふに及ばず、外交も至るに及ばず、禍此れより大なるは莫し。今の世に當りて人主の爲めに忠計する者は、必ず燕王をして魯人を說ばしむる無く、近世をして賢を古に慕はしむる無く、越人以て中國の溺者を救ふを思ふ無し。此の如くなれば則ち上下親しく、內功立ち外名成る。

通釋　例へば、家屋の破れ穴を塞がないで、唯上面ばかり白く赤く塗り立てるのに骨折つたならば、暴風疾雨がやつて來ると必ず崩壞するに相違ない。天下國家も同一である。人君が、目の前に控へて居

る禍を去ることもしないで、徒に賁育の勇士を得て國家の爲めに死せしめんと欲し、內憂に戒愼せずして、遠い國境に堅固な城を築くことなどを務め、親近せる賢者の謀を用ゐずして、遠國の大諸侯と外交關係を密にして居るやうでは、一度飄風が起つたならば、賁育の勇も救ふ暇が無く、外交も救援の暇が無いであらう。禍が此より大なるものは有るまい。今の時代に於て人主の爲めに忠實に計る者は、燕王をして他國人たる魯人を悅ぶが如き愚を學ばしめず、近世に於て古代の賢者を慕ふが如き時代錯誤無からしめ、遠い越の人をして中國に於て水に溺れて居る者を救はしめんとする如き馬鹿げた事なからしめば、君臣の間が親密で、內に在つては功が立ち外に對しては名聲が揚るであらう。

語釋 赭堊（赭は赤土、堊は白土。） ○蕭墻之患（屛の內の患といふので、內亂といふ。）

功名第二十八

敍說 本編は、明君の功を立て、名を成す所以を論じたもの、辭理明暢、首肯するに足るものがある。天時・人心・技能・勢位を以て功名の要件をなしたるが如き、眞箇不朽の語。一手獨拍、雖レ疾無レ聲。竝に右手畫レ圓、左手畫レ方、不レ能二兩成一の兩喩は亦以て、尋常行事の箴とも爲し得べく、要するに通編讀み去つて痛切といふべきである。

明君之所三以立レ功成二名者四。一曰天時。二曰人心。三曰技能。四曰勢位。

訓讀 明君に功を立て名を成す所以の者四、一に曰く、天時、二に曰く、人心。三に曰く、技能、四に曰く、勢位。

通釋 明君の功業を立て、名聲を成すところの根據は四つある。天時と人心と技能と勢位とである。

非二天時一。雖二十堯一不レ能三冬生二一穗一。逆二人心一。雖二賁育一不レ能レ盡二人力一。故得二天時一則

不務而自生。得人心則不趣而自勸。因技能則不急而自疾。得勢位則不推進而名成。

訓読 天時に非ざれば十堯と雖も冬一穗を生ずる能はず。人心に逆へば賁育と雖も人力を盡す能はず。故に天時を得れば則ち務めずして自ら生じ、人心を得れば則ち趣さずして自ら勸め、技能に因れば則ち急にせずして自ら疾く、勢位を得れば則ち推進せずして名成る。

通釋 天の時に從はず冬季に耕作を行つたら、十人の堯帝が力を合せても、稻穗一莖をも生ぜしめることが出來ず。人の心に逆らつて心服を得なかつたら、賁育でも、人に力を盡さしめることが出來ない。故に天の時を得るなら、農作に骨折らずとも、自然に禾穀が生じ、人心を得れば、督促せずとも人が自ら勵む。技能に因れば、急がずとも事が自然に捗り、勢力地位を得れば、他の推挽を待たずとも、名譽が自ら成るものである。

若水之流。若船之浮。守自然之道。行毋窮之令。故曰明主。

訓読 水の流るゝが如く、船の浮ぶが若く、自然の道を守り、毋窮の令を行ふ。故に明主と曰ふ。

通釋 自然の道を守ること、船の浮ぶが如く、無窮の令を行ふこと、水の流るゝが如くならば、之を明主といふのである。

夫有材而無勢。雖賢不能制不肖。故立尺材於高山之上。則下臨千仭之谿。材非長也。位高也。桀爲天子能制天下。非賢也。勢重也。堯爲匹夫。不能正三家。非不肖也。位卑也。千鈞得船則浮。錙銖失船則沈。非千鈞輕錙銖重也。有勢之與無勢也。故短之臨高也。以位。不肖之制賢也。以勢。

訓讀 夫れ材有りて勢無ければ、賢と雖も不肖を制する能はず。故に尺材を高山の上に立つれば、則ち下千仭の谿に臨む。材長きに非ざるなり、位高きなり。桀天子と爲り能く天下を制す。賢なるに非ざるなり。勢重きなり。堯匹夫爲らば三家を正す能はず。不肖なるに非ざるなり、位卑きなり。千鈞も船を得れば則ち浮び、錙銖も船を失へば則ち沈む。千鈞輕く、錙銖重きに非ざるなり。勢有ると勢無きとなり。故に短の高きに臨むや位を以てし、不肖の賢を制するや勢を以てす。

通釋　抑も材能が有つても勢位が無ければ、賢者と雖も愚者を制馭することが出來ない。故に彼の一尺ほどの短い材木でも之を高山の上に立てると、千仭の深い谿を遙に瞰下すのである、それは材木が長い譯ではなく、材木の立つて居る地位が高いからである。夏の桀王が能く天下を制するを得たのは、賢者であつたからではなく、天子といふ勢位が重いからである。堯と雖も一平民に過ぎなかつたなら、戸數三戸の小邑でも治める譯には行くまい。それは堯が不肖といふ譯でなく、地位が卑いためである。千鈞の重いものも船を得れば水上に浮び、錙銖の輕いものも船を失へば水中に沈む。千鈞が輕くて、錙銖が重いといふのではなく、勢があると勢がないとの區別である。故に短い物でも高きに臨むのは地位が然らしむる如く、人に於ても不肖者の賢者を制馭するを得るのは全く勢位に因るのである。

人主者天下一力以共載之。故安。衆同心以共立之。故尊。人臣守所長。盡所能。故忠。以尊主御忠臣。則長樂生而功名成。名實相待而成。形影相應而立。故臣主同欲而異使。

訓讀 人主は天下力を一にし、以て共に之れを載く。故に安し。衆心を同じうし以て共に之れを立つ、故に尊し。人臣長ずる所を守り、能くする所を盡す、故に忠なり。尊主を以て忠臣を御すれば、則ち長樂生じて功名成り、名實相待ちて成り、形影相應じて立つ。故に臣主欲を同じうして使を異にす。

通釋 人主は、天下力を合せて共に之を戴くが故に其地位が安かであり、大衆心を合はせて共に之を立てるから其地位が尊いのだ。人臣は其長所を失はずして、能所を盡すから忠義となる。尊い人主を以て忠義な臣下を御するのだから、永久の悅樂が生じて功業名譽が成立する。此の如くにして、名譽と功業との名實が相待ちて成り、形と影の如く相應じて立つ。故に臣下と人主とは長樂功名を欲することは同じであるが、人主は上に居て大體を持し、臣下は下に居て忠義を盡すのであつて、其働は各違ふのである。

語釋 載（戴く）

人主之患。在莫之應。故曰。一手獨拍。雖疾無聲。人臣之憂在不得一。故曰。

右手畫圓。左手畫方。不能兩成。故曰。至治之國。君如桴。臣若皷。技若車。事若馬。故人有餘力。易於應。而技有餘巧。易於事。立功者不足於力。親近者不足於信。成名者。不足於勢。近者已親。而遠者不結。則名不稱實也。聖人德若堯舜。行若伯夷。而位不載於世。則功不立。名不遂。

訓讀　人主の患は之れに應ずる莫きに在り。故に曰く、一手獨拍、疾しと雖も聲無しと。人臣の憂は一を得ざるにあり。故に曰く、右手圓を畫き左手方を畫かば、兩成する能はず。故に曰く、至治の國は、君は桴の如く、臣は皷の若く、技は車の若く、事は馬の若しと。故に人餘力有れば應ずるに易く、而して技餘巧有れば事に易し。功を立つる者力に足らず。近きを親しむものは信に足らず。名を成す者は勢に足らず。近者已に親しみて遠者結ばざれば則ち名實に稱はざるなり。聖人德は堯舜の若く、行は伯夷の若くなるも、位世に載せられざれば、則ち功立たず、名遂げず。

通釋　人主の患は、臣下の之に應じないことに在る。故に古語にも、片手では疾く拍つても聲が無いと言つてある。又人臣としての憂は官職の專任でないことに在る。故に古語にも、右で圓を左で方

を畫かうとしてはどちらも出來上らないと言つてある。故に太平の國では、君は桴のやうで臣は鼓のやうである。君が打てば臣が之に應じて鳴るのである。斯くて所謂人主の患といふものは無いのだ。技能は車のやうなもので、職務は馬のやうなものだ。馬が惡いと車も進まぬやうに、職務が適當で無いと技能も形はすことが出來ない。人が力量に餘裕があれば、容易に事に應ずることが出來、技能に餘裕があれば、容易に職務を盡すことが出來る。一體、功を立てんとしては力に不足を感じ、近き者に親まんとしては信義に不足を感じ、名を成さんとしては勢力に不足を感ずる者である。假令、近き者が親みても、遠き者が深く親むことで無ければ、君の名があつても、其實が伴はないものである。彼の德は堯舜の如く、行は伯夷の如き聖人でも、世間から戴がれて、尊位に在るに非ざれば、功業も立たず、名譽も遂げられない。

故古之能致功名者。衆人助之以力。近者結之以成。遠者譽之以名。尊者戴之以勢。如此。故太山之功長立於國家。而日月之名久著於天地。此堯之所以南面而守名。舜之所以北面而收名也。

訓讀　故に古の能く功名を致す者、衆人之れを助くるに力を以てし、近き者は之れを結ぶに成を以てし、遠き者は之れを譽むるに名を以てし、尊者之れを戴くに勢を以てす。此の如し、故に太山の功長く國家に立ち、日月の名久しく天地に著はる。此れ堯の南面して名を守る所以、舜の北面して功を收むる所以なり。

通釋　故に古の能く功名を著はした者は、衆人が力を以て之を助け、近い者は信を以て之に結び、遠い者は名を以て之を譽め、貴族は其勢力を以て之を推戴する。此の如くなるが故に、高きこと太山の如き功績は永なへに國家に立ち、光あること日月の如き名譽が宇宙に著はれる譯である。此れ取りも直さず、堯が天子となつて名を守る所以で、又舜が臣下として名を得た所以である。

語釋　近者結之以成（成は信であらうとする說に從つた。）

大體第二十九

叙説 本編は政を爲すには、須らく大體を全うすべきを說き、法治の大綱を道破せるもの、熟讀翫味を要するもの〻一つである。

古之全大體者。望天地。觀江海。因山谷。日月所照。四時所行。雲布風動。

訓讀 古の大體を全うする者は、天地を望み、江海を觀、山谷に因る。日月照す所、四時行る所、雲布き風動く。

通釋 古の大體を全うした者は、天地を望んで、其覆載の大なるを範となし、江海を觀て、其包容の大なるを鑑となし、山谷に因つて、其高く且つ深きに則つた。日月の照すところ、四時の行るところ、雲布き風動く。此自然の大法に從ひ、敢て私意を以て妄作を加へないのである。

不以智累心。不以私累己。寄治亂於法術。託是非於賞罰。屬輕重於權衡。

不逆天理。不傷性情。不吹毛而求小疵。不洗垢而察難知。不引繩之外。不推繩之內。不急法之外。不緩法之內。守成理因自然。禍福生乎道法。而不出乎愛惡。榮辱之責在乎己。而不在乎人。

訓讀 智を以て心を累さず、私を以て己を累さず。治亂を法術に寄せ、是非を賞罰に託し、輕重を權衡に屬し、天理に逆はず、性情を傷けず。毛を吹きて小疵を求めず、垢を洗ひて知り難きを察せず。繩の外に引かず、繩の內に推さず。法の外に急にせず。法の內に緩にせず。成理を守り、自然に因る。禍福は道法に生じて愛惡に出でず。榮辱の責は己に在りて、人に在らず。

通釋 小智を以て心を累はさず、私利を以て己を累はさず。一に法術に依つて治を計り亂を定め、賞罰を以て是を勸め非を懲し、權衡に據つて輕重を定め、自然の理法に從ひ、人の性情を害さない。毛を吹き分けて小さい疵を搜したり、垢を洗ひ除けて容易に知れぬ缺點を求めたりするやうな苛察はしない。法度については、規定を立ち越えて適用したり、內端に不十分な適用をしたり、嚴に過ぎた適用をしたり、緩に失した適用をしたりすることなく、成立せる理法を守り、事物の自然に從ひ、禍

も福も道法に依るのであつて、愛憎の念からは出でず、榮を受くるも、辱を受くるも、總て受くるものゝ責任であつて、他の責任の轉嫁を受くるやうの事は無い。要するに私意の妄作を排して、法度を守り、成理に從ひ、自然に依るのである。

故至安之世。法如朝露。純樸不散。心無結怨。口無煩言。故車馬不疲弊於道路。旌旗不亂於大澤。萬民不失命於寇戎。雄駿不創壽於旗幢。豪傑不著名於圖書。不錄功於盤盂。記年之牒空虛。故曰。利莫長於簡。福莫久於安。

訓讀 故に至安の世、法は朝露の如く、純樸散ぜず。心に結怨無く、口に煩言無し。故に車馬道路に疲弊せず、旌旗大澤に亂れず、萬民命を寇戎に失はず、雄駿壽を旗幢に創はず、豪傑名を圖書に著さず、功を盤盂に錄せず、記年の牒空虛なり。故に曰く、利は簡より長きは莫く、福は安より久しきは莫しと。

通釋 故に太平の世は、法律は朝露の圓頓未だ散れざる姿の如く、純樸を失はず。心に結ばれたる怨なく、口に喧囂の言葉がない。斯く怨嗟爭論なきが故に道路に車馬の疲弊することもなく、大澤に旌旗の亂れることもなく、萬民が外寇の爲めに生命を失ふこともなく、雄駿の士は生命を戰爭に害することもない。從て豪傑が名を書物の上に著はすことも無ければ、功績を盤盂に書き記されることも無く、歷史は全然白紙といふことゝなる。故に簡易は第一の利で、平和は第一の福であると言ふのである。

語釋 寇戎（寇はあだ戎は兵。） ○雄駿（優れたる勇士。） 旗幢（軍中の旗、幢はたぼこの類。） ○盤盂（鉢碗の類。古は此等の器物に功を銘じた。） ○記年之牒（年代記、牒は記錄。）

使匠石以千歲之壽操鉤視規矩。擧墨而正太山。使賁育帶干將而齊萬民。雖盡力於巧。極盛於壽。太山不正。民不齊。故曰。古之牧天下者。不使匠石極功以敗太山之體。不使賁育盡威以傷萬民之性。

訓讀 匠石をして千歲の壽を以て鉤を操り、規矩を視、墨に擧げて太山を正さしめ、賁育をして干將を帶びて萬民を齊しくせしめ、力を巧に盡し、盛を壽に極むと雖も、太山正しからず、民齊しくす

る能はず。故に曰く、古の天下を牧する者、匠石をして功を極め、以て太山の體を敗らしめず。賁育をして威を盡くし以て萬民の性を傷らしめず。

通釋 古の名大工匠石に千年の齡を保たしめ、曲形をつくる道具を持ち、ぶんまはし曲り金を目安とし、墨繩を執つて、彼の太山の歪を正させようとしたり、或は古の勇士孟賁夏育に有名な名劍干將を帶ばしめて萬民を治めさせようとしたりしても、彼等の技量に有らん限りの力を用ゐさせ非常に多い壽命を遂げさせたところで、太山は正しくもならず、民も治まりはしない。故に古天下の民を養つた者は、匠石に力を盡させて太山の形體を損ねたり、賁育に威張り散らさせて、萬民の天性を傷つけたりはしないと言ふのである。

因道全法。君子樂而大姦止。澹然閒靜。因天命持大體。故使人無離法之罪。魚無失水之禍。如此。故天下無不治。

訓讀 道に因りて法を全すれば、君子樂しみて大姦止み、澹然として閒靜なり。天命に因りて大體を持す。故に人をして法に離るの罪無く、魚をして水を失ふの禍無からしむ。此くの如し、故に天

下治まらざる無し。

通釋 自然の道に從つて、法度を全うしたならば、有德の人は樂みて大姦は跡を絶ち、澹然と靜にして、天下は無事に歸する。斯の如く、小智私利を弄すること無く、能く大體を守つたならば、法に離つて罪を得る人も無く、水を失つて禍を蒙る魚も無くなるのだ。斯くて天下の治まらぬ筈が無い。

上不天則下不遍覆。心不地則物不必載。太山不立好惡。故能成其高。江海不擇小助。故能成其富。故大人寄形於天地而萬物備。歷心於山海而國家富。上無忿怒之毒。下無伏怨之患。上下交順。以道爲舍。故長利積。大功立。名成於前。德垂於後。治之至也。

訓讀 上天ならざれば則ち下遍く覆はれず、心地ならざれば則ち物必ず載せられず。太山は好惡を立てず、故に能く其の高きを成し、江海は小助を擇ばず、故に能く其の富を成す。故に大人は形を天地に寄せて萬物備はり、心を山海に歷きて國家富む。上に忿怒の毒無く、下に伏怨の患無し。上下交

る能はず。故に曰く、古の天下を牧する者、匠石をして功を極め、以て太山の體を敗らしめず。賁育をして威を盡くし以て萬民の性を傷らしめず。

通釋 古の名大工匠石に千年の齢を保たしめ、曲形をつくる道具を持ち、ぶんまはし曲り金を目安とし、墨繩を執つて、彼の太山の歪を正させようとしたり、或は古の勇士孟賁夏育に有名な名劍干將を帶ばしめて萬民を治めさせようとしたりしても、彼等の技量に有らん限りの力を用ゐさせ非常に多い壽命を遂げさせたところで、太山は正しくもならず、民も治まりはしない。故に古天下の民を養つた者は、匠石に力を盡させて太山の形體を損ねたり、賁育に威張り散らさせて、萬民の天性を傷つけたりはしないと言ふのである。

因道全法。君子樂而大姦止。澹然間靜。因天命持大體。故使人無離法之罪。魚無失水之禍。如此。故天下無不治。

訓讀 道に因りて法を全すれば、君子樂しみて大姦止み、澹然として間靜なり。天命に因りて大體を持す。故に人をして法に離るの罪無く、魚をして水を失ふの禍無からしむ。此くの如し、故に天

下治まらざる無し。

通釋 自然の道に從つて、法度を全うしたならば、有徳の人は樂みて大姦は跡を絶ち、澹然と靜にして、天下は無事に歸する。斯の如く、小智私利を弄すること無く、能く大體を守つたならば、法に離つて罪を得る人も無く、水を失つて禍を蒙る魚も無くなるのだ。斯くて天下の治まらぬ筈が無い。

上不天則下不遍覆。心不地則物不必載。太山不立好惡。故能成其高。江海不擇小助。故能成其富。故大人寄形於天地。而萬物備。歷心於山海。而國家富。上無忿怒之毒。下無伏怨之患。上下交順。以道爲舍。故長利積。大功立。名成於前。德垂於後。治之至也。

訓讀 上天ならざれば則ち下遍く覆はれず、心地ならざれば則ち物必ず載せられず。太山は好惡を立てず、故に能く其の高きを成し、江海は小助を澤ばず、故に能く其の富を成す。故に大人は形を天地に寄せて萬物備はり、心を山海に歷きて國家富む。上に忿怒の毒無く、下に伏怨の患無し。上下交

々順、道を以て舍と爲す。故に長利積み、大功立ち、名前に成り、德後に垂る。治の至りなり。

【通釋】上、大なること天の如くで無かつたならば、下普く人民を覆育することが出來ず、其心また厚きこと地の如くでなかつたならば、領土を持載することが出來ない。彼の太山は土塊の良否を問はず之を包容するから高いのであり、江海は己の助を爲す限り細流なりとも擇び捨てないから水が豐富なのである。故に大人は、天地を以て形とし、萬物悉く內に備り、江海を以て心として、國家が富み榮える。上には私忿を以て、下を毒することなく、下には上に怨を含む患が無い。上下和順にして、道法を以て根據と爲さば、長久の利積重して廣大の功成立し、名は其當時に成つて、恩澤は後世に傳はる。之を太平と謂ふのである。

【語釋】歷（曆の誤りとする說に從つた。）○舍（寄舍の意。）

內儲說上七術第三十

【叙説】儲は、聚める或は蓄へるなどいふ意味で、說は此篇に、其說云々に在りといへる說である。要するに題名は諸事諸說を聚めて、人主の用に供するといふ意味から出て居る。內は、君の內謀故に內といふなど種々說もあるやうだが、本篇上下、次篇外儲說左右上下とも、內外左右上下等の語は、特に義例のあるのでなく、簡編が多いから之を別け、之に附した符號に過ぎないとする說が穩かだと思ふ。莊子內外篇の別け方とは自ら趣きを異にして居る。

主之所レ用也七術。所レ察也六微。

【訓讀】主の用ふる所や、七術、察する所や、六微。

【通釋】人主の用ふべき方術が七件あり。察すべき微事が六件ある。

七術。一曰。衆端參觀。二曰。必罰明レ威。三曰。信賞盡レ能。四曰。一聽責レ下。五曰。

疑詔詭使。六曰。挾知而問。七曰。倒言反事。此七者主之所用也。

訓讀 七術とは、一に曰く、衆端參觀す。二に曰く、必罰威を明にす。三に曰く、信賞能を盡す。四に曰く、一聽下を責む。五に曰く、疑詔詭使す。六に曰く、知を挾みて問ふ、七に曰く、言を倒にし事を反す。此の七者は主の用うる所なり。

通釋 七術とは何かといふに。第一は衆端參觀で、衆人言說の端を採り來り、彼是比較對照して精察する。第二に必罰明威で、罪ある者は必ず罰して赦すことなく以て威嚴を明にする。第三は信賞盡能で、功勞ある者は必ず賞をして臣下の才能を十分發揮させる。第四は一聽責下で、一々臣下の言を聽き言者に其責任を負はしめる。第五は疑詔詭使で、疑心を抱いて人に命じ、詐事を用ひて人を使ふ。第六は挾知而問で、知れるを懷藏し知らぬ眞似して問ふ。第七は、倒言反事で、言を倒さまにし、反對な事を行つて、眞狀を明かにする。

參觀一

觀聽不參。則誠不聞。聽有門戶。則臣壅塞。

【訓讀】聽觀參せざれば則ち誠聞えず、聽に門戸有れば則ち臣壅塞す。

【通釋】人の行を觀、人の言を聽くに、比較對照して精察するに非ざれば、實情を明にすることが出來ぬ。臣下の進言が、家に門戸でもある如く、寵臣を經由するを要するやうであると、忠言が君に達せぬ。

其說在、侏儒之夢見竈。哀公之稱莫衆而迷。故齊人見河伯。與惠子之言亡其半也。其患在豎牛之餓叔孫。而江乞之說荊俗也。嗣公欲治不知。故使有敵。

【訓讀】其說侏儒の夢に竈を見、哀公の衆莫くして迷ふを稱す、故に齊人河伯を見ると、惠子の其半を亡ふを言ふとに在り。其患豎牛の叔孫を餓ゑしめ、江乞の荊俗を說くに在り。嗣公治を欲して知らず、故に敵あらしむ。

是以明主推積鐵之類。而察一市之患。

【訓讀】是を以て明主は積鐵の類を推して一市の患を察す。

【餘論】引用の事實は傳文に詳だから、講說を省略する、以下同じ。

必罰二

愛多者則法不立。威寡者則下侵上。是以刑罰不必則禁不行。

【訓讀】愛多ければ則ち法立たず。威寡ければ則ち下上を侵す。是を以て刑罰必せざれば則ち禁行はれず。

【通釋】慈愛の心が深いと、犯罪を寛假する爲め法令が勵行されなくなり、威嚴が足らないと、下が上を侮つて侵害することにも立ち至る。故に罪を犯せば必ず罰しなければ、禁令が行はれないことになる。

其說在董子之行石邑。與子產之敎游吉也。故仲尼說隕霜。而殷法刑弃灰。將行去樂池。而公孫鞅重輕罪。是以麗水之金不守。而積澤之火不救。

成驩以太仁弱齊國。卜皮以慈惠亡魏王。管仲知之。故斷死人。嗣公知之。故買胥靡。

訓讀 其の說董子の石邑を行ぐると、子產の游吉に敎ふるとに在り。故に仲尼、隕霜を說き、殷法灰を弃つるを刑す。將行、樂池を去り、而して公孫鞅、輕罪を重くす。是れを以て麗水の金守らず、而して積澤の火救はず、成驩太仁を以て齊國を弱くすとす。卜皮慈惠を以て魏王を亡ぼす。管仲之れを知る。故に死人を斷つ。嗣公之れを知る。故に胥靡を買ふ。

賞譽三

賞譽薄而謾者下不用。賞譽厚而信者下輕死。其說在文子稱若獸鹿。故越王焚宮室。而吳起倚車轅。李悝斷訟以射。宋崇門以毀死。勾踐知之。故式怒鼃。昭侯知之。故藏弊袴。厚賞之使人爲賁諸也。婦人之拾蠶。漁者之握鱣。是以效之。

訓讀 賞譽、薄うして謾なれば下用ひず。賞譽厚うして信なれば下死を輕んず。其說、文子獸鹿の若しと稱するに在り。故に越王宮室を焚き、而して吳起、車轅に倚せ、李悝、訟を斷ずるに射を以てし、宋の崇門毀を以て死す。勾踐之れを知る。故に怒鼃に式す。昭侯之れを知る。故に弊袴を藏す。厚く之を賞するは人をして賁諸為らしむるなり。婦人の蠶を拾ひ、漁者の鱣を握る、是を以て之れを效す。

通釋 臣下を賞し又之を譽むることが不十分で、而かも欺き與へざることさへあれば、臣下は上の為めに勤めなくなり。之に反し賞譽が十分に行き屆き且つ與ふべきものは必ず與ふるならば、臣下は生命を輕んじても力を盡すことになる。

一聽四

一聽則愚智不分。責下則人臣不參。其說在索鄭與吹竽。其患在申子之以趙紹韓沓為嘗試。故公子汜議割河東。而應侯謀弛上黨。

訓讀 一聽すれば則ち愚智分れず。下を責むれば則ち人臣參せず。其說鄭を索むると竽を吹くとに在り。其の患申子の趙紹韓沓を以て嘗試を為すに在り。故に公子汜、河東を割かんを議し、應侯上黨を

弛めんを謀る。

【通釋】一々言者のいふを聽き、比較參照しなければ、智愚を別つことが出來ず、責任を一々問へば臣下の善惡は混雜せず。

詭使五

數見久待而不任。姦則鹿散。使人問他。則不鬻私。

【訓讀】數〻見え久しく待ちて任ぜざれば、姦則ち鹿散す。人を使つて、他を問へば、則ち私を鬻がず。

【通釋】或者に屢〻謁見を許し、或は之を久しく待遇し置けば、未だ任命せざるも、他の奸物は君の信任を受け居るものと誤認し、恐れて鹿の散ずるが如く、逃げ散ず。人を使つて、存外なことを問ふと、答へる者は欺いて私を售ることが出來ず、却て眞實を言ふ。

是以龐敬還公大夫。而戴驩詔視輼車。周主亡玉簪。商大宰論牛矢。

【訓讀】是を以て龐敬、公大夫を還し、戴驩詔げて、輼車を視しむ。周主、玉簪を亡ひ、商太宰は牛

矢を論ず。

挾智六

挾智而問。則不智者至。深智一物。衆隱皆變。

訓讀 智を挾んで問へば則ち不智の者至り、深く一物を智れば、衆隱皆變ず。

通釋 知りながらも、知らぬ眞似して問へ糺せば未だ知らざることをも知ることが出來る。深く一つの事が分ると、衆人の隱して居る事が皆變じて明かとなる。

其說在昭侯之握一爪。故必審南門而三鄕得。周主索曲杖而群臣懼。卜皮事庶子。西門豹詳遺轄。

訓讀 其說昭侯の一爪を握るに在り。故に必ず南門を審にし、而して三鄕得。周主、曲杖を索めて群臣懼る。卜皮、庶子を事へしめ、西門豹詳りて轄を遺す。

倒言七

倒言反事。以嘗所疑。則姦情得。

訓讀 言を倒にし、事を反し、以て疑ふ所を嘗むれば、則ち姦情得。

通釋 裏腹な事を言ひ、反對な事を行つたりして、疑はしい事を試すと、姦人の心中が見える。

故陽山謾樛豎。淖齒爲秦使。齊人欲爲亂。子之以白馬。子產離訟者。嗣公過關市。

訓讀 故に陽山、樛豎を謾き、淖齒秦の使と爲り、齊人亂を爲さんと欲し、子之白馬を以てし、子產訟者を離し、嗣公關市を過ぐ。

以上の數項は、以下の傳を稱するに對して、經と稱されても居る。聖經賢傳などいふ語もあることだが、本編は所謂經傳ともに韓子の著作であつて、唯以上は項目を約說し、以下の傳は之詳說したるものに過ぎない。勿論こんな場合の傳とは註解といふ位の意味である。

【傳】一

衞靈公之時。彌子瑕有寵。專於衞國。侏儒有見公者曰。臣之夢踐矣。公曰何夢。對曰。夢見竈。爲見公也。公怒曰。吾聞見人主者夢見日。奚爲見寡人而夢見竈。對曰。夫日兼燭天下。一物不能當也。人君兼燭一國。一人不能擁也。故將見人主者。夢見日。夫竈一人煬則後人無從見矣。今或者一人有煬君者乎。則臣雖夢見竈。不亦可乎。

訓讀　傳一。衞の靈公の時、彌子瑕寵有り、衞國を專にす。侏儒、公に見ゆる者有り曰く「臣の夢踐す」と。公曰く「何の夢ぞ」と。對へて曰く「夢に竈を見る。公を見るが爲めなり」と。公、怒りて曰く「吾聞く、人主に見ゆる者は夢に日を見る。奚爲ぞ寡人に見ゆるに夢に竈を見るか」と。對へて曰く「夫れ日は兼て天下を燭す。一物も當る能はざるなり。人君兼て一國を燭す。一人も擁する能はざるなり。故に將に人主に見えんとする者は、夢に日を見る。夫れ竈は一人煬すれば則ち後人從ひ見る無し。今或る者一人君に煬する者有るか。則ち臣夢に竈を見ると雖も亦可ならずや」と。

〔通釋〕衞の靈公の時代に、彌子瑕といふ者が、靈公の寵愛を受けて、衞の國家を自由にした。或る時、狂言師が靈公に謁見した。公に對し、私の見た夢が當りましたと申し上げた。公は何の夢を見たことかと問はれると、夢に竈を見ましたが、公に謁見致す前兆でありましたと對へた。すると公は腹を立て、自分の聞いて居るところでは、人君に謁見する場合の夢は太陽を見るとある。然るに其方は寡人に謁見を致すに如何なれば、夢に竈を見たことかと詰問に及んだ。狂言師は對へた。「抑も大陽は遍く滿天下を照すもので、一物も其前に立ち塞がつて光を遮ることが出來ない。人君も一國全體を照すもので、是亦一人も之を塞ぐことが出來ぬ筈のものである。それ故人主に謁見せんとする前には大陽を夢みるものである。扨てその竈は只一人でも之に煬る者があると、後の人は之に從いて火を見ることさへ叶はぬものである。之で觀ると、どうも或る一人の者が公に煬つて他を塞いで居るものがありは致さぬか、若しさうならば、私が夢に竈を見たといふことも、當然のやうであります」と。

〔語釋〕踐（約を踐むなどいふことで夢の驗あること。）　○侏儒（小人で狂言師。）　○兼（合せる意味で兼燭は遍く全部を照すこと。）

魯ノ哀公問ヒテ於孔子ニ曰ク。鄙諺ニ曰ク。莫シト衆ニシテ而迷フ。今寡人擧ゲテ事ヲ。與ニ群臣ニ慮ル之ヲ。而シテ國愈ヨ

亂。其故何也。孔子對曰。明主之問臣。一人知之。一人不知也。如是者明主在上。群臣直議於下。今群臣無不一辭同軌乎季孫者。舉魯國盡化爲一。君雖問境內之人。猶不免於亂也。一曰。晏子聘魯。哀公問曰。語曰。莫三人而迷。今寡人與一國慮之。魯不免於亂。何乎。晏子曰。古之所謂莫三人而迷者。一人失之。二人得之。三人足以爲衆矣。故曰。莫三人而迷。今魯國之群臣以千百數。一言於季氏之私。人數非不衆。所言者一人也。安得三哉。

訓讀　魯の哀公、孔子に問ひて曰く「鄙諺に曰く、衆にして迷ふ莫しと。今寡人事を擧げ、群臣と之れを慮る、而して國愈々亂る。其の故何ぞや」と。孔子對へて曰く「明主の臣に問ふや、一人は之れを知り、一人は知らざるなり。是の如き者は明主上に在り。群臣下に直議す。今群臣季孫に一辭同軌せざる者無し。魯國を擧げて盡く化して一と爲る。君境內の人に問ふと雖も、猶ほ亂を免れざるなり」と。一に曰く、晏子魯に聘す。哀公問ひて曰く「語に曰く、三人にして迷ふ莫しと。今寡人一國と之

れを慮る。魯亂を免れざるは、何ぞや」と。晏子曰く「古の所謂、三人にして迷ふ莫き者は、一人之れを失ひ二人之れを得、三人以て衆と爲すに足る。故に曰く、三人にして迷ふ莫しと。今魯國の群臣千百を以て數ふ、言を季氏の私に一にす。人數衆からざるに非ず。言ふ所の者一人なり。安ぞ三たるを得んや」と。

通釋 魯の哀公が孔子に問はれた。「俗の言ひならはしに、人多ければ、迷ふなしとある。今寡人事を行ふ場合には、群臣と相談を遂げるのだが、それでも國が愈亂れる。どうした譯であらうか」と。孔子は對へた。「聰明な君が臣下に諮問する場合には、其事件に關係した者は其事を知つて居ても、他の者は之を知らない。そうであれば、明主は上に在り、群臣は下に在りて直言討議するので、密に相通じて雷同するやうな嫌は無い。ところが此魯國に於ては、群臣が悉く季孫氏に畏怖し諂諛して、其言ふが儘に從ひ、異口同音の姿である。即ち魯國全體が唯一となつて居るのだ。それ故君が國中の全人民に諮問されたとしても、季孫一人に問はれたと同一であつて、國が亂れない譯にはいかぬのだ」と。以上の話は別にかうも傳へられて居る。齊の晏平仲が魯に使した時、魯の哀公が晏子に問はれた。「古語に三人謀れば迷ふなしとある。寡人は三人どころか、一國全體と謀つて、事を行ふのだが、それで

も尙ほ亂より逃がれることが出來ない。此は如何なる理由であらうか」と。晏子は對へた。「古語に謂つて居る三人にして迷ふ無しといふことは、一人は誤つたとしても他の二人は過たないから、實際は唯三人だけであつても、其眞價は衆人と同一とするに足るといふ意味である。然るに今魯國の群臣は千人萬人といふ多數ではあるが、其實季孫氏一人に雷同して居る。卽ち人數は多いが、實際、言ふ者は唯一人季孫氏である。どうして三人と言ひ得ませうや」と。

齊人有ㇾ謂ニ齊王ニ曰。河伯大神也。王何不ㇾ試ニ與ㇾ之遇ㇾ乎。臣請使ニ王遇ㇾ之。爲ニ壇場大水之上ニ而與ㇾ王立ㇾ之焉。有ㇾ間大魚動。因曰。此河伯。

訓讀 齊人齊王に謂ふあり。曰く「河伯は大神なり。王、何ぞ試に之れと遇はざるや。臣請ふ、王をして之れを遇はしめん」と。壇場を大水の上に爲り、王と之れに立つ。間くありて大魚動く。因りて曰く「此れ河伯」と。

通釋 齊の人が王に謂つた。「水神といふものは大神である。王樣は一度は御遇ひになるが善い、御望みならば、御紹介致さう」と、壇を大川のほとりに築いて、王と兩人で其上に立つた。暫くすると、

大魚が動いた。そこで透さず、それ河伯で御座ると紹介に及んだ。一人の言を信ずるとからまで欺かれる。

張儀欲以秦韓與魏之勢。伐齊荊。而惠施欲以齊荊偃兵。二人爭之。群臣左右皆爲張子言。而以攻齊荊爲利。而莫爲惠子言。王果聽張子。而以惠子言爲不可。攻齊荊事已定。惠子入見。王言曰。先生毋言矣。攻齊荊之事果利矣。一國盡以爲然。惠子因說。不可不察也。夫齊荊之事也。誠利。一國盡以爲利。是何智者之衆也。攻齊荊之事誠不利。一國盡以爲利。何愚者之衆也。凡謀者疑也。疑也者誠疑。以爲可者半。以爲不可者半。今一國盡以爲可。是王亡半。劫主者固亡其半者也。

訓讀 張儀は秦韓と魏との勢を以て齊荊を伐たんと欲し、而して惠施は齊荊を以て兵を偃せんと欲す。二人之れを爭ふ。羣臣左右皆張子の爲めに言ひて齊荊を攻むるを以て利と爲し、惠子の爲めに言

ふ莫し。王果して張子に聽き、惠子の言を以て不可と爲し、齊荊を攻めんとして、事已に定まる。惠子入りて見ゆ。王言ひて曰く「先生言ふ毋れ。齊荊を攻むるの事果して利あり。一國盡く以て然りと爲す」と。惠子因りて說く。「察せざる可からざるなり。夫れ齊荊の事、誠に利にして、一國盡く以て利と爲さば、是れ何ぞ知者の衆きや。齊荊を攻むるの事誠に利ならずして、一國盡く以て利と爲さば、何ぞ愚者の衆きや。凡そ謀る者は疑なればなり。疑ならば誠に疑ひ、以て可と爲す者半、以て不可と爲す者半。今一國盡く以て可と爲す。是れ王半を亡ふ。劫主は固より其半を亡ふ者なり」と。

通釋　張儀が魏に在りし頃、秦韓二國と聯合して、齊荊を伐たうと主張した。然るに惠施は之に反對し、齊荊二國と和して、戰爭を息めようと主張した。二人は相爭つた。ところが群臣左右は皆張子の論に加擔して、齊荊を伐つべきを主張し、惠施に贊成して言ふ者が無かつた。王は果然張子の說を採用して、惠子の主張を屏け、齊荊を攻むる事は確定した。そこで惠子は宮中に入り王に謁見した。王は言はれた。「先生もう仰せられるな、齊荊を攻むることは利であるに相違ない、一國皆贊成である」と。惠子は王の言葉を捕へて說き始めた。十分考慮を要しまする。抑も齊荊の事が誠に利であるとして、一國盡く利なることを知るとするなら、是はまた、どうして智者の多いことであらうぞ。若し

又齊荊の事が誠に不利であるとして、一國が盡く利と思ふことならば、どうして又愚者の多いことであらうぞ。もと〳〵相談するからには、疑があるからである。已に疑があつて誠に疑ふことならば、可と爲す者が半數、不可と爲す者が半數といふ風に別れねばならぬ筈である。然るに今一國皆可と爲すといふのは、重要問題に對し誠に疑ふといふ態度が無いからである。是れ王が半數の相談相手を失つた者である。姦臣に劫かさるる主といふ者は全く此の半數を失ふところの主でありまする」と。

語釋 偃兵（戰爭を息めること。）

叔孫相魯。貴而主斷。其所愛者曰豎牛。亦擅用叔孫之令。叔孫有子曰壬。豎牛妬而欲殺之。因與壬游於魯君所。魯君賜之玉環。壬拜受之。而不敢佩。使豎牛請之叔孫。豎牛欺之曰。吾已爲爾請之矣。使爾佩之。壬因佩之。豎牛因謂叔孫。何不見壬於君乎。叔孫曰。孺子何足見也。豎牛曰。壬固已數見於君矣。君賜之玉環。壬已佩之矣。叔孫召壬見之。而果佩之。叔孫怒

而殺壬。壬兄曰丙。豎牛又妬而欲殺之。叔孫爲丙鑄鐘。鐘成。丙不敢擊。使豎牛請之叔孫。豎牛不爲請。又欺之曰。吾已爲爾請之矣。使爾擊之。丙因擊之。叔孫聞之曰。丙不請而擅擊鐘。怒而逐之。丙出走齊。居一年。豎牛爲謝叔孫。叔孫使豎牛召之。又不召而報之曰。吾已召之矣。丙怒甚。不肯來。叔孫大怒。使人殺之。二子已死。叔孫有病。豎牛因獨養之。而去左右不內人曰。叔孫不欲聞人聲。因不食而餓死。叔孫已死。豎牛因不發喪也。徙其府庫重寶。空之而奔齊。夫聽所信之言。而子父爲人僇。此不參之患也。

訓讀　叔孫魯に相たり。貴くして斷を主る。其の愛する所の者を豎牛と曰ふ。亦擅に叔孫の令を用ふ。叔孫子有り、壬と云ふ。豎牛妬みて之れを殺さんと欲す。因りて壬と魯君の所に游ぶ。魯君之れに玉環を賜ふ。壬拜して之れを受け、敢て佩びず。豎牛をして之れを叔孫に請はしむ。豎牛之れを欺きて曰く「吾已に爾の爲めに之れを請へり。爾をして之れを佩びしむと。壬因りて之れを佩ぶ。豎牛

因りて叔孫に謂ふ。何ぞ壬を君に見えしめざるか」と。叔孫曰く「孺子何ぞ見ゆるに足らんや」と。豎牛曰く「壬固より已に數〻君に見ゆ。君之れに玉環を賜ふ。壬已に之れを佩ぶ」と。叔孫壬を召して之れを見る。果して之れを佩ぶ。叔孫怒りて壬を殺す。壬の兄を丙と曰ふ。豎牛又妬んで之れを殺さんと欲す。叔孫、丙の爲めに鐘を鑄る。鐘成る。丙敢て撃たず。豎牛をして之れを叔孫に請はしむ。豎牛爲めに請はず。又之れを欺きて曰く「吾已に爾の爲めに之れを請へり。爾をして之れを撃たしむ」と。丙因りて之れを撃つ。叔孫之れを聞いて曰く「丙請はずして擅に鐘を撃つ」と。怒りて之れを逐ふ。丙出でて齊に走る。居ること一年。豎牛、爲めに叔孫に謝す。叔孫、豎牛をして之れを召さしむ。又召さずして之れに報じて曰く「吾已に之れを召す。丙怒ること甚し、肯て來らず」と。叔孫大に怒り、人をして之れを殺さしむ。二子已に死す。叔孫病あり。豎牛因りて獨り之れを養ひ、而して左右を去り人を內れずして、曰く「叔孫人聲を聞くを欲せず」と。因りて食はずして餓死す。叔孫已に死す。豎牛因りて喪を發せざるなり。其府庫重寶を徙し之れを空しくして齊に奔る。夫れ信ずる所の言を聽きて子父人の僇と爲る。之れ不參の患なり。

通釋 魯の叔孫氏が宰相となつた。身分が貴くして、國政を專斷した。扨て叔孫の愛する小姓に豎牛

ど名づくる者が居た。此が又叔孫の家政を擅にした。叔孫に壬といふ子が有つた。豎牛が妬んで之を殺さうとした。其の爲めに一策を運らし、壬と連れ立つて魯君の宮に行つた。魯君は壬に玉環を賜うた。壬は拜して之を受けたが之を佩用せず。父より佩用の許を得んことを豎牛に依頼した。豎牛は欺いていふやう「私は已に若君の爲に御願した。佩用されても差支ないことになつて居る」と。壬は因つて之を佩びた。豎牛はこゝぞとして、叔孫に謂つた「何故に君に對し若君謁見の御取計をなさらぬのか」と。叔孫は、未だ小供で君に謁見など出來るもので無いと答へた。豎牛は曰つた「いやそれは大間違だ。若君は是迄幾度も君に謁見された。君からは玉環を賜はつて、若君は已に之を佩びて居られる」と。叔孫は怪んで壬を呼び寄せて見ると、如何にも玉環を佩びて居た。そこで叔孫は怒つて壬を殺した。

壬の兄を丙といつた。豎牛は又妬んで之を殺さうとした。扨て叔孫は丙のために音樂に用ゐる鐘を鑄た。鐘が出來上つたが、丙は之を打つことを差控へ、豎牛をして鐘を用ゐることを父に願はせた。豎牛は叔孫に願ひもせずして、曰ふやう「私は已に若君のために御願した、使用されても差支ないのだ」と。そこで丙は之を擊つた。叔孫は鐘の聲を聞いて曰ふやう「父の許も得ずに勝手に鐘を擊つた」と。

怒つて丙を逐ひ出した。丙は齊の國に出奔した。其後一年經つて豎牛は丙のために、叔孫に謝罪してやつた。叔孫は豎牛に丙を召し歸すことを命じた。ところが豎牛は之を呼び戻す手配をせずに、詐つて叔孫に報じていふやう「已に若君を御呼び致したが若君は怒つて居らるること甚しく、歸り來ることを承知なさらぬ」と。叔孫大に怒つて、人に言ひ付けて丙を殺させた。

叔孫の二人の子は已に死んだ。叔孫が病に罹つた。豎牛は獨りで看護し、近習の者も遠ざけ、人を病室に入れない。曰く「主君は人の聲を聞くを嫌はせらるる」と。かくて叔孫は食物も取り得ず饑ゑ死にした。

叔孫は已に死んだ。豎牛は喪を祕して發せず、叔孫の倉庫にある貴重な寶物を悉く搬び出し、之を携へて齊の國に出奔した。自分の信用して居る者の言を聽いたばかりに、親子諸共に辱を被つて殺害さるるに至つた。此れ畢竟、一人の言を妄信して餘人の言を參驗せざりしより生じた患である。

江乞爲魏王使荊。謂荊王曰。臣入王之境內。聞王之國俗。曰君子不蔽人之美。不言人之惡。誠有之乎。王曰有之。然則若白公之亂。得無危乎。誠得

如ㇾ此。臣免二死罪一矣。

訓讀　江乞、魏王の爲めに荊に使す。荊王に謂ひて曰く「臣、王の境内に入り、王の國俗を聞く。曰く「君子人の美を蔽はず、人の惡を言はず」と。誠に之れ有るか」と。王曰く「之れ有り」と。「然らば則ち白公の亂の若き危き無きを得んや。誠に此の如きを得ば、臣、死罪を免る」と。

通釋　江乞が魏王の用を帶びて荊に使に行つた。荊王に向つて、私が王樣の御領内に入り、王樣の御國の風俗を承りたるところ、君子は人の美事は隱すことなく、人の惡事は言はないといふことであるが、ほんとにさうで御座いますかと聞いた。王は誠にさうであると答へた。果してさうであつては、白公の内亂の如きあらば、危險千萬では御座いませぬか。誠にさういふことならば、私なども死刑に處せらるる心配は無い譯だと江乞は言つた。

語釋　白公之亂（喩老篇に詳。此に引用したのは、白公の亂の如き場合にも、之を告げる者なければ危險な話だとの意味。）

衞、嗣君重二如耳一。愛二世姬一。而恐下其皆因二其愛重一以壅上ㇾ己也。乃貴二薄疑一以敵二如耳一。尊二魏姬一以耦二世姬一。曰以ㇾ是相參也。嗣君知ㇾ欲ㇾ無ㇾ壅。而未ㇾ得二其術一也。夫不ㇾ

使賤議貴。下偪上。而必待勢重之鈞也。而後敢相議。則是益樹壅塞之臣也。嗣君之壅乃始。

訓讀 衛の嗣君、如耳を重んじ、世姫を愛す。而して其の皆其愛重に因りて以て己を壅ぐを恐る。乃ち薄疑を貴くし以て如耳に敵せしめ、魏姫を尊くし以て世姫に耦せしむ。曰く「是れを以て相參するなり」と。嗣君は壅ぐ無からんを欲するを知り、未だ其術を得ざるなり。夫れ賤をして貴を議し、下をして上に偪らしめずして、而して必ず勢重の鈞を待ち而る後敢て相議せしめんとす。則ち是れ益々壅塞の臣を樹つるなり。嗣君の壅乃ち始まる。

通釋 衛の嗣君は大夫の如耳を重んじ、又妾の世姫を愛した。而かも之に因つて己の聰明を壅塞せんことを恐れた。乃ち薄疑の位を高めて如耳に對せしめ、魏姫の地位を高めて、世姫に竝ばしめた。曰く「是を以て相對抗せしめ以て參驗すれば、壅蔽せらるゝこと無し」と。併しながら嗣君は壅塞されまいといふことは知つて居るが、其方法がまだ分かつて居ない。身分低き者に身分高き者を批評せしめ、下位の者に上位の者を攻撃さすればこそ相牽制せしむるに足るのだが、さもなくて徒に勢力相匹敵す

る重位に据ゑ、而る後互に相批評せしめようとするのは、或は却て交々比周して壅塞するの患がある。即ち壅塞の臣を倍加したものであつて、嗣君に對する壅塞の弊が是より却て始まるであらう。

夫矢來有郷。則積鐵以備一郷。矢來無郷。則爲鐵室以盡備之。備之則體不傷。故彼以盡備之不傷。此以盡敵之無姦也。

訓讀 夫れ矢の來る郷有れば、則ち鐵を積みて以て一郷に備ふ。矢の來る郷無ければ、則ち鐵室を爲り、以て盡く之れに備ふ。之れに備ふれば則ち體傷かず。故に彼盡く之れに備ふるを以て傷かず。此れ盡く之れに敵するを以て、姦無きなり。

通釋 矢の來るのに一定の方向があれば、鐵を積み重ねて、其方向に備へるが、矢の來る方向が定まつて居なければ、四面悉く防禦するため、鐵造の家を作つて身體を防禦する。各方面悉く防禦するため身體に傷を受けない。同じ道理で人主も凡ての方面に向つて防禦すれば、始めて奸物に犯されることが無くなるのだ。

語釋 室（茲にては甲のことなりとの說あり、通ず。）

龐恭與太子質於邯鄲。謂魏王曰。今一人言市有虎。王信之乎。曰不信。二人言市有虎。王信之乎。曰不信。三人言市有虎。王信之乎。王曰寡人信之。龐恭曰。夫市之無虎乎明矣。然而三人言而成虎。今邯鄲之去魏乎遠乎市。議臣者過於三人。願王察之。龐恭從邯鄲反。竟不得見。

訓讀 龐恭、太子と邯鄲に質たり。魏王に謂ひて曰く「今一人言ふ市に虎有りと。王之れを信ずるか」。曰く「信ぜず」。「二人言ふ市に虎有りと。王之れを信ずるか。」曰く「信ぜず」。「三人言ふ市に虎有りと。王之れを信ずるか」。王曰く「寡人之れを信ず」と。龐恭曰く「夫れ市の虎無きや明なり。然り而して三人言へば虎を成す。今邯鄲の魏を去るや市よりも遠し。臣を議する者三人に過ぐ。願はくは王之れを察せよ」と。龐恭邯鄲より反る。竟に見ゆるを得ず。

通釋 魏の龐恭が太子と與に、人質となつて、趙の都邯鄲に赴く時、王に申した。「今一人、市に虎が居ると言つたなら、王様は之を御信じなさるか。」王は答へた、「それは信ぜぬ」。「然らば二人申して來たら、御信じなさるか」。王はイヤ信ぜぬと答へた。「然らば三人申して參つたら御信じなさるか」。王は

答へた。「さうなれば寡人も信ずる」と。そこで龐恭が言つた。「抑も市に虎の居る筈の無いことは明かな咄だ。然も三人が言へば、無い虎が有ることになるのだ。今私の參る趙の邯鄲は此の魏の國を去ることは、王宮より市に行くまでの距離よりは、遙に遠いことであり、私に對し批評を加へるものは三人どころではなく、非常に多くあらう。王樣はどうぞ御察し下さい」と。其後龐恭が邯鄲から還つたが、王に謁見が許されなかつた。

【傳】二

董閼于爲趙上地守。行石邑山中。澗深峭如牆。深百仞。因問其旁鄉左右曰。人嘗有入此者乎。對曰。無有。曰。嬰兒癡聾狂悖之人。嘗有入此者乎。對曰。無有。牛馬犬彘。嘗有入此者乎。對曰。無有。董閼于喟然大息曰。吾能治矣。使吾法之無赦。猶入澗之必死也。則人莫敢犯也。何爲不治之。

訓讀　傳二。董閼于趙の上地の守と爲り、石邑を行る。山中の澗、深峭牆の如く、深さ百仞、因り

で其旁郷左右に問ひて曰く「人嘗て此に入る者有るか」と。對へて曰く「有る無し」と。曰く「嬰兒癡聾狂悖の人、嘗て此に入る者有るか」と。對へて曰く「有る無し」と。「牛馬犬彘、嘗て此に入る者有るか」と。對へて曰く「有る無し」と。董閼于喟然として太息して曰く「吾能く治めん。吾法の赦す無き、猶ほ澗に入るの必ず死するがごとくならしめば、則ち人之れを敢て犯す莫きなり。何爲れぞ之れを治まらざらんや」と。

通釋 董閼于が趙の晋陽の大守となつて、或時石邑といふ地方を巡視した。山中の谷川、兩岸削立、恰も牆壁の如くで、深さ百仭もあらうと思はれる。董閼于が近傍の里人に問うた。「此谷川に嘗て人の入りし者が有つたか」と。里人は、有りませぬと答へた。又問うた。「小供、馬鹿者、つんぼ、狂人などの此谷川に這入つた者が有つたか」と。それも有りませぬと里人は答へた。すると又問うた。「牛馬犬彘の這入つた者が有つたか」と。里人は、それも有りませぬと答へた。そこで董閼于は、溜息を吐いて曰ふやう「自分は任地を治めることが出來るであらう。吾が法律を犯す者を赦すこと無く、恰も此谷川に入らば、必ず死ぬるが如く必罰を示したならば、人は決して法律を犯すことがあるまい。さうすれば治まらない筈が無い」と。

語釋　旁鄉左右（左右近傍の村里の意味。）　○喟然（詠嘆の形容。）

子產相鄭。病將死。謂游吉曰。我死後子必用鄭。必以嚴莅人。夫火形嚴。故人鮮灼。水形懦。故人多溺。子必嚴子之刑。無令溺子之懦。故子產死。游吉不忍行嚴刑。鄭少年相率爲盜。處於藿澤。將遂以爲鄭禍。游吉率車騎與戰。一日一夜而僅能尅之。游吉喟然歎曰。吾蚤行夫子之教。必不悔至於此矣。

訓讀　子産鄭に相たり。病みて將に死せんとす。游吉に謂ひて曰く「我死する後子必ず鄭を用ゐん。必ず嚴を以て人に涖め。夫れ火は形嚴。故に人灼かること鮮し。水は形懦、故に人溺るゝ多し。子必ず子の刑を嚴にし、子の懦に溺れしむる無かれ」と。故に子産死して游吉嚴刑を行ふに忍びず。鄭の少年相率ゐて盜を爲し、藿澤に處り、將に遂に以て鄭の禍を爲さんとす。游吉車騎を率ゐて與に戰ひ、一日一夜にして僅に、能くこれに尅つ。游吉喟然として歎じて曰く「吾蚤く夫子の教を行はば必ず悔

此に至らじ」と。

通釋 鄭の子産が宰相となり、病みて死せんとした時、遊吉に遺言した、「自分の死んだ後は、君が鄭國の政を執るに相違ない。是非嚴重を以て下に臨むべきだ。火の形は猛烈で怖しいから、人が用心するので火傷をするものが少い。然るに水の形は弱弱しいから、之を侮るために溺るゝ者が多いのだ。君は必ず君の刑罰を嚴重にせよ、君の兎角に弱き性格のために、民をして水に溺るゝが如く、法を犯す者あらしめるな」と。子産の死後、遊吉は子産の豫想した通り、嚴刑を行ふに忍びなかつた。すると、鄭の少年は相率ゐて、盜賊を働き、雚澤を根據地として、遂には鄭一國の禍にも及ばうとした。遊吉は軍隊を率ゐ、一日一夜の戰までして、辛うじて之に勝ち得た。そこで遊吉は嘆息して曰つた。「自分が早く子産大人の遺訓を行つたならば、こんな後悔はせずともよかつたらうに」と。

魯哀公問於仲尼曰。春秋之記曰。冬十二月霣霜不殺菽。何爲記此。仲尼對曰。此言可以殺而不殺也。夫宜殺而不殺。梅李冬實。天失道。草木猶犯干之。而況於君人乎。

訓讀 魯の哀公、仲尼に問ひて曰く「春秋の記に曰く、冬十二月霣霜菽を殺さずと。何爲れぞ此れを記する」と、仲尼對へて曰く「此れ以て殺す可くして殺さざるを言ふなり。夫れ宜しく殺すべくして殺さざれば梅李冬實る。天道を失へば草木猶ほ之れを犯干す。而るを況んや、人に君たるに於てをや」と。

通釋 魯の哀公が孔子に問はれた。「春秋に記載して、冬十二月霜が降つて豆を枯らさないと記載してあるが、どういふ意味で、あんな事を記載したものであらう」と。孔子は對へた。「此は枯らすべきものを枯らさなかつたといふ意味である。枯らすべきものを枯らさなかつたら、梅も李も、冬期に於て實るといふ奇現象が起らう。天でさへ自然の道を過つと猶ほ之を犯すものが出て來る。況して人君、道を失はゞ干す者が出る道理である」と。

殷之法。刑弃灰於街者。子貢以爲重。問之仲尼。仲尼曰。知治之道也。夫弃灰於街。必掩人。掩人。人必怒。怒則鬪。鬪必三族相殘也。此殘三族之道也。雖刑之可也。且夫重罰者。人之所惡也。而無弃灰。人之所易也。使人行之

所易而無レ離所レ惡。此治之道也。一曰。殷之法弃灰于公道者。斷其手。子貢曰。弃レ灰之罪輕。斷レ手之罰重。古人何太毅也。曰無レ弃レ灰所レ易也。斷レ手所レ惡也。行レ所レ易。不レ關レ所レ惡。古人以爲レ易。故行レ之。

訓讀 殷の法灰を街に弃つる者を刑す。子貢以て重しと爲し、之れを仲尼に問ふ。仲尼曰く「治の道を知れるなり。夫れ灰を街に弃つれば必ず人を掩ふ。人を掩へば人必ず怒る。怒れば則ち闘ふ。闘へば必ず三族相殘ふなり。此れ三族を殘ふの道なり。之れを刑すと雖も可なり。且つ夫れ重罰は人の惡む所なり。而して灰を弃つる無きは人の易しとする所なり。人をして之れを易しとする所に行ひ、惡む所に離る無らしむ。此れ治の道なり」と。一に曰く、殷の法灰を公道に弃つる者は其手を斷つ。子貢曰く「灰を弃つるの罪は輕く、手を斷つの罰は重し。古人何ぞ太だ毅なるや」と。曰く「灰を弃つる無きは易しとする所なり。手を斷つは惡む所なり。易しとする所を行ひ、惡む所に關らず。古人以て易しと爲す。故に之れを行ふ。

通釋 古、殷の國法にては、灰を道路に棄つる者を刑罰に處した。孔子の弟子子貢は嚴重過ぎると

考へて之を師匠の孔子に質問した。孔子は答へた。「國を治むる道を心得た法律である。灰を道路に棄つるといふだけでは、微々たることであるやうだが、併し灰を道路に棄てると、風のために飛んで、必ず人に振りかゝる。すると、人は腹を立てる。腹を立てると喧嘩が始まる。喧嘩が始まると、雙方の一家親族までが害を受けるやうなことにも立ち至る。それ故灰を道路に棄つることは、三族を害するに至る程の惡結果を生む原因である。刑に處するのは當然の事だ。それのみならず。重い刑罰は人の厭ふところで、灰を棄てない位な事は人の容易に心得られる事だ。人をして容易なことを行はせて、厭な目に逢はせないのは、政治の要道である」と。

一說にはかうもある。殷の掟に、灰を公道に棄つる者は其手を切斷するとある。子貢は曰つた。「灰を棄つる位の輕い罪に、手を切斷するといふのは重も過ぎる、古人は何といふ酷なことであらう」と。孔子は敎へた。「灰を棄てない位なことは誠に造作も無いことであり、手を切斷するといふのは誰も厭なことである。易しとするところを行はせて、惡むところに罹らせないのは、簡單に出來ることゝ考へてから、古人はさうしたのだ」と。

語釋　三族（父母妻の族。）

中山之相樂池以車百乘使趙。選其客之有智能者以爲將行。中道而亂。樂池曰。吾以公爲有智。而使公爲將行。今中道而亂何也。客因辭而去。曰。公不知治。有威足以服人。而利足以勸人。故能治之。今臣者君之少客也。夫從少正長。從賤治貴。而不得操其利害之柄以制之。此所以亂也。嘗試使臣彼之善者。我能以爲卿相。彼不善者。我得以斬其首。何故不治。

訓讀 中山の相樂池、車百乘を以て趙に使す。其客の智能有る者を選び以て將行と爲す。中道にして亂る。樂池曰く「吾公を以て智有りと爲す。而して公をして將行たらしむ。今中道にして亂るゝは何ぞや」と。客因りて辭して去る。曰く「公治を知らず。威有れば以て人を服するに足り、利は以て人を勸むるに足る。故に能く之れを治む。今臣は君の少客なり。夫れ少より長を正し、賤より貴を治め、而して其利害の柄を操り、以て之れを制するを得ず。此れ亂るゝ所以なり。嘗試に臣をして彼の善なる者は我れ能く以て卿相と爲し、彼の善ならざる者は我れ以て其首を斬るを得しめば、何の故に治ま

らざらん」と。

通釋 中山の宰相樂池が、車百乘を從へて趙國に使者に行く時、客分の智能ある者に道宰領を命じた。やがて出發したが、道中半で一行が兎角不規律に陷り混雜した。樂池は、公を以て智能ありとして、宰領を賴んだのに道中半で、かう不秩序に陷るとは、どうした事かと客を詰責した。客は因て職を辭退し、立ち去らうとして云ふやう「貴公は治道を御承知ない。威光があれば人を從へることが出來、利益といふものは人を勵ますことの出來るものだ。故に威と利とを以てすれば治むることが可能である。然るに拙者は貴公の年少の客である。年下の者が年上の者を治め、下位の者が上位の者を正すことである、而かも利害の權柄を握つて之を制馭するのでも無い。此が卽ち一行の亂雜に陷つた理由である。若し、試に拙者に權柄があつて、一行中の善き者には卿相を授け、不善の者には斬首の刑を與ふることが出來るなら、一行の治まらない理由は無いのである」と。

公孫鞅之法也。重輕罪。重罪者人之所難犯也。而小過者人之所易去也。使人去其所易。無離其所難。此治之道。夫小過不生。大罪不至。是人無罪

而亂不生也。一曰。公孫鞅曰。行刑重其輕者。輕者不至。重者不來。是謂以刑去刑也。

訓讀 公孫鞅の法や、輕罪を重くす。重罪は人の犯し難き所なり。而して小過は人の去り易き所なり。人をして其の易き所を去り、其の難き所に離る無からしむ。此れ治の道なり。夫れ小過生ぜず、大罪至らざれば、是れ人罪無くして亂生ぜざるなり。一に曰く、公孫鞅曰く「刑を行ひ其輕き者を重くすれば、輕き者至らず、重き者來らず。是を刑を以て刑を去ると謂ふ」と。

通釋 公孫鞅の立てる法は、輕き罪に對しても重き刑を加ふるにある。一體、重き罪は犯し難きところであつて、小過失を去るは造作の無いことである。人をして其去り易い小過失を去らしめて、犯し難い罪をも犯させないやうにするのは人を治むる道である。輕き罪に重き罰を課する結果、小過失を犯すものが無くなると同時に、自然大罪を犯すものも無くなる。斯くて世に犯罪がなくなつて、必然に動亂が起らなくなる。是が公孫鞅立法の精神である。別說には斯うある。公孫鞅曰く「刑罰を施すに、輕き罪に對して重き罰を課すれば、輕き罪は當然に犯されないばかりでなく、其結果は重き罪

も自然犯されないやうになる。此の如きことを、刑罰を行ふ結果、刑罰其ものも必要を失ふに至るといふのである」と。

餘論 刑は刑なきを期するは、東西古今刑事學の軌を一にするところであらう。輕罪に重罰を課し、因つて以て重罪をも防がんとするに至つては、未だ其可能なる所以を怪まざるを得ない。よし之を可能なりとするも、人間正義の要求を如何にかすべき。是れ商子の僻論たる所以にして、やがて韓子の怪說たる所以である。唯若し正義の觀念を以て、刑事政策の全部と爲す者あらば、商韓二子の論や一服の藥劑たるを失はないであらう。

荊南之地。麗水之中生金。人多竊采金。采金之禁。得而輒辜磔於市。甚多壅離其水也。而人竊金不止。夫罪莫重於辜磔於市。猶不止者。不必得也。故今有人於此。曰。與汝天下而殺汝身。庸人不爲也。夫有天下大利也。猶不爲者。知必死。故不必得也。則雖辜磔竊金不止。知必死。雖予之天下不

爲也。

訓讀 荊南の地、麗水の中金を生ず。人多く竊みて金を采る。金を采るの禁、得れば輒ち市に辜磔す。甚だ衆くして其水を壅離す。而も人金を竊みて止まず。夫れ罪は市に辜磔するより重きは莫し。猶ほ止まざる者、必ずしも得られざればなり。故に今此に人有り。曰く「汝に天下を與へて汝の身を殺さん」と。庸人も爲さざるなり。夫れ天下を有するは大利なり。猶ほ爲さざる者は必ず死するを知ればなり。故に必ずしも得られざるや、則ち辜磔すと雖も金を竊みて止まず。必ず死するを知れば、之れに天下を予ふと雖も爲さざるなり。

通釋 荊南地方に麗水といふ川がある。其中に砂金が產する。人は澤山之を竊み采る。采金の禁制としては、捕縛すると悉く市中に於て車裂の刑に處するのだが、竊む者が甚だ多くて、川に投棄した屍が流を塞ぎ處々に附著して居る有樣であつたが、それでも倘ほ人が竊采して止まなかつた。本來刑罰は市中に於て車裂されるより重いものが無いのだが、それでも竊んで止まない譯は、捕縛されないものが相當あるからである。それ故、今或人に對し、「あなたに天下を差上げよう。其代りあなたを殺して仕舞ふ」と言つたとする。假令平凡な人間でもそんな天下取りはしないであらう。抑も天下を

有するといふことは大利益に相違ない。猶ほ之を避けて爲さないのは、死することが確實だからである。故に捕縛されることが確實でないと、車裂の刑を犯しても竊んで止まないし、死することが確實だと天下を與へられる場合といへども御免を蒙るのだ。

語釋　壅離(別說には籬柵などを設けて、人を川に入れぬやう塞ぐことゝしてあるのもある。)

魯人燒積澤。天北風。火南倚。恐燒國。哀公懼。自將衆趣救火者。左右無人。盡逐獸而火不救。乃召問仲尼。仲尼曰。夫逐獸者。樂而無罰。救火者。苦而無賞。此火之所以無救也。哀公曰。善。仲尼曰。事急不及以賞。救火者盡賞之。則國不足以賞於人。請徒行罰。哀公曰。善。於是仲尼乃下令曰。不救火者。比降北之罪。逐獸者。比入禁之罪。令未下遍。而火已救矣。

訓讀　魯人積澤を燒く。天北風、火南に倚る。國を燒くを恐る。哀公懼れ、自ら衆を將ゐて火を救ふ者を趣す。左右人無し。盡く獸を逐ひて火は救はず。乃ち召して仲尼に問ふ。仲尼曰く「夫れ獸を逐

ふ者は樂みて罰なく、火を救ふ者は苦しみて賞無し。此れ火の救ふ無き所以なり」と。哀公曰く「善し」と。仲尼曰く「事急なり。以て賞するに及ばず。火を救ふ者盡く之れを賞すれば、則ち國以て人を賞するに足らず。請ふ、徒に賞を行はん」と。哀公曰く「善し」と。是に於て仲尼乃ち令を下して曰く「火を救はざる者は降北の罪に比し、獸を逐ふ者は入禁の罪に比せん」と。令未だ下り遍からずして火已に救はる。

通釋　魯人、狩獵を爲し、其ために積澤に火を放つた。其日の天氣が北風であつたため、火を南に吹きつけ、國都に火が移つて來るの心配があつた。哀公恐怖の餘り、自分で多人數を引き連れ、火を防ぐことを催したが、近臣が一人も居ない。皆獸を逐うて防火には從はない。そこで哀公は、仲尼を召し出して策を問はれた。仲尼の答はかうだ。「狩の方は面白くて別に罰が無い。火を救ふ方は困難で別に賞も無い。此が火の救はれない譯である」と。哀公は尤もとせられた。仲尼は言葉をついで更にかう述べた。「急な場合で賞を與ふるなどいふ暇もなく、又火を救ふ者悉くに賞を與へることは、國の財政の許すところでない。臨機の處置として虛賞を與へることにしませう」と。哀公は結構だと曰はれた。そこで仲尼は布令を下した。「防火に從事せざる者は、戰爭に於て敵に降り、或は逃走するもの

と同一の罪たるべし。狩獵に從事する者は禁苑に入るものと同一の罪たるべし」と。令が下つてまだ十分行き渡らぬ内に、火は消し留められた。

成驩謂齊王曰。王太仁。太不忍人。王曰。太仁。太不忍人。非善名邪。對曰。此人臣之善也。非人主之所行也。夫人臣必仁而後可與謀。不忍人而後可近也。不仁則不可與謀。忍人則不可近也。王曰。然則寡人安所太仁。安不忍人。對曰。王太仁於薛公。而太不忍於諸田。太仁薛公。則大臣無重。太不忍諸田。則父兄犯法。大臣無重。則兵弱於外。父兄犯法。則政亂於內。兵弱於外。政亂於內。此亡國之本也。

訓讀　成驩、齊王に謂ひて曰く「王太だ仁、太だ人に忍びず」と。王曰く「太だ仁、太だ人に忍びず、善名に非ずや」と。對へて曰く「此れ人臣の善なり。人主の行ふ所に非ざるなり。夫れ人臣必ず仁にして而る後與に謀る可し。人に忍びずして而る後近づく可きなり。仁ならざれば則ち與に謀る可からず。

人に忍ぶは則ち近づく可からざるなり」と。王曰く「然らば則ち寡人安れの所か太だ仁、安んぞ人に忍びざる」と。對へて曰く「王太だ薛公に仁にして、太だ諸田に忍びず。太だ薛公に仁なれば則ち大臣重き無く、太だ諸田に忍びざれば則ち父兄法を犯す。大臣重き無ければ則ち兵外に弱く、父兄法を犯せば則ち政内に亂る。兵外に弱く、政内に亂る。此れ亡國の本なり」と。

通釋 成驩は齊王に申した。「王様は餘りに慈悲深く又餘りに同情が厚い」と。王は言つた。「慈悲深く同情厚しといふのは實に名譽なことでは無いか」と。成驩は對へた。「併しそれは人の臣下たる者の善事であつて、人君たる者の爲すべき事ではありませぬ。人臣であるならば慈悲心ある者でこそ相談も出來、同情心ある者でこそ深い交りも出來る。不仁者では何の相談も出來ぬし、殘忍の人では深交が出來ない」と。王の言ふやう「然らば寡人の慈悲深いといふのは如何なる點で、又同情が厚いといふのは如何なる點であるか」と。成驩對へて曰つた「王様は餘りに薛公に對して仁であつて、餘りに諸田に對して忍ばれない。薛公に對し仁に過ぎると他の諸大臣の權威が輕くなり、諸田に對して忍びざることが過ぎると、父兄は驕慢になつて法度を犯すことになる。大臣に威嚴が無ければ、外國に對し軍隊が弱くなり、父兄が法を犯せば國內に於て政が亂れる。此の如きは國の亡びる根本である」と。

語釋 薛公（靖郭君田嬰の事にして薛に封ぜられたるを以て薛公といふのだ。）　○諸田（諸の田氏で齊は田氏であるから齊王の一門を指す。）

魏惠王謂卜皮曰。子聞寡人之聲聞亦如何焉。對曰。臣聞王之慈惠也。王欣然喜曰。然則功且安至。對曰。王之功至於亡。王曰。慈惠行善也。行之而亡何也。卜皮對曰。夫慈者不忍。而惠者好與也。不忍則不誅有過。好與則不待有功而賞。有過不罪。無功受賞。雖亡不亦可乎。

訓讀 魏の惠王、卜皮に謂ひて曰く「子、寡人の聲聞を聞く、亦如何」と。對へて曰く「臣王の慈惠を聞く」と。王、欣然として喜んで曰く「然らば則ち功且つ安にか至らん」と。對へて曰く「王の功は亡に至らん」と。王曰く「慈惠は善を行ふなり。之れを行ひて亡ぶるは何ぞや」と。卜皮對へて曰く「夫れ慈者は忍びず、惠者は與ふるを好む。忍びざれば則ち有過を誅せず。與ふるを好めば則ち有功を待たずして賞す。過あるも罪せず、功無きも賞を受く。亡ぶと雖も亦可ならずや」と。

通釋 魏の惠王、卜皮に對し問うた。「其方の聞くところでは、寡人に對する世間の評判がどうであ

らうか」と。卜皮が對へた。「私は王樣が御惠み深いといふ評判を聞いて居ります」と。之を聞き、王は喜んで、然らば、之に因つてどんな成功を收むることであらうかと問うた。卜皮は對へて「王樣の御成功は、結局國を亡ぼされることになるでありませう」と。驚いた王は、慈惠は善行である、然るに之を行つて亡びるとは何事かと問ひ返した。卜皮は對へた。「慈者は人に同情し、惠者は人に施與を好む。同情の結果は有罪の者も誅戮せず。施與を好む結果は無功の者にも賞を與へる。有罪を罰せず、無功を賞するのでは、國の亡びるのは當然のことだ」と。

齊國好厚葬。布帛盡於衣衾。材木盡於棺槨。桓公患之。以告管仲曰。布帛盡則無以爲蔽。材木盡則無以爲守備。而人厚葬之不休。禁之奈何。管仲對曰。凡人之有爲也。非名之則利之也。於是乃下令曰。棺槨過度者。戮其尸。罪夫當喪者。夫戮死無名。罪當喪者無利。人何故爲之也。

訓讀 齊國厚葬を好み、布帛は衣衾に盡き、材木は棺槨に盡く。桓公之れを患へ、以て管仲に告げ

て曰く「布帛盡くれば則ち以て蔽を爲す無く、材木盡くれば則ち以す守備を爲す無し。而して人厚葬を之れ休めず。之れを禁ずる奈何」と。管仲對へて曰く「凡そ人の爲す有るや、之れを名とするに非ざれば則ち之れを利とするなり」と。是に於て乃ち令を下して曰はく「棺椁度に過ぐる者は、其尸を戮し、夫の喪に當る者を罪せん」と。夫れ死を戮すれば名無く、喪に當る者を罪すれば利無し、人何の故に之れを爲さんや。

通釋 齊國は葬式を厚く行ふを好む風俗で、其儘にして置くと、布帛類は死者の衣衾を作るために盡き果て、材木は棺椁を造るために盡き果てさうであつた。桓公は心配されて管仲に告げられるやう「布帛が盡きれば、軍隊に使用する幕類を作ることも不能になり。材木が盡きれば、城郭陣營などの守備も出來なくなる。然るに人が厚葬を止めない。之を禁止する方策はどうだらうか」と。管仲は對へた。「總じて人の爲すことは、名譽のためか利益のためかである」と。そこで布令を下した。曰く「棺郭の製作、程度を越した者あるときは、其屍を辱め、其喪主を處罰する」と、成程屍を辱められては不名譽であり、喪主が處罰されては損である。斯くては何の爲めに厚葬する者があらう。

語釋 戮死（死は屍の誤。）

衛嗣君之時。有胥靡。逃之魏。因爲襄王之后治病。衛嗣君聞之。使人請以五十金買之。五反而魏王不予。乃以左氏易之。群臣左右諫曰。夫以一都買胥靡可乎。王曰。非子之所知也。夫治無小而亂無大。法不立而誅不必。雖有十左氏無益也。法立而誅必。雖失十左氏無害也。魏王聞之曰。主欲治而不聽之不祥。因載而往徒獻之。

訓讀 衛の嗣君の時、胥靡有り。逃れて魏に之く。因りて襄王の后の爲めに病を治む。衛の嗣君之れを聞き、人をして請うて五十金を以て之れを買はしむ。五反して魏王予へず。乃ち左氏を以て之れに易ふ。群臣左右諫めて曰く「夫れ一都を以て胥靡を買ふ可ならんか」と。王曰く「子の知る所に非ざるなり。夫れ治小無くして亂大無し。法立たずして誅必せずば、十の左氏有りと雖も、益無きなり。法立ちて誅必せば、十の左氏を失ふと雖も、害無きなり」と。魏王之れを聞きて曰く「主治を欲して之れを聽かざるは不祥なり」と。因りて載せて往き徒之れを獻ず。

通釋　衞の嗣君の時に、懲役に處せられた者が、逃げて魏の國に行つた。因つて、魏の襄王の后の病氣を治療した。衞の嗣君が之を聞いて人を遣はし、五十兩の金子で賣り渡して貰ひたいと申込んだ。が魏王は承諾しない。使者が五度も往復したが功を奏しなかつた。そこで嗣君は左氏といふ一都邑を差出して交換しようとした。左右の者が、一人の胥靡を一都邑を以て買ふといふことは當を得ないと言つて諫めた。王は之に對して曰ふやう「其方達は解らんのだ。小しの治りでも治りは治りであり、小しの亂れでも亂れは亂れである。法律の威信が立たずして、誅すべきものをも誅せざるに至れば、十の左氏があつても、何の役にも立たんのだ。之に反し法の威信が確立し、必罰の實が擧がれば、十の左氏を失つても差支へが無いのである」と。魏王がこの事を聞き、一國の主たるものが、其國の治を欲して、折角要求したのに、之を聽き入れざるは不德のことで、此國に取つても不吉であると言つて、胥靡を車に載せて送り屆け、無條件で引渡した。

語釋　━夫治無小而亂無大(小を治めないと大亂が起ると解する者もあり、治の小なるの治めざる勿れ、亂の大なるものゝ靖んぜざる勿れの意味に解する者もある。)

【傳】三

齊王問於文子曰。治國如何。對曰。夫賞罰之爲道。利器也。君固握之不可

以示人。若如臣者猶獸鹿也。唯薦草而就。

訓讀 齊王、文子に問ひて曰く「國を治むる何如」と。對へて曰く「夫れ賞罰の道爲る、利器なり。君固く之れを握れ。以て人に示す可からず。若し、臣の如きは猶ほ獸鹿のごときなり。唯薦草にして就く」と。

通釋 齊王は文子に問うた。「治國の方法はどうであらうか」と。文子は對へた。「賞罰の道は實に刀劍の如く用ひ方が大切なものである。王樣は固く握つて、決して人に見せてはならぬ。彼の家來共などは丁度鹿のやうなもので鹿が美しく茂つた草のあるところに赴くやうに、賞與さへ厚ければ骨惜みせずに働くものである」と。

語釋 薦草（美草、茂草。）

越王問於大夫種曰。吾欲伐吳。可乎。對曰。可矣。吾賞厚而信。罰嚴而必。君欲知之何不試焚宮室。於是遂焚宮室。人莫救之。乃下令曰。人之救火死者。比死敵之賞。救火而不死者。比勝敵之賞。不救火者。比降北之罪。人塗

其體。被濡衣。赴火者左三千人。右三千人。此知必勝之勢也。

【訓讀】越王、大夫種に問ひて曰く「吾呉を伐たんと欲す、可ならんか」と。對へて曰く「可なり。吾賞厚くして信、罰嚴にして必。君之れを知らんと欲せば何ぞ試に宮室を焚かざる」と。是に於て遂に宮室を焚く。人之れを救ふ莫し。乃ち令を下して曰く「人の火を救うて死する者は、敵に死するの賞に比し、火を救うて死せざる者は、敵に勝つの賞に比し、火を救はざる者は、降北の罪に比せん」と。人其體に塗り、濡衣を被り、火に赴く者左三千人、右三千人、此れ必勝の勢を知るなり。

【通釋】越王が大夫の種に問うた。「私は呉を伐たうと思ふが、どうか」と。種は對へた。「私は信賞必罰を徹底的に行つて居る、此訓練の結果は必ず戰爭の場合にも役に立つに相違ない。王樣は宮室を焚いて之を實驗して御覽なさい」と。そこで、とう〳〵宮室を焚いた。然るに之を消さうとする者が無い。すると令を下した。「消火に從つて死んだ者は戰爭に死んだ者に與へる賞と同一で、消火に從つた以上は、死せざる者でも戰爭に敵に勝つた者に與へる賞と同一であり。消火に從はざる者は敵に降伏し又は戰場から脫走した者と同一の罰に處する」と。すると人々は其身體に泥などを塗りつけ、又は着物を水に漬けなどして、火事に走り赴いた者は、彼方に三千人。此方に三千人といふ有樣であつた。そこ

で呉と戰つても必ず勝つといふことが解つた。

呉起爲魏武侯西河之守。秦有小亭臨境。呉起欲攻之。不去則甚害田者。去之則不足以徵甲兵。於是乃倚一車轅於北門之外。而令之曰。有能徙此於南門之外者。賜之上田上宅。人莫之徙也。及有徙之者。還賜之如令。俄又置一石赤菽東門之外。而令之曰。有能徙此於西門之外者。賜之如初。人爭徙之。乃下令大夫曰。明日且攻亭。有能先登者。任之國夫夫。賜之上田宅。人爭趨之。於是攻亭。一朝而拔之。

訓讀 呉起、魏の武侯の西河の守と爲る。秦に小亭有り、境に臨む。呉起之れを攻めんと欲す、去らざれば則ち甚だ田者を害し、之れを去らんとせば則ち以て甲兵を徵するに足らず。是に於て乃ち一車轅を北門の外に倚せて、之れを令して曰く「能く此れを南門の外に徙す者有らば、之れに上田上宅を賜はん」と。人之れを徙す莫きなり。之れを徙す者有るに及び、還つて之れに賜ふこと令の如し。俄

に又一石の赤菽を東門の外に置き、之れを令して曰く「能く此れを西門の外に徙す者有らば、之れに賜ふこと初めの如し」と。人爭ひて之れを徙す。乃ち令を大夫に下して曰く「明日旦、亭を攻めんとす。能く先登する者有らば、之れを國大夫に任じ、之れに上田宅を賜はん」と。人爭ひて之れに趨く、是に於て亭を攻め、一朝にして之れを拔く。

通釋 呉起、魏の武侯の西河の守と爲つた。秦との境に、秦の小城があつた。呉起は之を攻め伐たうとした。之を取り除かないと。此方の農家の害となる。之を取り除くには、一小亭の事であるから軍隊を動員する程の騷ぎにも及ばない。そこで一つの車の轅を北門の外に置いて「此を南門の外に徙し得る者あらば、上等の田宅を褒美に與へよう」と布令した。人は怪しく思つて之を徙す者が無かつた。然るに其の内に之を徙した者があつた。存外にも、先に發令した通り上田上宅を褒美に與へた。其後突然、又一石の赤豆を東門の外に置いて「此を西門の外に徙す者あらば、此に以前の如く上田上宅を褒美しよう」と布令した。すると今度は、人々競爭して之を徙した。そこで令を下した。曰く「明朝、秦の亭を攻撃しようとして居る。先登を爲し得た者は、上大夫に任命し、且つ上田上宅を遣はさう」と。人々は約束の必ず實行されることを知つたから、爭つて之に趨いた。そこで亭を攻めたとこ

るが、一朝にして之を攻め落した。

語釋 小亭（小障壁で、小城。） ○下大夫令（大夫は衍文。）

李悝爲魏文侯上地之守。而欲人之善射也。乃下令曰。人之有狐疑之訟者。令之射的。中之者勝。不中者負。令下而人皆疾習射。日夜不休。及與秦人戰。大敗之。以人之善戰射也。

訓讀 李悝、魏の文侯の上地の守と爲り、人の善射を欲するや、乃ち令を下して曰く「人の狐疑の訟ある者、之れをして的を射しめ、之れに中る者は勝とし、中らざる者は負とす」と。令下りて人皆疾く射を習ひ、日夜休まず。秦人と戰ふに及び、大に之れを敗る。人の戰射を善くするを以てなり。

通釋 李悝が魏の文侯の上地の守と爲り、人の弓術の上手にならんことを望んだ。令を下して曰く「人々の理非不明の訴訟があつた場合には、各訴訟人に射的を試みしめ、中てた者を勝とし、中らぬ者を負としよう」と。此令が下ると、人々は皆早速ながら弓術を習ひ始めた。夜晝休息無しに稽古した。其後秦人と戰爭することになつて、大に之を擊破した。此は畢竟人々が射戰に上手であつた爲めであ

る。

語釋　狐疑之訟（狐は疑深き物ゆゑ、疑ひためらふことを狐疑といひ、こゝでは理非疑はし訴訟を狐疑の訟といつた。）○戰射（戰は衍文。）

宋崇門之巷人服喪而毀甚瘠。上以爲慈愛於親。擧以爲官師。明年人之所以毀死者。歲十餘人。子之服親喪者爲愛之也。而尚可以賞勸也。況君上之於民乎。

訓讀　宋の崇門の巷人喪に服して毀甚だ瘠す。上以爲らく親に慈愛なりと。擧げて以て官師と爲す。明年人の毀死する所以の者歲に十餘人。子の親の喪に服するは之れを愛するが爲めなり。而して尚ほ賞を以て勸むべきなり。況んや君上の民に於けるをや。

通釋　宋の崇門と稱する町の人が親の忌に服して瘠せた、而かも非常に瘠せた。王樣は思はれた。「親に對して慈愛の深いことで誠に感心である」と、下士に採用された。すると翌年人の親の喪に服して、瘠せ衰へ死んだ者が十數人あつた。元來親の喪に服することは愛情より出づべき筈であるが、それさへ賞を以て勵すことも出來るのだ。況して君の民に於ける、もと〳〵自然の恩愛關係なきものに於

ては、勿論賞を以て勵すより外に方法がないものである。

越王慮伐吳。欲人之輕死也。出見怒鼃。乃爲之式。從者曰。奚敬於此。王曰。爲其有氣也。明年請以頭獻王者。歲十餘人。由此觀之。譽之足以勸人矣。一曰。越王勾踐見怒鼃而式之。御者曰。何爲式。王曰。鼃有氣如此。可無爲式也。士人聞之曰。鼃有氣。王猶爲式。況士人有勇者乎。是歲人有自到死以其頭獻者。故越王將復吳。而試其教。燔臺而鼓之。使民赴火者。賞在火也。臨江而鼓之。使人赴水者。賞在水也。臨戰而使人絕頭刳腹而無顧心者。賞在兵也。又況據法而進賢。其助甚此矣。

訓讀 越王吳を伐つを慮り、人の死を輕んずるを欲す。出でて怒鼃を見、乃ち之れが爲めに式す。從者曰く「奚ぞ此れを敬する」と。王曰く「其の氣有るが爲めの故なり」と。明年頭を以て王に獻ぜんこ

とを請ふ者、歳に十餘人。此れに由りて之れを觀るに、之れを譽むるは以て人を勸むるに足る。一に曰く、越王勾踐、怒鼃を見て之れに式す。御者曰く「何すれぞ式する」と。王曰く「鼃氣有ること此の如し。式を爲す無かるべけんや」と。士人之れを聞いて曰く「鼃氣有り、王猶ほ爲に式す。況んや士人の勇有るものをや」と。是の歳人自剄して死し、其頭を以て獻ずる者あり。故に越王將に呉に復せんとす。而して其教を試み臺を燔きて之れを鼓し、民をして火に赴かしむる者は賞火に在ればなり。江に臨みて之れを鼓し人をして水に赴かしむる者は賞水に在ればなり。戰に臨みて人をして頭を絶ち腹を刳きて顧心無からしむる者は賞兵に在ればなり。又況んや法に據りて賢を進むる、其の助此れより甚し。

通釋 越王、呉を伐たんことを慮り、人の死を輕んじて奮戰せんことを望んだ。或時外出の際、何か憤慨して居る蛙を見出し、之に對し車の横木に倚り敬禮した。從者が「何故に蛙などに禮をなさるのか」と聞いた。王は「蛙が氣概があるからだ」と答へた。斯くて明くる年には、氣概を示さんため、自分の頭を刎ねて獻上せんと願ひ出た者が十餘人もあつた。これで見ると、譽めるといふことは人を勵すことの出來る方法である。別說にはかうある。越王勾踐は怒れる蛙を見て式禮を行つた。御者は「ど

うして式禮などをなさるのか」と聞くと、「蛙があのやうに氣慨を見せて居る。敬禮をしないでなるものか」と答へた。士人はこの話を聞き傳へて云ふのに「蛙でさへ氣慨があれば王樣は之に對して敬禮をなさる。況して士人にして勇氣があらば、王樣の之に對する御待遇は一段のことであらう」と話し合つた。是の歲、自ら首を刎ねて、其首を獻上に及んだ者があつた。この故に越王が吳に復讎戰を爲さんとするや、其軍令の如何に行はるゝかを試めさんが爲め、臺に火を放ち、鼓を打つて、民をして消火に赴かしめたことがある。民が能く危險を犯して消火に從事したのは、火を消せば賞があるからである。又川に臨んで鼓を打ち、民をして水に入らしめたこともある。民が能く危險を犯して水に入つたのは、水に入れば賞があるからである。人をして戰爭に臨み、首を斬られても腹を刳られても、敵に背を見せる者なからしめるのは、戰へば賞があるからである。實にさうである。況して法に基づき、賢者を推薦したものに賞を與へたならば、其助を得ること水火などの比であるまい。

語釋 式（男子は車中に立乘す。禮する場合には、前の横木に倚る。之を式といふ。）

韓ノ昭侯使人ヲシテ藏セ弊袴ヲ。侍者曰ク。君亦不仁矣。弊袴不シテ以テ賜ハ左右ニ而藏ス之ヲ。昭侯

曰。非子之所知也。吾聞明主之愛一嚬一笑。嚬有爲嚬。而笑有爲笑。今夫袴豈特嚬笑哉。袴之與嚬笑遠矣。吾必待有功者。故收藏之。未有予也。

訓讀　韓の昭侯人をして弊袴を藏せしむ。侍者曰く「君亦不仁、弊袴以て、左右に賜はらずして之れを藏す」と。昭侯曰く「子の知る所に非ざるなり。吾聞く、明主の一嚬一笑を愛する、嚬も爲めに嚬する有り。笑ふも爲めに笑ふ有り。今夫れ袴は豈特に嚬笑のみならんや。袴の嚬笑と遠し。吾必ず有功者を待たん。故に之れを收藏し未だ予ふるあらざるなり」と。

通釋　韓の昭侯、人に言ひ付けて古袴を藏はせた。近侍の者は「君公には着古しの袴を御附きの人達にも下し置かれずして、御所藏なさるといふのは、どうも御惠みが薄いことである」と言つた。昭侯は「其方達の知つてることでない。自分の聞いてるところでは、聰明な君主といふものは、一寸眉を嚬むるのも、一寸笑ふのも容易にはせぬもので、眉の嚬むるのも嚬むるだけの譯があり、笑ふのも笑ふだけの譯があるのだ。今袴は假令古袴だとはいつても、一嚬一笑とは比較にならぬ。價値の差は可なり遠いことだ。自分は是非功勞ある者を待つて之を與へようと思うて居る。故に之を收藏して、ま

だ與へないのである」と答へた。

鱣似蛇。蠶似蠋。人見蛇則驚駭。見蠋則毛起。然而婦人拾蠶。漁者握鱣。利之所在。則忘其所惡。皆爲孟賁。

訓讀 鱣は蛇に似、蠶は蠋に似たり。人蛇を見れば則ち驚駭し、蠋を見れば則も毛起す。然り而して婦人は蠶を拾ひ、漁者は鱣を握る。利の在る所は、則ち其の惡む所を忘れて、皆孟賁と爲る。

此章は說林に載せてある者と殆んど同一であるから講義を略す。

【傳】四

魏王謂鄭王曰。始鄭梁一國也。已而別。今願復得鄭而合之梁。鄭君患之。召羣臣而與之謀所以對魏。鄭公子謂鄭君曰。此甚易應也。君對魏曰。以鄭爲故魏而可合也。則弊邑亦願得梁而合之鄭。魏王乃止。

訓讀 魏王、鄭王に謂ひて曰く「始め鄭梁は一國なり。已にして別る。今願はくは復鄭を得て之れ

を梁に合せん」と。鄭君之れを患へ、羣臣を召して之れと魏に對ふる所以を謀る。鄭の公子、鄭君に謂ひて曰く「此れ甚だ應へ易きなり。君魏に對へて曰へ「鄭を以て故の魏と爲して合すべくんば、則ち弊邑亦願はくは梁を得て之れを鄭に合せん」と。魏王乃ち止む。

通釋　魏王が鄭王に難題を申し込んだ。「以前には鄭と梁とは一國であつたが、其後別れて二國となつたのだ。どうか再び鄭を貰ひ受けて、我が梁に併合することに御願ひしたい」と。鄭君は心配の餘り、羣臣を召し寄せて、魏に對し何と回答を與へようかと相談に及んだ。鄭の公子は鄭君に言つた。「之に應へることは何の造作も無いことだ。君、魏に對して御答へ遊ばせ。我が鄭國を以て、故の魏の本國と致して併合が出來ることなら、此方に於ても貴國を御貰ひ致し、之を我鄭國に合し、古の一國と致したら御座る」と。斯くて魏王は中止するの止むなきに至つた。

齊宣王使人吹竽。必三百人。南郭處士請爲王吹竽。宣王說之。廩食以數百人。宣王死。湣王立。好一一聽之。處士逃。一曰。韓昭侯曰。吹竽者衆。吾無以知其善者。田嚴對曰。一一聽之。

訓讀 齊の宣王人をして竽を吹かしむ。必ず三百人なり。南郭處士、王の爲めに竽を吹かんと請ふ。宣王之れを說び、廩食數百人を以てす。宣王死して湣王立ち、一一之れを聽くを好む。處士逃る。一に曰く、韓の昭侯曰く「竽を吹く者衆し。吾以て善其者を知る無し」と。田嚴對へて曰く「一一にして之れを聽け」と。

通釋 齊の宣王、人をして竽を吹かせて聽くことを好んだ。必ず三百人合奏といふ大袈裟のことであつた。南郭に住んで居る浪人共は、王の爲めに竽を吹かんことを願ひ出た。宣王は說んで召抱へた。扶持米を給すること數百人の多數である。其後宣王が死して、湣王が立つた。湣王は宣王と違ひ、合奏を好まず、一人一人吹くのを聞くことを好んだ。すると浪人共は逃げ出した。浪人共には竽を吹けないものが有つたらしい。一說にはかうもある。韓の昭侯は言ふやう、竽を吹く者が多いが、自分は其中で誰が上手であるのか薩張解からぬと。田嚴が對へた「一人一人に吹かして御聽きなさい」と。かうなると下手な者は逃げ出すに相違あるまい。

趙令人因申子於韓請兵。將以攻魏。申子欲言之君。而恐君之疑己外市

也。不則恐惡於趙。乃令趙紹韓沓嘗試君之動貌而後言之。內則知昭侯之意。外則有得趙之功。

【訓讀】趙、人をして申子に因り韓に兵を請はしむ。將に以て魏を攻めんとす。申子之れを君に言はんと欲す。而して君の己が外市を疑ふを恐る。不せざれば則ち趙に惡まるゝを恐る。乃ち趙紹・韓沓をして君の動貌を嘗試し、而る後之れを言はしむ。內は則ち昭侯の意を知り、外は則ち趙を得るの功有り。

【通釋】趙は人を韓に遣はし、申不害を便つて、援兵を請はしめた。之によつて魏を攻めようといふ計畫である。申不害は韓君に言はうとしたが、一方には、韓君が自分を以て外國の爲めに働き、一儲するのだと疑はれるのを恐れた。又一方には、君に言はなければ趙に惡まれるのも怖しかつた。そこで趙紹・韓沓の二人に言ひ含め、王の動作容貌を見計らひ、機嫌のいゝ時に之を說かせた。申不害は斯くて一方には王の意中を探り、一方には趙に恩を被せる效果を得た。

三國兵至。韓王謂樓緩曰。三國之兵深矣。寡人欲割河東而講。何如。對曰。

夫割河東大費也。免國於患大功也。此父兄之任也。王何不召公子汜而問焉。王召公子汜而告之。對曰。講亦悔。不講亦悔。王今割河東而講。三國歸。王必曰。三國固且去矣。吾特以三城送之。不講三國入也。入韓則國必大擧矣。王必悔曰。不獻三城也。臣故曰。王講亦悔。不講亦悔。王曰。爲吾悔也。寧亡三城而悔。無危乃悔。寡人斷講矣。

訓讀 三國の兵至る。韓王樓緩に謂ひて曰く「三國の兵深し。寡人河東を割きて講ぜんと欲す。何如」と。對へて曰く「夫れ河東を割くは大費なり。國を患より免れしむるは大功なり。此れ父兄の任なり。王何ぞ公子汜を召して問はざる」と。王、公子汜を召して之れに告ぐ、對へて曰く「講ずるも亦悔い、講ぜざるも亦悔いん。王今河東を割きて講じ、三國歸らば、王必ず曰はん。『三國固より且に去らんとす。吾特に三城を以て之れを送る』と。講ぜざれば三國入らん。韓に入らば則ち國必ず大に擧げられん。王必ず大に悔いて曰はん『三城を獻ぜざればなり』と。臣、故に曰く王講ずるも亦悔い、講ぜざるも亦

悔いん」と。王曰く「吾が悔を爲すや、寧ろ三城を亡ひて悔ゆとも、而も危くして乃ち悔ゆる無けん。寡人講を斷ず」と。

通釋 齊韓魏の兵が秦に侵入した。韓王は樓緩に對し、「三國の兵が深く攻め入つた。寡人は河東地方を割讓して講和しようと思ふが、どうであらうか」と相談に及んだ。樓緩は對へた「河東地方を割讓するは、國に取つて大なる損失である、併し又之に依つて、國家を患難より救ひ出すことが出來れば大なる功績である。何れにしても大問難であつて、之を決するは、御一門父兄の御責任である。王様は公子汜を御召しになつて、御諮問あるべきだ」と。そこで王は公子汜を召し寄せて、此事を告げた。公子汜の答はかうである。「此は講和しても後悔するであらうし、又講和しなくとも後悔するであらう。王は今三國を割いて講和し、三國が引き上げた場合を想像するに、王は必ず言はるゝであらう『三國は土地を割讓せずとも、必ず去るのであつた。自分は殊更三城を割いて之を送り歸したやうなもので、損をした』と。之に反して、此場合講和しないとすると三國が愈々侵入して、我國が大に攻め拔かるゝであらう。すると王は、『僅か三城を與へなかつた爲めだ』と悔いられるであらう。故に私は、講和しても悔い、講和しなくとも悔いるといふのである」と。王は云ふやう「どの道、悔いなければならん位な

ら、一層のこと三城を失つて悔いる方が益しだ。危い目に逢つて、其上に悔いるのではつまらぬことだ。よろしい、寡人は講和を斷行する」と。

語釋 三國兵至韓王云々（三國とは齊韓魏を指すので、從つて韓王は秦王の誤りであらう。）○三國入也入韓（入韓は衍文であらう。）

應侯謂秦王曰。王得宛葉藍田陽夏。斷河內。困梁鄭。所以未王者趙未服也。弛上黨。在一而已。以臨東陽。則邯鄲口中虱也。王拱而朝天下。後者以兵中之。然上黨之安樂。其處甚劇。臣恐弛之而不聽。奈何。王曰必弛易之矣。

訓讀 應侯秦王に謂ひて曰く「王、宛葉藍田陽夏を得て河內を斷ち、梁鄭を困め、未だ王たらざる所以の者は趙未だ服せざればなり。上黨を弛むるの、一に在るのみ。以て東陽に臨めば則ち邯鄲は口中の虱のみ。王拱して天下を朝し、後るゝ者は兵を以て之れに中つ。然れども上黨の安樂、其處甚だ劇。臣恐らくは之れを弛るは聽かれざらん奈何」と。王曰く「必ず弛めて之を易へん」と。

通釋　應侯、秦王に謂ふやう「王樣は既に宛、葉、藍田、陽夏の各地方を得られ、又河内を遮斷して、梁鄭二國を困めて居られる。それで猶ほ天下に王として、號令せられざる譯は、彼の趙がまだ服從しないからである。此場合に處する方略は、上黨に於ける守備を弛めるの一策に在るのだ。上黨の守備を弛め、其軍隊を徙して東陽を壓迫したならば、趙の都の邯鄲の如きは、口中に在る虱のやうなもので一潰であらう。左すれば王樣は手を拱きて、天下の諸侯を秦に朝せしめることが出來やう。若し後れて朝せざる者あらば、軍隊を以て之を傷つて仕舞ふのだ。併し上黨といふ處は、一方には富饒の土地で貢物も多いが、一方には政務も相當煩多なところである。私は、上黨の守備を弛めることは、多分御聽が無からうと思ふが奈何であらうか」と。秦王は之を聞き「是非上黨の守備を弛めて、兵を東陽に移し易へよう」と言はれた。

【傳】五

龐敬縣令也。遣市者行而召公大夫而還之。立有間。無以詔之。卒遣行。市者以爲令與公大夫有言。不相信。以至無姦。

【訓読】龐敬は縣令なり。市者をして行らしめ、而して公大夫を召して之れを還す。立つこと間あり。以て之れに詔ぐる無く、卒に行らしむ。市者以爲へらく「令、公大夫と言有り」と。相信ぜず。以て姦無きに至る。

【通釋】龐敬は縣令であつたが、或る時市場を視察し、市を爲す者一同に退去せしめ、唯其監督役たる公大夫だけを呼び戻した。兩人暫の間一緒に立つて居たが、別段縣令から申し渡すことも無くして還した。市者は考へた「縣令と公大夫とが何か相談したらしい」と。何れも不安に感じたので、相戒めて惡事を働かなくなつた。

【語釋】不相信（種々の解釋あり。公大夫と市者を信ぜずとする者あり。市者は公大夫が令より命ぜられた事あるべしと考へ、公大夫は何事もなしと答ふれども、之を信ぜずと解する者もあり。）

戴驩。宋太宰。夜使人曰。吾聞數夜有乘輼車至李史門者。謹爲我伺之。使人報曰。不見輼車。見有奉笥而與李史語者。有間。李史受笥。

【訓読】戴驩は宋の太宰なり。夜人を使して曰く「吾聞く數夜輼車に乘じて李史の門に至る者ありと。謹んで我が爲めに之れを伺へ」と。使人報じて曰く「輼車を見ず。笥を奉じて李史と語る者あるを見る。

間有りて李史笥を受く」と。

通釋 戴驩は宋の太宰である。或る夜人に言ひ付けた。「自分の聞くところによると、幾夜となく、輼車に乘つて、李史を訪ねる者があるらしい。嘘か眞か、私の爲めに偵察して呉れ」と。使者が還つて報告した。「輼車が見えなかつたが、笥を持つて李史と語り合つて居る者があつた。暫く話をした後、李史は其笥を受け取つた」と。

語釋 輼車（覆を垂れた車。或は臥車なりともいふ。）

周主亡玉簪。令吏求之。三日不能得也。周主令人求而得之家人之屋間。周主曰。吾知吏之不事事。求簪三日不得之。吾令人求之。不移日而得之。於是吏皆悚懼。以爲君神明也。

訓讀 周主玉簪を亡ふ。吏をして之れを求めしむ。三日得る能はざるなり。周主人をして求めしめて之れを家人の屋間に得たり。周主曰く「吾吏の事を事とせざるを知る。簪を求むる三日、之れを得ず。吾人をして之れを求めしむ。日を移さずして之れを得たり」と。是に於て吏皆悚懼し、以爲らく君は神

明なりと。

通釋 周主が或る時、玉の簪を亡くした。役人に言ひ付けて捜索させた。三日を經ても見出せなかつた。周主は他人に命じて探がさせしに、民家の屋根の間で之を見出だした。周主が言ふやう「私は役人達の職務を職務とも思はぬ不勉强振りが解かつた。役人に命じて、簪を求めさせたが、三日經ても求め得ない。他人に求めさせると、其の日の内に之を求め出した」と。そこで役人は皆恐縮して、我君は神であると思つた。

商太宰使少庶子之市。顧反而問之曰。何見於市。對曰。無見也。太宰曰。雖然何見也。對曰。市南門之外甚衆牛車。僅可以行耳。太宰因誡使者。無敢告人吾所問於女。因召市吏而誚之曰。市門之外。何多牛屎。市吏甚怪太宰知之疾也。乃悚懼其所也。

訓讀 商の太宰少庶子をして市に之かしむ。顧反して之れに問ひて曰く「何をか市に見る」と。對へ

て曰く「見るなきなり」と。太宰曰く「然りと雖も何をか見る」と。對へて曰く「市の南門の外甚だ牛車衆し、僅に以て行くべきのみ」。太宰因りて使者を誡む。「敢て人に吾が女に問ふ所を告ぐる無かれ」と。因りて市吏を召して之れを誚めて曰く「市門の外何ぞ牛屎多き」と。市吏甚だ太宰之れを知るの疾きを怪む。乃ち其所に悚懼するなり。

【通釋】商の太宰、少庶子の官に居る者を遣はして市に行かせた。少庶子が還つて來たので、問うた、「市に於て何を見たか」と。少庶子は對へた、「何も見ません」と。太宰は又問うた、「それでも何か見たであらう」と。少庶子は對へた、「唯市の南門外に牛車が非常に多數あつて、やつとのことで通行が出來た」と。太宰は、そこで少庶子に向つて、自分が其方に尋ねたことは決して口外するなと口止をした。そこで市場の役人を呼出して、責め立てゝ言ふやう「市門の外の牛の屎の多いのはどうしたのか」と。市の役人は、太宰の之を知つてることの早いのを非常に不思議に思つた。そこで恐縮して、其職務を能く守つた。

【語釋】其所（其位などいふ意味。）

【傳】六

韓昭侯握爪。而佯亡一爪。求之甚急。左右因割其爪而效之。昭侯以此察左右之臣不誠。

訓讀 韓の昭侯爪を握る。佯りて一爪を亡ひ、之れを求むる甚だ急なり。左右因りて其の爪を割きて之れを效す。昭侯此を以て左右の臣の誠ならざるを察す。

通釋 韓の昭侯、爪を剪つて、窃に之を握り持ち、爪が一つ無いといふので、遽しく捜し求めた。近侍のものが密に自分の爪を裂き取つて、此でありませうと言つて差出した。昭侯これによつて、近侍の臣の誠實を缺くことを明にした。

韓昭侯使騎於縣。使者報昭侯。問曰。何見也。對曰。無所見也。昭侯曰。雖然何見。曰。南門之外有黃犢食苗道左者。昭侯謂使者。毋敢洩吾所問於女。乃下令曰。當苗時。禁牛馬入人田中。國有令。而吏不以爲事。牛馬甚多入人田中。亟擧其數上之。不得將重其罪。於是三鄉擧而上之。昭侯曰。未盡

也。復往審之。乃得南門之外黄犢。吏以昭侯爲明察。皆悚懼其所、而不敢爲非。

訓讀　韓の昭侯騎を縣に使はす。使者、昭侯に報ず。問ひて曰く「何をか見る」と。對へて曰く「見る所無きなり」と。昭侯曰く「然りと雖も何をか見る」と。曰く「南門の外に黄犢苗を道左に食む者有り」と。昭侯使者に謂ふ。「敢て吾が女に問ふ所を洩す毋れ」と。乃ち令を下して曰く「苗時に當りて牛馬の人の田中に入るを禁ず。國に令有り。而して吏以て事と爲さず。牛馬甚だ多く人の田中に入る。亟に其數を擧げて之れを上れ、得ざれば將に其罪を重くせんとす」と。是に於て三鄕擧げて之れを上る。昭侯曰く「未だ盡さゞるなり」と。復往きて之れを審にす。乃ち南門の外の黄犢を得たり。吏、昭侯を以て明察と爲し、皆其所に悚懼して、敢て非を爲さず。

通釋　韓の昭侯、一騎士を縣の視察に遣はした。使者は立ち還り復命に及んだ。昭侯は問うた「如何なるものを見て參つたか」と。使者は、「別段目に觸れたものが無い」と對へた。昭侯は重ねて問ふのである。「何か見たに相違ない」と。使者は「他には此といふものを見なかつたが、唯南門外の道の左側で、赤

小牛が苗を食つてるのを見た」と對へた。昭侯は使者に、自分が其方に尋ねたことは決して口外するなと命じ、乃ち令を下した。「苗の成長する時節には、牛馬を田の中に入るべからざるは、兼々命令してある筈なるに、役人の職務に怠慢なる結果、牛馬が甚だ多く田の中に這入る樣子である。至急其數を調査し、之を上申致せ。若し調査が出來ぬ場合には、重き仕置を致すであらう」と。そこで東西北の三方面は、其數を調査の上、上申した。昭侯が曰ふやう「まだ調査洩があらう」と。役人達は復た立ち還つて調査の結果、南門外の赤小牛を發見した。役人共は、昭侯を以て聰明にして彰察なりと爲し、恐縮して職務を守り、非行を働かなかつた。

周主下令索曲杖。吏求之數日不能得。周主私使人求之。不移日而得之。乃謂吏曰。吾知吏不事事也。曲杖甚易。而吏不能得。我令人求之。不移日而得之。豈可謂忠哉。吏乃能悚懼其所。以君爲神明。

訓讀 周主、令を下して曲杖を索む。吏之れを求むる數日にして得る能はず。周主私に人をして之れを求めしむ。日を移さずして之れを得たり。乃ち吏に謂ひて曰く「吾吏の事を事とせざるを知る。

曲杖甚だ易し。而も吏得る能はず。我れ人をして之れを求めしむ。日を移さずして之れを得たり。豈忠と謂ふべけんや」と。吏乃ち能く其所に悚懼し、君を以て神明と爲す。

通釋 周主、令を下して、屈曲せる杖を求めた。役人は之を求めたが數日之を見出せなかつた。周主は內密に、他人に言ひ付けて求めさせた。其の日の內に之を見出した。そこで周主は役人達に曰つた。「自分は役人衆が職務を職務と思はず、怠慢至極であることが解つた。曲杖を求むる位な事は造作も無いことだ。而るに役人衆は求め得ない。自分が他の人に求めしめたところが、其日の內に求め出した。どうもそれでは、忠實とは謂へまい」と。そこで役人は恐懼し、職務に勤恪となり、周君を以て神の如くに思つた。

西門豹爲鄴令。佯亡其車轄。令吏求之。不能得。使人求之。而得之家人屋間。

訓讀 西門豹、鄴の令と爲る。佯りて其車轄を亡ふ。吏をして之れを求めしむ。得る能はず。人をして之れを求めしめて之れを家人の屋間に得たり。

【通釋】西門豹、鄴の令と爲る。其車の轄を亡つたと佯り、役人に探がさせた。役人は求め得ない。他人に探がさせたところ、民家の屋根の間から求め出した。

卜皮爲縣令。其御吏汚穢而有愛妾。卜皮乃使少庶子佯愛之。以知御史陰情。

【訓讀】卜皮、縣の令と爲る。其御吏汚穢にして愛妾有り。卜皮、乃ち少庶子をして佯りて之れを愛せしめ、以て御吏の陰情を知る。

【通釋】卜皮、縣の令と爲る。其御史は瀆職の行爲が多く、又愛する妾が置いてあつた。卜皮は、少庶子の官を勤むる某をして、佯つて其の妾を愛し近づかしめ、御史の祕密の事情を偵知した。

【語釋】御吏（御史の誤であらう。御史は今日の書記位の職。）

【傳】七

陽山君相衞。聞王之疑己也。乃僞謗樛竪以知之。

訓讀　陽山君、衛に相たり。王の己を疑ふを聞くや、乃ち僞つて樛竪を誹り以て之れを知る。

通釋　陽山君、衛に相となつた。王が自分を疑つて居ることを聞き、佯つて、小姓の樛竪を誹り散らした。すると樛竪は立腹の餘り、陽山君が王の信用を失つてることを口走つた。そして陽山君は王の己を疑つてゐることの事實なるを確めた。

淖齒聞齊王之惡己也。乃矯爲秦使。以知之。

訓讀　淖齒、齊王の己を惡むを聞くや、乃ち矯りて秦の使と爲し以て之れを知る。

通釋　淖齒が齊王の己を惡んで居る由を耳にした。そこで或者を秦からの使者なりと矯り、王に逢はせて、話の序に、其實狀を探知した。

齊人有欲爲亂者。恐王知之。因詐逐所愛者。令走王知之。

訓讀　齊人亂を爲さんと欲する者有り。王の之れを知るを恐る。因りて詐りて愛する所の者を逐ひ、王に走らしめて之れを知る。

通釋　齊人亂を起さうとした。王が既に之を探知し居るかを恐れた。そこで佯つて、自分の親愛し

て居る者を逐ひ出した如く裝ひ、王の所に走り行かしめ、之に依つて實狀を探つた。

子之相燕。坐而佯言曰。走出門者何。白馬也。左右皆言不見。有一人走追之報曰。有。子之以此知左右之不誠信。

訓讀 子之、燕に相たり。坐して佯りて言ひて曰く「走りて門を出づる者は何ぞ白馬か」と。左右皆言ふ「見ず」と。一人有り走りて之れを追ひ報じて曰く「有り」と。子之此れを以て左右の誠信ならざるを知る。

通釋 子之燕國に宰相となつた。或る時堂に坐して、佯つて、今走つて門を出たのは何だらう、白馬かしらと言つた。左右皆そんなものは見なかつたと言つたが、唯一人、走つて之を追ひかけ、還り報じて曰つた「如何にも白馬で御座る」と。子之は之を以て左右の誠實でないことが解つた。

有相與訟者。子產離之。而無使得通辭。倒其言以告而知之。

訓讀 相與に訟ふる者有り。子產之れを離して辭を通ずるを得しむる無く、其言を倒にし以て告げて之れを知る。

通釋 訟を起した者があつた。子產は雙方を離し置きて、言語を交ゆること能はざらしめ、子產は甲の言ひしことを逆にして乙に告げ、乙の言ひしことを逆にして甲に告げ、それで實狀を知り得た。

衞嗣公使人爲客。過關市。關吏苛難之。因事關吏以金。關吏乃舍之。嗣公謂關吏曰。某時有客過而所。與汝金而汝因遣之。關吏乃大恐。而以嗣公爲明察。

訓讀 衞の嗣公人をして客と爲りて關市を過ぎしむ。關吏之れを苛難す。因りて關吏に事ふるに金を以てす。關吏乃ち之れを舍す。嗣公關吏に爲ひて曰く「某の時客有り。而の所を過ぎ、汝に金を與ふ。而して汝因りて之れを遣る」と。關吏乃ち大に恐れ、而して嗣公を以て明察と爲す。

通釋 衞の嗣公、人を他國人のやうに裝はして、市の關門を通過させた。關所の官吏は、六かしいことを並べ立てゝ却々通さない。因て官吏に金を賄賂に與へると、早速通過を許した。其後嗣公は關吏に謂つた。「何月何日に、客が汝の守つて居る關門を通る時、汝に金を與へた、それで汝は其客の通過を許した」と。關吏は大に恐縮し、嗣公を以て明察の人と思つた。

內儲說下六微第三十一

六微。一曰。權借在下。二曰。利異外借。三曰。託於似類。四曰。利害有反。五曰。參疑內爭。六曰。敵國廢置。此六者。主之所察也。

訓讀 六微。一に曰く、權借して下に在り。二に曰く、利異にして外に借る。三に曰く、似類に託す。四に曰く、利害反する有り。五に曰く、參疑內に爭ふ。六に曰く、敵國廢置。此の六は主の察する所なり。

通釋 人主の察するを要する六つの微事といふのは、第一は權借在臣で、政權を臣下に借し與へること。第二は利異外借で、君臣各利とするところが異なつて、臣は外國の力を借りて私利を計ること。第三は託於似類で、紛らはしい事によつて私曲の謀られること。第四は利害有反で利とするところ害とするところ、各相反するものあること。第五は參疑內爭であつて、勢力伯仲すると內訌が生ずること。第六は敵國廢道で、敵國が人事の廢道まで左右するに至ること。

權借一

權勢不可以借人。上失其一。臣以爲百。故臣得借則力多。力多則內外爲用。內外爲用。則人主壅。

訓讀　權勢は以て人に借すべからず。上其一を失へば臣以て百を爲す。故に臣借るを得ば則ち力多し。力多ければ則ち內外用を爲す。內外用を爲せば則ち人主壅がる。

通釋　權勢は人君の固く掌握すべきものであつて、人に貸し與へてはならぬ。人君其一を失ふと、臣下は百倍にも之を使用する。故に臣下が一たび權勢を借りるを得ると、勢力が強くなり、勢力が强くなると、內外各方面の者が其用を爲すことになる。內外が其用を爲すことになると、人君の聰明が雍塞される。

其說在老聃之言失魚也。是以人主久語。而左右鬻懷刷。其患在胥僮之諫厲公。與州侯之一言。而燕人浴矢也。

【訓讀】其說老聃の魚を失ふを言ふに在り。是を以て人主久しく語り左右刷を懷にするを鬻ぐ。其患胥僮の厲公を諫むると、州侯の一言と、燕人矢を浴するとに在り。引用の事項は傳に詳なるを以て講義を省く。以下同じ。

利異二

君臣之利異。故人臣莫忠。故臣利立而主利滅。是以姦臣者召敵兵以內除。擧外事以眩主。苟成其私利。不顧國患。

【訓讀】君臣の利異なり。故に人臣忠なる莫し。故に臣利立ちて主利滅す。是れを以て姦臣は敵兵を召きて以て內除し、外事を擧げて以て主を眩し、苟も其私利を成して國患を顧みず。

【通釋】君の利とするところと、臣の利とするところとは同一でない。故に人臣其利を圖る以上は、眞の忠義の有る筈がない。それだから、臣の利が成立すれば即ち主の利は破滅して居る譯である。故に奸臣は敵兵を招き入れて、內國に於ける自分の邪魔者を排除し、或は外國の事情を引用して主を惑

はす等、苟も自分の私利を成し遂げんとして國家の患を顧みない。

其說在衞人之妻夫禱祝也。故戴歇議子弟。而三桓劫昭公。公叔內齊軍。而翟黃召韓兵。太宰嚭說大夫種。大成牛敎申不害。司馬喜告趙王。呂倉規秦楚。宋石遺衞君書。白圭敎暴譴。

訓讀 其說衞人の妻夫禱祝するに在るなり。故に戴歇、子弟を議し、而して三桓、昭公を劫し、公叔、齊軍を內れ、而して翟黃韓兵を召き、太宰嚭、大夫種に說き、大成牛、申不害に敎へ、司馬喜、趙王に告げ、呂倉、秦楚を規り、宋石、衞君に書を遺り、白圭、暴譴に敎ふ。

似類三

似類之事。人主之所以失誅。而大臣之所以成私也。

訓讀 似類の事は、人主の誅を失ふ所以にして、大臣の私を成す所以なり。

通釋 似通つた紛らはしい事項によつて、人主は誅罰の處置を誤り、大臣はまた之によつて私利を

逞うするものである。

是以門人捐水而夷射誅。濟陽自矯而二人罪。司馬喜殺爰騫而季辛死。鄭袖言惡臭而新人劓。費無忌敎郄宛而令尹誅。陳需殺張壽。犀首走。故燒芻廥而中山罪。殺老儒而濟陽賞也。

訓讀　是を以て門人水を捐てゝ夷射誅せられ、濟陽自ら矯めて二人罪せられ、司馬喜、爰騫を殺して季辛死し、鄭袖惡臭を言ひて新人劓られ、費無忌、郄宛に敎へて令尹誅せられ、陳需、張壽を殺して、犀首走る。故に芻廥を燒いて中山罪せられ、老儒を殺して濟陽賞せらる。

有反四

事起而有所利。其尸主之。有所害。必反察之。是以明主之論也。國害則省其利者。臣害則察其反者。

訓讀　事起りて利する所有り。其尸之れを主る。害する所有り。必ず反りて之れを察す。是れを以

て明主の論や、國害あれば則ち其利する者を省み、臣害あれば則ち其の反する者を察す。

【通釋】事が起つて、利があれば、主之を尸る。若し害があれば、必ず之を精査する。故に明主の事を論ずるや、國に害があれば、それによつて私利を得る者あるを省み、臣の害を受けて居る者があるときは、又それによつて利を受けて居る者あるを察する。

【語釋】尸主（主尸の誤として解した。）

其說在楚兵至而陳需相。黍種貴而廩吏覆。是以昭奚恤執販茅。而僖侯譙其次。文公髮繞炙。而穰侯請立帝。

【訓讀】其說、楚兵至りて、陳需、相たり、黍種、貴くして廩吏、覆せらるゝに在り。是を以て昭奚恤、茅を販ぐを執へ、而して僖侯其次を譙め、文公髮炙を繞り而して穰侯帝を立てんを請ふ。

參疑五

參疑之勢。亂之所由生也。故明主愼之。

訓讀 參疑の勢は亂の由りて生ずる所なり。故に明主之れを愼む。

通釋 相交錯して紛はしきを參疑といふ。君と臣と勢力が紛らはしく、嫡子と庶子と、妾と正夫人と、勢力相拮抗するやうな形勢は、亂の起る本であつて、人主は警戒しなければならぬことだ。

是以晉驪姬殺太子申生。而鄭夫人用毒藥。衞州吁殺其君完。公子根取東周。王子職甚有寵。而商臣果作亂。嚴遂韓廆爭。而哀侯果遇賊。田常闞止戴驩皇喜敵。而宋君簡公殺。其說在孤突之稱二好。與鄭昭之對未生也。

訓讀 是を以て晉の驪姬は太子申生を殺し、而して鄭の夫人は毒藥を用ひ、衞の州吁は其君完を殺し、公子根は東周を取り、王子職甚だ寵有り、而して商臣果して亂を作し、嚴遂、韓廆爭ひて、哀侯果して賊に遇ひ、田常、闞止、戴驩、皇喜敵して、宋君簡公殺さる。其說、孤突の二好を稱すると、鄭昭の未生を對ふるとに在るなり。

廢置六

敵之所務。在淫察而就靡。人主不察則敵廢置。

訓讀 敵の務むる所は、察を淫して靡を就すに在り。人主察せざれば則ち敵廢置す。

通釋 敵國の力を入るゝところは、相手の國の人君の明察を亂し、奢靡に流れしむるに在る。人主察しなければ、人事の問題まで敵國に左右される。

故文王資費仲。而秦王患楚使。黎且去仲尼。而干象沮甘茂。是以子胥宣言。而子常用。內美人而虞虢亡。佯遺書而萇弘死。用鷄猳而鄶傑盡。

訓讀 故に文王は費仲に資し而して秦王は楚使を患へ、黎且、仲尼を去り、而して干象・甘茂を沮む、是を以て子胥宣言して子常用ひられ、美人を内れて虞虢亡び、佯りて書を遺りて萇弘死し、鷄猳を用ゐて鄶傑盡く。

【經】　廟攻七

參疑廢置之事。明主絕之於內。而施之於外。資其輕者。輔其弱者。此謂廟攻。

訓讀 參疑、廢置の事、明主之れを內に絕ち、而して之れを外に施す。其輕き者を資け、其弱き者を輔く。此を廟攻と謂ふ。

通釋 參疑廢置の事は、明主は其國には絕無にして、却て他國に之を施し行ふ。輕き者弱き者には之に資し之を輔けて、他國を害し自國を利する。廟堂の上に座して、千里の外に他國を苦める。故に之を廟攻といふのである。

參伍既用於內。觀聽又行於外。則敵僞得。

訓讀 參伍既に內に用ひられ、觀聽又外に行はるれば則ち敵僞得らる。

通釋 內に於ては、參驗の術既に用ひられ、外に向つては、偵察の法能く行はれるならば、敵の詐謀悉く知ることが出來る。

其說在秦侏儒之告惠文君也。故襄疵言襲鄴。而嗣公賜令席。

訓讀 其說秦の侏儒の惠文君に告ぐるに在るなり。故に襄疵鄴を襲ふを言ひ、而して嗣公、令に蓆を賜ふ。

【傳】一

勢重者人主之淵也。臣者勢重之魚也。魚失於淵而不可復得也。人主失其勢重於臣而不可復收也。古之人難正言。故託之於魚。賞罰者利器也。君操之以制臣。臣得之以擁主。故君先見所賞。則臣鬻之以爲德。君先見所罰。則臣鬻之以爲威。故曰國之利器。不可以示人。

訓讀 勢の重きは人主の淵なり。臣は勢重の魚なり。魚淵を失へば復得べからざるなり。人主其勢重を臣に失へば復收むべからざるなり。古の人正言を難る。故に之れを魚に託す。賞罰は利器なり。君之れを操れば以て臣を制す。臣之れを得れば以て主を擁す。故に君先づ賞する所を見せば則ち臣之れを鬻ぎて以て德を爲し、君先づ罰する所を見せば則ち臣之れを鬻ぎて以て威を爲す。故に曰く、國

の利器は以て人に示すべからずと。

通釋　權勢の重いといふことは、人主のためには例へば淵の魚に置けるが如きものであり、人主は例へば其淵に棲む魚の如きものである。魚が淵を放れては、再び得ることの出來ないやうに、人主が重き權勢を臣下に對して失つたならば、二度と再び取返しが出來ないものである。古人老子が、魚は淵を脫す可からずと言つて居るが、君臣の間のことだから直言を憚つて、魚淵を以て隱語としたのである。賞罰の二柄は、國家に於ては例へば刀劍の如く重要であつて且つ危險なものである。人君が之を操れば、以て臣下を御するに足り、臣下が之を竊めば、以て人君の聰明を塞ぐに足るのだ。故に君が人を賞せんとして、賞施に先き立つて之を臣下に知らしめると、臣下は之を自分の恩德を售る爲に利用するし、人を罰せんとして、賞施に先き立つて之を臣下に知らしめると、臣下は之を自分の威力を張る爲に利用する。故に賞罰は國の利器であつて人に示してはならぬと云ふのである。

語釋　臣者勢重之魚也（臣は君の誤りとする說に從つた。）

靖郭君相齊。與故人久語則故人富。懷左右刷則左右重。久語懷刷小資

也。猶以爲富。況於吏勢乎。

【訓讀】靖郭君、齊に相たり。故人と久しく語れば則ち故人富み、左右の刷を懷にすれば則ち左右重し。久語、懷刷は小資なり。猶ほ以て富を成す。況んや吏の勢に於てをや。

【通釋】靖郭君が齊に宰相となつた。舊知の人と長話をすると、世間では其長話した人を靖郭君の寵人と思ふから、諸方より贈遺をするので其人は富裕になる。又靖郭君が、左右の者の髮を梳る刷を懷に入れたりすると、世間では靖郭君の愛臣と思ふから、是亦勢力を生ずることゝなる。久しく話をするとか、刷を懷にするとかいふことは、些な資であるのに、尙ほ富を致すに足るのである。況して事實に於て役人に勢力があれば、其結果は知るべきである。

【語釋】刷（色々と說があるやうで、或は字の誤かとも思はるゝが、姑く本文のやうに解した。）

晉厲公之時。六卿貴。胥僮。長魚矯諫曰。大臣貴重敵主。爭事外市樹黨。下亂國法。上以劫主。而國不危者未嘗有也。公曰善。乃誅三卿。胥僮。長魚矯又諫曰。夫同罪之人。偏誅而不盡。是懷怨而借之間也。公曰。吾一朝而夷

三卿。予不忍盡也。長魚矯對曰。公不忍之。彼將忍公。公不聽。居三月。諸卿作難。遂殺厲公而分其地。

訓讀　晉の厲公の時、六卿貴し。胥僮長魚矯諫めて曰く「大臣貴重にして主に敵し、爭ひて外市樹黨を事とすれば、下國法を亂り、上以て主を劫す。而して國危からざる者は未だ嘗て有らざるなり」と。公曰く「善し」と。乃ち三卿を誅す。胥僮長魚矯又諫めて曰く「夫れ同罪の人、偏誅して盡さゞるは、是れ怨を懷きて之れに間を借すなり」と。公曰く「吾一朝にして三卿を平ぐ。予盡すに忍びざるなり」と。長魚矯對へて曰く「公之れに忍びずとも、彼將に公に忍びんとす」と。公、聽かず。居ること三月、諸卿難を作して、遂に厲公を殺して其地を分つ。

通釋　晉の厲公の時、六卿の權勢が重かつた。胥僮と長魚矯の兩人が王を諫めて言つた。「大臣の地位が貴重で君主に匹敵するに至ると、其等の大臣連は自家の勢力を增すために、爭つて、外國と交りて本國の利を市り、國內に於ては徒黨を結ぶことを務め、下は國家の法度を蹂躪し、上は主君を劫かすに至る。斯くて國の危くならぬのは、嘗て無いことである」と。公は「宜しい」と言つて、三卿を誅し

た。胥僮、長魚矯は又諫めて言つた。「同じ罪でありながら、三卿だけを誅するのは偏頗である。のみならず他の三卿には、怨を含ましめ、此方の隙を伺はせることになる。速に他の三卿をも誅するが得策である」と。公は言はれた。「余は一時に三卿を誅滅した。此上他の三卿まで誅して之を全滅するには忍びないのだ」と。長魚矯は對へて言ふやう。「公は三卿に對して御忍びにならぬなら、三卿は却て公に對して忍びませうぞ」と。其後三月ばかり經つと、諸卿は亂を起して、遂に厲公を殺し、晉の地を三人で別け取りした。

州侯相荊。貴而主斷。荊王疑之。因問左右。左右對曰。無有。如出一口也。

訓讀　州侯荊に相たり。貴くして斷を主る。荊王之れを疑ふ。因りて左右を問ふ。左右對へて曰く「有る無し」と。一口に出づるが如きなり。

通釋　州侯、荊に宰相となつた。地位貴くして、政を專斷した。荊王その專横を疑つて、左右に問うた。左右は、「そんな事はありませぬ」と對へた。一つの口から言つたほど、皆の言ふことが同一であつた。

燕人無惑。故浴狗矢。燕人其妻有私通於士。其夫早自外而來。士適出。夫曰。何客也。其妻曰。無客。問左右。左右言無有。如出一口。其妻曰。公惑易也。因浴之以狗矢。一曰。燕人李季好遠出。其妻私有通於士。季突至。士在内中。妻患之。其室婦曰。令公子裸而解髮直出門。吾屬佯不見也。於是公子從其計。疾走出門。季曰。是何人也。家室皆曰無有。季曰。吾見鬼乎。婦人曰、然。爲之奈何。曰取五姓之矢浴之。季曰諾。乃浴以矢。一曰。浴以蘭湯。

訓讀 燕人惑ふ無きは、故に狗矢を浴すればなり。燕人其妻私に士に通ずる有り。其夫早く外より來る。士、適々出づ。夫曰く、「何の客ぞや」と。其妻曰く、「客無し」と。左右に問ふ。左右言ふ「有る無し」と。一口に出づるが如し。其妻曰く、公、「惑易するなり」と。因りて之れに浴するに狗矢を以てす。一に曰く、燕人李季遠出を好む。其妻私に士に通ずる有り。季突として至る。士内中に在り。妻之れを患ふ。其室婦曰く「公子をして裸にして髪を解き直に門を出でしめよ。吾屬見ずと佯らん」と。是に

於て公子其計に從ひ、疾く走りて門を出づ。季曰く「是れ何んぞや」と。家室皆曰く「有る無し」と。季曰く「吾鬼を見るか」と。婦人曰く「然り」と。「之れを爲す奈何」と。曰く「五姓の矢を取りて之れを浴せよ」と。季曰く「諾」と。乃ち浴するに矢を以てす。一に曰く、浴するに蘭湯を以てすと。

通釋　燕人に狂人の無いのは、故に犬の糞を浴びるからだと謂はれて居る。扨て燕人に其妻が或る獨身者と私通して居るのがあつた。或時夫が早めに外出先きから歸宅すると、其途端に姦夫が戸口から出かけた。夫が妻に「今の御客は誰かと聞く」と。妻は「客なんか有りはしない」と對へた。左右のものも異口同音に、「御客なんか無かつた」と、相槌を打つた。「妻は所天は氣が變だと」言つて、犬の糞を浴びさせた。隨分厚い面の皮だ。別說にかうもある。李季といふ燕の人が旅行が好きであつた。其妻が或る獨身者と私通して居る。或る時季が突然歸つて來た。姦夫はまだ閨の內に居た。妻は大心配を始めた。女中頭が、氣を利かした。「早く彼の方を眞裸にして、髮を振り亂し、直つしぐらに、門から出させろ、私共はそんなものを見ないといふから」と言つた。そこで姦夫は其策に從つて門から疾走した。季は「是は何人だ」と聞いた。家族一同「そんなものは無い」と答へた。季は、「それぢやア僕は化物を見たのかしら」と言つた。妻は「それに違ひない」と答へた、「季はどうしようか」と相談を始めた。妻は「五

軒の家の屎を持つて來て、浴びるに限る」と言つた。季は「宜しい」と答へた。そこで糞浴を實行した。
一說には香艸の湯を浴びたともある。それなら少しいゝ。

語釋 士（未婚の男子。）〇惑易（狂人。易は視聽や本性の易る意。）〇五姓（五家。一本に五牲として牛羊豕犬雞と說けるものあり。）〇糞浴（冒頭の燕人無惑故浴狗矢に就きては、燕人、惑もせぬに狗の糞を浴びたものがあつたと解して全文の標題の如く解せるものあり、或は衍文にあらずやとも思はれる。）

【傳】二

衞人有夫妻禱者。而祝曰。使我無故得百束布。其夫曰何少也。對曰益是子將以買妾。

訓讀 衞人夫婦禱る者有り。而して祝して曰く「我をして故無くして百束の布を得しめよ」と。其夫曰く「何ぞ少きや」と。對へて曰く「是より益せば子將に以て妾を買はんとす」と。

通釋 衞の人で、夫婦共ども、神に禱る者があつた。妻が禱つて「どうぞ、無報酬に百束の布を得せしめ給へと」言つた。夫は「どうして又そんなに僅ばかり願ふのか」と聞くと、妻は對へて言つた。「此

より餘計になると所夫は妾を買ふからだ」と。

荊王欲官諸公子於四鄰。戴歇曰。不可。宦公子於四鄰。四鄰必重之。曰子出者重。重則必爲所重之國黨。則是敎子於外市也。不便。

訓讀 荊王、諸公子を四鄰に宦せんと欲す。戴歇曰く「不可なり。公子を四鄰に宦せば、四鄰必ず之れを重んぜん」と。曰く「子出づる者は重く、重ければ則ち必ず重んぜらるゝ所の國の爲めに黨せん。則ち是れ子に外子を敎ふるなり、便ならず」と。

通釋 荊王、諸公子を四隣の國々に仕へさせようとした。戴歇が曰ふ。「宜しくない。公子を四隣に仕へさせたなら、四隣の國々が夫々其公子を重んずることゝなる。卽ち公子の出でし者各其國に重んぜらるゝ。重んぜられると、其重んぜられた國の爲めに身方をすることゝならう。則ち諸公子を四隣に仕官せしめるといふことは、畢竟自國を他國に市ることを敎へるやうな者である。國の爲めにならず」と。

語釋 曰子(曰は公の誤なるべし或は曰子出者重は衍文。)

魯孟孫叔孫季孫相戮力劫昭公。遂奪其國而擅其制。魯三桓偪。昭公攻季孫氏。而孟孫氏叔孫氏相與謀曰。救之乎。叔孫氏之御曰。我家臣也。安知公家。凡有季孫與無季孫於我孰利。皆曰。無季孫必無叔孫。然則救之。於是撞西北隅而入。孟孫見叔孫之旗入亦救之。三桓爲一。昭公不勝。逐之。死於乾侯。

訓讀　魯の孟孫叔孫季孫力を相戮せて昭公を劫し、遂に其國を奪ひて其制を擅にす。魯の三桓偪る。昭公、季孫氏を攻む。而して孟孫氏叔孫氏相與に謀りて曰く「之れを救はんか」と。叔孫氏の御曰く「我は家臣なり。安んぞ公家を知らんや。凡そ季孫有ると季孫無きと、我に於て孰れか利なる」。皆曰く「季孫無ければ必ず叔孫無し」と。「然らば則ち之れを救はん」と。是に於て西北隅を撞きて入る。孟孫も叔孫の旗の入るを見て亦之れを救ふ。三桓一と爲り、昭公勝たず。之れを逐ふ。乾侯に死す。

通釋　魯の孟孫、叔孫、季孫の所謂三桓が力を合はせて、昭公を劫かして、其國を奪ひ國政を自儘

にした。其顚末はかうだ。

魯の三桓が次第に公家を壓迫した。昭公は季孫氏を攻めた。孟孫叔孫の兩氏は、季孫氏を救ふべきか否かを相談した。叔孫氏の御者は言つた、「我々は叔孫氏の家來だ。公家のことなどは我々の知つたことでない。一體、季孫氏の有ると無いとは、我々に取つて何方が得であらうか」と。衆皆言つた、「季孫氏が滅びれば、其結果は叔孫氏も滅びるのだ」と。御者は言つた、「それなら救はう」と。叔孫氏の兵は城の西北隅を突き破つて季孫氏の方に入り之を助けた。孟孫は叔孫の旗の季孫の方に入るのを見て、是亦季孫氏を救つた。三桓が一體となつてのことであり、昭公は敗戰し逐ひ出されて、乾侯といふ處で死んだ。

語釋　三桓（魯の桓公より出でたるを以て三桓といふ。孟孫叔孫季孫の三家なり。）

公叔相韓。而有功齊。公仲甚重於王。公叔恐王之相公仲也。使齊韓約而攻衞。公叔因內齊軍於鄭。以劫其君。以固其位而信兩國之約。

訓讀　公叔、韓に相たり。齊に功有り。公仲甚だ王に重んぜらる。公叔、王の公仲を相とせんこと

を恐るゝや、齊韓をして約して魏を攻めしむ。公叔、因りて齊軍を鄭に內れ以て其君を劫し以て其位を固くし而して兩國の約を信にす。

通釋 公叔が韓に宰相となつた。一方に公叔は齊國にも功勞があつた。扨て又公仲も非常に王に重ぜられた。公叔は王が公仲を宰相に上せはせぬかと氣遣つた。そこで一策を廻らし齊と韓とを聯合せしめて衞を攻めさせ、其序に齊軍を韓の都の鄭に引き入れ、主君を劫かし、因つて自分の地位を固め、併せて齊と韓と同盟を堅くした。

翟璜魏王之臣也。而善於韓。乃召韓兵。令之攻魏。因請爲魏王。構之以自重也。

訓讀 翟璜は魏王の臣なり。韓に善し、乃ち韓兵を召き、之れをして魏を攻めしめ、因りて請ひて魏王の爲めに之れを構し、以て自ら重くす。

通釋 翟璜は魏王の臣である。而かも韓にも親みがあつた。そこで窃に策を構じ韓の軍隊を招き入れて魏を攻めしめ、因て魏王に請うて、和を講じ、己の功として其地位を重くした。

越王攻吳王。吳王謝而告服。越王欲許之。范蠡大夫種曰。不可。昔天以越予吳。吳不受。今天反夫差亦天禍也。以吳予越。再拜受之。不可許也。太宰嚭遺大夫種書曰。狡兎盡則良犬烹。敵國滅則謀臣亡。大夫何不釋吳而患越乎。大夫種受書讀之。太息而歎曰殺之。越與吳同命。

訓讀　越王、吳王を攻む。吳王謝して服を告ぐ。越王之れを許さんと欲す。范蠡大夫種曰く「不可、昔、天越を以て吳に予ふ。吳受けず。今天、夫差に反す。亦天の禍なり。吳を以て越に予ふ。再拜して之れを受け、許すべからざるなり」と。太宰嚭、大夫種に書を遺りて曰く「狡兎盡れば則ち良犬烹られ、敵國滅れば、則ち謀臣亡ぶ。大夫何ぞ吳を釋して越を患しめざるか」と。大夫種書を受けて之れを讀み、太息して歎じて曰く「之を殺せ、越吳と命を同じくせん」と。

通釋　越王勾踐が吳王夫差を攻めた。吳王、罪を謝して降服を申し出でた。越王は之を許さうとした。范蠡と太夫種とは、不可なる旨を述べた。「昔天が越を以て吳に與へた。然るに吳は越を滅さなかつた。則ち天の賜を受けなかつたのだ。今度は天は吳に背いた。誠に天のする禍である。天が吳を以

て此越に與へるからには、再拜して受くべきである。決して降服を許してはならぬ」と。然るに呉の太宰嚭は書面を大夫種に遺つて云ふやう「狡い兎が盡きると、良犬も無用に歸し、兎の代りに烹て食はれる。同じ道理で、敵國が亡びると、謀臣も無用になつて殺されることになる。足下、此際呉を赦して、越の患を殘し置き、自己の存在を確保したら如何」と。大夫種此書を受け讀み、溜息を吐きながら、歎いて曰つた「使者を殺せ。之を赦したなら、此越は呉と運命を同うし、やがて、亡ぼさるゝ時機が來るであらうから」と。

語釋 越王(勾踐。) ○呉王(夫差。) ○殺之、越與呉同命(殺之は夫差を殺せと解するものあり。呉は吾の誤なりとして、吾は越と命を同うせんと解するものあり。)

大成牛從趙謂申不害於韓。曰。以韓重我於趙。請以趙重子於韓。是子有兩韓。我有兩趙。

訓讀 大成牛、趙より申不害に韓に謂ひて曰く「韓を以て我を趙に重くせよ。請ふ趙を以て子を韓に重くせん。是れ子兩韓有り。我兩趙有るなり」と。

通釋 大成牛が、趙の國より、韓に居る申不害に申込んだ。「足下、韓の力を以て拙者の勢力を趙に

支持せよ。拙者は趙の力を以て足下の勢力を韓に支持しよう。左すれば御互に勢力が倍加して、足下は兩つの韓を有ち、拙者は兩つの趙を有つと同一の結果とならうから」と。

司馬喜中山君之臣也。而善於趙。常以中山之謀。微告趙王。

訓讀 司馬喜は中山君の臣なり。趙に善し。常に中山の謀を以て微に趙王に告ぐ。

通釋 司馬喜は中山君の臣である。而るに趙にも親善を結んで居た。常に中山の謀を趙王に密報した。

宋石、魏將也。衛君、荆將也。兩國構難。二子皆將。宋石遺衛君書曰。二軍相當。兩旗相望。唯毋一戰。戰必不兩存。此乃兩主之事也。與子無有私怨也。善者相避也。

訓讀 宋石は魏の將なり。衛君は荆の將なり。兩國難を構ふ。二子皆將たり。宋石、衛君に書を遺りて曰く「二君相當り、兩旗相望む。唯一戰する毋れ。戰へば必ず兩存せず。此れ乃ち兩主の事なり。

子と私怨有るなきなり。善しとせば相避けん」と。

通釋 宋石は魏の將で、衞君は荆の將であつた。魏荆兩國の間に戰爭が起つた。宋石と衞君とは孰れも兵を率ひて出陣した。宋石は衞君に手紙を遺つて、言ひ寄せた。「兩軍相向ひ、雙方の旗が相對しても、戰ふことはよさう。戰つたら、君なり、余なりが必ず死するに相違ない。一體此の戰は雙方の主君の仕事で、君と余との間に私の怨は無いのである。どうだ、贊成ならば互に戰は避けようぢやないか」と。

呂倉魏王之臣也。而善於秦荆。微諷秦荆。令之攻魏。因請行和。以自重也。

訓讀 呂倉は魏王の臣なり。而して秦荆に善し。秦荆を微諷して之れをして魏を攻めしめ、因りて請ひて和を行ひ以て自ら重くせり。

通釋 呂倉は魏王の家來である。而かも秦と荆とに親善の關係を有して居る。それとなく、秦荆にほのめかして誘ひ出し、魏を攻めしめ、因つて講和をさせ、以て自らの功となし、其地位を重くした。

白圭相魏。暴譴相韓。白圭謂暴譴曰。子以韓輔我於魏。我請以魏待子於

韓臣長用魏。子常用韓。

訓讀 白圭、魏に相たり。暴譴、韓に相たり。白圭、暴譴に謂ひて曰く「子韓を以て我を魏に輔けよ。我請ふ、魏を以て子を韓に待たん。臣は長く魏に用ひられ、子は常に韓に用ひられん」と。

通釋 白圭は魏の宰相で、暴譴は韓の宰相である。白圭、暴譴に云ふやう。貴公は韓國の力を以て、拙者の魏の國に於ける勢力を援助せよ。拙者は魏の國の力を以て、貴公の韓國に於ける地位を支持しよう。左すれば拙者は長く魏の國政を握ることが出來、貴公も常に韓の國政を握ることが出來ようと。

【傳】三

齊中大夫有夷射者。御飮於王。醉甚而出。倚於郎門。門者刖跪請曰。足下無意賜之餘瀝乎。夷射曰。叱。去。刑餘之人。何事乃敢乞飮長者。刖跪走退。及夷射去。刖跪因捐水郎門霤下。類溺者之狀。明日王出而訶之曰。誰溺於是。刖跪對曰。臣不見也。雖然昨日中大夫夷射立於此。王因誅夷射而

殺レ之。

訓讀 齊の中大夫に夷射といふ者有り。飮に王に御す。醉こと甚しくして出で郎門に倚る。門者刖跪請ひて曰く「足下之れに餘瀝を賜ふに意無きかと」。夷射曰く「叱、去れ、刑餘の人何事ぞ。乃ち敢て飮を長者に乞ふ」と。刖跪走り退く。夷射の去るに及び、刖跪因りて水を郎門の霤下に捐て、溺者の狀に類す。明日王出でて之れを訶して曰く「誰か是に溺す」と。刖跪對へて曰く「臣見ざるなり。然りと雖も昨日中大夫夷射此に立つ」と。王因りて夷射を誅して之れを殺す。

通釋 齊の中大夫に夷射といふ者があつた。王の酒宴に侍し、非常に醉ひて退出した。暫く廊門に倚りかゝつて居ると、刖跪卽ち足切の刑に處せられた者で、今門番をして居る者が、御流を下さる御意は御座いませぬかと言つた。夷射は、「シッ、退れ、處刑を受けたる身分で何事だ。目上に對して酒を強請るとは無遠慮であらうぞ」と、叱り飛ばした。刖跪は走つて退いた。夷射の立ち去つた後で、刖跪は水を廊門の雨落のところに棄てゝ、小便した樣子に紛へた。明くる日、王が出て之を見咎め、誰が茲に放尿したと問ひ質した。刖跪は放尿した者は見受けませぬが、昨日、中太夫の夷射殿が茲に立つて居られたと答へた。王は夷射を刑に處して殺した。

語釋　刖跪（跪は名であるといふ說もあるが、今は足といふ意味に解し、刖跪で足ぎりの刑に處られた者といふ意味にして置く。）

魏王臣二人不善濟陽君。濟陽君因僞矯王命而謀攻己。王使人問濟陽君曰。誰與恨。對曰。無敢與恨。雖然。嘗與二人不善。不足以至於此。王問左右。左右曰。固然。王因誅二人者。

訓讀　魏王の臣二人濟陽君に善からず。濟陽君因りて僞りて人をして王命を矯めて己を攻むるを謀らしむ。王人をして濟陽君に問はしめて曰く「誰と與に恨む」と。對へて曰く「敢て與に恨む無し。然りと雖も、嘗て二人と善からず。以て此に至るには足らず」と。王左右に問ふ。左右曰く「固より然り」と。王因りて二人の者を誅す。

通釋　魏王の臣下二人が濟陽君と不和であつた。濟陽君は人をして王命にかこつけて、自分を攻めんことを謀らせた。王は人を遣はし、濟陽君に誰と相恨んで居るかを問はせた。濟陽君は別段相恨んで居るものも無いが、彼の二人とは不和である。併し、このやうな事をする程のことではないと對へた。王は左右に聞いた。左右の者も實際さうだと對へた。王は因て二人を誅した。

季辛與爰騫相怨。司馬喜新與季辛惡。因微令人殺爰騫。中山之君以爲季辛也。因誅之。

訓讀　季辛、爰騫と相怨む。司馬喜新に季辛と惡し。因りて微に人をして爰騫を殺さしむ。中山の君以て季辛と爲すや、因りて之れを誅す。

通釋　季辛は爰騫と不和であつた。ところが司馬喜もまた新しく季辛と不和になつた。そこで司馬喜は人をして爰騫を殺させた。中山の君は、兼て不和のことであるから、犯人は季辛であらうと思ひ、季辛を誅した。

荊王所愛妾有鄭袖者。荊王新得美女。鄭袖因敎之曰。王甚喜人之掩口也。爲近王必掩口。美女入見近王。因掩口。王問其故。鄭袖曰。此固言惡王之臭。及王與鄭袖美女三人坐。袖因先誡御者曰。王適有言。必亟聽從王言。美女前近王。甚數掩口。王勃然怒曰。劓之。御因揄刀而劓美人。一曰。魏

王遺荊王美人。荊王甚悅之。夫人鄭袖知王悅愛之也。亦悅愛之甚於王。衣服玩好擇其所欲爲之。王曰。夫人知我愛新人也。其悅愛之甚於寡人。此孝子之所以養親。忠臣之所以事君也。夫人知王之不以己爲妬也。因謂新人曰。王甚悅愛子。然惡子之鼻。子見王常掩鼻。則王長幸子矣。於是新人從之。每見王常掩鼻。王謂夫人曰。新人見寡人常掩鼻何也。對曰。不己知也。王强問之。對曰。頃常言惡聞王臭。王怒曰劓之。夫人先誡御者曰。王適有言。必可從命。御者因掩刀而劓美人。

訓讀　荊王愛する所の妾に鄭袖といふ者有り。荊王新に美女を得たり。鄭袖因りて之れに敎へて曰く「王甚だ人の口を掩ふを喜ぶ。爲し王に近かば必ず口を掩へ」と。美女入りて見えて王に近く。因りて口を掩ふ。王其故を問ふ。鄭袖曰く「此れ固より言ふ王の臭を惡む」と。王鄭袖美女と三人坐するに及び、袖因りて先づ御者を誡めて曰く「王適〻言ふ有らば必ず亟に王言に聽從せよ」と。美女前みて王

に近く。甚だ數〻口を掩ふ。王、勃然として怒りて曰く「之れを劓れ」と。御、因りて刀を揄きて美人を劓る。一に曰く、魏王、荊王に美人を遺る。荊王甚だ之れを悦ぶ。夫人鄭袖王の之れを悦愛するを知るや、亦之れを悦愛する王より甚し。衣服玩好其の欲する所を擇びて之れを爲す。王曰く「夫人我が新人を愛するを知るや、其の之れを悦愛する寡人より甚し。此れ孝子の親を養ふ所以忠臣の君に事ふる所以なり」と。夫人、王の己を以て妬むと爲さざるを知るや、因りて新人に謂ひて曰く「王甚だ子を悦愛す。然れども子の鼻を惡む。子、王に見なば常に鼻を掩へ則ち王長く子を幸せん」と。是に於て新人之れに從ひ、王を見ることに常に鼻を掩ふ。王、夫人に謂ひて曰く「新人、寡人に見れは常に鼻を掩ふは何ぞや」と。對へて曰く「己知らざるなり」と。王強ひて之れを問ふ。對へて曰く「頃常て言ふ、王の臭を聞ぐを惡む」と。王怒りて曰く「之を劓れ」と。夫人先づ御者を誡めて曰く「王、適〻言ふ有れば必ず命に從ふ可し」と。御者因りて刀を揄きて美人を劓る。

通釋　荊王、愛するところの妾に鄭袖といふ者があつた。荊王は新に美人を得た。鄭袖は美人に敎へた。「王樣は非常に人の口を掩ひ藏すことが御好きであるから、王樣に近づいたら、必ず口を掩ひなさい」と。美人が入つて御目見えをなし、王に近づくと口を掩うた。王は不思議に思ひ鄭袖に其譯を

尋ねた。鄭袖は、彼の人は、王樣の臭いのが厭だと言つて居りましたと對へた。其後王樣と鄭袖と新美人と三人が同坐することがあつた。鄭袖は前以て侍臣に言ひ含めた。「王樣が何ぞ言はれたら、必ず直樣仰せの通りに爲よ」と。美人はそんなこととは知らず、進みて王に近づき、幾度も幾度も口を掩うた。王は顏色を變へ、立腹して、侍臣に此女の鼻を切れと命じた。侍臣は刀を拔いて美人の鼻を切り落した。

別說はかうた。魏王が荊王に美人を遣つた。荊王は非常に悅んだ。夫人の鄭袖は王の美人を悅び愛するを知り、王よりも一層悅び愛した。衣服、手道具、玩弄品に至るまで、美人の思ふが儘に擇ばせて作り與へた。王は、私が新しい彼の人を愛するため夫人は私以上に愛して吳れる。ありがたいことだ。此は孝行の人が親を養ひ、忠義な臣が君に事ふるのと同一であると言つて、鄭袖を褒めた。夫人は、王は自分を嫉妬して居らぬと思つて居ることを突き止めた。新美人に向つて言つた。「王樣は非常に、汝を愛して居らるゝが、唯汝の鼻の形が氣に入らぬらしい。汝が此後、王樣に御目にかゝる時にはいつでも、鼻を掩ふが宜い。さうすると王樣は汝を何時までも、氣に入らるゝに相違ない」と。そこで新美人は鄭袖の言ふに任せ、王に逢ふ毎に、常に鼻を掩ひ匿した。王は不思議な事に思ひ、夫人に

曰ふやう「新しい人は私を見る毎に鼻を掩ふのだが、あればどうしたことであらうか」と。鄭袖は、私は存じませぬと對へた。王は、是非にと問うた。鄭袖は、何日であつたか、此頃のこと、王樣の臭いのを聞ぐのが厭だと言ひましたと對へた。王は怒つて鼻を切つて仕舞へと命じた。夫人は前以て、侍者に王樣が、ひよつと、何か言はれたら、是非仰せの儘に行へと注意して置いた。侍者はそこで、王の命に從ひ、刀を拔いて美人の鼻を切り落した。

語釋 王之臭（腋香であるやうに解して居る者もある。）

費無極荊令尹之近者也。郄宛新事令尹。令尹甚愛之。無極因謂令尹曰。吾愛宛甚。何不一爲酒其家。令尹曰善。因令之爲具於郄宛之家。無極教宛曰。令尹甚傲而好兵。子必敬謹。先亟陳兵堂下及門庭。宛因爲之。令尹往而大驚曰。此何也。無極曰。君殆。去之。事未可知也。令尹大怒。舉兵而誅郄宛。遂殺之。

訓讀　費無極は荊の令尹の近者なり。郄宛新に令尹に事ふ。令尹甚だ之れを愛す。無極因りて令尹に謂ひて曰く「君宛を愛する甚し。何ぞ一たび酒を其家に爲さざる」と。令尹曰く「善し」と。因りて之れをして具を郄宛の家に爲さしむ。無極、宛に教へて曰く「令尹甚だ傲りて兵を好む。子必ず敬謹し、先づ亟に兵を堂下及び門庭に陳ぜよ」と。宛因りて之れを爲す。令尹往きて大に驚きて曰く「此れ何ぞや」と。無極曰く「君殆し。之れを去れ。事、未だ知るべからざるなり」と。令尹大に怒り、兵を擧げて郄宛を誅し、遂に之れを殺す。

通釋　費無極は荊の令尹の近習である。然るに郄宛といふ者が、新に令尹の家に出入して甚だ愛せられた。無極は之を惡み、令尹に謂つた。「君は宛を非常に御愛しなさるが、一度は宛の家で酒宴を催されても宜からうと思ふが」と。令尹は宜しいといふことで、無極に命じ、郄宛の家に就いて酒宴の準備をさせた。無極は郄宛に教へて曰つた。「令尹は傲慢の人であり、武器が好きである。貴公は必ず敬ひ謹むと同時に、豫め大急ぎで武器を堂の下や門庭に陳列せよ」と。宛は其の通り準備した。令尹が行つて吃驚した。「此は何事だ」と。無極は言ふ。「御前、危險で御座る。お去り遊ばせ、何事か解りませんと」と。令尹大に怒り、軍隊を起して郄宛を誅殺した。

語釋 爲酒其家（爲は置くの意味。置酒は酒宴。）

犀首與張壽爲怨。陳需新入不善犀首。因使人微殺張壽。魏王以爲犀首也。乃誅之。

訓讀 犀首、張壽と怨を爲す。陳需新に入り犀首と善からず。因りて人をして微に張壽を殺さむ。魏王以て犀首と爲す。乃ち之れを誅す。

通釋 犀首は張壽と仲が悪しかつた。又陳需は新に入りて犀首と不和である。そこで人をして陳壽を殺させた。魏王は兼て張壽と不和である犀首の所爲となし、犀首を誅殺した。

中山有賤公子。馬甚瘦。車甚弊。左右有私不善者。乃爲之請王曰。公子甚貧。馬甚瘦。王何不益之馬食。王不許。左右因微令夜燒芻廐。王以爲賤公子也。乃誅之。

訓讀 中山に賤公子有り。馬甚だ瘦せ、車甚だ弊る。左右に私に善からざる者有り。乃ち之れが爲

めに王に請ひて曰く「公子甚だ貧、馬甚だ瘦す。王何ぞ之れに馬食を益さざる」と。王許さず。左右因りて微に夜芻厩を燒かしむ。王以て賤公子と爲すや、乃ち之れを誅す。

通釋 中山に、賤しき公子があつた。馬が非常に瘦せ、車が非常に破れた。王の近侍の者に、兼て公子と不和の者があつた。王に願つて言ふやう「公子は非常に貧乏で、馬が非常に瘦せて居る。王樣は何故に其馬の飼料を御加增にならぬのか」と。王は承知しなかつた。近侍の者は竊に王の飼料小屋を燒いた。王は賤公子の所爲だと思ひ之を誅した。

魏有老儒。不善濟陽君。客有與老儒私怨者。因攻老儒殺之。以德於濟陽君曰。臣爲其不善君也。故爲君殺之。濟陽君因不察而賞之。一曰。濟陽君有少庶子者。不見知。欲入愛於君者。齊使老儒掘藥於馬梨之山。濟陽少庶子。欲以爲功。入見於君曰。齊使老儒掘藥於馬梨之山。名掘藥也。實間君之國。君殺之。是將以濟陽君抵罪於齊矣。臣請刺之。君曰。可。於是明日

得之城陰而刺之。濟陽君還益親之。

【訓讀】魏に老儒有り。濟陽君に善からず。客に老儒と私に怨む者有り。因りて老儒を攻めて之れを殺し以て濟陽君に德して曰く「臣其君に善からざるが爲めに故に君が爲めに之れを殺す」と。濟陽君因りて察せずして之れを賞す。一に曰く、濟陽君に、少庶子者の、知られずして入りて君に愛せられんと欲する者有り。齊、老儒をして藥を馬梨の山に掘らしむ。濟陽の少庶子以て功を爲さんと欲し、入りて君に見えて曰く「齊老儒をして藥を馬梨の山に掘らしむ。名は藥を掘るなり。實は君の國を間す。君之れを殺せ。是れ將に濟陽君を以て罪に齊に抵さんとするなり。臣謂ふ、之れを刺さん」と。君曰く「可なり」と。是に於て明日之れを城陰に得て之れを刺す。濟陽君還りて益之れを親しむ。

【通釋】魏に老いたる學者があつた。濟陽君と不和であつた。又濟陽君の客に老儒と內々怨んで居る者があつた。因て老儒を攻めて之を殺し、濟陽君に恩を被せて曰つた「臣彼の老儒が君と不和であることを知り、君の爲めに之を殺した」と。濟陽君は、事情を察せずして客を賞した。

一說に濟陽君の家に少庶子の役を勤めて居るもので、未だ君に知られず、どうかして君に取り入り愛せられんことを望む者があつた。扨て齊の國で老儒をして馬梨山に藥を掘らしむることがあつた。少

庶子は之を種にして功を立てようと考へた。入つて濟陽君に見えて云ふやう「齊の國で老儒を派遣し、藥を馬梨山に掘らしめて居る。名義は藥を掘ることにして居るが、實は君の國を偵察する間者である。君彼を殺されよ。彼は魏國の陰事を齊に告げ、君を罪に落さうとして居るのである。私は彼を刺し殺しませう」と。濟陽君は宜しいと答へた。そこで明くる日、老儒を城北に於て捕獲し之を刺し殺した。濟陽君は何等疑ふことも無く却て益之に親んだ。

【傳】四

陳需魏王之臣也。善於荊王。而令荊攻魏。陳需因請爲魏王行解之。因以荊勢相魏。

訓讀 陳需は魏王の臣なり。荊王に善し。荊をして魏を攻めしむ。荊、魏を攻む。陳需因りて、請ひて魏王の爲めに行きて之れを解き、因りて荊の勢を以て魏に相たり。

通釋 陳需は魏王の臣である。而かも荊王に親みを有して居つた。そしてわざと荊をして魏を攻めしめ、因つて魏王に願つて、これが爲めに和解せしめ、荊の力によつて魏の宰相となつた。

韓昭侯之時。黍種常貴甚。昭侯令人覆廩吏。果竊黍種而糶之甚多。

訓讀 韓の昭侯の時、黍種常て貴きこと甚し。昭侯人をして廩吏を覆せしむ。果して黍種を竊みて之れを糶する甚だ多し。

通釋 韓の昭侯の時、黍の種が馬鹿に高いことがあつた。昭侯が怪んで人に命じて倉役人を吟味させた。果して彼等は澤山黍種を竊んで他國に賣出して居た。

昭奚恤之用荊也。有燒倉廥窌者而不知其人。昭奚恤令吏執販茅者而問之果燒也。

訓讀 昭奚恤の荊に用ひらるゝや。倉廥の窌を燒く者有り。而して其人を知らず。昭奚恤吏をして茅を販ぐ者を執へて之れを問はしむ。果して燒く。

通釋 昭奚恤が荊の政治を執りし時、倉廥の穴藏に放火したものがあつたが犯人が知れなかつた。昭奚恤は役人に命じ、茅を賣捌くものを捕へて審問させた。果して其者が放火したのであつた。茅の賣れんことを欲して放火したのである。

語釋　倉（穀藏。）　○廥（芻藁藏。）

昭僖侯之時。宰人上食。而羹中有生肝焉。昭侯召宰人之次而誚之曰。若何爲置生肝寡人羹中。宰人頓首服死罪。曰。竊欲去尚宰人也。一曰。僖侯浴。湯中有礫。僖侯曰。尚浴免則有當代者乎。左右對曰。有。僖侯曰。召而來。譙之曰。何爲置礫湯中。對曰。尚浴免則得代之。是以置礫湯中。

訓讀　昭僖侯の時、宰人食を上る。羹中に生肝有り。昭侯宰人の次を召して之れを誚めて曰く「若何爲ぞ生肝を寡人の羹中に置くか」と。宰人頓首して死罪に服す。曰く「竊に尚宰の人を去らんと欲するなり」と。一に曰く、僖侯浴す。湯中に礫有り。僖侯曰く「尚浴免ずれば則ち當に代るべき者有るか」と。左右對へて曰く「有り」と。僖侯曰く「召して來れ」と。之れを譙めて曰く「何爲れぞ礫を湯中に置くか」と。對へて曰く「尚浴免ぜらるれば則ち之れに代るを得ん。是を以て礫を湯中に置く」と。

通釋　昭僖侯の時、料理人が食物を進めた。其羹の中に、生の肝があつた。昭侯は次席の料理人

を呼び出して、詰問した。「其方は何故あつて、汁の中に生肝を入れ置いたか」と。料理人は額を地につけ、死罪に服して申し述べた。「內々主席の料理人を排斥する考であつた」と。別說ではかうしてある。僖侯が入浴したところ、湯の中に小石が這入つて居る。僖侯は近侍の者に糺した。「風呂番の主任が免職になれば、之に代るべき者があるか」と。近侍の者が「ある」と對へた。僖侯が曰く「呼び來れ」と。やがて之を詰問した。「何故に小石を風呂の中に入れ置いたか」と。答へて言ふやう。「主任風呂番が罷免になれば、私が代れると思つたから、それで小石を湯の中に入れた」と。

文公之時。宰臣上炙。髮繞之。文公召宰人而譙之曰。女欲寡人之哽耶。奚爲以髮繞炙。宰人頓首再拜請曰。有死罪三。援礪砥刀。利猶干將也。切肉。肉斷而髮不斷。臣之罪一也。援木而貫臠。而不見髮。臣之罪二也。奉熾爐炭火盡赤紅而炙熟。而髮不燒。臣之罪三也。堂下得無微有疾臣者乎。公曰善。乃召其堂下而譙之。果然。乃誅之。一曰。晉平公觴客。少庶子進炙而髮

繞之。平公輒殺炮人。毋有反令。炮人呼天曰。嗟乎。臣有三罪死而不自知乎。平公曰。何謂乎。對曰。臣刀之利風靡。骨斷而髮不斷。是臣之一死也。桑炭炙之。肉紅白而髮不焦。是臣之二死也。炙熱又重睫而視之。髮繞炙而目不見。是臣之三死也。意者堂下其有翳憎臣者乎。殺臣不立蚤乎。

訓讀　文公の時、宰臣炙を上る。髮之れを繞る。文公宰人を召して之れを譙めて曰く「女寡人の哽ぶを欲するか。奚爲れぞ髮を以て炙を繞らす」と。宰人頓首再拜して請うて曰く「死罪三有り。礪を援りて刀を砥ぐ。利猶ほ干將のごときなり。肉を切る、肉斷ちて髮斷たず。臣の罪一なり。木を援りて臠を貫く而して髮を見ず。臣の罪二なり。熾爐に奉じ、炭火盡く赤紅にして、炙熱す、而して髮燒けず、臣の罪三なり。堂下微に臣を疾む者有る無きを得んや」と。公曰く「善し」と。乃ち其堂下を召して之れを譙む。果して然り。乃ち之れを誅す。一に曰く、晉の平公客を觴す。少庶子炙を進む。而して髮之れを繞る。平公輒ち炮人殺さんとし、令に反する有る毋からしむ。炮人天に呼んで曰く「嗟乎臣三罪死有り。而して自ら知らざらんや」と。平公曰く「何ぞ謂ぞや」と。對へて曰く「臣の刀の利は

風靡く。骨斷ちて而も髮斷たざるは、是れ臣の一死なり。桑炭之れを炙る。肉紅白にして髮焦げず、是れ臣の二死なり。炙熱す。又重睫にして之れを視る。髮は炙を繞りて目見えず。是れ臣の三死なり。意ふに堂下其れ臣を翳憎する自有るか。臣を殺す亦蚤からずや」と。

通釋 文公の時、大膳職が炙肉を上つた。ところが不思議にも髮の毛が肉に卷き付いて居る。文公は大膳職を呼び出して詰問に及んだ。「其方は寡人のむせぶのを望んで居るのか、何故あつて、髮の毛を以て炙肉を卷き付けたり致すのか」と。大膳職は首を地につけて、再拜して申した。「私に死ぬべき罪が三つあります。礪を取つて庖刀を研ぐと、庖刀の利れること名刀干將のやうである。それにも拘はらず、肉が切れても髮の毛が斷れない。不思議な話で、是が私の罪の一つであります。木を串にして切肉を貫いたのだが、髮の毛が見えなかつた。是も不思議で、私の罪の二つであります。兩手で火の燃えさかる爐の上に載せ炙ぶつた。炭火が眞赤となり、肉が十分に燒け通つたのに、髮の毛だけが燒け殘るといふのは不思議千萬の話であつて、是が私の罪の三つであります。若しや堂下の小役人に内々自分を疾くんで居る者がありはせぬか」と。文公は之を聞いて成程と頷かれ、堂下の者を召し出して問ひ糺されたところ、果して大膳職のいふ通り犯人が居た。そこで其犯人を誅殺した。

別說にはかうある。晉の平公が客を饗應した時に。少庶子が炙肉を進めた。髮の毛が炙肉を卷き付けて居る。平公は卽座に否應なしに、料理番を殺さうとした。料理番は仰いで天に叫んで言つた。「さてさて私には三つの死罪がある。自分で解からぬことは無い」と。平公は言はれた。「どういふ譯か」と。「私の庖刀の利れ味は、之を揮へば、風の草を靡かすやうである。ところが骨が切れても髮の毛が切れない。是が私の死ぬべき一つの罪である。桑の炭で炙つて、肉は紅白の色を呈した。それでも髮の毛が焦げもしない。是が私の死ぬべき罪の二つである。十分に炙つて、尙ほも注視したが髮の毛が肉に卷き付いてるのが、見えなかつた。是が私の死ぬべき罪の三である。どうも堂下に私を妨げ憎む者があるやうに思はれる。私を御殺しになるのが、些と蚤まつては居りますまいか」と。

穰侯相秦。而齊强。穰侯欲立秦爲帝。而齊不聽。因請立齊爲東帝。而不能成也。

訓讀　穰侯、秦に相たり。而して齊强し。穰侯、秦を立てゝ帝と爲さんと欲す。而して齊聽かず。因りて齊を立てゝ東帝と爲さんと請ふ。而して成る能はざるなり。

【通釋】穰侯秦の宰相たりしが、齊の國が强かつた。穰侯は秦王を立てゝ帝としようとしたが齊が承知しなかつた。そこで齊を立てゝ東帝としようとした。終に成功しなかつた。

【傳】五

晉獻公之時。驪姬貴。擬於后妻。而欲以其子奚齊代太子申生。因惡申生於君而殺之。遂立奚齊爲太子。

【訓讀】晉の獻公の時、驪姬貴くして后妻に擬す。其の子奚齊を以て太子申生に代へんと欲す。因りて申生を君に惡して之れを殺し、遂に奚齊を立てゝ太子と爲す。

【通釋】晉の獻公の時。驪姬といふ妾が尊重されて、正夫人と比する程であつた。其子の奚齊を立てゝ太子と爲し、現在の太子申生を廢さうといふ野心を起した。其ため申生を獻公に纔言して之を殺させ。奚齊を太子にした。

鄭君已立太子矣。而有所愛美女。欲以其子爲後。夫人恐。因用毒藥。賊君

殺レ之。

訓讀　鄭君已に太子を立つ。而して愛する所の美女有り。其子を以て後と爲さんと欲す。夫人恐る。因りて毒藥を用ひて君を賊して之れを殺す。

通釋　鄭君は已に太子を立てた。然るに愛するところの美人があつた。其子を以て世嗣としようとした。正夫人は之を恐れ、毒藥を以て鄭君を害し之を殺した。

衞州吁重二於衞一。擬二於君一。群臣百姓盡畏二其勢重一。州吁果殺二其君一而奪二其政一。

訓讀　衞の州吁、衞に重んぜられて君に擬す。群臣百姓盡く其勢重を畏る。州吁果して其君を殺して之れが政を奪ふ。

通釋　衞の州吁、衞國に於て尊重され、其勢重君の如くであつた。群臣百官、皆其勢力威重に畏をなした。果然、州吁は君を殺して、其政權を奪つた。

公子朝周太子也。弟公子根甚有レ寵二於君一。君死。遂以二東周一叛。分爲二兩國一。

訓讀　公子朝は周の太子なり。弟公子根甚だ君に寵有り。君死す。遂に東周を以て叛き、分れて

兩國と爲る。

通釋 公子朝は周の太子である。其弟公子根といふ者、非常に君に愛された。君が死ぬと、遂に東周を以て叛いた。其ため周は分れて二つの國と爲つた。

楚成王以商臣爲太子。既而又欲置公子職。商臣作亂。遂攻殺成王。一曰。楚成王以商臣爲太子。既欲置公子職。商臣聞之未察也。乃爲其傅潘崇曰。奈何察之也。潘崇曰。饗江芋而勿敬也。太子聽之。江芋曰。呼役夫。宜君王之欲廢女而立職也。商臣曰。信矣。潘崇曰。能事之乎。曰。不能。能行乎。曰。不能。能擧大事乎。曰。能。於是乃起宿衞之甲而攻成王。成王請食熊膰而死。不許。遂自殺。

訓讀 楚の成王、商臣を以て太子と爲す。既にして又公子職を置かんと欲す。商臣亂を作し、遂に攻めて成王を殺す。一に曰く、楚の成王、商臣を以て太子と爲す。既にして公子職を置かんと欲す。

商臣之れを聞き未だ察せず。乃ち其の傅潘崇に爲ひて曰く「奈何ぞ之れを察せんか」と。潘崇曰く「江芉を饗して敬する勿れ」と。太子之れを聽く。江芉曰く「呼役夫、宜なり、君王の女を廢して職を立てんと欲するや」と。商臣曰く「信なり」と。潘崇曰く「能く之れに事へんか」と。曰く「能はず」と。「能く行らんか」と。曰く「能はず」と。「能く大事を擧げんか」と、曰く「能くせん」と。是に於て乃ち宿衞の甲を起して成王を攻む。成王熊膰を食ひて死せんことを請ふ。許さず。遂に自殺す。

通釋 楚の成王、商臣を以て太子とした。其後、商臣を廢して、公子職を太子に立てようとした。そこで、商臣亂を作し、攻めて成王を殺した。一說にはかうある。楚の成王、商臣を太子としたが、其後心變りして、公子職を太子に立てようとした。商臣は之を聞きつけたが、まだ確かなことは解らなかつた。そこで、其守役の潘崇に相談した。「どうして之を確めようか」と。潘崇は「王の妹婿江芉を饗應して、無禮な待遇をなさるが可い。樣子が知れよう」と敎へた。そこで太子は潘崇の言ふ通りにした。江芉は怒つて「さてさて此の人足め、王樣の貴樣を廢して、職を立てようとして居らるゝのは、尤千萬だ」と。之を聞いて商臣は「成程、此は事實である」と言つた。潘崇は「彼の職を太子と戴くことが出來るか」と商臣に聞いた。商臣は「出來ぬ」と答へた。潘崇は「他國に逃亡することが出來るか」と聞

いた。「それも出來ぬ」と商臣は答へた。潘崇は「然らば大事を擧げ、王を殺すことが出來るか」と言つた。商臣は「それは出來る」と答へた。そこで太子の宮を衛る軍人を起して成王を攻めた。成王は最早免れぬと覺悟し、此世の名殘に熊の掌の肉を食はして呉れと願つた。併しそれも與へられずに、とう／＼自殺した。

韓廆相韓哀侯。嚴遂重於君。二人甚相害也。遂乃令人刺韓廆於朝。韓廆走君而抱之。遂刺韓廆而兼哀侯。

訓讀 韓廆、韓の哀侯に相たり。嚴遂、君に重んぜらる。二人甚だ相害むや、遂乃ち人をして韓廆を朝に刺さしむ。韓廆、君に走りて之れを抱く。遂に韓廆を刺して哀侯に兼ぶ。

通釋 韓廆は韓の哀侯の宰相であつた。又嚴遂といふ者が君に重んぜられた。兩人非常に相忌んだ。嚴遂は人をして朝廷に於て韓廆を殺させた。韓廆は走つて、哀侯に抱きついた。それ故、韓廆を殺すために哀侯も殺されて仕舞つた。

田恒相齊。闞止重於簡公。二人相憎而欲相賊也。田恒因行私惠。以取其

國。遂殺簡公而奪之政。

訓讀　田恒、齊に相たり。闞止、簡公に重んぜらる。二人相憎みて相賊せんと欲す。田恒因りて私惠を行ひ以て其國を取り、遂に簡公を殺して之れが政を奪ふ。

通釋　田常が齊に宰相となつたが、闞止といふ者が簡公から重ぜられた。其ため兩人は互に他を殺さうとした。田常は私恩を施して、人心を收攬し、とう〳〵、簡公を殺して政權を奪うた。

戴驩爲宋太宰。皇喜重於君。二人爭事而相害也。皇喜遂殺宋君而奪其政。

訓讀　戴驩、宋の太宰たり。皇喜、君に重んぜらる。二人事を爭ひて相害するや、皇喜遂に宋君を殺して其政を奪ふ。

通釋　戴驩が宋の大宰となつたが、皇喜といふ者が、君から重んぜられた。其ために兩人は互に反目した。皇喜は遂に宋君を殺して其政權を奪ひ取つた。

孤突曰。國君好内。則太子危。好外則相室危。

訓讀　孤突曰く「國君内を好めば、則ち太子危く、外を好めば、則ち相室危し」と。

通釋　狐突は言ふ。「人君女色を好むと、其結果太子が危く、嬖人が多いと、大臣が危い」と。

鄭君問鄭昭曰。太子亦何如。對曰。太子未生也。君曰。太子已置。而未生何也。對曰。太子雖置。然而君之好色不已。所愛有子。君必愛之。愛之則必欲以爲後。臣故曰。太子未生也。

訓讀　鄭君鄭昭に問ひて曰く「太子亦如何」と。對へて曰く「太子未だ生れざるなり」と。君曰く「太子已に置く、而して未だ生れざるは何ぞや」と。對へて曰く「太子置くと雖も、然り而して君の色を好んで已まざる、愛する所子有らば、君必ず之を愛せん。之を愛せば則ち必ず以て後と爲さんと欲す。臣故に曰く太子未だ生れず」と。

通釋　鄭君は鄭昭に問うた。「太子は、どうして居るか」と。鄭昭は「太子はまだ生れられぬ」と對へた。

君は重ねて問うた。「太子は已に置いてある、まだ生れぬとは何事だ」と。鄭昭は對へた。「太子は置かれてあつても、而かも君の女色を好まるゝこと止まず、其結果は、愛せらるゝ人に子が生れると、君はそれを愛せらるゝに相違ない。愛せられると必ず後嗣にしようとせらるゝであらう。私はそれ故に、太子はまだ生れられぬと申し上げたのだ」と。

【傳】六

文王資費仲而遊於紂之旁。令之間紂而亂其心。

訓讀　文王費仲に資して、紂の旁に遊ばしめ、之をして紂を間して、其心を亂れしむ。

通釋　文王は費仲といふものに、費用を與へて、紂王の旁に行かしめ、其隙を伺つて、其心を惑はした。

荊王使人之秦。秦王甚禮之。王曰。敵國有賢者。國之憂也。今荊王之使者甚賢。寡人患之。群臣曰。以王之賢聖與國之資厚。願荊王之賢人。王何不

深知之而陰有之。荊以爲外用也。則必誅之。

訓讀 荊王、人をして秦に之かしむ。秦王甚だ之を禮す。王曰く「敵國賢者あるは、國の憂なり。今荊王の使者甚だ賢なり。寡人之を憂ふ」と。群臣曰く「王の賢聖と國の資厚とを以て、荊王の賢人を願ふ。王何ぞ深く之を知りて而して陰に之を有せざる。荊以て外に用ひらると爲す。則ち必ず之を誅せん」と。

通釋 荊王、人を秦國に遣はした。秦王は非常に優遇した。王は「敵國に賢者のあるのは、國の憂である。今荊王の使者を見るに、非常に賢者である。寡人は心配する」と言つた。群臣は之に對し「王樣の賢聖と國の富強とを以てして、荊王の賢人などを御心配なさる要はあるまい。王樣は此荊の使者と深く親まれ、陰に優遇なさるが可い。左すれば、荊では外國のために用ひられて居る者と疑ひ、必ず之を殺すに相違ない」と。

語釋 願（患の誤だとする說に從つた。）○陰有之（善之の意味。有は賄字の缺落だとする說もある。）○深知之（深く結ぶの意味。）

仲尼爲政於魯。道不拾遺。齊景公患之。黎且謂景公曰。去仲尼猶吹毛耳。

君何不迎之。以重祿高位。遺哀公女樂。以驕榮其意。哀公必樂之。必怠於政。仲尼必諫。諫必輕絕於魯。景公曰善。乃令黎且以女樂六遺哀公。哀公樂之。果怠於政。仲尼諫。不聽。去而之楚。

訓讀　仲尼政を魯に爲す。道に遺ちたるを拾はず。齊の景公之れを患ふ。黎且、景公に謂ひて曰く「仲尼を去るは猶ほ毛を吹くがごときのみ。君何ぞ之れを迎ふるに重祿高位を以てし。哀公に女樂を遺りて以て其意を驕榮にせざる。哀公必ず之れを樂しみ必ず政を怠らん。仲尼必ず諫めん。諫むれば必ず輕く魯を絕たん」と。景公曰く「善し」と。乃ち黎且をして女樂六を以て哀公に遺らしむ。哀公之れを樂み、果して政を怠る。仲尼諫むれども聽かず。去りて楚に之く。

通釋　仲尼、魯の政を執つた。魯國が治つて道路に遺ちてるものを拾ふ者も無くなつた。齊の景公は隣國の治まるのは、自國のためにならぬとして心配した。黎且は景公に「仲尼を退けることは、毛を吹き飛ばすよりも造作の無いことだ。君は、大祿高位を餌にして、仲尼を迎へらるゝと同時に、哀公に女樂を遺つて、其心を驕らし惑さるゝが可い。哀公は必ず女樂を樂んで、政治を怠るに相違な

い。すると仲尼は必ず諫める。諫めても必ず聽き入れないに相違ないから、仲尼はサッサと魯に見切りをつけるに相違ない。それ故仲尼を魯から去らしめることは極めて簡單な事だと謂つた。景公は成程さうだと言つて、黎且を使として、女樂六組を哀公に遺つた。哀公之を樂み、果して、政事を怠つた。仲尼は諫めたが、聽き入れない。仲尼も見切をつけて楚に行つた。

語釋 榮（熒に通じ惑はす意味。）　○女樂六（六の字二八の誤で八人づゝ二列合せて十六人と說くのもある。）

楚王謂干象曰。吾欲以楚扶甘茂而相之秦。可乎。干象對曰。不可也。王曰。何也。曰。甘茂少而事史舉先生。史舉上蔡之監門也。大不事君。小不事家。以苛刻聞天下。茂事之順焉。惠王之明。張儀之辯也。茂事之取十官而免於罪。是茂賢也。王曰。相人敵國而相賢。其不可何也。干象曰。前時王使邵滑之越。五年而能亡越。所以然者越亂而楚治也。日者知用之越。今亡之秦。不亦太亟乎。王曰。然則爲之奈何。干象對曰。不如相共立。王曰。共立可

相何也。對曰。共立少見愛幸。長爲貴卿。被王衣。含杜若。握玉環。以聽於朝。且利以亂秦矣。

訓讀 楚王、干象に謂ひて曰く「吾楚を以て甘茂を扶けて之れを秦に相とせんと欲す。可ならんか」と。干象對へて曰く「不可なり」と。王曰く「何ぞや」と。曰く「甘茂少うして史擧先生に事ふ。史擧は上蔡の監門なり。大は君を事とせず、小は家を事とせず、苛刻を以て天下に聞ゆ。茂之れに事へて順。惠王の明、張儀の辨なり。茂之れに事へて十官を取り而して罪に免る。是れ茂の賢なり」と。王曰く「人を敵國に相として賢を相とす。其れ不可何ぞや」と。干象曰く「前時、王邵滑をして越に之かしめ、五年にして能く越を亡ぼす。然る所以の者は越亂れて楚治まればなり。日者に之れを越を用ふるを知りて今之れを秦に亡る。亦太だ亟ならずや」と。王曰く「然らば則ち之れを爲す奈何」と。干象對へて曰く「共立を相とするに如かず」と。王曰く「共立相とすべきは何ぞや」と。對へて曰く「共立少うして愛幸せられ、長じて貴卿と爲り、王の衣を被り、杜若を含み、玉環を握りて以て朝に聽く。且以て秦を亂する利あり」と。

通釋 楚王は干象に謂つて曰く「自分は楚の力を以て、甘茂を扶け、秦の宰相にしてやらうと思ふが、どうか」と。干象曰く「夫は宜しくありません」と。王曰く「何故か」と。干象曰く「彼の甘茂といふ男は、若い時分に史擧先生に師事した。史擧は上蔡の門の監守であるが、君に事へることを爲さず、家事を整ふることも爲さず。嚴しい怒りぽいといふので世間評判の人物である。然るに甘茂は柔順に之に事へた男だ。又彼の明察なる秦の惠王、能辯なる張儀に事へて、十官に歷任し、何等過罪が無かつた。是は畢竟、甘茂の賢明なるの然らしむるところである」と。王曰く「人を敵國の相に取り立てようとするのに、賢人では何故不可であるか」と。干象曰く「以前、王樣は邵滑を越に仕へしめられたが、五年で越を亡ぼすことが出來た。其譯は越が亂れて、楚は治つて居たからである。王樣は、以前は之を越に用ふること知られて、今秦に對する場合には御忘れになつて居る。御忘れなさるのが早過ぎはせぬか」と。王曰く「然らば如何に致さうか」と。干象曰く「共立を扶けて相となさるが宜しい」と。王曰く「共立を相とすることは何故宜しいのか」と。對へて曰く「共立といふ男は、少い時分に秦王に寵愛され、成長して卿相の貴き位に昇り、美服を身に纏ひ、香草を口に含み、玉環を握つて政を聽くといふ次第で、秦を亂すのには最も適當な人物だからだ」と。

【語釋】王衣（玉衣の誤なるべしとの說に從つた。）○杜若（香草。）

吳攻荊。子胥使人宣言於荊曰。子期用將擊之。子常用將去之。荊人聞之。因用子常而退子期也。吳人擊之。遂勝之。

【訓讀】吳、荊を攻む。子胥人をして荊に宣言せしめて曰く「子期用ひらるれば將に之れを擊たんとす。子常用ひらるれば、將に之れを去らんとす」と。荊人之れを聞き、因りて子常を用ひて子期を退くるや、吳人之れを擊ちて遂に之れに勝つ。

【通釋】吳は荊を攻めた。人を以て荊の國に言ひふらした。「荊國で子期を用ひるならば攻擊するが、子常を用ひるならば攻擊を中止して立ち去らう」と。そこで荊では子常を用ひて、子期を退けた。吳は擊つて之に勝つた。

晉獻公欲伐虞虢。乃遺之屈產之乘。垂棘之璧。女樂六。以榮其意而亂其政。

訓讀 晉の獻公、虞虢を伐たんと欲す。乃ち之れに屈產の乘、垂棘の璧、女樂六を遺り、以て其意を榮して其政を亂る。

通釋 晉の獻公、虞と虢とを伐たうとした。そこで屈より產する馬と、垂棘より產する璧と、女樂六組とを遺つて、君の心を惑はし、其政を亂した。

叔向之讒萇弘也。爲萇弘書。謂叔向曰。子爲我謂晉君。所與君期者時可矣。何不亟以兵來。因佯遺其書周君之庭。而急去行。周以萇弘爲賣周也。乃誅萇弘。

訓讀 叔向の萇弘を讒するや、萇弘の書を作る。叔向に謂ひて曰く「子、我が爲めに晉君に謂へ、君と期する所の者、時可なり。何ぞ亟に兵を以て來らざる」と。因りて佯りて其書を周君の庭に遺して急に去り行く。周、萇弘を以て周を賣ると爲し、乃ち萇弘を誅す。

通釋 叔向が萇弘を讒するや、萇弘から叔向に宛てた僞手紙を造つた。文意はかうである。「貴公から晉君に申し上げて呉れ玉へ。御約束の時機は到來した。速に軍隊を率ゐて攻め入り玉へ」と。此手紙

を周君の庭に遺して置いて逃げ去つた。周は此手紙により、萇弘を賣國奴として、之を誅した。

鄭，桓公將欲襲鄶。先問鄶之豪傑良臣辨智果敢之士。盡與其名姓，擇鄶之良田賂之。爲官爵之名而書之。因爲設壇場郭門之外而埋之。釁之以雞猳。若盟狀，鄶君以爲內難也。而盡殺其良臣。桓公襲鄶。遂取之。

訓讀 鄭の桓公、將に鄶を襲はんと欲す、先づ鄶の豪傑良臣辨智果敢の士を問ひ、盡く其名姓を與げ、鄶の良田を擇みて之れに賂ひ、官爵の名を爲りて之れを書し、因りて爲めに壇場を郭門の外に設けて之れを埋め、之れに釁るに雞猳を以てし、盟狀の若くす。鄶君以て內難と爲すや、盡く其良臣を殺す。桓公鄶を襲ひて遂に之れを取る。

通釋 鄭の桓公、鄶を襲はうとした。鄶の豪傑良臣辯智果敢の士を調査して、其姓名を記載し、鄶の良田を擇んで其等の者に賂ふこと並に與ふべき官爵の名を記載し、其の爲に壇と廣場とを郭門の外に設けて、書類を埋め、雞と豕の子の血を塗りかけて連判帳の如くにした。鄶君は此を以て內亂の計畫ありと認め、其等の良臣を盡く殺した。之を見濟まし桓公は襲うて之を攻め取つた。

【傳】七

秦侏儒善於荊王。而陰有善荊王左右。而內重於惠文君。荊適有謀。侏儒常先聞之。以告惠文君。

訓讀 秦の侏儒、荊王に善くして陰に有荊王の左右に善し。而も內、惠文君に重んぜらる。荊適く謀有れば。侏儒、常に先づ之れを聞き以て惠文君に告ぐ。

通釋 秦の狂言師で荊王に親み、又內々荊王の左右にも親みを有し、國內では惠文君に重ぜられたものがあつた。荊國で相談事があると、狂言師は常に之を聞いて惠文君に知らせた。

鄴令襄疵陰善趙王左右。趙王謀襲鄴。襄疵常輒聞而先言之魏王。魏王備之。趙乃輒還。

訓讀 鄴の令襄疵、陰に趙王の左右に善し。趙王鄴を襲はんを謀る。襄疵常に輒ち聞きて先づ之れを魏王に言ふ。魏王之れに備ふ。趙乃ち輒ち還る。

通釋 鄴の令襄疵が內々趙王の左右に親みを有して居た。趙王鄴を襲はんことを計畫すると、襄疵が每も先づ之を魏王に知らせるから、魏王は其に對して備をする。故に趙は每も退却するのであつた。

衛嗣君之時。有人於令之左右縣令有發蓐。而席弊甚。嗣公還令人遺之席曰。吾聞汝今者發蓐。而席弊甚。賜汝席。縣令大驚。以君爲神也。

訓讀 衛の嗣君の時、令の左右に人有り、縣令蓐を發する有り。席弊るゝこと甚し。嗣公還人をして之れに席を遺らしめて曰く「吾聞く、汝今は蓐を發して席弊るゝこと甚しと。汝に席を賜ふ」と。縣令大に驚き、君を以て神と爲す。

通釋 衛の嗣君の時、縣令の左右に私に人を遣はし置き、縣令の擧動を窺はせ置いた。或る時縣令が病氣全快し、床上をすると席が非常に破れて居た。嗣公が人を遣はし席を遺らしめて言ふやう「自分の聞くところでは、其方此度床上を致したさうだが、席が大層破れて居る樣子であるから此席を其方に遣はす」と。縣令は嗣君が如何にして知り得たかに驚いて、嗣君を以て神とした。

餘論 通篇、世態の暗黑面を描き來りて妙といふべきであらう。君主は獸類の性を持たねばならぬ。

獅子と狐とを學ぶべきであると、誰やらが言ひ遺したのも思ひ當る。それは君主だけでもあるまい。何人も鳩の如く順しいと同時に、蛇の如く慧くなくてはなるまい。假令欺かれても、誣ひられるのでは君子ではないからである。かう考へ來つた時に、韓子が言ふところ、總ての人に向つて鑑戒を與ふるに足るものがあると信ずる。斯く消極的方面と光明赫灼の他面のあることを忘れてはならぬ。

外儲說左上第三十二

敍說 此の篇を外儲說と名づけたについては別段の意味が無いことは內儲說の處で說いた通りである、史記の索隱に「觀聽臣下之言行、以斷其賞罰、賞罰在彼故曰外」とあるは牽强の說たるを免れぬ。

一明主之道、如有若之應宓子也。暗主之聽言也。美其辯、其觀行也。賢其遠。故群臣士民之道言者迂弘。其行身也離世。其說在田鳩對荊王也。故墨子爲木鳶。謳癸築武宮。夫藥酒用言。明君聖主之所獨知也。

訓讀 明主の道は有若の宓子に應ずるが如し。暗主の言を聽くや其の辯を美とし、其の行を觀るや其の遠きを賢とす。故に群臣士民の言を道ふ者は迂弘に、其の身に行ふや世を離る。其の說田鳩の荊

王に對ふるに在り。故に墨子木鳶を爲り、謳癸武宮を築く。夫れ藥酒用言は明君明主の獨り知る所なり。

通釋　明察の君主が民を治むるの道はかの有若が宓子に應へたる如く、術を以て民に臨み無爲にして治まるのである。暗愚の君主は臣下の議論を聽くに其の言說に巧みなるを善として悅び、臣下の行爲を觀るには其の高遠にして實用なきものを賢とし尊ぶ。其の結果群臣士民の議論は皆迂濶にして實際に合はず、其の行ふ所も世俗と離れ實用に適しないようになる。其の根據は田鳩が楚王にお對へした語にあり、此の理により墨子が木の鳶を作り、謳癸が武宮を築きたる故事あり。抑も藥となり實益ある忠言は獨り聖明の君主のみ知るのである。(宓子以下の故事は傳に述ぶ)

語釋　迂弘(まはりどほし、大袈裟、迂濶にして實用的ならず、即ち上文の言辯なるを云ふ。)　○離世(世俗と離れ世情に違ひたることを爲す即ち上文の違なり。)　○木鳶(木にて造りたる鳶にて仕掛によりて飛行さす物。)　○謳癸(名は癸にして善く謳ひたるを以て謳癸と稱せらる。)　○墨子(戰國時代の人兼愛や利を說く。)　○藥酒(古は多く藥を浸すに酒を以てせし故に云ふ。)　○用言(有用の言此處にては忠言を云ふ。)

餘論　此の節は人臣の言行を見て實用なきものは如何に善美なりとも明主は尊ばないと云ふ。第一句の明主之道。如三有若之應二宓子一也。は此の節言ふ所の趣旨に合はない。元來は經第五に屬すべきものである。今は原文に從つて改めないで置いたが讀者は宜しく注意して見なければならない。

二人主之聽言也。不以功用爲的、則說者多棘刺白馬之說。不以儀的爲關、則射者皆如羿也。人主於說也、皆如燕王學道也。而長說者、皆如鄭人爭年也。是以言有纖察微難而非務也。故季惠宋墨皆畫策也。論有迂深閎大非用也。故畏震瞻車狀、皆鬼魅也。行有拂難堅确非功也。故務卞鮑介墨翟皆堅瓠也。且虞慶詘匠也而屋壞、范且窮工而弓折。是故求其誠者。非歸餉也不可。

訓讀　人主の言を聽くや功用を以て的と爲さざれば則ち說者に棘刺白馬の說多し。儀的を以て關と爲さざれば則ち射者は皆羿の如きなり。人主の說に於けるや皆燕王の道を學ぶが如し。說を長くする者は皆鄭人の年を爭ふが如し。是を以て言に纖察微難有るは務に非るなり。故に季惠宋墨は皆畫策なり。論に迂深閎大有るは用に非るなり、故に畏震して車狀を瞻れば皆鬼魅なり。行に拂難堅确有るは功に非るなり、故に務卞鮑介墨翟は皆堅瓠なり且つ虞慶は匠を詘して屋壞れ、范且は工を窮して弓折る。

是故に其誠を求むるに歸餉に非れば不可なり。

通釋 人君が人の議論を聽くに當りて實功有用を以て標準としなければ議論をするものに棘刺白馬の如き妄說を爲すものが多くなる。それは恰も弓を射るに當りて狙ひ定めた的に中てることにせず、まぐれ當りも中たつたことにするならば、射る人は皆古への名射手の羿と同じに見られるのと同一理である。人主が言說に對する態度は皆昔し燕王が不死の道を學んだのと同じ樣である。而して常に說いて息まない者は鄭の人が年齡の高下を爭うたに似てる。されば言ふところ餘りに細かく微妙にして行ひ難きところあるは當時の急務でない。故に季眞、惠施、宋鈃、墨翟の徒は策に細かく美しく畫くが如く全く無用の辯を爲すものである。議論が迂遠濶大なるは實用に當らない。故に恐れ戰きて鬼の形狀を畫きたるものを見れば眞の鬼魅となす如く人主はその論に迷ひ其の實用を忘れるのである、行爲の人情に戾り餘り角張過ぎるものは有功ではない。それ故に古への務光、卞隨、飽進、介子推、墨翟の輩は皆堅い瓢の如く無用の行をした人である。且つ虞慶は大工を說服して却つて家を壞るに至り、范且は弓工を說き伏せて我が思ふ通りに弓を造らせたが弓は折れてしまつた。されば實情實績を求めんと欲すれば虛辭を捨て歸餉即ち實用に就かねば不可である。

語釋 儀的（儀は望み見る、的は侯的、即ち標準として望射するまと。）○關（貫と通じ侯に的中することなり。）○羿（論言憲問篇に羿は射を善くすとあり。）○長說者（長は恆にする、即ち說いて已まざる者を云ふ。）○纖察微難（言が余りに纖細に亘り、明察にして微妙なることを言ひ行ひ難きこと。）○季惠宋墨（季眞、惠施、宋鈃、墨翟、の四人皆古への辯に巧なる者なれども實益なし。）○迂深閎大（議論がまわりくどく高遠にして大げさなること。）○車狀（車の字は畫の字の誤にして此處にては鬼魅の畫圖を云ふ。）○鬼魅（妖怪なり。）○拂難堅确（世情に戻り爲し難く餘り堅苦しきこと。）○務卞鮑介墨翟（務光、鮑焦、卞隨、介子推、の三人は皆行を潔らしたる人 墨翟は恐らく田仲の誤ならん。）

餘論 此の節說くところの主旨は前節と同じく臣下の如何なる美言美行も實功なきものは人主は之を重んずべからざることを述ぶ。

三 挾夫相爲則責望。自爲則事行。故父子或怨譟。取庸作者進美羹。說在文公之先宣言。與句踐之稱如皇也。故桓公藏蔡怒而攻楚。吳起懷瘳實而吮傷。且先王之賦頌・鍾鼎之銘。皆播吾之迹。華山之博也。然先王所期者利也。所用者力也。築社之諺。自辭說也。請許學者而行。宛曼於先王。或者不宜今乎。如是不能更也。鄭縣人得車軛也。衞人佐弋也。卜子妻爲弊

袴也。而其少者也。先王之言。有其所爲小而世意之大者。有其所爲大而世意之小者。未可必知也。說在宋人之解書、與梁人之讀記也。故先王有郢書而後世多燕說。夫不適國事而謀先王。皆歸取度者也。

訓讀　夫の相爲にするを挾めば則ち責望し自ら爲にすれば則ち事行はる。故に父子或は怨譟し庸作を取る者美羹を進む。說は文公の先づ宣言すると句踐の如皇を稱するとにあり。故に桓公は蔡の怒を藏めて楚を攻め吳起は瘳實を懷うて傷を吮へり。且つ先王の賦頌鍾鼎の銘は皆播吾の迹、華山の博なり。然れども先王の期する所の者は利なり、用ふる所の者は力なり。築社の諺は自ら辭說するなり。請ふ學者に許して行はしめん、先王を宛曼し或は今に宜しからざらんか。是の如くにして更むる能はさるや、鄭縣の人車軛を得るなり、衞人の弋を佐くるなり、卜子の妻弊袴を爲るなり、其の少き者なり、先王の言其の爲す所小にして世の之を大なりと意ふ者あり。其の爲す所大にして世の之を小なりと意ふ者あり。未だ必ずしも知るべからざるなり。說は宋人の書を解すると梁人の記を讀むとにあり。故に先王に郢書ありて而して後世燕說多し。夫れ國事に適せずして先王を謀るは皆歸りて度を取る者なり。

通釋 凡そ事を爲すに二人互に爲にする所の心を持つて居れば、必ず一方は得ることの少きを責め、一方は求めらるることの多きを怨むものである、然るに人が我が爲にすることを恃まないで我が爲さざるべからざる事を恃めば事を爲すに何等の滯がない。故に父子も或る場合には怨み責むることがあり庸夫を使ふ人も功を得んとして美味い羹を馳走することがある、その論據は文公が宋を伐つに先つて其の無道を宣言したることと越王句踐が呉を伐つ時呉が如皇臺を築いたのを名目とした事とに在る、故に桓公は蔡國に對する怒を隱して先づ楚國を攻め、又た呉起は一兵士の傷癒て實用を爲すことを考へてその腫物の膿を吮つてやつた。且つ先王の作られた賦や頌又は鐘や鼎の銘は皆趙の武靈王が潘吾山に殘した足跡や秦の昭王が華山に留めた双六と同樣信じ難いものである。けれども先王は利を以て目的となし功力あるものを重用しやうとしたもので、後世之を稱譽し過ぎ信じ難い程にしたのである、晉の文公が社を築くの諺を引いたものなどは自ら言譯をなしたに過ぎない、要は利を期し功力を用ひて世の弊を救はんとして事宜に從つて機宜の方法を行つたのである。試みに今の學者の言を聽き用ひしめたならば、必ず先王を稱して迂漫無用の說を馳せて今日の世には適切でない樣に思はれる。かくの如く不適當な先王の法を改めることが出來なければ譬へば鄭縣の人が一の車軛を得て他の軛を

排した事や衞の弋即ち糸矢を司る人の鳥の取れなかつた事や、卜子の妻が故らに弊れし袴を造つた事や、又た年少者が年長者のすることを凡てよいとして眞似た樣なものである、一體先王の言には其の功用原と小なるに世人は之を大なりと臆測することがあり、又た其の功用元來大なるに世人は之を小なりと爲すことがある、その實際は遠き昔時の事であるから必ずしも今知り得べからざるものである、その根據は宋の人が書を曲解せることゝ、梁の人が記を讀みてその意味を間違ひたることにある。故に先王の言には、つまらぬ無意義なものがあるが、後世の人は之を善言なりとして誤解すること、燕人が郢人の書を誤解したるに似かよへることがある。夫れ今日の國事に適合せしめないで先王の法に適合せんことを謀るのは恰も彼の歸つて履物の寸法を取つた人と同じく笑ふべきことである。

語釋　責望（責は報酬を要求する、望は報酬少きを怨むこと。）○怨課（課は誚字に作るべし誚むるなり責望に同じ。）○庸作（傭って耕さしむること。）○美羹（美味なる羹、羹は肉に野菜を加へたるすひもの。）○瘳賞（瘳は病癒ゆること、賞は賞益になること病が全快して後役立つを云ふ。）○賦頌（詩の體裁にして賦は事のありのまゝを敷き陳へて歌ったるもの、頌は盛德を譽め稱へ神明に告げしもの。）○宛曼（空漠知るべからざる無用の論を爲すこと。）○車軛（車の轅の端の横木にして馬の首を扼するもの。）○佐弋（弋は糸矢飛鳥を獵収するもの、佐弋はこの弋を用ふるものなり。）

餘論　此の章は事を爲すに當りて、人の好意や道義心を當てにすることと、人の利己心を利用することとの利害を論じ世の所謂事を爲し得たる人は皆利己心を利用したものであると斷じ、又た先王の

言は後世より過稱さるゝもの多く當世の實務に適用できないものであることを述べて居る。

四 利之所在民歸之。名之所彰士死之。是以功外於法而賞加焉、則上不能得所利於下。名外於法而譽加焉。則士勸名而不蓄之於君。故中章胥己仕。而中牟之民棄田圃而隨文學者、邑之半。平公腓痛足痺。而不敢壞坐。晉國之辭仕託慕者、國之錘。此三士者言襲法則官府之籍也。行中事則如令之民也。二君之禮太甚。若離法而行遠功。則繩外民也。二君又何禮之。禮之當亡。且居學之士。國無事不用力。有難不被甲。禮之則惰修耕戰之功。不禮則周主上之法。國安則尊顯。危則爲屈公之威。人主何得於居學之士哉。故明主論李疵視中山也。

訓讀 利の在る所は民之に歸し、名の彰る所は士之に死す、是を以て功法に外れて賞加はれば則

ち上は下に利とする所を得る能はず、名法に外れて譽加はれば則ち士は名に勸んで之を君に蓄はず故に中章胥已仕へて中牟の民田圃を棄てゝ文學に隨ふ者邑の半なり、平公腓痛み足痺し敢て壞坐せず、晉國の仕を辭し託慕する者國の錘なり、此の三士者は言法に襲れば則ち官府の籍なり、行事に中れば則ち命に如ふの民なり、二君の禮太甚し、若し法を離れて行ひ功に遠ければ則ち繩外の民なり、二君又た何ぞ之を禮せん禮の當亡へり、且つ居學の士は國事なければ力を用ひず、難あれば甲を被らず、之を禮すれば則ち畊戰を修むるの功を惰り、禮せざれば則ち主上の法を周る、國安ければ則ち尊顯に、危ければ則ち屈公の威を爲す、人主何ぞ居學の士に得んや、故に明主は李疵の中山を視るを論ずるなり。

通釋　凡そ我が身に利益ある所には民は皆之に赴き、我が聲譽の輝き顯る事に士は生命を捨てゝ當るものである、されば若し功が法に叶はないのに之を賞功ありとして賞すれば人君は利を臣下より得られなくなり、又法に外れたる名聲を眞に譽むべきことゝなせば士は皆我が名の揚ることをのみ勉めて之を君の爲にして君の名利を圖ることをしなくなる、故に昔し中牟の中章と胥已の二人が功なくして仕へて田宅を受けたるが爲に中牟の人は田畑を耕すことを棄てゝ文學を習ふ者が全邑民の半數に

も達したことがあり、又た晋の平公が叔向と對坐した時その髀痛み足痺れても座を崩さずに叔向を尊敬禮遇せる爲晋國の人々は叔向を賢として官仕を辭し身を叔向に托して彼を敬慕する者が國人の三分の一にも達したのであつた。此の中章、胥己、叔向の三士はその言ふところ法に叶へば官府に列すべく、其の行ふ所適功あれば法に順ふの民と云ふだけのことであつて、二君が特に之を尊んで禮遇せるは不可である。若し三士の言が法に合はず、行ふところ功なしとせば、此れ法を奉じない民なれば二君は又何ぞ之を禮遇する必要があらう、之を禮遇するは禮の正當を失へるものである、且つ學士にして仕へざるものは國太平の時は何等の功力も致さず、戰亂ある時は甲を被り戰ふ事を爲さず、之を禮遇すれば益々つけあがつて、耕作戰爭などの實務を怠り、禮を加へざれば人君の法を嘲り、國家泰平の時は人に尊ばれ名顯れ、危急の時には屈公の如き臆病な事をする者である。人君は此等居學の士より何の得る所があらうか。何の益もない、されば明君は李疵が中山を視察したる點を論究するのである。

語釋 託慕（身を附託して思慕景仰する。） ○錘（重さの單位にして錘は八銖にして一兩は二十四銖なれば錘は三分の一兩なる所より此處にては單に三分の一の意味を云ふ。） ○襲レ法（襲は因ると解す、即ち法に叶ふことなり。）
○如レ令（如は順ふと解す、即ち合法、守令なり。） ○繩外（法規の事を繩墨と云ふ所より法に順はざることを繩外と云ふ。）

餘論 此の節、民は名利によりて事を爲すものなるが、人君は民の名利心を利用する上に於て法に合するものにのみ賞譽を加へざるべからざることを主張して居る。

五 詩曰。不躬不親。庶民不信。傅說之以無衣紫。子產之以鄭簡。購強之以宋襄。責之以尊厚畊戰。夫不明分。不責誠。而以躬親涖下。且爲下走睡臥。與揜弊微服。孔丘不知。故稱猶盂。鄒君不知。故先自僇。明主之道。如叔向賦獵。與昭侯之奚聽也。

訓讀 詩に曰く躬らせず親しくせざれば庶民信ぜずと。傅之に說くに紫を衣る無きを以てす。子產の鄭簡を以てすると。購強の宋襄を以てすることは。之を責るに畊戰を尊厚するを以てす。それ分を明らかにせず誠を責めずして躬親を以て下に涖まば、且に下走睡臥と揜弊微服と爲らんとす。孔丘知らず故に盂の猶しと稱す鄒君知らず故に先づ自ら僇す、明主の道は叔向が獵を賦すると昭公の奚をか聽くとの如きなり。

通釋 詩經節南山の篇に何事も自身より實行して示さなければ一般人民は之に信從せずとある。齊

の國王の輔佐役は此の理を王に說いて紫色の衣服を先づ王が着ない樣にせよと云ひ、又た鄭の子產が簡公に於けると購强が宋の襄公に於けるとは共に耕戰の士を尊び重んずべきことを以て其の君を責めるのである。抑も、上下の職分を明かにせず又た群臣の誠實を督責しないで身躬ら下に臨み立つときは齊の景公が車を下りて走り、魏の昭王が法典を習讀して睡臥せると又た微服を掩蔽せるの類の如くになる、孔子は此の理を知らないので人君は例へば椀の如きものであると云ひ、鄒君は之を知らないが爲に先づ自らその身を辱かしめた、明君の民を治めるの道は晉の叔向が祿を配附したのと、韓の昭公が左右の請託は何も聞くまいと云つた如く、何事も法に任せて自ら智慮を勞しないことに在る。

語釋 詩曰（小雅節南山の篇にあり、不の字毛詩には弗の字に作る。上の人躬行して示さざれば下之に信從せざるを云ふ。）○購强之以（此の四字は諸本になし、爲に此の處の義通ぜず、今蒲坂氏纂聞の說に從ひ四字を補ふ。）○不レ責レ誠（君は上位に居りて下の實用に務むることを督責し得ない。）○耕戰（平時事無きときは農耕に從事し國事急なる時は戈を取り戰ふ有用の士。）○不レ明レ分（職分明にして之を分掌せしめずして君細事を親らする。）○揜弊微服（弊は蔽字の誤ならん傳亡びて事の眞意知るべからず。）○賦レ獵（獵は祿に作るべし祿をわかつこと。）

餘論 此の節初めに詩の意を引いて君主が躬行して下を信從せしむべきを云ひたれども、人主は此の言に惑はされて細事まで親らすることあるべからず、下の事は之を臣下に分ち司らしめ法を以て之を督責すべきを云ふ。經第一の如ニ有若應ニ宓子一を太田方氏は此の節の初めに在るべしとし松平康國

氏は此節の終り明主之道の後にあるべしとなす、松平氏の說が宜しい。

六 小信成、則大信立。故明主積於信。賞罰不信、則禁令不行。說在文公之攻原。與箕鄭救餓也。是以吳起須故人而食。文侯會虞人而獵。故明主表信。如曾子殺彘也。患在厲王擊警鼓、與李悝謾兩和也。

(右　經)

訓讀 小信成れば則ち大信立つ故に明主は信を積む。賞罰信ならざれば則ち禁令行はれず。說は文公の原を攻むると箕鄭の餓を救ふとにあり。是を以て吳起は故人を須ちて食ひ、文公は虞人を會して獵す。故に明主は信を表す、曾子の彘を殺すが如きなり。患は厲王の警鼓を擊つと李悝の兩和を謾するとにあり。

通釋 小なる信にして成るときは大なる信も從つて確立するのである故に明君は小信を積んで大信を民に致すのである。政治を行ふに當りて賞罰が信ならざる時は君主の命令禁戒は從つて臣下に行は

れなくなる。この說の論據は晉の文公が原を攻めた事と晉の大夫箕鄭が文公に說ける饑を救ふの道とにある、斯かる次第なれば吳起は舊友の來るのを待つて食事を爲し、魏の文公は山澤を司る人との約束を違へず獵場に出掛けたのである、されば明主が信を立てゝ表明することは恰も曾子が妻の苟且の一言の爲に豚を殺したのと同じやりかたである、その反對に信を失つた場合の患害は厲王が警戒の合圖の鼓を擊つた事と、李悝が二つの軍門を欺ける例の如きものである。

語釋 兩和（和は軍門を云ふ兩和は左右の軍門を云ふ。）

餘論 此の節君主の臣下に臨むに信の最も重んずべきことを述べた。

以上六段は此の篇の經文である。以下の傳文は右經文の所論を證明すべき例話を經文の順序に從つて集列したものである。 傳の一は五章の例話より成る。

一宓子賤治單父。有若見之曰。子何臞也。宓子曰。君不知賤不肖。使治單父。官事急。心憂之、故臞也。有若曰。昔者舜鼓五絃。歌南風之詩而天下治。今以單父之細也、治之而憂。治天下將奈何乎。故有術而御之。身坐於廟

堂之上、有處女子之色、無害於治、無術而御之、身雖瘁臞、猶未有益。

訓讀　宓子賤單父を治む、有若之を見て曰く、「子何ぞ臞たるや」と。宓子曰く、「君賤の不肖を知らず單父を治めしめ、官事急なり、心に之を憂ふ、故に臞たるなり」と。有若曰く、「昔舜は五絃を鼓し南風の詩を歌つて天下治る、今單父の細を以て之を治めて憂ふ、天下を治むるに將に奈何せんとするか」と。故に術ありて之を御すれば身廟堂の上に座して處女子の色有りとも治に害無し。術無くして之を御せば身瘁臞すと雖猶未だ益有らず。

通釋　孔子の弟子宓子賤が魯の單父の邑を治めし時に同門の友なる有若が子賤に遇つて云ふやう、「貴下は何うして斯く痩せたるか」と。宓子は答へて云ふやう、「吾が君は私の不肖なるを知らずに此の單父の地を治める樣命ぜられた。公事多忙にして常に之に心勞する故瘠せたのである」と。有若云ふやう、「昔舜は五絃の琴を彈き南風の詩を歌ひつゝ心長閑にして居て天下はよく治まつた、而るに今單父の如き小邑を治めるのに心勞する樣では天下を治める場合には一體何うなされるか」と。此の故に術を以て人民を御する時は身は廟堂の上に座して處女の如き艶麗の容色を保ちながら立派に天下を治めて行ける。若し之に反して、術なくして民を御せんとすれば身は瘠せ衰ふる程心勞するも何等の益

無いものである。

語釋 臞（臞は肉少し瘠せたるを云ふ。） ○南風之詩（南風は萬物を長養する南風、即ち南風の時を得たるを喜び作れる詩、南風之薫兮。可三以解二吾民之慍一兮。南風之時兮。可三以阜二民吾之財一兮。是である。）

餘論 此の節宓子賤と有若との話を引いて人主は民を治めるに術を取りて細務を操らざるべきを云ふ、以下陳ぶる所の數事は皆實用を尚び虛辭を黜くべきを云ふ即ち其の術の內容とも云ふべきものである。

楚王謂二田鳩一曰。墨子者顯學也。其身體則可。其言多不レ辯何也。曰。昔秦伯嫁二其女於晉公子一。爲レ之飾裝。從二衣文之媵七十人一。至レ晉。晉人愛二其妾一而賤二公女一。此可レ謂二善嫁一レ妾。而未レ可レ謂二善嫁一レ女也。楚人有下賣二其珠於鄭一者上。爲二木蘭之櫃一。薰二桂椒之櫝一。綴以二珠玉一。飾以二玫瑰一。輯以二翡翠一。鄭人買二其櫝一而還二其珠一。此可レ謂二善賣一レ櫝矣。未レ可レ謂二善鬻一レ珠也。今世之談也。皆道二辯說文辭之言一。人主覽二其文一而忘二有用一。墨子之說。傳二先王之道一。論二聖人之言一。以宣二告人一。若辯二

其辭則恐人懷其文忘其直。以文害用也。此與楚人鬻珠秦伯嫁女同類。故其言多不辯。

訓讀　楚王田鳩に謂て曰く、「墨子は顯學なり、其の身體は則ち可、其の言多く辯ならざるは何ぞや」と。曰く「昔し秦伯、其の女を晉の公子に嫁す、之が爲に飾裝し衣文の媵七十人を從へ晉に至る、晉人其の妾を愛して公の女を賤む。此れ善く妾を嫁すと謂ふべし、而して未だ善く女を嫁すと謂ふべからざるなり。楚人其の珠を鄭に賣る者有り、木蘭の櫃を爲り桂椒の櫝を薫じ綴るに珠玉を以てし、飾るに玫瑰を以てし、輯るに翡翠を以てす、鄭人其の櫝を買ひて其の珠を還す。此れ善く櫝を賣ると謂ふべし、未だ善く珠を鬻ぐと謂ふべからず、今世の談ずるや、皆辯說文辭の言を道ふ、人主は其の文を覽て有用を忘る、墨子の說は先生の道を傳へ、聖人の言を論じ以て人に宣告す、若し其の辭を辯にせば則ち人の其の文を懷き、其の直を忘れ文を以て用を害するを恐る、此れ楚人の珠を鬻ぎ秦伯の女を嫁すると類を同じとす、故に其の言多く辯ならず」と。

通釋　楚王が墨子の弟子田鳩に云ふやう「墨子は學術を以て世に著れたる學者であり、その自身に

行ふ所は宜しいが、その言ふところの議論は多く能辯でないのは何う云ふ譯であらうか」と。田鳩對へて云ふやう、「昔し秦伯は其の女を晉の公子に嫁するに當つて、之が爲に裝を凝らし、文繡の衣を着飾れる侍女七十人を從へて晉に至らしめた所、晉の公子は却つてその侍女を愛して秦伯の女を賤み嫌ひました、此れでは秦伯はよく侍女を嫁したもので未だ善く已れの女を嫁したとは云へません。又楚の人で珠を鄭の人に賣つた人があり、木蘭にてからひつを造り、桂や椒の美材香木を以て玉を容るゝ函を造りて芳香を薰はせ之に寶玉を綴り、火齊玉を飾りつけ、更に翡翠の羽を集めて裝うた、ところが鄭人はその函を買つて其の中の珠を還した。と云ふことがあるが此れでは楚人はよく函を賣つたもので未だ善くその珠を賣つたとは云はれません、今世の談論するものは皆辯說文辭の言を巧に馳せて飾りを爲す故、人君はその巧なる文飾を覽て其の實用を忘れて居る、然るに彼れ墨子の說は先生の道を傳へ聖人の言を論じて世人に宣傳するものであつて、若し其の辭を能辯にせば世人はその文飾を愛し喜びて實質を忘れ其の文辭の爲に實用を害するの恐れあり、斯くては彼の楚人の珠を賣りし秦伯の女を嫁したると同一類の笑ふべきこととなるであらう。故に墨子はその說くところの言率ね能辯にしないのである」と。

【語釋】顯學（世に顯れたる學者を云ふ。）○公子（諸侯の子の男子を公子と云ふ女子を公主と云ふ。）○媵（侍女、そばめ、古へ貴族嫁する時共に隨ひし婢元を云ふ。）○珠玉（寶玉を云ふ、海より出づるを珠と云ひ、山より出づるを玉と云ふ。）○木蘭、桂椒（共に香木の名。）○玫瑰（火齊珠と稱し、赤色の美石。）○翡翠（鳥の名にして雄は翡と云ひ色赤く雌は翠と云ひ青色。）

墨子爲木鳶。三年而成。蜚一日而敗。弟子曰。先生之巧。至能使木鳶飛。墨子曰。吾不如爲車輗者巧也。用咫尺之木。不費一朝之事。而引三十石之任。致遠方多。久於歲數。今我爲鳶三年成。蜚一日而敗。惠子聞之曰。墨子大巧。巧爲輗。拙爲鳶。

【訓讀】墨子木鳶を造り三年にして成る、蜚ぶこと一日にして敗る。弟子曰く「先生の巧能く木鳶をして飛ば使るに至る」と。墨子曰く「吾れ車輗を爲る者の巧なるに如かざるなり、咫尺の木を用ひ一朝の事を費さず、而して三十石の任を引く、遠きを致さば力多く。數歲に久し、今我れ鳶を爲り三年にして成り蜚ぶこと一日にして敗る」と。惠子之を聞いて曰く「墨子は大巧なり、輗を爲るを巧とし鳶を爲るを拙とす」と。

【通釋】墨子が木を以て鳶を造り三年を費して出來上つたが之を飛ばすこと一日にして壞れてしまつ

た。墨子の門人が之を賞讚して云ふやう、「先生の技巧の優れたること誠に驚く程だ、木製の鳶を飛すことが出來るに至つた」と。然るに墨子之に對して云ふやう、「吾が技巧は彼の車の輗を作る者の技巧の優れたるには及ばない、彼の車の輗を作る者は僅か一尺足らずの木片を以て一日の手間を費さずに之を造り上げ、其の力は能く三十石の重量を引き、遠方にまで運ぶに充分の力あり且つ幾年もの使用に堪へる、而るに自分は今木を以て鳶を造り三年もかかつて出來上つたが僅か一日飛ばせて壞れて了つた」と。惠子は此の話を聞いて云ふには「墨子は眞に大巧の人である、何故ならば彼の實益ある輗を造る事を巧なりとして賞め、無益の鳶を造る事を以て拙きことと爲し、美名に捉はれて實用を忘れないからである」と。

語釋 蜚（飛と通じ用ひらる、史記伍子胥傳に三年不レ蜚不レ鳴の句あり。） ○車輗（車の轅の端にある横木にて馬牛の首に結び付くるもの。） ○咫尺（八寸を咫と云ふ、咫尺は八寸か一尺位を云ふ。） ○三十石（石は重量の名、三十斤を鈞となし四鈞を石となす、尚書五子之歌に關レ石和レ鈞の句あり。）

宋王與レ齊仇也。築二武宮一。謳癸倡。行者止觀。築者不レ倦。王聞召而賜レ之。對曰。臣師射稽之謳。又賢二於癸一。王召二射稽一使二之謳一。行者不レ止。築者知レ倦。王曰。行

者不止。築者知倦。其謳如不勝癸美何也。對曰。王試度其功。癸四板。射稽八板。擿其堅。癸五寸。射稽二寸。

訓讀　宋王齊と仇するや武宮を築きて謳癸倡ふ、行く者止りて觀、築く者倦まず。王聞き召して之に賜ふ、對へて曰く「臣の師射稽の謳ふは又た癸より賢る」と。王射稽を召し之をして謳はしむ、行く者止らず、築く者倦むを知る、王曰く、「行く者止らず築く者倦むを知る、其の謳ふこと癸の美に勝らざるが如きは何ぞや」と。對へて曰く、「王試に其の功を度れ、癸は四板、射稽は八板なり、其の堅を擿くに癸は五寸射稽は二寸なり」と。

通釋　宋王が齊と戰爭するやその戰勝を子孫に示さんとして武宮を建てたが、その工事に歌を善くする癸と云ふ人が木やり音頭を取りしに、その巧なるを見て往來のものは立止つて見物し・工事をする人々は働きに倦み疲れなかつた、宋王は此の事を聞いて癸を召して賞を賜はつたが癸はその時王に申上げて云ふには、「私の先生射稽の謳の巧なる事は私よりも優つて居ります」と、王は之の言によつて射稽を召して謳はせたるに今度は往來する者は足を止めて見物する事なく、工事する人々は倦み疲

れた。此に於て王は不審に思つて云ふには、「往來の者足を止めて見物することなく築く人々も疲勞を覺へる樣では其の謳ふのが癸の上手なのに及ばない樣に思はれるが之を癸が自分よりも巧だと云ふのは何う云ふ譯か」と、癸は王の此の不審に答へて申上げるには、「王が若し不審に思召さるるなら試みにその工事の功程をお計り下さい、癸の謳ふ時には僅かに型板四枚分しか築き得なかつたのに射稽が謳うときにはその倍の型板八枚分も進みましたし、又たその築いた堅さを試す爲に槌を以て突いて見るに癸の謳うて出來た所は五寸も深く入るに射稽の謳つて出來た處は二寸のみほか入らないのです」と。

語釋 築武宮（此の事左傳成公六年の條に詳しく、その敵に勝ちて尸を埋めし處に宮を築けり。） ○謳癸（名は發にしてその歌を善くするところより謳癸と稱す。） ○倡（先づ謳ひ出して多くの人をしてその後をつけて和せしむ、此處は工事にする場合にて木やりの音頭を取ること。） ○四板八板（板は幅二尺長さ一丈 土を積み上げる時さゝへるに用ふ。コンクリート工事の型板のやうなもの。）

餘論 此の節は前の墨子の節と同じくその外見華美なる者の却つて無用の長物たることの例を擧げたものである。

夫良藥苦於口。而智者勸而飮之。知其入而已己疾也。忠言拂於耳。而明

主聽之。知其可以致功也。

【訓讀】夫れ良藥は口に苦く而して智者は勸めて之を飮む其の入りて己が疾を已すを知ればなり。忠言は耳に拂ひ而して明主は之を聽く、其の以て功を致す可きを知ればなり。

【通釋】夫れ良くきく藥は必ず口に苦くして飮み惡いものであるが智者は勸めて之を飮むが、それは之を飮めば己の病氣を癒やすものであることを知つて居るからである、此れと同じ道理によつて忠誠なる諫言は必ず耳に逆ひ聽き入れ難いものであるが明君は能く之を聽用するのは此の忠言を容るれば之によつて功を致すことが出來ることを知つて居るからである。

【餘論】經第一の所説に對して傳に於て順次適例を擧げて美名空論の無用なることを論證し此處に至つて眞の實用に供すべきものは決して世上浮華の言動に非ずと斷じ、此の經傳の所説を總括するに「良藥口に苦く」、「忠言耳に拂らふ」の句を以てした。其の結構の首尾一貫せるを見るべきである。

【叙説】傳の二は凡そ十一章の例話より成る。

二　宋人有請爲燕王以棘刺之端爲母猴者。必三月齋。然後能觀之。燕王

因以三乘養之。右御冶工言王曰。臣聞人主無十日不燕之齋。今知王不能久齋以觀無用之器也。故以三月爲期。凡刻削者以其所以削必小。今臣冶人也。無以爲之削。此不然物也。王必察之。王因因而問之。果妄。乃殺之。冶人謂王曰。計無度量。言談之士多棘刺之說也。

訓讀　宋人燕王の爲に棘刺の端を以て母猴を爲らんと請ふ者有り、必ず三月齋し然る後能く之を觀んと、燕王因つて三乘を以て之を養ふ、右御の冶工、王に言つて曰く、「臣聞く人主に十日不燕の齋無しと、今王の久しく齋して以て無用の器を觀る能はざるを知る、故に三月を以て期と爲す、凡そ刻削は以ふに削る所以必ず小ならん、今臣は冶人なり、以て之が削を爲る無し、此れ不然の物なり、王必ず之を察せよ」と、王因て囚へて之を問ふに果して妄なり、乃ち之を殺す。冶人王に謂つて曰はく、「計に度量なければ、言談の士に棘刺の說多し」と。

通釋　宋人に燕王の爲に棘の刺の端に沐猴の形を彫刻して上げたいと請ふ者があつた、そして甚だ微細精巧なれば王若し之を觀んとすれば三ケ月間齋戒して始めて之を御覽になる事が出來ますと申上

げた、王は此の言によつて戰車三乘を出すべき采地を俸祿として之を召抱へた。然るに王の座右に侍御する鍛冶工が王に云ふには、「人君たるものには十日も宴飲せぬ齋戒は無いと聞いて居ります、今宋人は大王が久しく齋戒してまでも無用の器物を見るなぞの事は到底出來ないことを知つて居るので三月を以て期限としたのである、凡そ彫刻に使ふ刀は必ず削らるゝ物よりも小さいものであるが、私は鍛冶工ですが左樣な微細な彫刻をする刀は造る事が出來ない、されば此の宋人の技巧は決して出來ない事である、王よ良くこの點を御考へ下さい」と、王は冶人の此の忠告に因つて宋人を囚へて詰問したる處果して虛妄の言であつた、そこで直ちに宋人を殺して了つた。そこで冶人が申上げるには「國家の計にも一定の法度を以て驗せざれば言談の士が棘刺の說の樣な虛妄の言をなすことが多いものであります」と。

語釋　・母猴（一に沐猴に作る、即ち獮猴のこと、母の音轉じて獮となる母猴は人に似たる猿である。）○三乘（車一乘を出す地は方六里ある、即ち俸祿を計るに車數を以てした。）○不然物（必ず有り得べからざるもの。）

一曰。燕王徵巧術人。衞人請以棘刺之端爲母猴。燕王說之。養之以五乘之奉。王曰。吾試觀客爲棘刺之母猴。客曰。人主欲觀之。必半歲不入宮。不

飮酒食肉。雨霽日出。視之晏陰之間。而棘刺之母猴。乃可見也。燕王因養衞人。不能觀其母猴。鄭有臺下之冶者。謂燕王曰。臣爲削者也。諸微物必以削削之。而所削必大於削。今棘刺之端。不容削鋒。難以治棘刺之端。能與不能可知也。王曰善。謂衞人曰。客爲棘刺之母猴何以理之。曰以削。王曰。吾欲觀見之。客曰。臣請之舍取之。因逃。

訓讀 一に曰く、燕王巧術の人を徵す、衞人棘刺の端を以て母猴を爲らんと請ふ、燕王之を說び之を養ふに五乘の奉を以てす。王曰く「吾れ試に客の棘刺の母猴を觀ん」と。客曰く「人主之を觀んと欲すれば必ず半歲宮に入らず酒を飮み肉を食はず雨霽れ日出づる時、之を晏陰の間に見て、棘刺の母猴乃ち見る可し」と。燕王因て衞人を養へども其の母猴を觀る能はず、鄭に臺下の冶なる者あり、燕王に謂て曰く「臣は削を爲る者なり、諸の微物必ず削を以て之を削る而して削る所必ず削より大なり、今棘刺の端は削鋒を容れず、以て棘刺の端を治め難からん能くすると能くせざると、知るべきなり」と。王曰く「善し」と、衞人に謂て曰く「客棘刺の母猴を作るに何を以て之を理む」と、曰く「削

を以てす」と、王曰く、「吾れ之を觀んと欲す」と、客曰く、「臣請ふ舍に之き之を取らん」と、因て逃る。

通釋　一說に云ふ燕王が技術に巧なる人を徵したるに衞の人で王の爲に棘の刺の端に沐猴の形を彫刻して上げようと請ふ者があつた。燕王は此の者の云ふことが氣に入り、五乘の地を以て俸祿として之を養つた。試みにその衞の客人の造つた棘刺の沐猴を觀ようと王が云はれた時、衞の技術者は「若し王が之を觀ようとするならば必ず半年の間房中に入らず酒を飲んだり肉を食つたりせず潔齋し、雨後日光特に晴朗なる時を選び日景に於て之を仔細に視れば猴の形は見へるだらう」と申上げた。燕王は之に因つて衞人を養つて置いたが遂にその刻せる沐猴は見られなかつた、その時臺下の冶工として知られたる良工あり燕王に申し上げて云ふには「私は削り刀を造る者ですが凡そ如何なる細い物でも皆刀を以て之を削るがその削らるる所の物は必ず刀より大きい、而るに今棘刺の端は刀の刄さきを受けられない、されば到底棘刺の端を細工することは困難だらう、斯くの如く考へればその微細な技術の出來得るや否やは自ら分明でせう」と、燕王は尤もだと云つて衞人に向つて云ふには「其方は棘刺を以て母猴を造るに何を以て之が細工を致したか」と、衞人曰く「削り刀を用ひました」と、王曰く「然らばその刀を觀よう」と、衞人は「宿舍に歸つて持參致します」と云つて、虛妄を觀破せられたるを

知つて其のまゝ逃亡した。

語釋 宮（婦人の室房を云ふ、不入宮は房事を愼むの意なり。） ○晏陰間（日色晻曖不明の處を云ふ、此處にては薄闇きこと。）

餘論 以上の說話は學者の辯は如何に微妙なるも實用なく多くは虛妄なるに喩へたのである。

兒說宋人、善辯者也。持白馬非馬也。服齊稷下之辯者。乘白馬而過關。則顧白馬之賦。故藉之虛辭。則能勝一國。考實按形不能謾於一人。

訓讀 兒說は宋人の辯を善くする者なり、白馬は馬に非るを持するや、齊の稷下の辯者を服す、白馬に乘りて關を過ぐれば、白馬の賦を顧ふ、故に之を虛辭に藉れば、則ち能く一國に勝つも實を考へ形を按ずれば、一人をも謾く能はず。

通釋 兒說は宋の人で辯論に達して居た、白馬は馬ではないと云ふ詭辯を持論としては齊の稷門の下に集る多くの辯者を屈服したが眞物の白馬に乘つて關所を通過せんとした時に彼の空論は役立たず白馬の通行稅を拂つた、斯の如く虛辭空論を借る段になれば一國の人に勝つことが出來てもその實事を考査し實物を檢するに及べば唯一人の關吏をも謾き得なかつたのである。

語釋　辯（こゝでは詭辯の意で、言辭を巧に弄して、一種の論理を以て他說を屈する術。）　○白馬非馬（白馬は白い馬で、黑馬でもなく栗毛の馬でもない。特殊な馬である、然るに單に馬といへば如何なる馬をも包含し得る、それで馬の概念と白馬の概念とは精密に一致するものではない、それで白馬は馬でないといふ議論で、堅白同異論と同じく、惠施・公孫龍等名家者流（論理學認識論に關する學派）諸子の好んで說く所の一種の詭辯である、公孫龍子の白馬非馬篇及堅白篇に詳かである。）　○稷下（齊城に稷門あり門側に館を設けて文學遊說の士を舍す、齊王の時に齊の稷下之士と稱して天下に盛名あり。）

夫新砥礪殺矢。彀弩而射。雖冥而妄發。其端未嘗不中秋毫也。然而莫能復其處。不可謂善射。無常儀的也。設五寸之的。引十步之遠。非羿・逢蒙不能必全者。有常儀的也。有度難而無度易也。有常儀的。則羿蒙以五寸爲巧。無常儀的。則以妄發而中秋毫。爲拙。故無度而應之。則辯士繁說。設度而持之。雖知者猶畏失也。不敢妄言。今人主聽說。不應之以度。而說其辯。不度之以功。而譽其行。此人主所以長欺。而說者所以長養也。

訓讀　夫れ新に殺矢を砥礪し弩を彀いて射ば冥にして妄に發すと雖も其の端未だ嘗て秋毫に中らずんばあらざるなり、然り而して能く其の處に復するなくんば善射と謂ふべからず、常の儀的無ければなり、五寸の的を設けて十步の遠きに引くに、羿逢蒙に非れば必ず全うする能はざるは常の儀的有ればなり、度有るは難くして度無きは易く、常の儀的有れば即ち羿蒙は五寸を以て巧と爲し、常の儀的無ければ則ち妄發して秋毫に中るを以て拙と爲す、故に度無くして之に應ずれば則ち辯士繁說し、度

を設けて之を持せば知者と雖も猶ほ失を畏れ敢て妄言せず、今人主の說を聽くや之に應ずるに度を以てせずして其の辯を說び、之を度るに功を以てせずして其の行を譽む、此れ人主の長く欺かるゝ所以にして說者の長く養はるゝ所以なり。

通釋　殺矢と云ふ鋭き矢を新に研ぎすまして弩を引いて射れば眼を閉ぢて放つても何處か必ず秋の毛筋ほどの細かき物に中らないことはない、然しながら再び其の處に的中しなければ上手な射手とは云はれない、それは一定の標準の的が無いからである。然るに五寸の的を懸けて十步隔つた處から弓を引くに羿や逢蒙の樣な名射手でなければ必ずしも的中を期し難いのは一定の的がある爲である、斯の如く、法度あれば之に適合する必要ある故困難であり法度なければ行ひ易い、一定の的あれば羿や逢蒙が五寸の的に中てても之を巧なりとするし、一定の的が無くて無闇に射放つて秋毫の樣な微細の物に中つても之を下手とするのである故に一定の法度なくして說客に應ずる時は彼等辯士は勝手なことを述べ立てるが、若し一定の法度を設けて之を守れば智者でもなほ失敗を恐れて妄りに說論しない。然るに今人君たる者說者の言を聽くに一定の法度を以て之に應せずに徒にその巧辯なるを悅び、又た實功の有無を量らずに徒にその行を賞讚する、此れが人君の常に說客に欺かれ說客がまた常に俸祿を

得て養はるゝ原因である。

語釋 殺矢（矢の名にして田獵に用ふる尖鈍の矢なり。） ○冥（瞑に同じく眼を閉づること。） ○秋毫（秋は獸毛脱け更り新たに細細なる毛生ず、此れを秋毫と云ひ極めて微細なるに喩ふ。）

客有教燕王爲不死之道者。王使人學之。所使學者未及學而客死。王大怒誅之。王不知客之欺己。而誅學者之晩也。夫信不然之物。而誅無罪之臣。不察之患也。且人所急無如其身。不能自使其無死。安能使王長生哉。

訓讀 客燕王に不死の道を爲すを敎ふる者あり、王人をして之を學ばしむ、學ばしむる所の者未だ學ぶに及ばずして客死す、王大いに怒り之を誅す、王は客の己を欺くを知らずして學ぶ者の晩きを誅するなり、夫れ不然の物を信じて無罪の臣を誅するは、察せざるの患なり、且つ人の急にする所は其の身に如くはなし、自ら其をして死無から使むる能はずして安んぞ能く王をして長生せしめんや。

通釋 或る客に燕王の爲に不死の道を敎へんとする者があつた、王は人を遣はして之を學ばせたが其の人が未だ學び得ない内に其の客は死んで了つた、王は大に怒つて其の學ばせた人を誅した、王は客が己を欺いた事を知らないで學ぶ者の早く學んで了はなかつたのを咎めて誅殺したのである。一體、

有るべからざる物を信じて罪もない臣下を誅殺するのは物の道理を察しない事の弊害である、且つ人の急務とするところは、我が身が第一である。我が一身を不死ならしむる事が出來ないで何うして王を長生不死ならしむることが出來ようぞ。

鄭人有相與爭年者。一人曰。我與堯同年。其一人曰。我與黃帝之兄同年。訟此而不決。以後息者爲勝耳。

訓讀　鄭人相與に年を爭ふ者あり、一人曰く「我と堯と年を同じうす」と、其の一人曰く「我と黃帝の兄と年を同じうす」と、此を訟て決せず、後れて息む者を以て勝と爲すのみ。

通釋　鄭國の人に互に年齡の高きを爭ふ者があつた、一人は我が年は古への堯と同年だと云ふし、又た一人は我は更に堯より古い黃帝の兄と同じ年齡だと云ひ之を官に訟へたがやはり何れとも決定しなかつたが結局此んな愚論は最後まで云ひ張る方を勝とするより仕方がない。

客有爲周君畫筴者。三年而成。君觀之。與髹筴者同狀。周君大怒。畫筴者曰。築十版之墻。鑿八尺之牖。而以日始出時加之其上而觀。周君爲之望

見其狀。盡成龍蛇禽獸車馬萬物之狀。備具。周君大說。此畫筴之功非不微難也。然其用與素髹筴同。

訓讀　客、周君の爲に筴に畫する者あり、三年にして成る、君之を觀るに筴に髹する者と狀を同じうす、周君大いに怒る、筴に畫する者曰く「十版の墻を築き、八尺の牖を鑿ち、而して日始めて出づる時を以て之を其の上に加へて觀よ」と。周君之を爲し其狀を望見するに、盡く龍蛇禽獸車馬萬物の狀を成して備に具る、周君大いに說ぶ、此れ畫筴の功、微難ならざるに非るなり、然れども其の用は素髹筴と同じ。

通釋　客に周君の爲に馬の鞭に細かく繪を畫く者があつて三年かかつて完成したが、周君が之を觀ると唯普通の鞭に漆を塗つた物と同じ樣で何等の模樣も見えなかつた、周君は欺かれたと思ひ大に怒つたのでその畫工が云ふやう、「二十尺の墻を築いて八尺程の窓を切拔き太陽の出る時に此の鞭を其の上に置いて御覽下さい」と。周君は因つて其の云ふ通りにして鞭の有樣をすかし見たるに鞭の全面皆龍蛇や禽獸車馬其他凡ての物の形狀が一々具はつて畫き出されて居つた。周君は此に於て大いに滿足

したと云ふが、此の馬の鞭に繪を細かく畫き出す細工は如何にも微妙にして困難な事であるが然しその實用の上では何の飾りの無い漆塗りの鞭と變りはない。

語釋　筴（策と同じ、馬鞭なり。）　○髹（漆を塗ることなり。）

客有爲齊王畫者。齊王問曰。畫孰最難者。曰。犬馬難。孰易者。曰。鬼魅最易。夫犬馬人所知也。旦暮罄於前。不可類之。故難。鬼神無形者。不罄於前。故易之也。

訓讀　客、齊王の爲に畫く者あり、齊王問うて曰く、「畫くに孰れか最も難き」と、曰く「犬馬難し」と、「孰れか易き」と、曰く「鬼魅最も易し、夫れ犬馬は人の知る所なり、旦暮前に罄ゆ、之に類すべからず、故に難し。鬼神は形無き者にして、前に罄えず、故に之を易しとするなり」と。

通釋　客に齊王の爲に繪を畫く人があつたが、齊王は此の畫工に尋ねて云ふには、「物の形を寫し畫くに何を畫くが最も難しいか」と。畫工答へて、「犬馬の樣な普通のものを寫すのが難しいのです」と云ふ。王は又た問ふに「然らば最も寫し易いものは何か」と、畫人答へて云ふに、「鬼魅などの怪物が

最も容易です、一體犬馬などは人の誰しも知つてるもので又た朝夕眼前に視る物ですから少し似なくとも人は氣付く故その眞を寫すは困難です、之に反して鬼神は形なく人の眼に觸れないものですから如何に描くも差支なき故畫き易いのであります」と。

齊有居士田仲者。宋人屈穀見之曰。穀聞先生之義。不恃仰人而食。今穀有樹瓠之道、堅如石。厚而無竅、獻之。仲曰。夫瓠所貴者謂其以可盛也。今厚而無竅。則不可剖以盛物。而堅如石。則不可以剖而斟。吾無以瓠爲也。曰。然。穀將以欲棄之。今田仲不恃仰人而食。亦無益人之國、亦堅瓠之類也。

訓讀 齊に居士田仲なる者あり、宋人屈穀之を見て曰く、「穀先生の義を聞くに人に仰ぐを恃まずして食ふと。今穀に瓠を樹ゆるの道あり、堅きこと石の如く厚くして竅無し、之を獻ぜん」と。仲曰く「夫れ瓠に貴ぶ所の者は其以て盛る可きが爲なり、今厚くして竅無ければ則ち剖きて以て物を盛るべからず、堅なること石の如くなれば則ち以て剖いて斟む可からず、我れ瓠を以て爲す無きなり」と。曰く

「然り、穀も將に以て之を棄てんと欲す」と。今田仲人に仰ぐを恃まずして食ふも亦人の國に益無し、亦た堅瓠の類なり。

通釋 齊に田仲と云ふ處士が居つたが宋人の屈穀と云ふ人が此の田仲に面會して云ふには、「私は先生が義をお守りになつて人の力を恃まないで自活なさると聞きましたが、それが爲には耕作種藝の事が必要でせう、就ては私は瓠を植ゑる法を知つてますが、此の法によつて出來た瓠は其の堅きこと石の如く其の皮は非常に厚くして內に空所が無い立派なものが出來ますが此の方法を先生に御敎へして進ぜませう」と云ふと田仲は之に對して、「一體瓠の珍重さるゝのは其の物を盛るに役立つが爲である、然るに今若し皮厚くして中に空所の無い瓠が出來たら之を剖いて物を盛る器と爲すことは出來ない、又た石の樣に堅く出來たなら之を剖いて斟むことが出來ない、されば斯樣なる瓠では瓠の役に立てやうもないのであると。屈穀は之に答へて、「誠に御仰せの通りです私も斯かる瓠は棄てようと思ひます」と云つたが、田仲が今人力を恃まずに自活して仕へずに義を守ると云ふのも、國家社會に何等の益がないのであるからやはり堅瓠の類と同じく無用の長物である。

虞慶爲ㇾ屋。謂二匠人一曰。屋太尊。匠人對曰。此新屋也。塗濡而椽生。夫濡塗重

而生椽撓。以撓椽任重塗。此宜卑。虞卿曰。不然。更日久則塗乾而椽燥。塗乾則輕。椽燥則直。以直椽任輕塗。此益尊。匠人屈。爲之而屋壞。

訓讀 虞慶屋を爲る、匠人に謂て曰く、「屋太だ尊し」と、匠人對へて曰く、「此れ新屋なり塗濡れて椽生なり、夫れ濡塗重くして生椽撓む、撓椽を以て重塗に任ず、此れ宜しく卑かるべし」と。虞卿曰く、「然らず日を更る久しければ塗乾きて椽燥く、塗乾けば輕く椽燥けば直し。直椽を以て輕塗に任ず、此れ益す〳〵尊し」と。匠人屈す。之を爲りて屋壞る。

通釋 趙の虞慶が家屋を新築する時に大工に向つて云ふには、「此家は屋根が甚だ高過ぎる」と、大工は之に答へて云ふに、「此の家は新築の家屋でまだ壁土は濡れて居るし、椽は生木であります。一體濡れた壁土は重くして生木の椽は撓み曲るものである、曲る椽を以て重い壁を支へるのですから此れは今高過ぎても必ず段々卑くなるでせう」と。すると虞卿が、「然うではない、日がだん〳〵經てば壁土は乾き椽も枯れ燥く、壁土が乾けば輕くなり、椽は燥けば眞直になる、斯の如く眞直な椽を以て輕い壁土を支へる樣になれば屋根の高さは却つて益々高くなる筈だ」と云うたので、大工は此の論に屈

服して虞卿の云ふ通りに家を造りたるに家屋は忽にして壞れた。

語釋 塗(壁土なり。) ○椽(屋角即ち棟より軒に渡す支へ木、たるきなり。)

一曰。虞卿將レ爲レ屋。匠人曰。材生而塗濡。夫材生則撓。塗濡則重。以レ撓任レ重。今雖レ成久必壞。虞卿曰。材乾則直。塗乾則輕。今誠得レ乾。日以輕直。雖レ久不レ壞。匠人詘。作レ之成。有レ間屋果壞。

訓讀 一に曰く、虞卿將に屋を爲らんとす、匠人曰く、「材生にして塗濡ふ、夫れ材生なれば則ち撓み、塗濡へば則ち重し、撓を以て重きに任ず、今成ると雖も久しければ必ず壞れん」と。虞卿曰く「材乾けば則ち直く、塗乾けば則ち輕し、今誠に乾くを得ば日に以て輕直、久しと雖も壞れず」と、匠人詘す、之を作りて成る。間らく有りて屋果して壞る。

通釋 一說に虞卿が家屋を造らんとした時大工が云ふに、用材は乾き枯れずにまだ生であり壁土はまだ乾かず濡れてるが用材生なれば撓み曲るでせうし、壁土が乾かなければ重い、曲る樣な材木で重い量を支へるのでは今は立派に出來上つてもだん／＼日が經つに從つて必ず崩壞するだらう」と、虞

卿は、之に反對して云ふには、「用材は枯れて乾けば眞直になり、壁土は乾けば輕くなる、それ故今造つた家屋の用材壁土が確かに乾くものならば日毎にだん／＼輕く眞直になり、益々堅固になり、何時まで經つても、こはれない筈だ」と。大工は虞卿の此の議論に負けてそのまゝ家を造つて完成したが暫らく日時が經つと果して破壞して了つたと云ふ。

范且曰。弓之折、必於其盡也。不於其始也。夫工人張弓也。伏檠三旬而蹈弦。一日犯機。是節之其始。而暴之其盡也。焉得無折。且張弓不然。伏檠一日而蹈弦。三旬而犯機。是暴之其始。而節之其盡也。工人窮也。爲之弓折。

訓讀 范且曰く、「弓の折るるは必ず其の盡に於てするなり。其の始に於てせざるなり。夫れ工人の弓を張るや檠に伏すること三旬にして弦を蹈み一日にして機を犯す。是れ之を其の始に節して、之を其盡に暴するなり。焉んぞ折るゝ無きを得んや。且の弓を張るは然らず、檠に伏する一日にして弦を蹈み、三旬にして機を犯す。是れ之を其の始に暴して、之を其の盡に節するなり」と。工人窮す、之を爲して弓折る。

通釋 秦の范雎の云ふやう、「弓の折れるのは必ずその終りに至つて無理をするから折れるのであつて、初めに無理をしても折れるものではない。然るに今弓師の弓の張り方は先づ弓型に容れて置いて弓を矯めて置くこと三十日にして始めて弓を蹈んで弦を張り、一日經つて矢を交へて發射するのであるが此れでは始に調子を和らげて置いて終りに手荒く扱ふのであるから何うしても弓は折れない譯にゆかないのである、私が弓の張り方は然うはしない、先づ弓型に僅か一日ばかり容れて直ぐ弓を蹈んで弦を張つて其の儘三十日間置いて始めて矢をつがへて放つのであるが、斯うすれば始めに手荒くして置いて、終りに調子を和げて扱ふのであるから、決して折れない筈なのだ」と說いた、弓工は范雎の此の理論に負けて仕方なく范雎の云ふ通りに弓を造りたるに弓は忽ちにして折れてしまつたと云ふことである。

語釋 范且（秦の范雎にて辯口に巧にして諸侯に遊說し秦に仕へて宰相となる。）○檠（弓を造る時弓を入れて置いて其の形を矯めて直す器なり。）○蹈レ弦（弓に弦を張る事、先づ足にて弓を蹈み曲げて弦を弓に張る故に蹈弦と云ふ。）○犯レ機（箭を弓に交へて射放つを云ふ。）

范且虞慶之言。皆文辯辭勝而反二事之情一。人主說而不レ禁。此所二以敗一也。夫不レ謀二治彊之功一。而豔二乎辯說文麗之聲一。是却二有術之士一。而任二壞屋折弓一也。

故人主之於國事也、皆不達乎工匠之構屋張弓也。然而士窮乎范且虞慶者。爲虛辭其無用而勝。實事其無易而窮也。人主多無用之辯。而少無易之言。此所以亂也。今世之爲范且虞慶者不輟。而人主說之不止。是貴敗折之類。而以知術之人爲工匠也。不得施其技巧。故屋壞弓折。知治之人。不得行其方術。故國亂而主危。

訓讀 范且・虞慶の言は皆文辯に辭勝て事の情に反す。人主說びて禁ぜず、此れ敗るゝ所以なり。夫れ治彊の功を謀らずして辯說文麗の聲を譱とす、是れ有術の士を卻けて壞屋折弓に任ずるなり。故に人主の國事に於けるや、皆工匠の構屋張弓に達せざるなり、然り而して士の范且・虞慶に窮するは、虛辭は其れ無用にして勝ち實事は其れ無易にして窮するが爲なり。人主は無用の辯を多として無易の言を少とす、此れ亂るゝ所以なり、今世の范且・虞慶たる者輟まずして、人主は之を說びて止まず、是れ敗折の類を貴び而して知術の人を以て工匠と爲すなり、其の技巧を施すを得ず、故に屋壞れ弓折る、治を知るの人其の方術を行ふを得ず、故に國亂れて主危し。

通釋　范睢や虞慶の論は何れも文辭が巧に勝れて居るが、事の實際には反して居る。然るに人君は却つて斯かる議論を喜んで之を壓へようとしない爲に失敗を招くのである、一體國を平治し兵を強くする實效を計らないで、徒らに巧に論説し華やかに飾る口先を結構だとしてむさぼるのは是れ即ち技能ある有用の士を排斥して却つて家屋壞れたり弓折れたりする笑ふべき結果に至るのと同一である。一體人君は國事を扱ふに於て皆所謂素人であつて大工や弓師が家を建てたり弓を造つたりする樣な立派な技能を持つて居ない。然るに政治的專門家たる法術の士が范睢虞慶の樣な誤れる素人の説に屈せられて任用されないのは、虚妄の説は無用でありながら巧に説かるる爲に勝を制し、之に反して實用の事は不易の道理を有つて居りながら却つて負けるが爲である。人君は無用の能辯を優れたりとして不易の理ある言を却つて劣りたるものとするから國が亂れるのである。今日世上に范睢虞慶の類の者が跡を斷たないで、人主はその無用の辯なるに氣付かず之を悅んで居るが、此れは當然失敗すべき事を貴んで居て却つて治術を心得て居る者を工匠の如く賤む故である。工匠が其の專門的技術を思ふまゝに用ひられない爲に家屋は壞れ弓は折れて了つたと同じように、治道を心得て居る人が其の所信を十分實行することが出來ないから國は亂れて人主の地位が危いのである。

語釋 豔（或る事物を良いとしてむさぼり求むる。）

餘論 虞慶・范雎が机上の空論で專門の工匠をやりこめたが、却て是が爲に大失敗を招いた例によりて、人君が政治上の專門的智識無くして、空論を採用して政治上の專門家を斥くる有樣を冷笑せんとするのである。

夫嬰兒相與戲也。以塵爲飯。以塗爲羹。以木爲胾。然至日晩必歸饟者。塵飯塗羹可以戲。而不可食也。夫稱上古之傳。頌辯而不慤。道先王仁義。而不能正國者。此亦可以戲。而不可以爲治也。夫慕仁義而惑亂者三晉也。不慕而治彊者秦也。然而未帝者治未畢也。

訓讀 夫れ嬰兒の相與に戲るゝや塵を以て飯と爲し、塗を以て羹となし、木を以て胾と爲す。然れども日晩に至り必ず歸饟するは、塵飯塗羹は以て戲る可くして食ふべからざればなり。夫れ上古の傳を稱し頌辯にして慤ならず、先王の仁義を道ひ而して國を正す能はざるは、此れ亦た以て戲るべくし

て、以て治を爲すべからざるなり。夫れ仁義を慕ひて惑亂せる者は三晉なり。慕はずして治强なる者は秦なり。然り而して未だ帝たらざる者は治未だ畢さざればなり。

通釋 一體、小兒が相集つて遊戲を爲す時には塵を御飯とし、泥土を汁とし、木片を以て切肉として居るが日暮れになると必ず家に歸つて食事をする、此れは塵の飯や泥の汁は戲れの役には立つが實際食べる事が出來ないからである。之と同じく上古の書を擧げて之を賞めたゝへ、立派な事を辯じ立てるが實質がなく、徒らに古への聖王の仁義の道を口に唱へて何等實際に國を正し治める事の出來ない儒者の道などは、之を戲れに弄ぶにはよいが此れを以て國を治める事は出來ない。抑も仁義の道を慕つて之を行ひたるが爲に國の衰亂したのは彼の韓魏趙の三晉であり、仁義の道を慕はずに國治つて兵强くなつたのは秦の國である。國治つて强くなれば天下に帝王となるべきであるに秦が未だ帝となれないのは未だ其の治術を完全に行はないからである。

語釋 胾（切肉を云ふ。）○餽（餉と同じく田に耕作する人に持ち行く辨當のこと、此處は轉じて食事することを云ふ。）○愨（誠實愿勤なるを云ふ。）○三晉（韓魏趙の三國は原と晉の三家より興りしより云ふ。）

餘論 傳二を通じて皆世の無用なるものを擧げ之を諷刺したのである。就中、仁義の道を說く儒者の迂愚を諷刺すること最も痛烈なるを見る。

敍説 傳の三は十六章の例話より成る。

三 人爲嬰兒也。父母養之簡。子長而怨。子盛壯成人。其供養薄。父母怒而誚之。子父至親也。而或譙或怨者。皆挾相爲。而不周於爲己也。

訓讀 人の嬰兒たるや父母之を養ふこと簡なれば、子は長じて怨む。子盛壯人と成りて其の供養薄ければ父母怒つて之を誚む。子父は至親なり、而るに或は譙め或は怨む者は、皆相爲にするを挾で己が爲にするに周さざればなり。

通釋 人が小兒である時にその父母が養育すること疏略であれば其の子は長ずるに及んで父母の恩愛の足らなかつたのを怨むし又、子が長成して壯年の一人前の男となつて父母への奉養が薄かつたなら父母は怒つて其不孝を責めそしる、親子の間柄は最も親密であるのに尚ほ時として或は互に責めたり怨んだりするのは皆互助の考を懷いて、利己の精神に徹底しないからである。

夫買庸而播耕者。主人費家而美食。調布而求易錢者。非愛庸客也。曰如是。耕者且深。耨者熟耘也。庸客致力而疾耘。耕者盡巧而正畦陌疇畤者。

非愛主人也。曰如是。羹且美。錢布且易云也。此其養功力有父子之澤矣。而心調於用者皆挾自爲心也。故人行事施予。以利之爲心。則越人易和。以害之爲心。則父子離且怨。

訓讀　夫れ庸を買つて播耕する者、主人、家を費して食を美にし、布を調へて錢に易ふるを求るは庸客を愛するに非るなり、曰く、「是の如くせば耕す者且つ深く耨る者熟く耘ればなり」と。庸客力を致して疾く耘り耕者巧を盡して畦陌疇畤を正しうするは主人を愛するに非るなり。曰く「是の如くせば羹且つ美に錢布且つ易ふ」と云ふなり。此れ其の功力を養ふこと父子の澤有り、而して心用に調するは皆自ら爲にするの心を挾めばなり。故に人の行事施予之を利するを以て心と爲さば則ち越人も和し易く、之を害するを以て心と爲さば則ち父子も離れ且つ怨む。

通釋　作男を傭ひ入れて種を播かせ田を耕させる人ありとするに、傭主なる人が家産を費して傭人に給する食物を美味しくし貨布を賣つて錢に易へて賃錢を支給してやるのは何も傭者を愛するからではない。斯くしてやれば耕す者は精出して深く耕し、草を取るものは念入りに草を除るからと云ふので

ある。又た傭人が丹精して速かに草取りを勵み耕す者が畦道や畝を正しくするのは傭主を愛するからではない、斯くすれば傭主が馳走の羹を美味しくして呉れるし賃錢も現金で氣前よく渡して呉れるからと云ふのである。斯樣に傭人を養ふ主人には親の子に對する樣な溫情あり、一方傭人も亦誠意をこめて仕事に勵むのは、皆利己心を抱いて居るからである。それで、何事を行ふにも、又人に仕事をやらせる場合にも、相手に利益を與へる考へでやれば、遠き越國の人とも和し易く、之に反して、相手に損をかける考へでやれば、父子の間でも、相離れ且つ怨むに至るであらう。

語釋 調布而求易錢（此の句、古來解釋に異論多いが、前の句、「賣家而美食」と相對して、主人が或る程度の犧牲を拂つて作男を優遇する意味にならねばならぬ處である。今諸說を綜合して下の如く解する。布とは里布のことで今の紙幣の用に供したもので布を以て製し長さ二尺、幅二寸、にして印書せるもの、調は廣雅釋詁に「賣也」とあり賣買交易の意、さて布は錢の代用にはなるが硬貨よりは價が低い、それで主人は作男を獎勵する意味で、兩替の損を厭はず、布を賣つて錢に易へ硬貨（げんなま）で賃錢を拂ふのである。） ○畦陌疇時（畦は本、耕地の廣さの單位で、五十畝を畦といつたものだが、又田間のシキリをも畦といふ、陌は田間の道のこと、疇は田畑のうねのこと、疇はもと祭りの名であるがこゝではやはりうねの意味に用ひたのである。）

文公伐宋。乃先宣言曰。吾聞宋君無道。蔑侮長老。分財不中。教令不信。余來爲民誅之。越伐呉。乃先宣言曰。我聞呉王築如皇臺。掘深池。罷苦百姓。煎靡財貨。以盡民力。余來爲民誅之。

訓讀　文公宋を伐つ、乃ち先づ宣言して曰く、「吾れ聞く宋君無道にして長老を蔑侮し財を分つこと中らず、教令信ならず、と余れ來つて民の爲に之を誅す」と。

越吳を伐つ。乃ち先づ宣言して曰く「我れ聞く吳王如皇臺を築き深池を掘り百姓を罷苦し財貨を煎糜し以て民力を盡すと、余れ來りて民の爲に之を誅す」と。

通釋　晉の文公が宋を伐つ際に先づ言ひ觸らして云ふには、「聞く所によれば宋君は無道にして長老等を輕視侮辱して財を頒つに公平でなく又た號分は信を失つて居ると云ふことだから余は人民の爲を思つて來つて宋君を誅伐するのである」と。

越王句踐が吳を伐たんとするや先づ言ひ觸らして云ふには、「聞く所によれば吳王は如皇臺を築いて深い池を掘るなどして人民を賦役して疲らし苦しめ人民の財貨を浪費して民力を疲弊させると云ふことだから余は人民を救ふ爲に來つて之を誅伐するのである」と云つた。

餘論　文公宋を伐つの物語は劉向の說苑には文王が崇を打つの物語りとなつて居る。

蔡女爲桓公妻。桓公與之乘舟。夫人蕩舟。桓公大懼。禁之不止。怒而出之。

乃且復召之。因復更嫁之。桓公大怒。將伐蔡。仲父諫曰。夫以寢席之戲。不足以伐人之國。功業不可冀也。請無以此爲稽也。桓公不聽。仲父曰。必不得已。楚之菁茅不貢於天子三年矣。君不如擧兵爲天子伐楚。楚服。因還襲蔡曰。余爲天子伐楚。而蔡不以兵聽從。遂滅之。此義於名而利於實。故必有爲天子誅之名。而有報讎之實。

訓讀 蔡の女桓公の妻となり、桓公之と舟に乘る、夫人舟を蕩す、桓公大いに懼れ之を禁ずるも止まず。怒つて之を出す。乃ち且に復た之を召さんとす。因て復た更めて之を嫁す。桓公大いに怒り將に蔡を伐たんとす。仲父諫めて曰く、「夫れ寢席の戲を以て、以て人の國を伐つに足らず功業冀ふべからざるなり。請ふ此を以て稽と爲す無かれ」と、桓公聽かず。仲父曰く、「必ず已を得ずんば楚の菁茅天子に貢せざること三年なり、君兵を擧げ天子の爲に楚を伐つに如かず、楚服せば因て還た蔡を襲うて曰く、余れ天子の爲に楚を伐つに蔡兵を以て聽從せず遂に之を滅すと、此れ名に義にして實に

利あり、故に必ず天子の爲に誅するの名有り而して讎を報ずるの實あり」と。

通釋　蔡國の女が齊の桓公の妻となつたが、桓公は或る時之と舟に乗り遊んだが夫人は戯れに舟を揺り動かしたので桓公は大いに怖れて之を制止したが夫人は興がつて之を止めなかつた、そこで桓公は懲らしめの爲に一旦之を逐ひ出してぢきに之を復た呼び戻さうとした、ところが蔡では桓公への面宛に既に之を他に嫁入りさせてしまつた、桓公は大いに之を怒り蔡國を伐たうとしたが管仲が諫めて云ふには夫婦間の戯より生じた事位を口實としては人の國を伐つに足らない、斯かる些細の事で兵を動かしては到底天下に覇たる功業は覺束ない何うかそんな企圖は御止め下さいと。桓公はそれでも承知しなかつたので、管仲は更に若し君が何うしても蔡を伐つ御考ならば楚は年々天子に獻上すべき菁茅を已に三年も奉らないで居るから此の際君は兵を擧げて天子の爲に楚を伐つて罪を鳴らすがよい、楚が屈服したら序にまた蔡國を襲うて吾れ天子の爲に義兵を擧げ楚を伐つたのに蔡は我が命を聽いてその軍に從はなかつたから遂に之を滅したと云ふがよい、斯くすれば名目は義兵と云ふことになり實際は利を得ることになる、卽ち天子の爲に不忠を誅すると云ふ義名を得て而かも讎を報ゆる實利を得る譯であります」と申上げた。

語釋 仲父（齊の桓公に仕へて宰相たりし管仲を云ふ、桓公之を尊ぶこと父の如くにする意を以て仲父と呼ぶ。） ○寢席之戲（夫婦間の戯れと云ふ程の意。） ○稽（計と云ふ意、周禮小宰の鄭司農の註に稽猶計也合也とあり、一本に規の字に改むるは非なり。） ○菁茅（茅の三角にして刺あり江水淮水の間に生じ祭祀の時神、酒をしたむに用ひ、楚は之を獻ずるを禮としたのを今怠つたのである。）

吳起爲魏將、而攻中山。軍人有病疽者。吳起跪而自吮其膿。傷者之母立而泣。人問曰。將軍於若子如是。尙何爲而泣。對曰。吳起吮其父之瘡而父死。今是子又將死也。今吾是以泣。

訓讀 吳起魏の將となりて中山を攻む。軍人に疽を病む者あり吳起跪いて自ら其の濃を吮ふ、傷者の母立て泣く。人問うて曰く、「將軍の若の子に於ける是の如く、尙ほ何爲れぞ泣くや、」と。對へて曰く、「吳起其の父の瘡を吮うて父死す、今是の子又た將に死せんとす、今吾れ是を以て泣く」と。

通釋 吳起が魏の將軍となつて中山を攻めた時にその士卒の中に腫物に惱んでる人があつたが吳起は將軍の身でありながら地に跪いて其の濃汁を吸ひ出してやつた。ところが其の疽をわづらつた士卒の母は佇みながら之を見て泣いたので人々は怪みて尋ねるやう、「今將軍は汝の子をあれほど勞はつてやつたのであるから大いに喜ぶべきなのに尙ほ何として悲しんで泣くのであるか」と、母は對へて云

ふやう、「呉起將軍は嘗て此の子の父が疽を病んだ時にその瘡の濃を吸ひ取つて下さつたので父はその恩義に感じて將軍の爲に奮戰して死んで了ひましたが今また此の子を斯樣に勞はられては此の子もきつと父と同じ樣に將軍の爲に命を捧げて死ぬに違ひない私は之が爲に子を失ふのを悲んで泣くのです」と云つた。

趙主父令工施鉤梯而緣播吾。刻疏人迹其上。廣三尺、長五尺。而勒之曰。主父常遊於此。秦昭王令工施鉤梯而上華山。以松柏之心爲博。箭長八尺。棊長八寸。而勒之曰。昭王嘗與天神博於此矣。

訓讀 趙の主父、工をして鉤梯を施して播吾に緣り疏人の迹を其の上に刻せしむ。廣さ三尺長さ五尺、而して之に勒して曰く「主父常て此に遊ぶ」と。秦の昭王、工をして鉤梯を施して華山に上り松柏の心を以て博を爲らしむ。箭の長さ八尺棊の長さ八寸、而して之に勒して曰く、「昭王嘗て天神と此に博す」と。

通釋 趙の武靈王主父は工人に命じて釣り梯子を造つて潘吾に在る高峯に攀ぢ上つて其上に巨人の

足跡を彫刻せしめたが其の足跡の幅は三尺長さは五尺もあつて、其處に文字を刻み付けて主父が嘗て此處に遊んだと書き記して置いた。

又た秦の昭王は工人に命じて釣り梯子を以て華山の頂に上つて朽敗しない松柏の心を以て、博奕の道具を造つて數取りに用ひる箭の長さは八尺、駒の長さは八寸の物を備へ付けさせて記念の文字を刻み付けて昭王が嘗て此に於て天神と双六を爲して遊んだと記して置いた。

文公反國至河令。籩豆捐之。席蓐捐之。手足胼胝。面目黧黑者後之。咎犯聞之而夜哭。公曰。寡人出亡二十年。乃今得反國。咎犯聞之不喜而哭。不欲寡人反國邪。犯對曰。籩豆所以食也。席蓐所以臥也。而君捐之。手足胼胝。面目黧黑者勞有巧者也。而君後之。今臣有與在後中。不勝其哀。故哭。且臣爲君行詐僞以反國者衆矣。臣尚自惡也。而況於君。再拜而辭。文公止之曰。諺曰。築社者攓撅而置之。端冕而祀之。今子與我取之而不與我

治之。與我置之。而不與我祀之焉可。解左驂而盟于河。

訓讀 文公國に反り河に至つて令す。「籩豆は之を捐て席蓐は之を捐て手足胼胝、面目黧黑なる者は之を後にせよ」と。咎犯之を聞て夜哭す。公曰く、「寡人出亡して二十年、乃ち今國に反るを得たり。咎犯之を聞き喜ばずして哭す、寡人の國に反るを欲せざるか」と。犯對へて曰く、「籩豆は食ふ所以なり、席蓐は臥する所以なり、而して君之を捐つ。手足胼胝、面目黧黑なる者は勞して功有る者なり、而して君之を後にす。今臣有た與つて後中に在り、其の哀に勝えず故に哭す。且つ臣は君の爲に詐僞を行ひ以て國に反る者衆し、臣尙ほ自ら惡む而るを況や君に於てをや」と。再拜して辭す。文公之を止めて曰く、「諺に曰く『社を築く者は攐撅して之を置き端冕して之を祀る』と、今子、我と與に之を取りて、我と與に之を治めず、我と與に之を置いて我と與に之を祀らず、焉んぞ可ならん」と。左驂を解いて河に盟ふ。

通釋 晉の文公は諸國流浪の旅より晉に歸へる途上、黃河に達せる時命令を下して「今まで流浪中に使つて見苦しくなつた籩豆などの食器や席蓐などの敷物は之を取り捨てゝ了へ、又た手足にたこが出來て厚くなりひびの切れたものや日に赭けて顏色の黑くなつた者などは見にくいから之を後列に廻

すべし」と云つた、咎犯は之を聞いて夜哭して悲んだ、文公が之を咎めて云ふには余れは國を出亡して二十年の間も流浪してやつと今國に反ることが出來るのに咎犯は之を聞いて喜ばないで却つて悲しんで哭するのは余が國に反つて位に卽くことを欲しないのであるか」と。咎犯は公に對へて云ふやう。「今捨てよと云はるゝ籩豆は此れまで食事をして來たものだし席蓐はまた今迄之に臥寢して來たものであるのに君は之を疎末にして捨てゝしまへと云はれる、また手足にたこの出來た人や顏色の黑く日に赭けてる人は此れまで皆君に附添つて勞苦して功蹟のある人だのに君は之を後列の方に退けて了はれるが私もまた其の後列に退けらるる仲間にあつて何ともその哀に堪へられませんので泣きました、其上私は君の御爲を思ふの餘り、方便として詐僞を行つて君を國に反すようにしたことが度々あつて私自身でさへも宜しくない事をしたと思ふ程なれば君には定めし私の詐謀を用ひたことを惡まれることでありませう、」と云つて再拜して罪を謝して御暇を戴かうとした、文公は之を止めて云ふには「世の諺に國土の神の社壇を築く者は衣裳を掲げて禮儀外れた容子をして社を立てるが出來上れば端冕の禮服を衣て之を祀ると云ふが汝の流浪中の詐僞は社を築く者と同じく適當な臨機の處致であつて決して咎むべき事でない。今汝は余と共に晉國を取つたのに之を余と一緒に治めないならば此れは余

と社を立つる事に骨を折つて祭祀に與らないのと同樣で決して當を得た身の處し方とは云はれまい、」と云つて文公は左の添へ馬を解いて咎犯を之に乘せ黃河の上にて其の命令を取消すことを誓つた。

語釋 籩豆（食物を盛る器物・籩は竹造、豆は木造。）○席蓐（席は敷物蓐も敷物なれども之に臥寢するものにて所謂ふ蓐、敷き布團なり。）○胼胝（手足の皮の厚く堅くなり裂け傷るゝを云ふ。あかぎれ。）○攐撅（攐は裳を揭ぐること、撅は衣を揭ぐること。）○端冕（玄冕即ち黑色の禮冠。）○左驂（驂は車に付くる三頭立の馬、即ち添へ馬なり眞中に一馬左右に二馬あり左方の添馬を云ふ。）

鄭縣人卜子使其妻爲袴。其妻問曰。今袴何如。夫曰。象吾故袴。妻因毀新令如故袴。

鄭縣人有得車軛者。而不知其名。問人曰。此何種也。對曰。此車軛也。俄又復得一。問人曰。此是何種也。對曰。此車軛也。問者大怒曰。曩者曰車軛。今又曰車軛。是何衆也。此女欺我也。遂與之鬪。

訓讀 鄭縣の人、卜子其の妻をして袴を爲らしむ。其妻問うて曰く、「今袴如何」と。夫曰く、「吾が故袴に象れ」と。妻因て新を毀ち故袴の如くならしむ。

鄭縣の人車軛を得る者あり而して其の名を知らず人に問うて曰く、「此れ何の種ぞ」と。對へて曰く、「此

れ車軛なり」と。俄に又た復た一を得、人に問うて曰く、「此れは是れ何の種ぞ」と、對へて曰く、「此れ車軛なり」と。問ふ者大いに怒りて曰く、「曩には車軛と云ひ今又た車軛と曰ふ是れ何ぞ衆きや、此れ女我を欺くなり」と。遂に之と鬪ふ。

通釋 鄭縣の卜子と云ふ人が其妻に新に袴を作らせたるに妻は尋ねて云ふに、「今度の袴は何う云ふ樣に仕立ようか」と。夫は之に答へて、「我が古い袴と同じ樣にせよ」と、いつた。そこで妻は態々新らしいものを破つて古い袴の樣にこしらへた。

又た鄭縣の人で車の首木を得た者があつたが、その名前を知らなかつたので此れは何と云ふ名かと人に尋ねたるに人は此れは車軛と云ふものだと教へてやつた、ところが俄にまた別に一の首木を得て何と云ふかと尋ねたので此れは車軛だと對へた處、大いに怒つて云ふには、「前にも車軛だと教へ又た別の物を車軛だと教へたが、此れでは車軛が澤山あるではないか、同名の物がそんなに澤山ある筈はない汝は我を欺いて居るに違ひない。」と。云つて遂に其の教へた男と打ち合ひを初めた。

衛人有佐弋者。鳥至、因先以其捲麾之。鳥驚而不射也。

訓讀 衛人に佐弋なる者有り、鳥至る、因て先づ其捲を以て之を麾く、鳥驚いて射られず。

【通釋】衛の國に絲矢を放つて鳥を取ることを掌る官の人があり或る時鳥が來たので先づ其の弋射に使ふ絲卷を以て之を招き寄せんとしたので、鳥は驚いて飛立つて射ることが出來なかつた。

【語釋】佐弋（弋は矢に絲をつけたもので鳥を射落すこと、佐弋は此の弋射のことを掌る役の名。）　○捲（一塊に卷いた絲束に矢に從つてたぐり出すもの。）

鄭縣人乙子，妻之市。買鼈以歸。過潁水以爲渇也。因縱而飲之。遂亡其鼈。

【訓讀】鄭縣の人乙子の妻市に之き鼈を買ひ以て歸る潁水を過て以て渇すと爲し因て縱つて之に飲ましめ遂に其の鼈を亡ふ。

【通釋】鄭縣の人の乙子と云ふ人の妻が、市に往つて鼈を買つて歸る途中に潁川のほとりに來た時、きつと喉が渇いただらうと思つて、鼈を潁川に放つて水を飲ませたが、とう〱その鼈に逃げられて了つた。

【餘論】卜子の妻の話、車軛を得たる話、及び此の佐弋の話、乙子の話は皆徒らに要らざることをする爲に事の失敗に歸することを說く。

夫少者侍長者，飲。長者飲亦自飲也。

一日、魯人有自喜者。見長年飲酒。不能釂則唾之。亦効唾之。

一曰、宋人有少者。亦欲効善。則見長者飲無餘。非斟酒飲也。而欲盡之。

訓讀 夫れ少者長者の飲に侍して、長者飲めば亦た自ら飲むなり。

一に曰く、魯人自ら喜ぶ者あり、長年酒を飲み釂する能はざれば、則ち之を唾くを見て亦效つて之を唾く。

一に曰く、宋人に少者あり亦た善に效はんと欲し、則ち長者の飲んで餘す無きを見て斟酒の飲に非るなり而して之を盡さんと欲す。

通釋 夫れ年少の禮を知らざる人が長者の側に在つて酒を飲む時に、長者が一杯飲めば直ちに之に眞似て自分も飲むが、禮には長者が飲み終らない内は少者は敢て飲んではならないのである。此の少者の如きはたゞ長者の物眞似ばかりやつて長者に侍飲する禮にはならない。

又た一説に魯の人で自ら好んで其の身を修飾する者があり長者の酒席に侍し長者が酒を飲み盡すことの出來ない時は之を吐き出したのを見て其の無禮であることも知らずに自分は態と之に效つて飲み盡

さないで吐き出した。
又た一説に宋人に一少年があつて人の善事に效はんと欲して長者が或る時杯の酬酢するに杯を飲み乾して餘さないのを見て酬酢して飲む場合でもないのに之を飲んで己もまた飲み盡さうとしたが此等は何れも其の善い事を眞似たつもりで居て實は皆大いに誤つた事をして居るのである。

書曰。紳之束之。宋人有治者。因重帶自紳束也。人曰是何也。對曰。書言之、固然。

訓讀　書に曰く、「之を紳し之を束す」と。宋人に治むる者有り因つて重帶して自ら紳束せり。人曰く、「是れ何ぞや」と。對へて、曰く、「書に之を言ふ固より然り」と。

通釋　古書に之を紳し之を束すと云つて大帶を腰に束ね之を結んだ餘りを前に垂れると云ふことがあるが宋の人で之を學び解する者があつて紳と束とを二本の別の帶と誤り二本の帶を重ねて束ねる者があつたので、人が是は何うした譯かと問ふと、古書に書いてある通りで、固よりかうすべきだと云つてゐた。

書曰。既雕既琢。還歸其樸。梁人有治者。動作言學。擧事於文。曰難之。顧失其實。人曰。是何也。對曰。書言之固然。

訓讀　書に曰はく、「既に雕し、既に琢し、其の樸に還歸す、」と。梁人に治むる者有り、動作に學を言ひ、事を擧ぐるに、文に於てす。曰はく、「之を難ぬれば、顧つて其の實を失ふ」と、人曰はく、「是何ぞや」と、對へて曰はく、「書に之を言ふ固より然り」と。

通釋　「彫刻を加へたる上に、琢磨を加へて遂に自然に還歸す」とて、人工の極致は技巧の跡を遺さずして自然の美を發輝するに在るを謂つたものだが梁の人で之を學んで解する人があつたが此の人は動作するに必ず已れの學んだことを云ひ、事を爲すに必ず古い文書に載つてる通りにする人だが此の書の句を誤つて解して彫琢の功を度々すれば反つて元の璞玉となるとして曰ふには「凡そ事は度々して念入りに過ぎれば反つて其實を失つて立派に出來ないものだ」と。或人がそれは何うした譯かと問ふと古書にちやんと然う書いてあるからと答へた。

郢人有遺燕相國書者。夜書火不明。因謂持燭者曰。擧燭。而過書擧燭。非

書意也。燕相受書而說之。曰。擧燭者尙明也。尙明也者。擧賢而任之。燕相白王。王大說。國以治。治則治矣。非書意也。今世學者多似此類。

訓讀 郢人燕の相國に書を遺る者あり夜書す火明かならず、因て燭を持する者に謂て曰く燭を擧げよと而して過つて燭を擧げよと書す、書意に非るなり、燕相書を受けて之を說ぶ、曰く燭を擧るは明を尙ぶなり、明を尙ぶなる者は賢を擧げて之に任ずと。燕相王に白す王大いに說び國以て治る、治は則ち治なり書の意に非るなり、今の世の學者多くは此の類に似たり。

通釋 楚の郢都の人が燕の宰相に手紙を送る者があつて夜書して燈火が明るくなかつた、そこで燭を持つ者に向つて燭を高く擧げよと命じてふと過つて文中に燭を擧げよと書いてしまつた、勿論此れは手紙の意味ではなかつたが燕の宰相は此の書を受け取つて悅んで云ふには燭を擧げよと云ふことは明を尙べと云ふ意味で明を尙ぶには賢人を擧げて之を任用せよと云ふことだらう、とて燕の宰相は之を王に申し上げたら、王は大いに此の進言を悅び此れを實行せる爲、國がよく治つた、扨て國が治まることは治まつたがもと〳〵書の本意では無かつたのである、現在の世の學者達の古書を解して本意

を誤るのも此の類が多いのである。

鄭人有且置履者。先自度其足。而置之其坐。至之市而忘操之。已得履乃曰。吾忘持度。反歸取之。及反市罷。遂不得履。人曰。何不試以足。曰寧信度無自信也。

訓讀 鄭人に且置履なる者有り、先づ其の足を度つて之を其の座に置く、市に之くに至つて之を操るを忘る、已に履を得、乃ち曰く、「吾れ度を持つを忘る」と、反歸し之を取る、反るに及び市罷む、遂に履を得ず、人曰く、「何ぞ試みるに足を以てせざる」と、曰く、「寧ろ度を信ず自ら信ずる無きなり」と。

通釋 鄭の人の且置履と云ふ綽名を付けられた人があつて履物を買はんとして先づ自分の足の寸法を度つて寸法書を坐側に置いたが市に買ひに出掛ける時之を持つて行くのを忘れて履物を買ひ取らうとし寸法書を忘れたことに氣付き、家に歸つて之を取つて市に再び買ひに來た時は既に市は閉ぢられて履物は買はれなかつた、そこで人が何故足を以てその寸法を試みて買はなかつたかと云ふと彼は「寸法は信ずるに足るが、どうも足はあてにならないのだ、」と云つた。

餘論　宋梁の人先王の書傳を謬ることを擧げて、世の學者の先王の言を稱する者、多くは先王の眞意を誤解して用ふるに足らざるの說を爲すを諷し、また郢書燕說を云ひて偶々先王の言に於て當世の用に益するものあるも此れ先生の眞意を誤りて却つて用を爲した、まぐれ當りの功名に過ぎざることを痛刺し斯かる據るに足らざる先王の言を常度として當世の事を謀らんとするは鄭人の度を取る者の愚にも等しと世の學者の迂愚を諷す。

四　王登爲中牟令。上言於襄主曰。中牟有士曰中章胥己者。其身甚修。其學甚博。君何不擧之。主曰。子見之。我將爲中大夫。相室諫曰。中大夫晉重列也。今無功而受。非晉臣之意也。君其耳而未之目邪。襄主曰。我取登。既耳而目之矣。登之所取又耳而目之。是耳目人終無已也。王登一日而見二中大夫。予之田宅。中牟之人。棄其田耘賣宅圃而隨文學者邑之半。

訓讀　王登、中牟の令と爲り襄主に上言して曰く、「中牟に士の中章・胥己と曰ふ者有り、其身甚だ修

り、其學甚だ博し、君何ぞ之を擧げざる」と。主曰く、「子之を見えしめよ、我將に中大夫と爲さんとす」と。相室諫めて曰く、「中大夫は晉の重列なり、今功無くして受く、晉臣の意に非るなり。君其れ耳して未だ之を目せざるか」と。襄主曰く、「我れ登を取る、既に耳して之を目す、登の取る所又耳して之を目す、是れ人を耳目し終に已む無きなりと」。王登、一日にして二中大夫を見えしめ之に田宅を予ふ、中牟の人其田耘を棄て、宅圃を賣りて文學に隨ふ者、邑の半なりき。

【通釋】王登が中牟の縣令と爲つて居る時趙襄主に建言して云ふには、「中牟に中章及び胥己と云ふ二人の士があるが其の身の行狀は甚だ正しく其の學問は大變博い君は何うして之を登用なさいませんか」と。襄主は云ふよう「汝はその二人を連れて我に面會せしめよ我は之を國の中大夫に任用しよう」と。然るに宰相が之を諫めて云ふには、「中大夫は晉では重位であります、今何等の功勞も無いのに此の重位を授けるのは晉の群臣の喜ばない事です君にはまだ恐らくその二人の評判を聞かれただけで、まだ其の實際を御覽にならないのではありませんか」と。襄主が云ふに、「自分が王登を採用した時も先づその名を聞いて然る後に其人を見たのだから王登を推すところも同じやうにしようとするのだ、斯うすれば人を以て己の耳目とし人に見聞させるのであるから次ぎ〳〵に擧用させて耳目の用は極り

ない譯であると。斯くして王登は一日の中に二人を君に謁見せしめて襄主は之に中大夫として田宅を與へたので中牟の人々は此の學者を優遇するを見て其の耕作を捨て田宅を賣り拂つて文學に從事する者が邑民の半分もあつた。

叔向御坐平公請事。公腓痛足痺。轉筋而不敢壞坐。晉國聞之皆曰。叔向賢者。平公禮之。轉筋而不敢壞坐。晉國之辭仕託慕叔向者國之錘矣。

訓讀 叔向平公に御坐し事を請ふ、公腓痛み足痺し轉筋すれども敢て壞坐せず、晉國之を聞き皆曰く、「叔向は賢者なり平公之を禮して轉筋すれども敢て壞坐せず」と。晉國の、仕託を辭し叔向を慕ふ者國の錘なりき。

通釋 晉の叔向は平公の側に侍座して事を上申した時に長時間であつた爲に平公は腓痛み出し足が痺れて遂にこむら反りしても敢て坐を崩さずにきちんと座つて居たので晉國の人々は皆叔向は賢者であつて平公はこむら反りしても坐を崩さない程彼を禮遇したと云つて任を辭し官を罷めて叔向を景慕した者が官吏の三分の一にも達した。

【語釋】轉筋（筋違ひ、こむら反りとも云ふ、久しく座する時足痺れてなる。）〇鍾（經の中に語釋あり。）

鄭縣人有屈公者。聞敵恐。因死。恐已。因生。

【訓讀】鄭縣の人、屈公なる者有り、敵を聞き恐れ、因つて死す、恐れ已む因つて生く。

【通釋】鄭縣の人に屈公といふ綽名の人があつて、敵の襲來を耳にすると恐怖の餘り、氣絕して了つた、處が恐怖が去ると蘇生した。

趙主父使李疵視中山可攻不也。還報曰。中山可伐也。君不亟伐。將後齊燕。主父曰。何故可攻。李疵對曰。其君好見巖穴之士。所傾蓋與車以見窮閭隘巷之士以十數。伉禮下布衣之士以百數矣。君曰。以子言論。是賢君也。安可攻。疵曰。不然。夫好顯巖穴之士而朝之。則戰士怠於行陳。上尊學者下士居朝。則農夫惰於田。戰士怠於行陳者。則兵弱也。農夫惰於田者。則國貧也。兵弱於敵國貧於內。而不亡者未之有也。伐之不亦可乎。主父

曰善。擧兵而伐中山遂滅也。

〔訓讀〕趙の主父李疵をして中山攻む可きや否やを視せしむ。還り報じて曰く、「中山伐つ可きなり、君亟に伐たずんば將に齊燕に後れんとす」と。主父曰く、「何の故に攻む可きや」と。李疵對へて曰く、「其君巖穴の士を見るを好み、蓋を傾け車を與にし以て窮閭隘巷の士を見る十を以て數ふ。伉禮布衣の士に下る百を以て數ふ」と。君曰く、「子の言を以て論ずれば是れ賢君なり、安んぞ攻む可けん」と。疵曰く、「然らず、夫れ好んで巖穴の士を顯はして之を朝すれば則ち戰士は行陳に怠り、學者を上尊し、下士朝に居れば、則ち農夫は田に惰る、戰士行陳に怠るは則ち兵弱きなり、農夫田に惰るは則ち國貧しきなり、兵敵に弱く國内に貧にして亡びざる者は未だ之れ有らざるなり、之を伐つ亦た可ならずや」と。主父曰く「善し」と。兵を擧げて中山を伐ち遂に滅す。

〔通釋〕趙の主父が李疵に命じて中山を攻むべきや否やを視察せしめた、李疵は視察より國に還つて復命して「中山は伐つが宜しい、然も急速に伐たなければ齊や燕に機先を制せられて、後れを取るだらう」と申上げた。主父が伐つべき理由は何うかと問ふと李疵はお對へして云ふやう、「中山の君は好んで巖穴隱遁の士に面會し又た途中で隱士に會へば車を駐め、車蓋を傾けて語り合ひ或は車に同乘し

て下等の街や、汚い狭苦しい巷の士に面接すること幾十人も有り、對等の禮を以て身分なき卑しき士と下り交ること幾百人もの數に上る有様であるから伐つたがよいのです」と、主父が云ふには汝の云ふ所に據つて見れば中山の君は賢君である何うして攻むべきものと云へようや」と、李疵は對へて、「いや然うでは御座いません、若しそれ主君が好んで巖穴山野の士を世に顯はして之を朝廷に招けば、戰士は兵役の事に怠る、若しまた好んで學者を尊んで民間の士を任用して朝に居らしめたなら農夫は學者たらんと希望して本業の耕作を怠る樣になる、斯の如く戰士が軍役を怠れば兵力は弱くなり、又た農夫が耕作を惰つたなら國は自然貧乏する。外敵に對して兵力弱く國內が貧窮して居て亡びない者は古來ないのであるから中山を今伐つのもまた宜しきを得たるものではありませんか」と云ふ、主父は此に於て尤もなる考だとして兵を擧げて中山を征伐して之を滅して了つた。

語釋 傾ㇾ蓋（蓋は車蓋なり、途上兩車を近づけ相語るに便ならしむる爲互に蓋を傾け合ふこと。） 伉禮（伉は抗と同じく對する即ち對等の禮である。） ○行陣（陣は陣と同じく、行陣は戰爭に出づること。）

餘論 此の一節は、李疵が民間の士を重んずるの害を說く、獨り此の節に限らず世の學者の當世に無用なるを論ずる節多く、如何に韓非が當時此等の學士の說を蔑視せるかを知るべし、然れども亦此の節に見る如く學者を任用するが爲に國微弱に至るを患ふるは、當時に學者と云はれたる者は眞の賢

者には非ずして反つて戰國亂世に處して辭を飾り辯を爲して名利を求めし輩で、韓非の常に惡んで排斥するのも當然である。

五　齊桓公好服紫。一國盡服紫。當是時也。五素不得一紫。桓公患之。謂管仲曰。寡人好服紫。紫貴甚。一國百姓好服紫不已。寡人奈何。管仲曰。君欲止之何不試勿衣紫也、謂左右曰吾甚惡紫之臭。公曰諾。於是左右適有衣紫而進者。公必曰少卻。吾惡紫臭。於是日郎中莫衣紫。其明日國中莫衣紫。三日境內莫衣紫也。

訓讀　齊の桓公紫を服するを好む、一國盡く紫を服す、是の時に當りてや五素に一紫を得ず、桓公之を患ふ。管仲に謂て曰く、「寡人紫を服するを好むに紫貴きこと甚し、一國の百姓紫を服するを好みて已まず、寡人奈何すべき」と。管仲曰く「君之を止めんと欲すれば何ぞ試に紫を衣るなく左右に謂て吾れ甚だ紫の臭を惡むと曰はざる」と。公曰く「諾す」と。是に於て左右適ま紫を衣て進む者有れば

公必ず曰く、「少しく郤け吾れ紫臭を惡む」と。是の日に於て郎中紫を衣る莫し、其明日國中紫を衣る莫し、三日境內紫を衣る莫きなり。

通釋 齊の桓公が紫色の衣服を着けるのを好んだところ一國の人が皆之に倣つて紫色の衣服を着る樣になつたので當時紫絲の値段騰貴して白絲の五倍の代價を拂つてやつと紫糸を買へる程になつた、桓公は之を心配して管仲に相談して謂ふには「私が紫衣を好んで服する樣になつてから紫の價が非常に高くなつたし、また齊一國中の人民が皆紫衣を着けることを好んで際限がない、此れを止めるに私は如何したら宜しからうか」と、管仲は王の問に對へて云ふには、「君が若し此の群臣國人の紫衣を服するのを止める御考へでしたら宜しく先づ試に君自身から紫衣を着ない樣にして左右の近臣に向つて余は紫の臭が嫌ひだとお仰るが良い」と、桓公が云ふには「宜しい其の通りに致さう」と、是れより左右の臣下に一人でも紫衣を着て出て來る者があると桓公はきつと少し遠ざかれ余は紫の臭が嫌ひなのだからと云つたので、其の日の中に近侍の士に紫衣を服する者が無くなり其翌日には最早や都城中の者が皆紫衣を着ない樣になり、三日經つと齊の領域中の者が皆紫衣を着ない樣になつた。

語釋 君欲レ止レ之（諸本には止之の二字無し、今王先愼集解の說に從ひ、道藏本及太平御覽より引いて止之の二字を補つた。）

一曰。齊王好衣紫。齊人皆好也。齊國五素不得一紫。齊王患紫貴。傅說王曰。詩云不躬不親。庶民不信。今王欲民無衣紫者。王請自解紫衣而朝。群臣有紫衣進者。曰盍遠。寡人惡臭。是日也郎中莫衣紫。是月也國中莫衣紫。是歲也境内莫衣紫。

訓讀　一に曰く齊王紫を衣るを好む、齊人皆好むなり、齊國五素に一紫を得ず、齊王紫の貴きを患ふ、傅、王に說いて曰く、「詩に云ふ躬らせず、親しくせずんば庶民信せずと、今王民に紫を衣る者無きを欲す、王請ふ自ら紫衣を解いて朝せよ、群臣の紫衣にて進む者有らば盍ぞ遠からざる寡人臭を惡むと曰へ」と、是の日や郎中紫を衣る莫し、是の月や國内紫を衣る莫し、是の歲や境内紫を衣る莫し。

通釋　一說に齊王が紫色の衣服を好んで着たので齊人は皆之に倣つて紫衣を服することを好んだ、其の爲、齊の國內では紫色の織物は白い織物の五倍の價になつた、齊王は此の紫帛の價の騰貴を患へて居つた、此の時王の輔佐役の者が王に說いて云ふやう、「詩に躬親ら實行して示さなければ民は之を信じないと云つてあるが、今王が民の紫衣を着ないようになることを欲するならば願はくは王御自身

から紫衣を脱いでしまつて朝廷に御出でなさい、其の上群臣に紫衣を服して出て來た者があつたら余は紫の臭が嫌であるが汝は何故遠退かないかと云ひなさい」と、王は其の通りにしたので其の日から近侍の士は紫を衣ない様になり是の月の内に都城中の者が皆紫衣を着なくなり、是の歳の中には齊の境域中の者が一人も紫衣を服しなくなつた。

語釋 郎中（近侍の士を云ふ。）〇國中（此處の國は都城を云ふ。）

鄭簡公謂子產曰。國小迫於荊晉之間。今城郭不完。兵甲不備。不可以待不虞。子產曰。臣閉其外也已遠矣。而守其內也已固矣。雖小國猶不危之也。君其勿憂。是以沒簡公身無患。

訓讀 鄭の簡公、子產に謂て曰く、「國小にして荊晉の間に迫る、今城郭完からず、兵甲備はらず、以て不虞を待つ可からず」と。子產曰く、「臣其の外を閉づるや已に遠し、而して其の內を守るや已に固し、小國と雖も猶ほ之を危しとせざるなり、君其れ憂ふる勿れ」と。是を以て簡公の身を沒るまで患無し。

通釋 鄭の簡公は宰相子產に謂ふやう、「吾が國は小國であつて楚や晉の如き强大國の間に挾まれて安全な地位でない其の上國の城郭は不完全で武器を完備してないが此れでは一旦緩急の場合に應ずることが出來ない、何うしたらよいでしようか、」と。子產は答へて云ふやう、「私は久しい以前から禮辭を以て晉楚の外寇を止めて居り、又た內治を修めて人民を親しみ國內は堅く上下一致して居るから、國土はたとひ小さくとも危い氣づかひはありません、決して心配なさらないように」と。此の樣に子產が內治外交を整へて居たので簡公が御かくれになるまで敵國侵略の患はなかつた。

語釋 不虞（思ひもよらぬこと一旦緩急の場合。）

一曰。子產相鄭。簡公謂子產曰。飮酒不樂也。俎豆不大。鐘皷瑟竽不鳴。寡人之事。政事不一。國家不定。百姓不治。耕戰不輯睦。亦子之罪。子有職。寡人亦有職。各守其職。子產退而爲政五年。國無盜賊。道不拾遺。桃棗蔭於街者莫有援也。錐刀遺道。三日可反。三年不變。民無饑也。

訓讀 一に曰く子產鄭に相たり、簡公子產に謂て曰く、「酒を飮めども樂しからず、俎豆大ならず、鐘

鼓瑟等鳴らざるは、寡人の事なり。政事一ならず、國家定まらず、百姓治まらず、耕戰輯睦せざるは亦た子の罪なり、子に職有り、寡人も亦職有り、各其の職を守らん」と。子産退いて政を爲すこと五年、國に盜賊なく道に遺ちたるを拾はず、桃棗街に蔭へども援る有る莫し、錐刀道に遺すも三日にして反るべし、三年變せずして民饑ふる無きなり。

通釋 又た一說に子産は鄭の宰相となつて居る時に簡公が子産に向つて云はるゝやう、「酒を飲んでも樂しくなく、俎豆に盛る肉菜なども少なく、鐘鼓瑟等の如き樂器も鳴らない事は余が憂ふべき役目であるが、又た政事に統一なく國家が安らかに平定しなかつたり、人民を立派に治服出來なかつたり又た耕戰の士が一致和睦しなかつたりしたら此れは宰相としての汝の罪である、汝には汝の爲すべき治國の職あり我にも亦人君として宴樂すべき仕事がある、各々自分の職事を守らう」と云つて戲れた。子産は君の前を退いてひたすら政治を取り行ふこと五年にして國中に盜賊は無くなり路傍に落し物があつても之を拾ひ取る者がなく、桃や棗の實が道路の上に蔽ひ垂れて居ても之を折り取る者がなく、錐力の様な微細な物を道に遺失した場合、三日位經つても原の處に歸つて見れば之を探し得られる程良く治つた、斯くして三年の間此の善治を變らず續けたので人民は衣食足りて饑ることが無くなつた。

語釋 俎豆(俎は肉を載せる器、豆は菜類を盛る器。)

宋襄公與楚人戰於涿谷上。宋人既成列矣。楚人未及濟。右司馬購彊趨而諫曰。楚人衆而宋人寡。請使楚人半涉。未成列而擊之。必敗。襄公曰。寡人聞君子不重傷。不擒二毛。不推人於險。不迫人於阨。不鼓不成列。今楚未濟而擊之害義。請使楚人畢涉成陣。而後鼓士進之。右司馬曰。君不愛宋民。腹心不完。特爲義耳。公曰。不反列且行法。右司馬反列。楚人已成列撰陣矣。公乃鼓之。宋人大敗。公傷股三日而死。此乃慕仁義之禍。夫必恃人主之自躬親而後民聽從。是則將令人主耕以爲上服戰鴈行也。民乃肯耕戰。則人主不泰危乎。而人臣不泰安乎。

訓讀 宋の襄公楚人と涿谷の上に戰ふ、宋人既に列を成す、楚人未だ濟るに及ばず、右司馬購彊

りて諫めて曰く、「楚人衆くして宋人寡し、請ふ楚人をして半ば渉らしめ未だ列を成さざるに之を撃たん、必ず敗れん」と。襄公曰く、「寡人聞く君子は傷を重ねず、二毛を擒にせず、人を険に推さず、人に阨に迫らず、列を成さざるに鼓せず、今楚未だ濟らずして之を撃たば義を害せん、請ふ楚人をして畢く渉り陣を成さしめ、而して後士に鼓して之を進めん」と、右司馬曰く、「君宋の民を愛せず腹心完からず、特に義を爲すのみ」と、公曰く、「列に反らざれば且に法を行はん」と、右司馬列に反る。楚人已に列を成し陣を撰ふ。公乃ち之に鼓す、宋人大いに敗れ公股に傷つき三日にして死す。此れ乃ち仁義を慕ふの禍なり。夫れ必ず人主の自ら躬親して後、民の聽從するを恃む、是れ則ち將に人主をして、耕以て上と爲し戰に服して雁行せしめ、民乃ち肯て耕戰せんとす、則ち人主泰だ危からずや、而して人臣泰だ安からずや。

通釋 宋の襄公が楚軍と涿谷の附近で戰つた時に宋軍は既に陣列を布いたのに、楚軍はまだ涿水を渡り切つて居なかつた、そこで宋の右司馬の職であつた購彊は俄に襄公の前に進み出て諫めて云ふには、「楚軍は多勢で宋軍は無勢であるから楚軍が半分程河を渡つて未だ兵陣を整へない内に之を攻撃致しませう、さすれば敵は必ず敗北するでせう」と、襄公が云ふやう、「それは良くない余は君子たるも

のは既に傷いた者を重ねて傷けることはしないし、また半白髮の老人を擒にせず、また人を險阻の所に推し墜さず人を狹苦しい窮阨の處に追詰めることはせず、又た敵の陣列の整はない中に攻擊すべきではないものだと聞いて居る、今楚軍が河を渡り切りもせぬ中に之を擊つては君子たるの義に背いて居るから、余は楚軍が殘らず河を渡り終へて軍陣を整へてから始めて軍鼓を打ち鳴らして我兵士を進めようと思ふ」と、右司馬は尙ほ云ふやう、「君はそれでは宋の自國の民を愛されないで己が腹心たる武夫を危難に陷らせて御自分一人の義を立てなさるのです」と、襄公云ふやう、「汝飽迄頑張つて己が軍列に反り就かなければ法を以て罰するぞ」と、此に於て右司馬は止むなく軍列に反つた、斯くする內に楚人は陣列を整へて陣所を定めたので襄公は早速攻め太鼓を打ち戰つたが却つて大敗して公自身も股に傷を受けて三日を經て之が爲に死んで了つた。斯かる結果に成つたのは徒に仁義を慕つた爲の禍である。抑々人君が自身躬ら事を行つて後民の聽從することを期するのは、此れ正に人君が農耕することを以て上務と爲して、戰時には身躬ら士卒と前後して戰つて見せなければ民は耕戰することを承知しないのであつて、此れでは人君の方が甚だ危險で臣下の身が却つて太だ安全なことになるではないか、誤れるも甚しいものである。

語釋 撰陣（撰は數へと、のへること。）

餘論 前の二節と共に人君親躬することの是非を例證す。卽ち齊の桓公が紫衣を服するを禁ずるに躬らせるは躬親の效にして、鄭の簡公が子產に政を委し自らは宴樂を事とせるは躬親せざるの效を說く、此の宋襄の仁の說話も亦襄公が𩜙彊の諫を用ひず、自分でやつた爲失敗せるを擧げ親躬の害を說く、此の宋襄の仁の話は頗る有名なるもので皆人の知る所である。

齊景公游少海。傳騎從中來謁曰。嬰疾甚。且死。恐公後之。景公遽起。傳騎又至。景公曰。趨駕煩且之乘。使騶子韓樞御之。行數百步。以騶爲不疾。奪轡代之。御可數百步。以馬爲不進。盡釋車而走。以煩且之良而騶子韓樞之巧。而以爲不如下走也。

訓讀 齊の景公少海に游ぶ、傳騎、中より來り謁して曰く「嬰疾甚し且に死せんとす、恐らくは公之に後れん」と、景公遽に起つ、傳騎又至る、景公曰く「趨に煩且の乘に駕し騶子韓樞をして之を御せしめよ」と、行くこと數百步、騶を以て疾からずと爲し、轡を奪ひ之に代り、御すること數百步ばか

りにして馬を以て進まずと爲し、盡く車を釋てゝ走る、煩且の良と騶子韓樞の巧とを以て、以て下走に如かずと爲す。

通釋 齊の景公が東南方の少海と云ふ處に出遊して居つた時に都より急使の傳馬が來て公に面會して云ふには「晏嬰は今病氣危篤で急いで御歸りにならねば君には嬰の終臨に間に會はないでせう」と、景公は之を聞て驚て急ぎ座を起たれた時に傳馬の使がまた來たので景公は直ちに命じて云ふやう、「速かに駿馬の煩且を車に附けて車の用意をなし馬廻り役の韓樞に馬を御させて國都に向けて疾驅せよ」と、斯くして出發し數百歩ばかり行くと韓樞の馬を御することがまだるいと云つて自ら手綱を奪ひ取つて韓樞に代つて馬を御したが、又數百歩ばかり行くと今度は馬が何うも進まないからと云つて、全く車を捨てゝ走り出した、此れは煩且の樣な駿馬を韓樞の樣な上手な御者が驅るよりも車を下りて走る方が早いと思つたのであつて、心が轉倒して居ると、か樣な錯誤をやるものである。

語釋 少海(齊の都城の東南牛山の地を云ふ、一名勃海とも云ふ、晏子春秋、及び列子には景公牛山に遊ぶとあり。) ○傳騎(驛傳の馬に乘れる急使のこと。) ○嬰(齊の賢宰相晏嬰のこと。) ○煩且(駿馬の名。) ○騶子(馬を掌る官。)

魏昭王欲レ與二官事一。謂二孟嘗君一曰。寡人欲レ與二官事一。君曰。王欲レ與二官事一。則何不二

試習讀法。昭王讀法十餘簡而睡臥矣。王曰。寡人不能讀此法。夫不躬親其政柄。而欲爲人臣所宜爲者也。睡不亦宜乎。

訓讀 魏の昭王官事に與らんと欲す、孟嘗君に謂て曰く、「寡人官事に與らんと欲す」と、君曰く、「王官事に與らんと欲すれば則ち何ぞ試に法を習讀せざる」と、昭王法を讀む十餘簡にして睡臥す、王曰く、「寡人此の法を讀む能はず」と、夫れ其の政柄を躬親せずして人臣の爲すべき所を爲さんと欲するや、睡るも亦た宜ならずや。

通釋 魏の昭王が躬ら政治の事務を執らんとして孟嘗君に相談して謂ふには、「余は自分で官吏の事務を取らうと思ふ」と。孟嘗君が之に對へて云ふには「王若し官吏の事務を躬ら執られんとするならば先づ試みに準備として法典を讀んで之に習熟しなさい」と、昭王は此に於て法典を讀み習つたが十枚餘を讀むと睡くなつて臥つて了つた、そして醒めてから「余には此の法典を讀むことは出來ない」と云はれた。抑々人君は國の重大なる政權を自ら握つて執行すべきであるのに之を爲さないで人臣の爲すべき小さな事務などを爲さんとするのであるから到底堪へられないで睡臥して了ふのも尤なことである。

語釋 十餘簡（簡は書冊のこと、古時竹簡を削り漆にて之に書きたるより云ふ。）

孔子曰。爲人君者。猶盂也。民猶水也。盂方水方。盂圜水圜。

鄒君好服長纓。左右皆服。長纓甚貴。鄒君患之。問左右。左右曰。君好服。百姓亦多服。是以貴。君因先自斷其纓而出。國中皆不服長纓。君不能下令爲百姓服度以禁之。乃斷纓出以示民。是先戮以涖民也。

訓讀　孔子曰く、「人君たる者は猶ほ盂のごとく民は猶ほ水の如く、盂方なれば水方に、盂圓なれば水圓なり」と。

鄒君好んで長纓を服するや、左右皆服す、長纓甚だ貴し、鄒君之を患ひ左右に問ふ、左右曰く、「君好んで服すれば百姓も亦た多く服す、是を以て貴し」と、君因て先づ自ら其の纓を斷ちて出づ、國中皆長纓を服せず、君令を下し百姓の服度を爲し以て之を禁ずる能はず、乃ち纓を斷ち出でゝ以て民に示す、是れ先づ戮して以て民に涖むなり。

通釋　孔子の言に上に立つ人君たるものは譬へば水盤の如きものであり、人民は水の如きものである、水盤が四角なれば之に容るゝ水も從つて四角となり、水盤が圓ければ其の水も從つて圓くなるの

であると。
鄒の君が好んで長い冠の紐を着けたるに左右の者も之に倣つて長い冠の紐をつけたので長纓の値段は甚だ騰貴した、鄒君は之を心配して何うしたら宜しいかと左右の臣に尋ねた、左右の臣の云ふには「君が好んで長纓を用ひらるゝので百姓もまた之に倣つて用ふるものが多いので値が高くなつたのである」と、此に於て鄒君は自分から先づ其の冠の紐を斷ち切つて外に出た處都城の中の者は皆また之に倣つて長纓を服しない樣になつたが、抑々國君として法令を出して人民の衣服の制度を定めて長纓などを禁ずることが出來ないで却つて自身から冠の紐を斷ち切つて外に出て人民に示して初めて之を無くする樣では此れ人君たるものが先づ自身を辱しめて人民の上に立つて居るのであつて治術を知らないものである。

叔向賦獵。巧多者受多。少者受少。

韓昭侯謂申子曰。法度甚不易行也。申子曰。法者見功而與賞。因能而授官。今君設法度而聽左右之請。此所以難行也。昭侯曰。吾自今以來。知行

法矣。寡人奚聽矣。一日申子請仕其從兄官。昭侯曰。非所學於子也。聽子之謁。敗子之道乎。亡其用子之謁。申子辟舍請罪。

訓讀 叔向獵を賦つに功多き者は受くること多く、少き者は受くること少し。

韓の昭侯申子に謂て曰く「法度甚だ行ひ易からず」と、申子曰く「法とは功を見て賞を與へ能に因りて官を授く、今君法度を設けて左右の請を聽く此れ行ひ難き所以なり」と、昭侯曰く「今より以來法を行ふを知る、寡人奚ぞ聽かん」と、一日申子其の從兄を官に仕せんと請ふ、昭侯曰く「子に學ぶ所に非るなり、子の謁を聽き子の道を敗らんか、其れ子の謁を用ふる亡らん」と、申子舍を辟け罪を請ふ。

通釋 晉の叔向は田獵を爲して其の獲物を頒つとき功勞の多い者には多く與へ功勞少き者には少く與へた。韓の昭侯が宰相の申不害に向つて云ふには「法律制度は立派に設けてもなか〳〵之を實際に行使することは困難であるが何うしたら行ひ易くなるものであるか」と、申子は對へて云ふやう「法度と云ふものは實功の有るのを見て之に賞を與へ才能あるに從つて之に官職を授けるものであるのに今君は立派に法度を設けて居りながら左右近臣の請謁を聞き屆けるので實際に行ひ惡いのである」と、

昭侯は之を聞いて云ふには「吾今日以來法度を行ふの道を知つた、最早決して請謁などは聽き容れない」と、其後或る日、申不害が己の從兄を官職に就かせて貰ひたいと願ひ出たが昭侯は云ふやう「是は先日足下より敎へられた事と反してるが足下の請謁を聽き屆けて足下から敎はつた法度を行ふの道を破らうか、否寧ろ足下の請願を容れ用ひない事にしよう」と、きつぱりと之を斷つてしまつた、そこで申子は恐れ入つて其屋敷を立退き謹愼して君の沙汰を待つた。

語釋 賦（分配するなり。）

餘論 賞は功無きに與へず、官は能無きに加へざる趣旨を徹底せしむべきを說いた例話を二つ竝べたのである。

六 晉文公攻原裹十日糧。遂與大夫期十日。至原十日而原不下。擊金而退。罷兵而去。士有從原中出者。曰。原三日即下矣。群臣左右諫曰。夫原之食竭力盡矣。君姑待之。公曰。吾與士期十日。不去。是亡吾信也。得原失信。吾不爲也。遂罷兵而去。原人聞曰。有君如彼其信也。可無歸乎。乃降公。

衛人聞曰。有君如彼其信也。可無從乎。乃降公。孔子聞而記之曰。攻原得衛者信也。

訓讀 晉の文公原を攻め十日の糧を裹む、遂に大夫と十日を期す、原に至る十日にして原下らず、金を撃つて退き兵を罷めて去る、士の原中より出づる者有り曰く、「原は三日にして卽ち下らん」と、群臣左右諫めて曰く、「夫の原の食竭き力盡く、君姑く之を待て」と、公曰く、「吾れ士と十日を期す、去らずんば是れ吾が信を亡ふなり、原を得て信を失ふは吾れ爲さざるなり」と、遂に兵を罷めて去る、原人聞いて曰く「君有ること彼の如く其れ信なり、歸する無かるべけんや」と、乃ち公に降る、衛人聞いて曰く「君有ること彼の如く其れ信なり、從ふ無かるべけんや」と、乃ち公に降る。孔子聞いて之を記して曰く「原を攻め衛を得る者は信なり」と。

通釋 晉の文公が原邑を攻めた時に十日間の兵糧を用意して大夫と十日の期限を約して出發したが十日經つても原城は降らなかつたので合圖の鐘を鳴らして兵を收めて去らうとした、其時、原の城中より出て來た者があつて、「原城は三日も經てば降參するだらう」と云つた、群臣左右の者も亦公を

諫めて、「原はもう食糧竭き戰鬪力も全く無くなつて居るのであるから君は姑く留つて其の降るを待ち給へ」と勸めた、文公は此の諫を聽かず却つて「余は將士と十日を約して從軍せしめたるなれば今その期限に及んで此處から歸らなかつたら吾が信を失ふことになる、原を得ても信を失ふのは我が本意では無い」と云つて遂に兵を收めて歸つた、原の人々は此れを聞いて「斯の如く信の厚い君であるならば歸服せずには居れない」と云つて文公に降服した。又た衞の人も此の事を聞いて「人君として晉の文公の樣に信義が厚いならば之に從はないわけにはいかぬ」と云つて同じく文公に降服した。孔子は此の事を聞いて「文公が原邑を攻めて衞まで降服せしめる事が出來たのは全く其の信の厚いが爲である」と記された。

語釋 原（原はもと周の邑なりしが周の襄王之を晉の文公に賜ひしに原民叛きたる爲文公之を伐ちしなり。）〇十日糧（左傳僖公二十五年及び國語には三日とあり。）

文公問箕鄭曰。救餓奈何。對曰信。公曰。安信。曰信名。信事。信義。信名。則群臣守職。善惡不踰。百事不怠。信事則不失天時。百姓不偸。信義則近親勸勉而遠者歸之矣。

訓讀　文公箕鄭に問うて曰く、「饑を救ふ奈何」と、對へて曰く、「信なれ」と、公曰く、「安んか信ならん」と、曰く、「名に信なれ、事に信なれ、義に信なれ、名に信なれば則ち群臣職を守り、善惡踰えず、百事怠らず、事に信なれば、則ち天の時を失はず、百姓偸くもせず、義に信なれば則ち近親勤勉して遠者も之に歸す」と。

通釋　晉の文公は大夫の箕鄭に「饑饉を救ふには何うしたらよいか」と尋ねたが、箕鄭は之に答へて云ふやう「信を用ひなさい」と、文公は更に「何を信にすべきや」と問ふと、箕鄭は答へて云ふやう「百官の名號を信にし、事を信にし、義を信にしなさい、名分に信にして百官の尊卑を正しくせば群臣は各々其の職分を守つて貴賤の分を踰へることなく百般の事務は怠り滯ることがなくなる、又た事に信にして歳時時令を正しく行はゞ農政はよく天の時に合して百姓はよく勉勵して農耕をおろそかにしなくなる、又た義に信にして正しき事は必ず之を履行する様にすれば近親の者はよく其の職事に勤勉し疎遠も亦た德を慕うて之に歸服するでせう」と。

吳起出遇故人而止之食。故人曰諾。期返而食。吳子曰待公而食。故人至

暮不來、起不食待之。明日蚤令人求故人。故人來。方與之食。

訓讀 呉起出で﹅故人に遇ふ、而して之を止めて食せんとす、故人曰く「諾す、返るを期して食せん」と、呉子曰く「公を待て食せん」と、故人暮に至りて來らず、起食せずして之を待つ、明日蚤く人をして故人を求めしめ、故人來り、方て之と食す。

通釋 呉起が外出して途上で舊知の人に遇つて之を我家に立寄らせて饗應せんとしたが、其人は承諾して一旦用事を辨じ返つて來て馳走にあづからんと約した、呉起は「それでは足下の來らる﹅を待つて食事を共にせん」と云つたが、其の舊知の人は遂に夕方になつても來なかつた、呉起は約を守つて食事をしないで待つて居たが翌日早朝人を遣はして其の人を迎へにやり、故人が來るに及んで始めて之と食事を致した。

魏文侯與虞人期獵。明日會天疾風。左右止。文侯不聽曰。不可。以風疾之故而失信。吾不爲也。遂自驅車往。犯風而罷虞人。

訓讀 魏の文侯虞人と獵を期す、明日天の疾風あるに會ふ、左右止む、文侯聽かずして曰く「不可な

り、風疾きの故を以て信を失ふは吾れ爲さゞるなり」と、遂に自ら車を驅りて往き風を犯して虞人を罷む。

通釋 魏の文侯は虞人と明日遊獵を爲すことを約したが、翌日になると生憎強風吹き卷く空模樣であつたので左右の者は之を止めた、然し文侯は之を聽かずにたゞ中止するのは良くない烈風が吹いたからと云つて我が約束に違ふことは出來ないと云つて遂に自身で車を走らせて獵場に疾風の中を突いて行つて其處に集まつてゐた虞人に告げて獵を中止して退散させた。

曾子之妻之市。其子隨之而泣。其母曰。女還。顧反爲女殺彘。適市來。曾子欲捕彘殺之。妻止之曰。特與嬰兒戲耳。曾子曰。嬰兒非與戲也。嬰兒非有知也。待父母而學者也。聽父母之教。今子欺之。是教子欺也。母欺子。子而不信其母。非所以成教也。遂烹彘也。

訓讀 曾子の妻市に之く、其の子之に隨て泣く、其母曰く「女還れ顧反せば女の爲に彘を殺さん」と、市に適き來る、曾子彘を捕へ之を殺さんと欲す、妻之を止めて曰く「特に嬰兒と戲るゝのみ」と、

曾子曰く「嬰兒は與に戲るゝに非るなり、嬰兒知る有るに非るなり、父母を待て學ぶものなり、父母の教を聽く、今子之を欺かば是れ子に欺を教ふるなり、母子を欺き、子にして其の母を信ぜざるは教を成す所以に非るなり」と、遂に彘を烹る。

通釋　曾子の妻が市に行く時に其の子之に追ひすがつて泣いたので母は子をすかしなだめて「お前は家に還つて待つてお出で、市から歸つたらお前に豕を殺して食べさせるから」と云つて出掛けた、妻が市より歸つて來ると曾子は豕を捕へて之を殺さんとしたので妻は之を止めて「先程云つたのはただ戲れに小兒の爲に謂つたのです」と云ふと、曾子は謂ふやう「小兒に戲れるのは宜しくない、小兒の方では汝と共に戲れた積りではない、汝の眞の考を小兒は解らない、小兒と云ふものは父母の事を見倣つて眞似るものである、そして父母の教を聽くのであるから今汝が子を欺くならば、それは小兒に詐欺を教ふることになる、母が子を欺まして子が母を信じないのは教を成す所以の道ではない」と云つて遂に豕を烹て其の子に食はせ母の信を保たせた。

餘論　こゝに信の意義とその效を說示する例話を竝べたのである。但箕鄭の文侯に答ふる所は、即今の饑人を救ふ應急の處置を示さず、必ずしも文侯の問に中らないが、文侯の問によりて信の政治的

意義を高調したのである。

楚厲王有警爲鼓。以與百姓爲戍。飮酒醉。過而擊之也。民大驚。使人止曰。吾醉而與左右戲。過而擊之也。民皆罷。居數月有警。擊鼓而民不赴。乃更令明號而民信之。

訓讀　楚の厲王警有れば鼓を爲し以て百姓と戍を爲す、酒を飮み醉ひ過て之を擊つや民大いに驚く、人をして止めしめて曰く「吾醉て左右と戲れ過て之を擊つなり」と、民皆罷む、居ること數月、警あり、鼓を擊てども民赴かず、乃ち令を更め號を明かにして民之を信ず。

通釋　楚の厲王は非常の時は鼓を鳴らすことを約して百姓と共に邊境を守つたが或る時、酒を飮んで醉ひ過つて警鼓を擊つたので民は大いに驚き早速馳けつけんとした、王は人をして之を止めしめて云ふには「余が醉つて左右の者と戲れた時過つて擊つたのだ」と、そこで民は皆退散したが、其の後數ケ月經つと眞の警戒すべきことが起つたので鼓を擊ち鳴らしたが民は前の事に懲りて誰も行かなかつた、王は止むを止ず號令を更め明らかにして再び欺かない樣にして民はやうやく之を信ずる樣になつた。

李悝警其兩和曰。謹警。敵人旦暮且至擊汝。如是者再三而敵不至。兩和懈怠。不信李悝。居數月。秦人來襲之。至幾奪其軍。此不信患也。

訓讀 李悝其の兩和を警めて曰く「謹で警せよ、敵人旦暮且に至て汝を擊たんとす」と、是の如きもの再三にして敵至らず、兩和懈怠し李悝を信ぜず、居ること數月秦人來て之を襲ふ、幾んど其軍を奪ふに至る此れ不信の患なり。

通釋 魏の文侯の臣李悝は其の左右の軍門を守る者を警めて云ふには、「謹んで警戒せよ敵人は何時襲うて來て汝等を攻擊するか分らぬから」と、此の樣に警むること再三に及んでも敵軍は襲來しなかつたので兩門の守備隊は守備を怠つて李悝の言を信じなかつたが、數月經つと秦軍が襲ひ來りその軍はほとんど全滅されたが、此れは信を失つた爲の禍である。

一曰。李悝與秦人戰。謂左和曰。速上。右和已上矣。又馳而至右和曰。左和已上矣。左右和於是皆爭上。其明年與秦人戰。秦人襲之。至幾奪其軍。此不信之患也。

（右傳）

訓讀 一に曰く、李悝秦人と戰ふ。左和に謂て曰く「速に上れ右和已に上る」と、又馳て右和に至つて曰く「左和已に上る」と、左右和此に於て皆爭ひ上る、其の明年秦人と戰ふ、秦人之を襲うて幾ど其の軍を奪ふに至る、此れ不信の患なり。

通釋 一說に魏の李悝は秦軍と戰つた時に左の軍門を守る兵士に向つて命令して「速に城に上れ右門の守兵は已に上つたぞ」と云ひ、又た馳せて右の軍門を守る兵士等の前に往つて「速かに城に上れ左門の守兵は既に上つた」と云つた。此に於いて左右兩門の守備軍は互に後れてはならぬと爭つて城に上つて始めて李悝に欺かれたことを知つて其の後李悝の令を信じなかつた、斯くて其の翌年秦軍と戰つたが李悝の號令輕んぜられた爲に大いに敗れて秦軍は幾んで李悝の軍を奪ふに至つた、此れは全く不信の結果から來る禍である。」

語釋 兩和（和は軍門の意。又軍門を守る兵。）

餘論 信の效を說いた後に不信の禍を例證す。以上で傳の六を終る。

外儲說左下第三十三

敍說　此の篇は法治主義に本づいた人君の臣下統御術に關する心得六ヶ條を擧げて經文となし、各條について數個の例話を擧げて其の說明を試みたのが傳文である。

一　以罪受誅。人不怨上。跀危生子皐。以功受賞。臣不德君。翟璜操右契而乘軒。襄王不知。故昭卯五乘而履屩。上不過任。臣不誣能。即臣將爲夫少室周。

訓讀　罪を以て誅を受くれば人上を怨まず、跀危子皐を生かす。功を以て賞を受くれば、臣、君を德とせず、翟璜右契を操りて軒に乘ず。襄王知らず、故に昭卯五乘して屩を履く、上任を過たず臣能を誣ひざれば即ち臣將に夫の少室周と爲らんとす。

通釋　當然罰せらるべき罪あるが爲に誅を受けた時は、人は、誅罰を加へた人を怨まない、跀危が

子皐の命を救つたのは之が爲である。又當然賞を受くべき功勞あるによつて賞を得た時は、其の臣はそれが爲に君を有難いと思はない。翟璜が功を以て賞を求めて大夫の車に傲然として乘つたのは之が爲である。襄王は功に相當せる賞を與へることを知らなかつた爲に臣下の昭卯は僅かに五乘の地を俸祿として賜はり其の少きを怨んで富貴の人の草履を穿けるに等しいと云つた。上たるものが人を任用するに適材を適所に用ひて過たず、又臣下の者が其の才能を詐らなければ臣下は皆夫の少室周の如き貞潔の臣となるだらう。　(跀危以下の事例は傳に詳かである)

語釋　跀危(跀は足の指を絕つこと。別に刖の字あり刖は足を絕つことにして臏と同じく全く歩き得ず跀は刖及び臏よりは輕き刑である、危は跪字と通用し、足のことなり、故に跀危は罪の爲に足趾を斷たれたる者の綽名で眞名に非ず。)　○操ニ右契一(割符即ち手形の如きもの、約束の文句を書いた簡を眞中より割き、左右兩片となし、一人右契を持し他は左契を持ちて各證據となすもの、此處にては君賞を恩とせず功に對する當然の要求の如く與ふるを譬へたのである。)

二　恃レ勢而不レ恃レ言。故東郭牙議ニ管仲一。恃レ術而不レ恃レ信。故渾軒非ニ文公一。故有術之士。信賞以盡レ能。必罰以禁レ邪。雖レ有ニ駁行一。必有レ所レ利。簡主之相ニ陽虎一。哀公問ニ一足一。

訓讀　勢を恃んで言を恃まず、故に東郭牙は管仲を議す、術を恃んで信を恃まず、故に渾軒は文公

を非る、故に有術の士は信賞以て能を盡し、必罰以て邪を禁ず、駁行ありと雖も必ず利する所あり、簡主は陽虎を相とし、哀公は一足を問ふ。

【通釋】人君たるものは已れの勢位を恃むべきで、臣下の信に賴つてはならない、東郭牙が管仲に就て異議をなしたのは之が爲である。又人君は臣下統御の術を恃むべきで臣下の信を當てにしてはならない、渾軒が文公の意見を非難したのは之が爲である。されば治術を心得たる士は有功者を間違ひなく賞することに由つて臣下の才能を充分發輝させ、又有罪者をば間違ひなく罰することに由つて不正を禁止す、斯くすれば假令臣下に不正の行あるも之が災を受けずに必ず我が利となり、趙簡主が兎角の評のある陽虎を宰相の重位に置いたこと及び魯の哀公が孔子に夔は一足の人なりやと問うたことなどは正に此の例である。

【語釋】駁行（馬の毛色の純一ならずして雜色なるを駁と云ひ、駁行は其の行に善惡混じ不正なるを云ふ。）

三　失臣主之理。則文王自履而矜。不易朝燕之處。則季孫終身莊而遇賊。

【訓讀】臣主の理を失へば則ち文王自ら履して矜む。朝燕の處を易へざれば則ち季孫終身莊にして賊

に遇ふ。

通釋 臣下と君主との上下の分理を亂すときは周の文王が自ら履の紐を結んで臣下を敬する樣なことになる、又公朝の禮と私室の起居との區別を付けなければ魯の季孫が一生謹嚴にして其の居處や衣服は常に嚴然として朝廷に居る禮の如くして居たが反つて害に遇つた樣なことになるのである。

四 利所禁。禁所利。雖神不行。譽所罪。毀所賞。雖堯不治。夫爲門而不使入。委利而不使進。亂之所以產也。

齊侯不聽左右。魏主不聽譽者。而明察照群臣。則鉅不費金錢。孱不用玉璧。西門豹請復治鄴。足以知之。猶盜嬰兒之矜裘。與跀危子榮衣。子綽左右畫。去蟻驅蠅。安得無桓公之憂索官。與宣王之患臞馬也。

訓讀 禁ずる所を利とし利とする所を禁ずれば神と雖も行はれず、罪する所を譽め賞する所を毀れば堯と雖も治まらず、夫れ門を爲つて入らしめず、利を委して進ましめざるは亂の產する所以なり。

齊侯左右に聽かず魏主譽者に聽かず而して明察群臣を照せば則ち鉅金錢を費さず、孱玉璧を用ひず、西門豹復た鄴を治めんと請ふ。以て之を知るに足る、猶ほ盜嬰兒の褻に矜り、蹶危子、衣を榮とするとの如し、子綽左右に畫き蟻を去り蠅を驅る、安んぞ桓公の索官を憂ふると宣王の臞馬を患ふると無きを得ん。

通釋 凡そ、當に禁ずべきものを利ありとなして之を許し、當に利として許すべきものを禁ずる如き實情に適せぬ無理をやつては神力があつても其の威令が行はれない、又、罪すべきものを譽めたり、賞すべき者を毀る如く毀譽の當を失すれば古の聖人たる堯の如き人でも立派に治め難い。抑々慶賞をかけて民に利を示して門と爲しながら然もその利に向ふことを禁じて其の門に入らしめず、利を設け置いて民を導いて置きながら之を拒んで利に向つて進ませない時は、民は進退共に不可となり邪横の亂心を生ずる次第である。齊侯左右の者の請言を聽き入れず魏君が左右より取りなして人を推薦する者あるも之を聽き容れずに明かに群臣の實狀を照し察したならば、臣皆請言の無益を知つて鉅や孱の如き人々も金玉を費して君に請托する人が無くなつたであらう。鄴の令たりし西門豹が再び鄴を治めんと請ふたことは左右の毀譽の當を失へることの甚しきを知るに充分である、左右毀譽の不當なること

とは狗盗の子が父の裘を矜つたのと足趾を斷られた人の子が其の父の足に着くる衣を威張つた樣なものであり、公法を設け乍ら左右の私言を聽きいれるのは、子綽の所謂左右の手で同時に畫かんとするが如く、又、肉を以て蟻を去り、魚を以て蠅を追はんとする樣なものである。從つて桓公が官職を索むる人の多きを患へ、又、宣王が飼馬の瘦せるのを心配せる如き弊害も免かれぬ次第である。

五　臣以卑儉爲行。則爵不足以觀賞。寵光無節。則臣下侵偪。說在苗賁皇非獻伯。孔子議晏嬰。故仲尼論管仲與孫叔敖。而出入之容變。陽虎之言見其臣也。而簡主之應人臣也。失主術。朋黨相和。臣下得欲。則人主孤。群臣公擧。下不相和。則人主明。陽虎將爲趙武之賢。解孤之公。而簡主以爲枳棘。非所以敎國也。

訓讀　臣卑儉を以て行を爲せば則ち爵も以て觀賞するに足らず、寵光節無ければ則ち臣下侵偪す、說は苗賁皇の獻伯を非り、孔子の晏嬰を議するに在り、故に仲尼は管仲と孫叔敖とを論じて出入の容

變ずとす。陽虎の其臣を見へしむるを言ふ。而して簡主の人臣に應ずるや主術を失ひ朋黨相和す、臣下欲を得れば則ち人主孤なり、群臣公擧して下相和せざれば則ち人主明かなり、陽虎將に趙武の賢と解孤の公とを爲さんとす、而して簡主以て枳棘と爲す、國に敎ふる所以に非るなり。

通釋 臣下にして卑遜儉素の行を爲す者は爵祿を揭げて之を勵まし使役することが出來ない、又た臣下に恩寵を與へるに一定の節度を以てしなければ臣下甚だ貴くなり遂に必ず君主を侵し陵ぐに至るものである。其の論據は苗賁皇が獻伯を誹つた事と、孔子が晏嬰を評した事にある、されば孔子は管仲と孫叔敖とを批評して一方は奢侈に過ぎ他は卑儉に過ぎ、一は出過ぎ、一はひつこみ過ぎ皆中庸を失へる變態なりと非難した。陽虎が人を推擧した事を君に話した時に簡主が之に應へた語は人主たるの術を失つた語である。臣下が皆互に朋黨を結んで欲を逞うする時は人君は全く上に孤立するが、群臣が正しく人を薦擧し、御互にグルになつて事を構へる樣なことが無ければ人君は擁蔽されないから、陽虎も趙武の如き賢行と解狐の如き公道を行ふ樣になるであらう。然るに簡王は之を枳棘のやうに無益な事だとしたのは人君として國民に敎を垂るゝ所以ではない。

語釋 觀賞（觀を一に勸に作る、勸は奬勵の意味で、それでも勿論通ずるが、觀の方がよい、觀は顯示の意で、賞與を見せびらかして、人の奮勵努力を促がすのである。）

六　公室卑則忌直言。私行勝則少公功。說在文子之直言。武子之用杖。子產忠諫。子國譙怒。梁車用法。而成侯收璽。管仲以公。而封人謗怨。

（右　經）

〔訓讀〕公室卑しければ則ち直言を忌む、私行勝てば則ち公功少し。說は文子の直言して武子の杖を用ひ子產忠諫して子國譙怒するに在り、梁車法を用ひて成侯璽を收め、管仲公を以てして封人謗怨す。

〔通釋〕上公室の勢威が振はない時は臣下は上に直言すれば却つて其の身を危くする故直言を憚つて諂ひ仕へる樣になる、又臣下が相朋黨を爲して私情を遂げる行爲が盛なる時は主君に忠勤を勵んで公の功績を立つるものが少くなるものであるが、その適例は苑文子が直言を好んだが爲に其の父武子に杖を以て擊たれた事と鄭の子產が獨り君を忠諫したが爲に其の父、子國は之を責め怒つた事などに在る。梁車は公法を遵守して私行を爲さなかつたが成公は公私の義を知らなかつた爲に却つて其の印璽を奪つて梁車を免職した。又管仲はよく公義を行つたが恩情の少い樣に思はれて却つて封疆を守る人から怨み謗られた。（以上は經文なり。）

語釋 封人（諸本皆な封人を國人に作る、今蒲坂氏の說によりて封人に改む、傳文と合すべし、蓋し封字同音により邦に誤り又同義より國と訛せるなり封人は封疆を守る人）

餘論 以上は經文六ケ條で、此の篇の大綱である。各條の趣旨を要約すれば、

第一條は、賞罰は精密に功過に適中せねばならぬこと。

第二條は、君主たる者は、專らその勢威を恃みとすべく、人の實意や心切などを當てにしてはならぬこと。

第三條は、君臣の名分を正すべきこと。

第四條は、賞には名譽が伴ひ、罰には毀誹が從ひ、賞罰の實と毀譽の名とが相矛盾しない樣にすべきこと。

第五條は、餘りに名利に恬淡な人間は處置に困る、物欲の無い人は賞罰に對して無感覺だからである。それで此の種の人間を稱讃すると、賞罰に動かされて素直に働く人間が少くなり政治に大害あること。及び臣下の私黨を防壓すべきこと。

第六條は、臣下の勢が強過ぎて君の威が確立してゐない時は、忠臣が君の爲を思うて建言しようとしても權臣に遠慮して直言することができなくなることである。

右の各條について數個の例話を擧げて論證說明を試みたのが以下述ぶる所の傳文である。

敍說 以下、經の一に對する傳として五例話を擧ぐ。

一　孔子相衞。弟子子皐爲獄吏。刖人足。所刖者守門。人有惡孔子於衞君者曰。尼欲作亂。衞君欲執孔子。孔子走。弟子皆逃。子皐從出門。跀危引之而逃之門下室中。吏追不得。夜半。子皐問跀危曰。吾不能虧主之法令。而親跀子之足。是子報讎之時也。而子何故乃肯逃我。我何以得此於子。跀危曰。吾斷足也。固吾罪當之。不可奈何。然方公之欲治臣也。公傾側法令。先後臣以言。欲臣之免也甚。而臣知之。及獄決罪定。公憱然不悅。形於顏色。臣見又知之。非私臣而然也。夫天性仁心固然也。此臣之所以悅而德公也。

訓讀　孔子衛に相たり、弟子子皐獄吏たり、人の足を刖る、刖られし者門を守る、人孔子を衛君に惡する者有り。曰く「尼亂を爲さんと欲す」と、衛君孔子を執へんと欲す孔子走る、弟子皆逃る、子皐從つて門を出づ、跀危之を引て之を門下の室中に逃れしむ、吏追うて得ず夜半子皐跀危に問うて曰く「吾れ主の法令を虧く能はず、而して親ら子の足を跀る、是れ子讐を報ずるの時なり、而して子何の故に乃ち肯て我を逃れしむ、我れ何を以て之を子に得たる」と。跀危曰く「吾が足を斷たるゝや固より吾罪之に當る、奈何ともすべからず、然れども公の臣を治めんと欲するに方つてや、公法令を傾側し、臣を先後するに言を以てし、臣の免るゝを欲するや甚し、而して臣之を知る、獄決し罪定るに及び公憱然として悅ばず顏色に形はる。臣見て又之を知る。臣に私して然るに非るなり、夫れ天性の仁心固より然るなり、此れ臣の悅で公を德とする所以なり」と。

通釋　孔子が衛の宰相となつて居た頃門人の子皐は衛の獄吏となつて居り或る罪人を罰して其の足を斷つた、然るに此の足を切られたる刑餘の人は子皐の門番となつた、其の頃或人が孔子の事を衛君に讒言して仲尼は謀反を企んとしてると云つたので衛君は孔子を執へんとした、孔子は之が爲に逃げ出し門人等も皆從つて逃げたが子皐が門から逃げ出す時に足きられた門番は子皐を誘つて門下の室

の中に隱まつたので捕吏は追つて來たが捕へられなかつた。其の夜も更けたる頃子皐は門番の跀危に尋ねて云ふやう「余は主君の法令を枉ぐることが出來ないで自分で汝の足を斷つた、今は汝は余に對して昔日跀刑の讐を報ゆる好機であるのに汝は何故反つて余を逃すのか、今余が斯樣な救を汝から得るのは何う云ふ譯であるか」と、跀危は之に對へて云ふには「吾が足を斷たれたのは我が犯した罪が當然その罰に相當するのであるから奈何とも逃れやうもない、然るに貴下が私の罪を糺問なさるに當つて幾度も法令を繰返し、何とかして私を助けんと考慮せられ、表より裏より言を盡して教へ導き、何とか私を救ふ法はないかと焦慮せられたことを存じて居ります、又、いよ〳〵判決終つて刑名定つた時に貴下は之を痛んで顏をしかめ不愉快に感じたる樣子が顏色に現れましたのを見て知つて居ります、此れは貴下が私に對する私情からではなく、全く貴下の生れつき仁愛の心が深いからであります、私が滿足して刑を受けて貴下を有難く思ふのは之が爲です」と。

語釋　獄吏（こゝでは牢獄を司る官の意味でなく、斷獄の吏即ち裁判官のこと。）　○傾側（法文をあれやこれやと反覆調査すること。）　○先後（先より又は後より種々助力することで裁判官が種々ヒントを與へて答辯の便宜をはかつてやること。）　○憱然（人の窮狀に同情して、之を痛み顏をしかめること。）

田子方從齊之魏。望翟璜乘軒騎駕出。方以爲文侯也、移車異路而避之。

則徒翟璜也。方問曰。子奚乘是車也。曰君謀欲伐中山。臣薦翟角而謀得。果伐之。臣薦樂羊而中山拔。得中山憂欲治之。臣薦李克而中山治。是以君賜此車。方曰。寵之稱功尚薄。

訓讀 田子方、齊より魏に之き、翟璜の軒に乘り騎駕して出るを望む、方以て文侯と爲すや、車を異路に移して之を避く、則ち徒に翟璜なり、方問うて曰く「子奚ぞ是の車に乘ずるや」、曰く「君謀て中山を伐んと欲するや、臣翟角を薦めて謀得たり。果して之を伐つや。臣樂羊を薦めて中山拔く。中山を得て之を治めんと欲するを憂ふるや、臣李克を薦めて中山治まる、是を以て君此車を賜ふ」と、方曰く「寵を功に稱ぶれば尚ほ薄し」と。

通釋 田子方が齊から魏に赴いた時に翟璜が大夫の乘る軒車に乘じて騎馬の從車を從へて來るのを遠くより見て其の堂々たる樣子から考へて魏の文侯の行列と思ひ吾車を横路に避けて居たが、近づいて見れば案に相違して翟璜であつたので話しかけて云ふには「足下は何故斯かる立派な車に乘らるゝか」と、翟璜答へて云ふやう「我が君が中山を伐め取らんと謀つた時に私は翟角を推薦して謀策せし

めたるに、謀宜しきを得た、愈よ之を伐たんとする時私は樂羊を薦めて將としたが之が爲に中山を拔き取つた、中山を攻め取つてから之を治める人を得る心配のあつた時に私は李克を薦めて中山が善く治まつた、此の如き功あるによつて魏の文公は私に此の軒車を賜はつたのであります」と、田子方云ふやう「それ程の功勞あるに比ぶれば寵賞は尙ほ少い位である」と。

語釋　軒（美車にして大夫の乘車なり。）〇徒（俗に只の……に過ぎなかつた。ほんの……と云ふ意。）

秦韓攻魏。昭卯西說而秦韓罷。齊荊攻魏。卯東說而齊荊罷。魏襄王養之以五乘將軍。卯曰。伯夷以將軍葬於首陽山之下。而天下曰。夫以伯夷之賢與其稱仁。而以將軍葬。是手足不掩也。今臣罷四國之兵。而王乃與臣五乘。此其稱功。猶贏勝而履蹻。

訓讀　秦韓、魏を攻む、昭卯、西に說きて秦韓罷む、齊荊、魏を攻む、卯、東に說て齊荊罷む、魏の襄王之を養ふに五乘將軍を以てす、卯曰く伯夷は將軍を以て首陽山の下に葬らる、而して天下曰く

「夫れ伯夷の賢と其の仁と稱するとを以てして將軍を以て葬らる、是れ手足も掩はれざるなり、今臣は四國の兵を罷む而して王乃ち臣に五乘を與ふ、此れ其の功に稱ふれば猶ほ縢を贏して蹻を履むが如し」と。

通釋 秦韓の二國が魏國を攻めた時魏の昭卯は西の方秦韓に行いて和解せんことを說き、爲に秦韓兩國が魏を攻擊する戰を止めた、又齊楚の二國が魏を攻めた時にも昭卯は東の方齊楚に至りて和解せん事を說いて齊楚の二國の兵を罷めた、魏の襄王は其の功勞を賞して昭卯を車五乘を出すべき邑に封じた。昭卯は之を少しとして不平を述べて曰ふやう「昔、伯夷は將軍の禮を以て首陽山の下に葬られたが、天下後世の人から伯夷の如く賢人であり其の仁者の名を稱せられてゐる人であり乍ら、僅かに將軍の禮を以て葬られたが是れでは葬ると云ふ名のみにて手足さへも埋められず全く葬られないに等しい、それと同じく今私は秦韓齊楚の兵禍を止めたのに襄王は僅かに五乘の地を賜はつたが、此れでは我が功の大なるに比ぶればその不均合なることは富貴の人が縢を纏つて草履を穿つて居るに類するものである」と。

語釋 手足不掩（埋葬の禮甚だ粗末で手足も掩はれぬことで禮遇が功勞に對して十分ならざるに喩ふ。） ○贏縢（贏は揭げ纏ふこと、縢は行縢、即ち脚絆の如く膝より下に穿く脛當てのこと。）

孔子曰。善爲吏者樹德。不能爲吏者樹怨。槩者平量者也。吏者平法者也。治國者不可失平也。少室周者。古之貞廉潔慤者也。爲趙襄主力士。與中牟徐子角力不若也。入言之襄主以自代也。襄主曰。子之處。人之所欲也。何爲言徐子以自代。曰。臣以力事君者也。今徐子力多臣。不以自代。恐他人言之而爲罪也。一曰。少室周爲襄主驂乘。至晉陽。有力士牛子耕。與角力而不勝。周言於主曰。主之所以使臣驂乘者。以臣多力也。今有多力於臣者。願進之。

訓讀　孔子曰く「善く吏たる者は德を樹う、能く吏たらざる者は怨を樹う。槩は量を平かにする者なり、吏は法を平にする者なり。國を治る者は平を失ふべからざるなり」と。少室周は古の貞廉潔慤なる者なり、趙襄主の力士と爲り中牟の徐子と力を角するに若かざるなり、入て之を襄主に言ひ以て自ら代らんとす、襄主曰く「子の處は人の欲する所なり、何爲れぞ徐子を言ひ以て自ら代る」と、曰く

「臣は力を以て君に事ふる者なり、今徐子の力臣より多し、臣以て自ら代らざれば恐くは他人之を言て罪と爲さん」と、一に曰く少室周、襄主の驂乘となり晉陽に至る。力士牛子耕有り、與に力を角して勝たず、周、主に言て曰く「主の臣をして驂乘たらしむる所以は臣の多力を以てなり、今臣より多力なる者あり、願くは之を進めん」と。

通釋　孔子に曰ふには「立派な役人は人民に徳を立て懐しまれるが、立派な役人でない者は却つて民に怨まれるものである、斗搔は枡目を平らかにするものであると同じく役人は法を公平に行使する者である、國を立派に治めんと欲する者は決して正平を失つてはならない」と。少室周と云ふ人は古代の行貞正廉潔誠實の人であつたが趙の襄公の力士となつて召し抱へられて中牟の徐子と云ふ人と角力を取つて負けてしまつた、そこで襄公の處へ行つて自分の代りに徐子を抱へられんことを乞ふた、襄公は「汝の地位は人の得んと欲するところであるのに何が故に徐子に代へて呉れと云ふか」と問ふと周は云ふよう「私は力の有る點で君に仕へて居るのに徐子の力が私より強いのに私が代らないで居つたら恐らくは他人は私が優れたる者を隱したと云つて咎める事でせう、故に代らんと欲するのである」と。一説に少室周が襄公の陪乘者となつて晉陽に行つた時に其處に牛子耕と云ふ力士が居つて

周と角力を取り周は負けてしまつた、此に於て周は襄公に申上げて「君が私を車に陪乘さしたのは私が力があるが爲であつたが、今私より力の強い人がありますから、願はくは之を用ひられよ」と云つた。

語釋 潔慤（潔白にして誠實なる心をもてる人。）○驂乘（車上の右方に陪乘すること。）

餘論 此の一節は、前の孔子衞に相たりの節の後に附するを妥當とするが、今しばらく原本のまゝにして置く。

前節の孔子衞に宰相となるの說話は史傳に無く、當時の口碑に傳はるものである。伯夷が將軍の禮を以て葬られた話も亦史傳に無きところで、史傳には皆、首陽山に餓死して骨肉葬られざることを擧ぐ、それで此の話は昭卯の寓言であること明かである。昭卯が說話を巧にして、史實を曲げて誡しやかに說くその風貌を想見すべきである。

敍說 「經の二」に對する傳として三例話を擧ぐ。

二　齊桓公將立管仲爲仲父。令群臣曰。寡人將立管仲爲仲父。善者入

門而左。不善者入門而右。東郭牙中門而立。公曰。寡人立管仲爲仲父。令曰善者左。不善者右。今子何爲中門而立。牙曰。以管仲之智爲能謀天下乎。公曰。能。以斷爲能行大事乎。公曰。敢。牙曰。管仲知能謀天下。斷敢行大事。君因專屬之以國柄焉。以管仲之能。乘公之勢。以治齊國。得無危乎。公曰。善。乃令隰朋治內。管仲治外。以相參。

訓讀　齊の桓公將に管仲を立てゝ仲父と爲さんとす。群臣に令して曰く「寡人將に管仲を立てゝ仲父と爲さんとす、善しとする者は門を入りて左せよ。善しとせざる者は門を入りて右せよ」と。東郭牙門に中して立つ。公曰く「寡人管仲を立てゝ仲父と爲し、令して善しとする者は左せよ、善しとせざる者は右せよと曰ふ、今子何爲れぞ門に中して立つ」と。牙曰く「管仲の智を以て能く天下を謀ると爲すか。」公曰く「能くせん」と。「斷を以て能く大事を行ふと爲すか。」公曰く「敢てせん」と。牙曰く「管仲、智は能く天下を謀り斷は敢て大事を行ふ。君因て專ら之に屬するに國柄を以てす、管仲の能を以

て公の勢に乘じ以て齊國を治む、危き無きを得んや」と。公曰く「善し」と。乃ち隰朋をして內を治め管仲をして外を治めしめ以て相參す。

通釋 齊の桓公が管仲を尊んで仲父の位に立てんとして群臣に命令して云ふやう「余は管仲を立てゝ仲父と爲さんと思ふが此の意見に贊成する者は門を入つて左に廻れ。是れに不贊成の者は門を入つて右に廻れ」と。然るに東郭牙は獨り門の中央に立つたので桓公不審に思ふて牙に向つて云ふやう「余は管仲を仲父に立つる事に對する贊否を求めて門の左右何れかへ立てと云ふに汝は何故門の中央に立つや」と。牙は云ふやう「君は管仲の智はよく天下の大計を謀り得ると思召すか」と。桓公云はるゝやう「必ず出來るだらう」と。牙はまた云ふやう「君は管仲の決斷は國家の大事を行ふに足りると思召すか」と。桓公云はるゝには「必らず爲し遂げるだらう」と。東郭牙は是に於て更めて云ふやう、「管仲の智は天下の事を謀るに足り、決斷は國家の大事を行ふに足る處より、君は專ら之に國の政柄を任せたなら、管仲は其の才能を以て公義の勢に乘じて齊國を治めることゝなり、權力彼に歸し齊の公室は危くなりはしないでしようか」と。桓公は成程其の通りだと云つて隰朋に內政を治めさせ管仲を外政に當らせ互に相監督し合はせた。

晉文公出亡。箕鄭挈壺餐而從。迷而失道。與公相失。饑而道立。寢餓而不敢食。及文公反國。擧兵攻原而拔之。文公曰。夫輕忍饑餒之患。而必全壺餐。是將不以原叛。乃擧以爲原令。大夫渾軒聞而非之曰。以不動壺餐之故。怙其不以原叛也。不亦無術乎。故明主者不恃其不我叛也。恃吾不可叛也。不恃其不我欺也。恃吾不可欺也。



晉の文公出亡す。箕鄭壺餐を挈げて從ふ。迷うて道を失ひ公と相失す、饑て道に立つ、寢餓して敢て食はず、文公國に反るに及び、兵を擧げ原を攻めて之を拔く。文公曰く「夫れ輕く饑餒の憂を忍び、而して必ず壺餐を全うす、是れ將に原を以て叛かざらんとす」と。乃ち擧げて以て原の令と爲す。大夫渾軒聞いて之を非りて曰く「壺餐に動かざるの故を以て、其の原を以て叛かざるを怙む、亦た無術ならずや、故に明主は其の我に叛かざるを恃まざるなり、吾が叛く可からざるを恃むなり、其の我を欺かざるを恃まず吾が欺く可からざるを恃むなり」と。

通釋 晉の文公が外國へ出奔中、箕鄭といふ臣が文公の食料を持つてお供してゐたが、或る時道に迷うて文公と離れ、饑ゑて途中に立て居たが、だん〳〵甚く餓ゑて來たが公の食物に手を付けなかつた。文公が晉の國に反るに及んで兵を出して原邑を攻めて之を取つたが、その地を治むる人を擇ぶに當つて文公の云ふやう「箕鄭は饑をたやすく忍んで何處までも我が食料を保つて居た位であるから原に據て叛く氣づかひはあるまい」と云つて原城の長官と爲した。然るに大夫の渾軒は此の事を聞いて非難して云ふには「箕鄭が壺餐に心を動かさなかつたのを見て原に據て謀反しないだらうと期待したのは、如何にも無術ではないか、故に明君は臣下が我に叛かぬのを恃みにしないで臣が吾れに叛き得ない勢を恃みと爲すのであり、臣下が我を欺かないのを恃まないで、吾れ臣下に欺かれざる術を恃みとするのである」と。

語釋 壺餐（持ち歩きに便なる壺に盛りたる食物即ち辨當の如きものなり。）　○寖餓（寖は寖と同義にて漸く甚しくなる意。）

陽虎議曰。主賢明則悉心以事之。不肖則飾姦而試之。逐於魯。疑於齊。走而之趙。趙簡主迎而相之。左右曰。虎善竊人國政。何故相也。簡主曰。陽虎

務取之。我務守之。遂執術而御之。陽虎不敢爲非。以善事簡主興主之彊。幾至於霸。

訓讀 陽虎議して曰く「主賢明なれば則ち心を悉して以て之に事ふ、不肖なれば則ち姦を飾て之を試む」と。魯に逐はれ齊に疑はれ走りて趙に行く、趙簡主迎へて之を相とす、左右曰く「虎善く人の國政を竊む、何の故に相とするや」と、簡主曰く「陽虎は之を取るを務め、我は之を守るを務む」と、遂に術を執て之を御す、陽虎敢て非を爲さず。善を以て簡主に事へ主の彊を興し幾ど霸に至る。

通釋 陽虎は人主に對するの態度を論議して云ふやう「人主が賢明なれば心を盡し懸命に之に臣事し、若し不肖の君なれば己れは姦計を設けて之を試みるのだ」と、かくて彼は魯より逐はれ齊よりは疑はれて遂に趙に逃れたが趙の簡主は迎へて之を宰相とした。此に於て左右の臣は怪んで問ふやう「陽虎は巧に人の國の政柄を竊む人であるのに君は何故之を宰相となしたか」と。簡主は云ふやう「陽虎は政柄を取らんと務め、我は決して取られまいと固く之を守る、我の方が之が爲に油断なく守れば、いかに彼でも利を得ることはできまい」と。遂に簡主は術を以て陽虎を御した爲に彼は非を爲すこ

となく、却つて善道を以て簡主に事へて、趙國の勢力を強くし、之をして殆ど諸侯の旗頭たらしむるに至つた。

魯哀公問於孔子曰。吾聞古者有夔一足。其果信有一足乎。孔子對曰。不也。夔非一足也。夔者忿戾惡心。人多不說喜也。雖然其所以免於人害者、以其信也。人皆曰。獨此一足矣。夔非一足也。一而足也。哀公曰。審而是固足矣。一曰。哀公問孔子曰。吾聞夔一足。信乎。曰。夔人也。何故一足。彼其無他異而獨通於聲。堯曰。夔一而足矣。使爲樂正。故君子曰。夔有一足。非一足也。

訓讀 魯の哀公孔子に問うて曰く「吾れ聞く古、夔といふもの有り一足なりと、其れ果して信に一足あるか」と。孔子對へて曰く「しからず、夔は一足に非るなり、夔は忿戾惡心、人多く說喜せざるなり。然りと雖も其の人の害を免るゝ所以は其の信を以てなり。人皆曰く『獨り此の一にて足れり』

と、夔一足に非るなり、一にして足る」と。哀公曰く「審に是の如くんば固より足る」と。一に曰く哀公孔子に問うて曰く「吾れ聞く夔は一足なりと、信なるや」と、曰く「夔は人なり、何が故に一足ならん、彼れ其れ他の異無くして獨り聲に通ず、堯曰く『夔は一にして足る』と、樂正たらしむ、故に君子曰く「夔は一有りて足る」と、一足に非ざるなり」と。

通釋 魯の哀公は孔子に問うて云ふやう「昔し夔と云ふ人があり、一足だつたと聞いてゐますが果して眞に一足でしたらうか」と。孔子お對して云ふやう「否、夔は一足ではありません、夔の性質は怒りぽく意地惡き爲人は多く之を好まないが、それにも拘らず他人の害を免れたのは其の信の徳があつた爲で人は皆此の一善だけで足ると云つた、即ち夔は一本足ではない、一の信で充分だと云ふ意味である」と。哀公は之を聞いて云はるゝには「成程眞實斯の如くであれば固より足るであらう」と。一説に、魯の哀公が孔子に問ふて云ふには「夔と云ふ人は一本足であつたと聞いてゐるが眞實であるか」と、孔子對へて云ふやう「夔は人間であつて見れば何うして一足の道理があらうや、彼は他に人と異つたところは無かつたが、たゞ聲律の事に通達して居たので堯は夔は一つの才能で充分だと云つて音樂を司る官の長官と爲したのである、此が爲に古の君子は夔が一つの才能あつて足ると云つたので決して

一本足と云ふ意味ではない」と。

〔論〕「勢を恃んで言を恃まず」、「術を恃んで信を恃まず」といふ考は韓非法治論の當然の歸結であるが、是に對して種々議論の餘地は有るであらう。即ち他人が赤心を以て吾に信頼する時、吾その知遇に感激して敢て不信を以て彼に對し得ざるは人情の常である。古來英明の君主は此の人情の機微を利用して成功して居る。唐の太宗が極惡の死囚三百九十餘人を放ちやり、一年後に來りて刑に就くべきを約した所、彼等は一年後に一人も期に遲るゝ者無く皆歸り來たといふが如き、純一無雜な信任は相手の心を純化し、強い責任感を有たせるから、嚴重に監督するよりも却つて安心だといふ議論も成立する。我が豐太閤の如きも、よく人情の機微を心得て、單身敵城に乘込み、敵將と快談し戰はずして之を心服せしむるを得意とした。此の邊の呼吸を韓非が全然否定するわけではないが、右の如きは或る特殊な天才が特殊の事情の下に行つて成功したので、他の人が之を眞似したなら、大失敗を招くに相違ない、萬全の策として治術の常道とすることはできないといふのである。

それで人の信を恃まぬからとて、人の天性に信無しとするのではなく、信を政治の基調として大に重じ、自らは信を守るが、人の信をあてにして油斷をするなといふのである。夔は唯、一信以て立つ

に足れりの例話を取り來れるが如き韓非の心術を窺ふべき資料の一つである。

敍説 傳の第三として七つの例話を擧げてあるが、之に該當する經文を缺くもの多し、恐らくは散佚せるものか。

三 文王伐崇。至鳳黃墟。韈繫解。因自結。太公望曰。何爲也。王曰。君與處。上皆其師。中皆其友。下盡其使也。今皆先君之臣。故無可使也。

訓讀 文王崇を伐ち鳳黃の墟に至る、韈繫解く、因て自ら結ぶ、太公望曰く「何ぞ爲すや」、王曰く「君の與に處る、上は皆其師、中は皆其の友、下は盡く其の使なり、今皆先君の臣、故に使ふ可き無し」と。

通釋 周の文王は崇の國を伐ち鳳黃の丘に至つた時足袋の結び目が解けたので自ら之を結んだ、太公望は云ふやう「何故斯かる事を自ら手を下して爲さるか」と、文王の云はるるには「人君の平生左右に從へて居る人々に就て見るに、上等の君に在りては與に處る所の者は皆その師たる人であり、中等の君に在りては與に處る所のものは皆君の友たる人であり、下等の君に於いては與に處る所の者は盡く其の君の使役する所のものである、今此處に居る人々は先君太王の臣であるから使ふべき者は無い」

と。

一曰。晉文公與楚戰。至鳳黃之陵。履繫解。因自結之。左右曰。不可以使人乎。公曰。吾聞上君所與居。皆其所畏也。中君之所與居。皆其所愛也。下君之所與居。皆其所侮也。寡人雖不肖。先君之人皆在。是以難之也。

訓讀 一に曰く「晉の文公楚と戰ひ鳳黃の陵に至る、履繫解く、因て自ら之を結ぶ、左右曰く「以て人を使ふべからざるか」と、公曰く「吾れ聞く上君の與に居る所は皆其の畏るゝ所なり、中君の與に居る所は皆其の愛する所なり、下君の與に居る所は皆其の侮る所なり、寡人不肖と雖も、先君の人皆在り、是を以て之を難るなり」と。

通釋 一說に晉の文公が楚と戰つて鳳黃の丘に至つた時履紐が解けたので自身で之を結んだ、左右の臣が「君御自身で結ばずに人を使ふ譯には行かないのですか」と云ふと、公は云はるるやう「上君の與に居る所の者は皆其君の畏敬する有德者であり、中君の與に居る所の者は皆其君の親愛する人物であり、下君の與に居る所のものは皆其君の輕侮して居る鄙人だ、と聞いて居るが余は不束者でも先君

の臣が皆此の中に在るのであるから之を使役して輕侮することは、間接に先君を下君視することになるので之を難るのである」と。

季孫好レ士。終身莊。居處衣服常如二朝廷一。而季孫適懈有二過失一而不レ能二長爲一也。故客以爲レ厭二易己一相與怨レ之。遂殺二季孫一。故君子去レ泰去レ甚。

訓讀 季孫士を好み終身莊かにして、居處衣服常に朝廷の如し、而るに季孫適ま懈り過失有りて長く爲す能はざるなり、故に客以て己を厭易すと爲し、相與に之を怨み、遂に季孫を殺す。故に君子は泰を去り甚を去る。

通釋 魯の季孫は、士を好んだが、其の立ち居振る舞ひや、衣服などの樣子がいつも朝廷に居るが如く儼然として居た。而るに或る時たま〳〵さすがの季孫も氣がゆるんで過失を生じ、莊重も長續きせず禮容を失つたので、客は平生莊重にして居る季孫が自分に對して禮容なきは是れ己を嫌ひ侮つて斯くすると思ひ食客等は共に之を怨んで遂に季孫を殺してしまつた、左れば古語に「君子は過ぎたることを避け、極端を排除する」とある。

一曰。南宮敬子問顏涿聚曰。季孫養孔子之徒。所朝服與坐者以十數。而遇賊何也。曰。昔周成王近優侏儒。以逞其意。而與君子斷事。是能成其欲於天下。今季孫養孔子之徒。所朝服而與坐者以十數。而與優侏儒斷事。是以遇賊。故曰。不在所與居。在所與謀。

訓讀　一に曰く「南宮敬子、顏涿聚に問うて曰く「季孫孔子の徒を養ふ、朝服與に坐する所の者十を以て數ふ、而して賊に遇ふは何ぞ。」曰く「昔し周の成王優侏儒を近づけ以て其の意を逞うし、而して君子と事を斷ず、是れ能く其の欲を天下に成せり、今季孫孔子の徒を養ひ朝服して與に坐する所の者十を以て數ふ、而して優侏儒と事を斷ず、是を以て賊に遇ふ、故に曰く與に居る所に在らず、與に謀る所に在り」と。

通釋　又た一說に南宮敬子が顏涿聚に問うて曰く「季孫は孔子の徒を養つて朝服を着、與に朝廷に坐する者幾十人とあつたのに何等の役に立たず遂に賊に遇つたのは何うした譯か」と、顏涿聚が答へて云ふやう「昔し周の成王は俳優などを近づけて思ひのまゝ樂を爲したが其の政治上の大事を處斷す

るには有徳の君子と共に之を謀つたので、何等弊害をひき起さず其志を天下に行ふことを得たのである、而るに今季孫は孔子の徒を養つて其の朝服して威儀を正して、季孫と共に座せる者は數十人もあつたが、事を斷ずる際には俳優等と共に爲したが爲に賊に遇つたのである、されば古語にある如く興亡は與に居る所の人物如何に在るのではなく與に大事を謀る人物如何に在るのだ」と。

孔子御坐於魯哀公。哀公賜之桃與黍。哀公請用。仲尼先飯黍而後啗桃。左右皆揜口而笑。哀公曰。黍者非飯之也。以雪桃也。仲尼對曰。丘知之矣。夫黍者五穀之長也。祭先王爲上盛。果蓏有六。而桃爲下。祭先王不得入。丘聞之也。君子以賤雪貴。不聞以貴雪賤。今以五穀之長雪果蓏之下。是從上雪下也。丘以爲妨義。故不敢先於宗廟之盛也。

訓讀 孔子魯の哀公に御坐す。哀公之に桃と黍とを賜ふ。哀公用ひんことを請ふ。仲尼先づ黍を飯し、而して後に桃を啗ふ、左右皆口を揜ひて笑ふ。哀公曰く、「黍は之を飯するに非ず。以て桃を雪ふなり」と。仲尼對へて曰く「丘も之を知る。夫れ黍は五穀の長なり。先王を祭るに上盛と爲す。果蓏六有り、而して桃を下と爲す。先王を祭るに入るを得ず。丘之を聞く、君子は賤を以て貴を雪ふ。貴を以て賤を雪ふを聞かず。五穀の長を以て果蓏の下を雪ふは是れ上より下を雪ふなり。丘は以て義を妨ぐと爲す。故に敢て宗廟の盛に先んぜざるなり」と。

通釋 孔子が魯の哀公の前に侍坐して居た時、哀公は孔子に桃と黍とを賜はつて、何うぞ御食べなさいと仰せられたので、孔子は先づ黍を食べ次いで桃を食べた、公の左右に侍つて居た近臣等は孔子の食べ方を間違へたのを見て袖で口を掩うて窃に之を笑つた。哀公も孔子の食べ方を全く知らないのを見て氣の毒に思つて注意して云ふには「黍は之を實際食べて了ふべきものではなくたゞ桃を食べる時に桃の皮を拭ふ爲のものなのだ」と、孔子は此を聞いてお對へして云ふには「其の事は私も存じて居りますが一體黍と云ふ物は人を養ふ五穀の內でも最も尊い物であつて先王の祭祀を行ふ時に供へる御供物の中で最も尊しとされるものである、之に反して果實や瓜の食物六種類の中で桃は最も卑しいものであつて先王を祭る時にお供する事の出來ないものである、私の承る所によれば君子は賤しい物で貴い物を拭き潔めることはあるが貴い物を以て賤しい物を拭はないとの事であるが、今五穀の長として尊ばれる黍を以て果蓏などの樣な卑しい者を拭ふのは是れ卽ち上の物を以て下の物を拭ふ事であつて、私は若し斯かる事をすれば君子の踏むべき義に戻ると思つて殊更ら宗廟の祭祀の供物たる黍より先に桃を食べる事をしなかつたのである」と云はれた。

語釋 雪レ桃（桃には細毛あり故に先づ之を拭ひ去りて滑かならしむるなり。） ○五穀（黍、稷、麥、麻、豆、を云ふ。） ○上盛（盛とは黍稷を器に盛りたる供物、卽ち上盛は最も重く尊ばるゝ粢盛を云ふ。） ○果

蓏有六（果は木枝に結びたる果實、蓏は蔓草に生りたる實、六とは李、杏、栗、棗、桃、瓜、を云ふ。）

餘論 此の傳は經文を缺くので韓非が如何なる趣旨で之を引用したか判らぬが、此の話は孔子家語にも見えて居る。

簡主謂左右曰。車席泰美。夫冠雖賤。頭必戴之。履雖貴。足必履之。今車席甚美。吾將何履以履之。夫美下而耗上。妨義之本也。

訓讀 簡主左右に謂つて曰く「車席泰だ美なり、夫れ冠は賤しと雖も頭必らず之を戴く、履は貴しと雖も足必ず之を履む。今車席甚だ美なり。吾れ將た何の履か以て之を履まん、夫れ下を美にして上を耗するは義を妨ぐるの本なり。

通釋 趙簡主が左右の臣に向つて云はるゝやう車中の敷物は甚だ美麗に過ぐるではないか、抑も冠は如何に疎惡な物でも他の個處に着くることは無く人體に於て最も尊い頭上に載くに定つて居り、反對にまた履は如何に結構な品でも必ず之を足の下に履むものである、今斯の如く車中の敷物が美麗である以上余は更に美しい此れを履むべき履を有たない。一體、下のものを餘りに美しくして、上のも

のを疎末にすることは上下の分の宜しきを亂る本となるのである」と。

一曰。費仲說紂曰。西伯昌賢。百姓悅之。諸侯附焉。不可不誅。不誅必爲殷患。紂曰。子言義主。何可誅。費仲曰。冠雖穿弊。必戴於頭。履雖五采。必踐之於地。今西伯昌人臣也。修義而人向之。卒爲天下患。其必昌乎。夫人不以其賢爲其主。非可不誅也。且主而誅臣。焉有過。紂曰。夫仁義者上所以勸下也。今昌好仁義。誅之不可。三說不用。故亡。

訓讀 一に曰く、費仲、紂に說いて曰く「西伯昌は賢なり、百姓之を悅び諸侯附す、誅せざるべからず、誅せざれば必ず殷の患を爲さん」と。紂曰く、「子の言なれば義主なり、何ぞ誅すべけん」と、費仲曰く「冠は穿弊と雖も必ず頭に戴く、履は五采と雖も必ず之を地に踐む、今西伯昌は人臣なり、義を修めて人之に向ふ、卒に天下の患を爲すは其れ必ず昌か、夫れ人其の賢を以て其主の爲にせざれば、誅せざるべからざるなり、且つ主にして臣を誅す焉んぞ過有らん」と。紂曰く「夫れ仁義は上の下を

を勸むる所以なり、今昌は仁義を好む、之を誅するは不可なり」と。三たび說けども用ひず、故に亡ぶ。

通釋　一說に云ふ。費仲が殷の紂王に說いて謂ふには「西伯昌は賢人であつて、百姓は之を悅び慕ひ、諸侯も多く親附して、益々強大になつて來るから、誅伐しなければいけない、今の內に之を誅伐しなかつたなら、最早や如何とも仕樣がない程富彊になり、必ず殷の禍を爲すに違ひない」と、紂王は之を聞いて、「汝の言ふ通りの人ならば西伯昌は正に立派な義主である、何うして之を誅戮することができようや」と云ふと、費仲は紂王が諫めの意を充分に解らないのだと思つて更に詳しく說いて云ふやう、「一體冠は如何に破れて穴だらけになつても必ず頭上に戴くものであり、之に反して履は五色の美を以て飾つてあつても必ず地面に踐むものである、今西伯の昌は王の臣下であるのに自ら西方を治めるに義を行つた爲に諸侯人民は皆之に歸服して却つて大王から離れて行く、此れでは遂に天下の人皆昌に歸して王が天下を失ふ樣な患を必ず興すに違ひない、抑も人の臣下となりながら其の賢才を主君の爲に働かせないで自らの爲にする者などは誅罰しなければならない、主君が罪ある臣下を誅するのであるから何の間違でもない筈だ」と申上ると、紂王は贊成しないで云ふには仁義と云ふものは上から下に奬勵するものであるのに今昌が之を好むからと云つて之を誅する事は下に仁義の道を絕つ

もので誠に宜しくない」と云つて、費仲が三遍も說きつけて昌を誅せんと云つたが用ひなかつた爲に殷は遂に亡びてしまつた。

語釋　西伯昌（西伯は西方の大名の意、昌は名、後の周の文王である。）

齊宣王問匡倩曰。儒者博乎。曰不也。王曰。何也。匡倩對曰。博貴梟。勝者必殺梟者。是殺所貴也。儒者以爲害義。故不博也。又問曰。儒者弋乎。曰不也。弋者從下害於上者也。是從下傷君也。儒者以爲害義。故不弋。又問。儒者鼓瑟乎。曰不也。夫瑟以小絃爲大聲。以大絃爲小聲。是大小易序。貴賤易位。儒者以爲害義。故不鼓也。宣王曰善。仲尼曰。與其使民諂下也。寧使民諂上。

訓讀　齊の宣王、匡倩に問うて曰く「儒者は博するか」、曰く「不」、王曰く「何ぞ」、匡倩對て曰く「博は梟を貴ぶ、勝者は必ず梟を殺すは是れ貴ぶ所を殺すなり、儒者以て義を害ふと爲す、故に博せざ

るなり」又問ふて曰く「儒者は弋するか」と、曰く「不、弋は下より上を害ふ者なり、是れ下より君を傷くるなり、儒者以て義を害ふと爲す、故に弋せず、」又問ふ「儒者は瑟を皷するか」と、曰く「不、夫れ瑟は小絃を以て大聲を爲し、大絃を以て小聲を爲す、是れ大小序を易へ、貴賤位を易ふ、儒者以て義を害ふと爲す、故に皷せず」と、宣王曰く「善し」、仲尼曰く「其民をして下に諂はしめんよりは寧ろ民をして上に諂はしめん」と。

通釋　齊の宣王が匡倩に向つて「儒者は賭博をするか」と問ふと、匡倩は「致しません」と答へた、王はまた「何故爲さないのか」と問ふと、匡倩は對へて「賭博は梟の骰子を得ることを最も尊しとするが、之を得て博に勝つ者は必ずこの梟を殺すことゝなるが、此れではその尊ぶ所のものを却つて殺し害ふことであつて、儒者は此の尊ぶ所を殺すのは義に害ありと思つて居るのに博する以上之を殺すことを目的としない譯にゆかず、義を破る故賭博はしないのである」と申上げた、齊の宣王は又た然らば儒者は糸矢で鳥を射落す弋射を爲すかと問ふと匡倩は對へて云ふやう「いや儒者は弋射は致しません、何故ならば弋射と云ふものは低い處から高い樹上や空中に居る鳥を傷けるのです、此れは全く臣下が下より上の人君を傷つくる樣なもので儒者は斯れは義を害ふものであるとするので弋射は爲な

いのであります」と、王は更に「然らば儒者は瑟を彈くことがあるか」と問ふと、匡倩は「彈きません、瑟と云ふものは小さな弦を以て大聲を出し、太い弦を以て小さい聲を出すが此れは大と小とが順序を換へ貴い者と賤い者とが位置を變へる樣なもので儒者は斯かる事をすると上下の義を害すると爲して彈かないのです」と云ふと、宣王は「誠に尤もな道理である」と仰せられたといふことである、孔子の語に「人民をして下の卿丈夫者に諂はせると兎角その權力を增し卿丈夫をして上に迫らしめる懼がある故寧ろ上主君に諂はしめた方が求むる所あつてやつても主を尊敬する所がある故まだましである」と。

語釋 殺レ梟（梟は博に用ふる骰子に梟の形を刻みたるものにて擲げて之を得れば都合良き時は駒を進め都合惡しきときは更に此れを棄て、別にやり直し得る定めである、梟は兩樣に用ひ得るので、博道に於て最も貴ぶ。此の得たるものを棄てることを稱して殺と云ふ博徒の通用語である。）

敍說 經四の傳として七つの例話を擧げた。

四 鉅者齊之居士。孱者魏之居士。齊魏之君不明。不能親昭境內。而聽左右之言。故二子費金璧而求入仕也。

訓讀 鉅は齊の居士にして、孱は魏の居士なり、齊魏の君明かならず、親ら境内を昭す能はずして左右の言を聽く、故に二子金璧を費して入仕を求むるなり。

通釋 鉅と云ふ者は齊國の仕官しない士で孱と云ふ者は魏の仕官しない士であつたが、齊魏兩國の君は暗愚にして自身で國内の事を洞察することが出來ないで左右近臣の言を聽いて之を採用したので、鉅孱の二人の處士は黃金珠玉などの幣物を捧げて官途に就かんことを求めた。

西門豹爲鄴令。淸剋潔慤。秋毫之端無私利也。而甚簡左右。左右因相與比周而惡之。居期年上計。君收其璽。豹自請曰。臣昔者不知所以治鄴。今臣得矣。願請璽復以治鄴。不當。請伏斧鑕之罪。文公不忍而復與之。豹因重斂百姓。急事左右。期年上計。文侯迎而拜之。豹對曰。往年臣爲君治鄴。而君奪臣璽。今臣爲左右治鄴。而君拜臣。臣不能治矣。遂納璽而去。文侯不受曰。寡人曩不知子。今知矣。願子勉爲寡人治之。遂不受。

【訓讀】 西門豹、鄴の令たり、淸刻潔愨秋毫の端も私利する無きなり、而して甚だ左右を簡にす、左右因て相與に比周して之を惡む、居ること期年にして計を上る、君其璽を收む、豹自ら請て曰く「臣昔者に鄴を治むる所以を知らず、今臣得たり、願くは璽を請ひ復た以て鄴を治めん、當ら不んば、請ふ斧鑕の罪に伏せん」と、文公忍びずして復た之に與ふ、豹因て重く百姓に歛し、急に右左に事ふ、期年にして計を上る、文侯迎へて之を拜す、豹對へて曰く、「往年臣君の爲に鄴を治む、而して君臣の璽を奪ふ、今臣左右の爲に鄴を治む、而して君臣を拜す、臣治むる能はず」と、遂に璽を納めて去る、文侯受けずして曰く「寡人曩に子を知らず、今知る、願はくは子勉めて寡人の爲に之を治めよ」と、遂に受けず。

【通釋】 魏の西門豹は鄴邑の守令となつたが其の行ひは淸廉で誠實、一點の私利をはかるところが無かつた、彼はたゞ己が職分を忠實に盡すのみで、王の左右の臣には少しも諂ひ事へず、甚だ之を疏略にして居たので、左右の臣等は相共に連合一致して、西門豹を惡んで王に豹を讒言して居た、豹は任地に在ること一年の後政狀報告を奉つた處、治績揚らずとして君から鄴の令たるの印璽を取り上げ免職されて了つた、そこで西門豹は請願して云ふには「私は是迄は鄴の治め方を知らなかつたが今は既に

之を心得ましたから願くば再び印璽を賜はつて鄴邑を治めさせて戴き度い、若し再び鄴を治めて御約束通りの治績が揚りませんでしたら重き刑罰を甘んじてお受け致します」と云つたので、文公は氣の毒に思はれて再び之に鄴令の印璽を與へた、豹は今度は百姓に重税を課し以前とは打つて變つて急に王の左右の臣に諂ひ事へて、一年經つて報告を奉つた、而るに今度は左右に事へた爲、左右の臣は大いに西門豹を王に賞揚して居たので文侯は親ら出迎へて之を拜して禮を厚くして歡待した、そこで豹は左右に仕へると否とにより實際の治績如何に拘はらず餘り待遇の違ひの甚しきを見て、文侯は到底不明にして信頼するに足らないことを知り更めて文侯に對へて云ふやう「先年私は眞に君の爲に忠誠を盡して鄴を治めたのに君は全く之を知らず左右の言を信じて却つて私を免職したのに、このたびは私は君の御爲めよりも左右近臣の利益をはかる惡い政治して居たのに君は之を知らないでたゞ左右の言を信じて私を拜禮されるが、斯の樣な轉倒した待遇を受けるのでは私は今後到底鄴を治める事は出來ない」と、直ぐに印璽を返納して立ち去らんとしたが、文公は之を聽き容れずして「余は前には汝を充分知らなかつたのだ今始めて良くわかつた、何うぞ余が爲に骨折つて鄴を治めてもらひ度い」と云つて遂に辭職を許されなかつた。

語釋 斧鑕（斧は人を斬罪に處する斧、鑕は斬るべき人をのせる臺。）

齊有狗盜之子。與刖危子戲而相誇。盜子曰。吾父之裘獨有尾。危子曰。吾父獨冬不失袴。

訓讀 齊に狗盜の子と刖危の子と有り、戲れて相誇る、盜の子曰く「吾父の裘は獨り尾有り」と、危の子曰く「吾父は獨り冬袴を失はず」と。

通釋 齊の國に狗の裘を着て人家に忍び込んで盜みをする者の子と、罪の爲に罰せられて足を斷られた者の子とが戲れて互に自慢した事があつたが、盜の子は自慢して、我が父の着る裘は普通の裘に無い尾が着いてるぞと云ふと、足を斷られた者の子はまた負けずに我が父に限つて冬でも袴を失はずにチヤンと有つて居ると言つて、實際は親の恥をさらす事であるのに之を譽めて得々として居た。

語釋 冬不失袴（冬は何人も袴を用ふるが貧者は之を有する能はざるもの有り、然るに足を斷られた者は之を掩ふ爲に上より袴を給せらる、一說に冬は終の誤とす、亦通ず。）

桓公謂管仲曰。官少而索者衆。寡人憂之。管仲曰。君無聽左右之請。因能

而授祿。錄功而與官。則莫敢索官。君何患焉。

訓讀 桓公管仲に謂て曰く、「官少くして索むる者衆し、寡人之を憂ふ」と、管仲曰く、「君、左右の請を聽く無れ、能に因て祿を授け、功を錄して官を與ふれば、則ち敢て官を索むる莫し、君何ぞ患ひん」と。

通釋 齊の桓公が管仲に向つて云ふには「官職は數少いのに之を求むる者が大變多くて困つたものだが何うしたら宜からうか」と、管仲は對へて云ふやう「それならば君には今後左右近臣が內密に賴んで來るのを聽き容れないで、臣下の才能を見て俸祿を授け、其の功績を書き留め檢べてから相當の官職を與へたなら宜しいだらう、左すれば無能無功の者が僥倖を賴んで官職を求めて來る者が無くなるから君には何も御心配になるには及ばなくなります」と。

子綽曰。人莫能左畫方而右畫圓也。以肉去蟻。蟻愈多。以魚驅蠅。蠅愈至。

訓讀 子綽曰く、「人能く左に方を畫き右に圓を畫く莫きなり、肉を以て蟻を去らば蟻愈々多し、魚を以て蠅を驅らば蠅愈よ至らんと。

【通釋】子綽が云ふには、「人は誰しも左手で方形を畫きながら同時に右手で圓形を畫くことが出來ないが（人主も之と同じく術によつて專斷しないで、左右の毀譽を信じて之によつて事を爲さんとすれば一事も成し遂げ得ない）又た肉や魚の如きものは蟻や蠅の最も慕ふ所であるのに肉を置いて蟻を去らんとしたり魚を置いて蠅を追ひ去らんとしても蟻や蠅は愈々多く寄つて來こそすれ決して追ひはらふことは出來ない樣に人主も左右の言を聽いて姦臣を去らんとしても姦臣は到底除かれるものでない」と。

韓宣子曰。吾馬菽粟多矣。甚臞。何也。寡人患之。周布對曰。使騶盡粟以食。雖求無肥不可得也。名爲多與之。其實少。雖求無臞亦不可得也。主不審其情實。坐而患之。馬猶不肥也。

【訓讀】韓宣子曰く、「吾が馬菽粟多し、甚だ臞せたるは何ぞ、寡人之を患ふ」と、周布對へて曰く、「騶をして粟を盡し以て食はしめば、肥ゆる無からんことを求むと雖も得べからざるなり。名は多く之に與ふと爲して其實少し。臞する無からんことを求むと雖も得べからざるなり、主、其情實を審に

せず、坐して之を患ふれば馬猶ほ肥えざるなり」と。

通釋　韓宣子が「吾が馬は豆や粟を澤山與へて居るのに大變痩せて居るのは何故だらう、何うも心配でならない」と云ふと、其の臣の周布は對へて云ふには「馬飼が十分の粟を馬に食はしたなら、肥え太らせまいと思つても肥つて了ふのである、然るに名目ばかり多く與へたと云つて居つて、其實少ししか與へないのであるから、痩せさせまいと思つても痩せない譯に行かないのである、人君が親しく事の實情を審かに察知しないでたゞ空しく手を束ねて心配ばかりして居ては馬すらも猶ほ心のまゝに肥やすことは出來ないものであるから國事に至つては猶更の事である。

餘論　此の諸條は何れも左右近臣の言を信ずべからざることを述ぶ、左右近臣は多く爲にする所ありて君に云ふもので或は人を誹毀し或は人を稱譽するものである、人主がむやみに之を採用すれば一事も當を得る理なく、姦臣益々之に乘じて官祿を得んとする故人主は臣下の實情を審に察して、左右の言を用ひず術を執りて臣下に臨むべきを示す事例を擧げたのである。

桓公問置吏於管仲。管仲曰。辯察於辭。淸潔於貨。習人情。夷吾不如絃商。

請立以爲大理。登降肅讓。以明禮待賓。臣不如隰朋。請立以爲大行。墾草仞邑。辟地生粟。臣不如甯武。請以爲大田。三軍既成陣。使士視死如歸。臣不如公子成父。請以爲大司馬。犯顏極諫。臣不如東郭牙。請立以爲諫臣。治齊此五子足矣。將欲霸王。夷吾在此。

訓讀 桓公吏を置くことを管仲に問ふ、管仲曰く、「辭に辯察に、貨に淸潔にして、人情に習へるは、夷吾は絃商に如かず、請ふ立てゝ以て大理と爲さん、登降肅讓、以て禮を明にし、賓を待つは、臣隰朋に如かず、請ふ立てゝ以て大行と爲さん、草を墾り邑を仞め、地を辟き粟を生ずるは臣甯武に加かず、請う以て大田と爲さん、三軍既に陣を成し、士をして死を視ること歸するが如くならしむるは、臣公子成父に如かず、請ふ以て大司馬と爲さん、顏を犯し極諫するは臣東郭牙に如かず、請ふ立てゝ以て諫臣と爲さん、齊を治むる此の五子にして足る。將に霸王たらんと欲すれば夷吾此に在り」と。

通釋 齊の桓公が新に役人を任命せんとして其の適任者を管仲に尋ねると管仲は答へて云ふやう、

「言辭に優れて通じて居り、財利には潔白で能く世態人情に通じて居ることに於いては、私は絃商には及びません、何うか絃商を司法長官たる大理の職に任ぜられたい、階段の登り降りの禮容から揖讓進退の擧作に至るまで皆明かに禮節に法つて賓客を接待するは隰朋の長所で私の及ぶ所でない、何うか彼を賓客の禮を掌る長官たる大行の職に任ぜられたい、草野を開墾して邑里を興し、土地を開拓して穀粟を生ずる樣にすることにかけては、私は甯武に及ばない、何うか甯武を司農の長官たる大田の職に任ぜられたい、三軍の將卒が既に陣を齊へ戰端を開かうとする時、將士をして死地に就くことは恰も安息所に歸るが如く、全く懼るゝ所なく、勇戰せしめる事は、公子成父の長ずるところで私の到底及ぶ所でない、何うか彼を軍政の長官たる大司馬の職に任ぜられ度い、又た君主の面前に於て極諫して君の非を矯めんと爭ふ事は、東郭牙の長所であつて私の及ぶ所でない、何うか彼を君の諫官に任ぜられたい、齊一國を治める爲には以上の五人で充分である、若し齊國をして天下の覇者たり王者たらしめんとするならば私が居りますから其の任に當りませう」と。（此の傳の經文は缺けて無い）

語釋　大理（理は獄を治むる官、大理は即ち其の長官、司法長官にして大司寇とも云ふ。）　○大行（大行は周禮にもある官名で大賓大客を接待することを司る長官である。）　○大田（農政を司る長官にして後の大司農の職と同じ。）
○大司馬（軍政の長官。）　○三軍（一萬二千五百人を一軍と爲す、周禮の軍制によれば五人を伍となし、五伍二十五人を兩となし、五兩百人を卒となし、五卒五百人を旅となし、五旅二千五百人を師となし、五師を一軍となす。）

敍説 經五の傳文、五つの例話を擧げてあるが、最後の一條は經文を缺く。

五 孟獻伯相晉。堂下生藿藜。門外長荊棘。食不二味。坐不重席。無衣帛之妾。居不粟馬。出不從車。叔向聞之。以告苗賁皇。賁皇非之曰。是出主之爵祿。以附下也。

訓讀 孟獻伯晉に相たり、堂下に藿藜を生じ、門外に荊棘を長ず、食ふに味を二にせず、坐するに席を重ねず、帛を衣るの妾なく、居るに馬に粟せず、出るに車を從へず、叔向之を聞きて以て苗賁皇に告ぐ。賁皇之を非として曰く「是れ主の爵祿を出して以て下に附するなり」と。

通釋 孟獻伯は晉の宰相となつたが、其の平常淸廉にして請託の客も無い爲、堂下の庭には藿や藜が生じ、門前には荊棘が繁る程であり、又た頗る質素であつて、食膳は一菜に限り、座するにも敷物を重ねる事なく、妾も絹布を纏ふことなく、家に在つては馬に粟を食はしめず、外に出る際に御供の車を從へて行くことは無かつた、大夫の叔向は之を聞いて苗賁皇に告げた處、賁皇は之を非難して云ふには「彼の此の行爲は是れ主君より賜はる爵祿を不當に使用して、人望を得んとする者で、決して

譽むべき事ではない」と云つた。

語釋 出主之爵祿以附下也（主君より賜はつた、爵祿を身分相應に使用すべきのに、極端な節約をやつて職責を全うせず、而も人望を博するをいふ。一說に出を分を離る、意に解するも「一曰」以下を參酌して前者を取る。）

一曰。孟獻伯拜上卿。叔向往賀。門有御馬。不食禾。向曰。子無二馬二輿何也。獻伯曰。吾觀國人尚有飢色。是以不秣馬。班白者多徒行。故不二輿。向曰。吾始賀子之拜卿。今賀子之儉也。向出語苗賁皇曰。助吾賀獻伯之儉也。苗子曰。何賀焉。夫爵祿旂章。所以異功伐別賢不肖也。故晉國之法。上大夫二輿二乘。中大夫二輿一乘。下大夫專乘。此明等級也。且夫卿必有軍事。是故修車馬。比卒乘。以備戎事。有難以備不虞。平夷則以給朝事。今亂晉國之政。乏不虞之備。以成節儉。以潔私名。獻伯之儉也可與。又何賀。

訓讀 一に曰く、孟獻伯上卿に拜す、叔向往て賀す、門に御馬あり禾を食はず、向曰く、「子に二馬

二輿無きは何ぞや」と、獻伯曰く、「吾れ國人を觀るに尙ほ飢色あり、是を以て馬に秣はず、班白の者多く徒行す、故に二輿せず」と、向曰く、「吾れ始め子の卿に拜するを賀す、今子の儉を賀するなり」と、向出で、苗賁皇に語げて曰く、「吾を助けて獻伯の儉を賀せよ」と、苗子曰く、「何ぞ賀せん、夫れ爵祿旂章は功伐を異にし、賢不肖を別つ所以なり、故に晉國の法に上大夫は二輿二乘、中大夫は二輿一乘、下大夫は專乘なるは此れ等級を明かにするなり、且つ夫れ卿は必ず軍事あり、是の故に車馬を修め、卒乘を比し、以て戎事に備ふ、難あれば以て不虞に備へ、平夷なれば則ち以て朝事に給す、今晉國の政を亂し、不虞の備へを乏しくして、以て節險を成し、以て私名を潔うす、獻伯の險や可ならんや、又何ぞ賀せん」と。

通釋 一說に孟獻伯が上大夫を拜命した時に大夫の叔向が之をお祝ひに行つた所が、門に乘用の馬は居るが之に穀を與へないので、叔向は「貴下は何故に二馬と二乘の車を備へて居らぬか」と尋ねると、獻伯は答へて「私は吾が國人の樣子を見るに、まだ穀食が充分でなく饑ゑ疲れてる樣に思はれるので馬などに穀をやつて、肥すべきでないと考へて、秣かふ事を控へて居るのである、又胡麻鹽頭の老人が駕乘する車も無く多く徒步して居るのだから自分獨り二乘の車を備へる事は差控へて居るの

です」と云ふと叔向は感心して了つて、「私は始め貴下が上卿に拜せられたのを祝賀に來たのですが、今は貴下の甚だ節儉に勉めらるゝ美德を慶賀致しませう」と云つて、去つて苗賁皇に此の事を話して「貴下も私の意見に賛成して孟獻伯の節儉せらるゝのを祝賀され度い」と云ふと苗賁皇は云ふやう「何も賀するには及ばない、一體爵祿や旌旗などを賜はるのは、主君が之によつて臣下の功勞の差異をつけ、賢と不肖者との區別を明かにする爲のものである、それ故晉國の法では、上大夫の位にある者は二臺の車と四頭立の馬二組とを備へ、中大夫は車二つと馬一組を備へ、下大夫はたゞ四頭立の馬一組を備へるので、此れは各々分限等級を明かにする爲である、其上、卿大夫は必ず軍事に當ることがあるので、車馬を調へ兵卒騎乘を列ねて兵事を備へ、一旦國難ある時は、その非常時の變に備へ、平和無事の時は參朝の用に供するのである、然るに今孟獻伯は晉國の政法を紊し、非常時の備を薄くして節儉を勉め、たゞ廉潔と云ふ個人的の名聲を擅にして居るのであつて、獻伯の儉の如き一見譽むべきが如くでも、實は甚だ不可なる事である、何うして之を賀する道理があらうや」と。

餘論　臣下の徒に卑儉の行を以て德となすの不可なるを說く。人君は慶賞を以て臣下を勸勵するを利とする故、伯夷・許由の如き有德の隱者を無用なりとするは韓非の持論である、此說話は左傳に於て

は季文子の事となし、此の行ひを君に忠なるものとして稱揚して居る、此れ左氏は儒家の立場に在り奉ずる所を異にするが爲である。讀者詳しくは左傳襄公五年の文に就て見られるがよい。

管仲相齊。曰。臣貴矣。然而臣貧。桓公曰。使子有三歸之家。曰。臣富矣。然而臣卑。桓公使立於高國之上。曰臣尊矣。然而臣疎矣。乃立爲仲父。孔子聞而非之曰。泰侈偪上。

訓讀 管仲齊を相たり、曰く、「臣貴し然り而して臣貧し」と、桓公曰く、「子をして三歸の家有らしめん」と、曰く、「臣富めり、然り而して臣卑し」と、桓公高國の上に立たしむ、曰く、「臣尊し、然り而して臣疎なり」と、乃ち立てゝ仲父と爲す、孔子聞いて之を非て曰く、「泰侈上に偪る」と。

通釋 管仲が齊の宰相となり、桓公に語つて「私は地位は貴いが何うも家は貧しくて困ります」と云ふと、桓公は「然らば汝に三姓の女を娶つて養ふべきの食邑を與へん」と云ふと管仲はまた「さうして下されば私は富む事は出來ますが、身分は猶ほ卑しいのであります」と云つたので、桓公は管仲を齊の名門たる高氏國氏兩家の上の格式に昇せた、するとまた管仲は「私の地位は充分尊くなりま

したが、新に仕へたる者であるから殘念ながら齊の公室と疏遠であります」と云つたので、桓公はそこで之を尊び親んで仲父として已れの父の如くにした、孔子は此の事を聞いて之を非難して「管仲は甚だ驕奢にして遂に上主君に迫るに至つた」と評された。

語釋　三歸之家（論語八佾にも孔子曰く管氏三歸ありの語あり之が註說甚紛々たり、多くは以て臺の名となす、賈誼の說及大田錦城論語大疏等は三歸を三百乘の誤となす、此處には毛奇齡氏論語稽求篇の說に從つて三姓の女を娶ると解す。）○仲父（仲は管氏の名、父は之を尊んで父の如くする意あり、管仲を以て師父の位としたのである。）

一曰。管仲父出。朱蓋青衣。置鼓而歸。庭有陳鼎。家有三歸。孔子曰。良大夫也。其侈偪上。

訓讀　一に曰く、管仲父出づるに朱蓋青衣、鼓を置いて歸す、庭に陳鼎あり、家に三歸あり、孔子曰く、「良大夫なり、其侈上に偪る」と。

通釋　一說に管仲が外出する時は朱色の車蓋をさし掛け、青衣を着た士を從へ、食事を爲す時は音樂を爲さしめた、庭前には鼎を陳ねて炊ぎ、家には三姓の女を娶つて養ふ程の富があつたが、孔子は之を評して、管仲は良大夫であるが、其奢侈は上の者を陵ぐ」と云はれた。

語釋 置跛而歸(歸は饋と通ず、食する毎に跛を打たしむること。)

孫叔敖相レ楚。棧車牝馬。糲餅菜羹。枯魚之膳。冬羔裘。夏葛衣。面有ニ饑色一。則良大夫也。其儉逼レ下。

訓讀 孫叔敖、楚に相たり、棧車牝馬糲餅菜羹、枯魚の膳、冬は羔裘、夏は葛衣、面に饑色あり、則ち「良大夫なれども其儉、下に逼る」と。

通釋 孫叔敖は楚の宰相となつたが、士の乘る質素なる棧車に乘り、牝馬に牽かせ、食物は粗く舂いた粟の餅と、野菜の羹と、枯魚を膳に供し、着物も冬は小羊の裘、夏は葛織の衣を着し、常に饑ゑ疲れた顔色をして居た、孔子は之を評して、「誠に良大夫であるが其の餘りに節儉なることは下賤の者と同じ事をする譯になつて良くない」と云はれた。

陽虎去レ齊走レ趙。簡主問曰。吾聞子善樹レ人。虎曰。臣居レ魯樹ニ三人一皆爲ニ令尹一。及ニ虎抵ニ罪於魯一。皆搜ニ索於虎一也。臣居レ齊薦ニ三人一。一人得レ近レ王。一人爲ニ縣令一。

一人爲候吏。及臣得罪。近王者。不見臣。縣令者迎臣執縛。候吏者追臣至境上。不及而止。虎不善樹人。主俛笑曰。樹橘柚者。食之則甘。嗅之則香。樹枳棘者。成而刺人。故君子愼所樹。

訓讀　陽虎齊を去り趙に走る、簡主問うて曰く、「吾れ聞く子善く人を樹つ」と、虎曰く、「臣魯に居りて三人を樹つ、皆令尹たり、虎、罪に魯に抵るに及び、皆虎を搜索せり、臣齊に居りて三人を薦む、一人は王に近くを得、一人は縣令となり、一人は候吏と爲る、臣罪を得るに及び王に近づく者は臣を見ず、縣令は臣を迎へて執縛す、候吏は臣を追ひて境上に至り及ばずして止む、虎善く人を樹てず」と、主俛して笑つて曰く、「橘柚を樹うる者は之を食へば則ち甘く、之を嗅げば則ち香し、枳棘を樹うる者は成りて人を刺す、故に君子は樹つる所を愼む」と。

通釋　陽虎が齊を去つて趙に逃げて行つた時、趙簡主が陽虎に向つて問うて「私は貴方が善く人物を見立て〻官途に就かしめたと聞いて居るが如何です」と云ふと、陽虎は對へて「私は魯に居つた時、三人の者を取り立て〻皆地方長官となりましたが、私が魯に於て罪を得るやうになると皆私を探

索して捕縛しようとしました、又私が齊に居ります時に三人を推薦しましたが其の一人は王に近侍する事が出來る樣になり、一人は縣令となり、一人は道路に賓客を送迎する官となりましたが、私が齊に於て罪を得るに及ぶと、其の王に近侍する者は私を見て王に取なして呉れることをせず、縣令になつてた者は私を迎へて捕縛せんとするし、侯人となつて居た者は私を捕へんとして國境の邊りまで追ひかけて來ましたが、追ひ付けないで止めました、斯んな次第ですから私は決して善く人を取り立てたとは云はれません」と云ふと、簡主は俯して笑つて云ふには「抑も橘や柚を植ゑた者は、後になり之が實を食へば甘く、之が香を嗅げば芳しいが、之に反して枳や棘を樹ゑて置いた者は、それが成長すると却つて人を刺すものであるから、君子は初に當つてよく樹つる所を愼むものだ」といつた。

語釋　令尹（縣令と同じ。）　○候吏（周禮夏官の屬には之を候人と云ひ道路に國の賓客を送迎する役人である。）

中牟無令。晉平公問趙武曰。中牟三國之股肱。邯鄲之肩髀。寡人欲得其良令也。誰使而可。武曰。刑伯子可。公曰非子之讎乎。曰。私讎不入公門。公又問曰。中府之令。誰使而可。曰。臣子可。故曰。外擧不避讎。內擧不避子。趙

武所薦四十六人。及武死。各就賓位。其無私德若此。

訓讀 中牟に令なし、晉の平公趙武に問うて曰く、「中牟は三國の股肱、邯鄲の肩髀なり、寡人其の良令を得んと欲す、誰を使めて可ならん」と、武曰く、「刑伯子可なり」と、公曰く、「子の讎に非ずや」と、曰く、「私讎は公門に入らず」と、公又問うて曰く、「中府の令誰を使めて可ならん」と、曰く、「臣の子可なり」と。故に曰く、「外擧は讎を避けず、內擧は子を避けず」と、趙武の薦むる所四十六人、武死するに及び各賓位に就く、其私德無きこと此の如し。

通釋 晉の中牟に縣令が缺けて居たので平公は臣の趙武に問うて、「中牟は趙齊燕三國の共に股肱と賴む有力な所であり、殊に趙の都邯鄲に取つては肩とも髀とも云ふべき重要の地であるから、何分良い縣令を得たいと思ふが、誰を任用したら宜しからうか」と云ふと、趙武が刑伯子が宜しいと云つたので、平公はまた「彼は汝の仇ではないか」と云ふと、趙武は「個人的の讎は公の事には及ぼさない」と云つた、平公は又「中府を守る長官は誰を任命したら宜からうか」と尋ねると、趙武は「私の子が宜しい」と對へた。されば古語にも「他人を薦むる場合には其の最も疏遠なるべき讎でも適任者であれば之を擧げるし身內を薦むる場合適任であれば其の最も親しい子さへも避けず」と云うてある、趙

武の推薦で官職に就いた者が四十六人あつたが、武が死すると皆賓位に就て喪を弔し、私室に入つて弔するものは無かつた、彼が私德を施さないで適任者を公擧した事は斯の如くであつた。

平公問叔向曰。群臣孰賢。曰趙武。公曰。子黨於師人。向曰。武立如不勝衣。言如不出口。然所擧士也數十人。皆得其意。而公家甚賴之。及武子之生也。不利於家。死不託於孤。臣敢以爲賢也。

訓讀 平公、叔向に問うて曰く、「群臣孰か賢なる」と、曰く「趙武なり」と、公曰く「子は師人に黨す」と、向曰く、「武は立てば衣に勝へざるが如く、言へば口に出でざるが如し、然れども擧ぐる所の士數十人皆其意を得、而して公家甚だ之に賴る、武子の生くるに及んで、家に利せず、死して孤を託せず、臣敢て以て賢と爲すなり」と。

通釋 晉の平公は叔向に群臣の中誰を賢人と云はれるかと問ふと、叔向は「趙武です」と答へた、平公はそこで「汝は汝の長官を贔屓して居る」と云ふと、叔向が云ふには「いや決して然う云ふ意味ではない、趙武は立てば其の朝服に稱はない樣に風采揚らず、言を發すれば口からうまく出ないでも

あるかの樣に訥辯ではあるが誠に公平無私の人であつたから彼の推擧した數十人は皆其の思ふ存分働いて忠を盡すを得た、そして趙の公室も大いに此の數十人の士を賴みとしたのである、武子は生きてる間にも決して自分の世話をした人を利用して私家の富貴を計ることなく死するに臨んでも其の孤兒を彼等に託する事をしなかつた、斯の如く公正の人であつたから私は敢て彼を以て賢者だとするのです」と。

解狐薦其讎於簡主以爲相。其讎以爲且幸釋己也。乃因往拜謝。狐乃引弓迎而射之曰。夫薦汝公也。以汝能當之也。夫讎汝吾私怨也。不以私怨汝之故擁汝於吾君。故私怨不入公門。

訓讀　解狐其の讎を簡主に薦めて以て相と爲す、其讎以爲らく且つ幸に己を釋すなりと、乃ち因て往いて拜謝す、狐乃ち弓を引き迎へて之を射て曰く、「夫の汝を薦むるは公なり、汝能く之に當るを以てなり、夫の汝を讎とするは吾が私怨なり、私に汝を怨めるの故を以て汝を吾が君に擁せず」と、故に私怨は公門に入らずと。

【通釋】趙の解狐は其の讎同志となつて居る者を簡主に推薦して趙の宰相と爲したので、其の人は解狐が幸にも已に對する宿怨をも釋して呉れたものと思ひ、解狐の家に往つてお禮を申した所が、解狐は弓をひいて迎へて之を射るばかりにして云ふには「汝を宰相の位に薦めたのは公の事であつて、汝が適任者であつたからである、又汝を讎として怨むのは我が汝に對する私怨である、然し個人として汝を怨むからとて、汝を吾が君より隔てることはしない」といつた。されば古語にも「私怨は公門に入らず」とある。

【語釋】擁汝於吾君（汝の才德を掩ひかくして君公に認められぬやうにすること。）

一曰。解狐擧刑伯柳爲上黨守。柳往謝之曰。子釋罪。敢不再拜。曰。擧子公也。怨子私也。子往矣。怨子如初也。

【訓讀】一に曰く、解狐、刑伯柳を擧げて上黨の守と爲す、柳往いて之を謝して曰く、「子罪を釋す、敢て再拜せざらんや」と、曰く、「子を擧ぐるは公なり、子を怨むは私なり、子往け、子を怨むは初の如きなり」と。

通釋 一說に解狐が自分の讐である刑伯柳を推擧して上黨郡の郡守と爲した、そこで刑伯柳は解狐の許に行つて御禮を述べて「貴下は私の罪を釋して下さつて誠に有難う御座います、何とて再拜しないで居られやう」と云ふと、解狐は之に對へて「足下を推擧したのは公事であつて、足下を怨むのは私事である、御歸りなさい、足下を怨んで居る事は初と變りはないのだ」と云つた。

餘論 此の節は前の二節と共に、人臣が人を薦めるに當りては必ず、私情を挿まず公擧すべきを例示した。中にも趙武の場合は公明盡忠で、社稷の臣の風格、欽仰すべきものであり、解狐の場合は稍々極端になつてゐるが、何か深い考へがあつてやつたことゝ見るべきである。たゞ陽虎の場合は簡主の樣に單純に一笑に附し去るべきものではなからう。元來人を樹つるは君國の爲めで、己の爲ではない、一旦事ある場合、大義親を滅するの立場より、恩人を追捕することもあり得る。恩人を追捕することになつても、必ずしも推擧が謬つてゐたとは斷ぜられない。韓非の立場からいへば勿論、常識からいつても簡主の態度は排擊し去るべきである。

鄭縣人賣豚。人問其價。曰。道遠日暮。安暇語汝。

訓讀 鄭縣の人豚を賣る、人其の價を問ふ、曰く、「道遠くして日暮る、安んぞ汝に語ぐるに暇あら

ん」と。

【通釋】鄭縣の人で豚を賣る人が居たので、人が之を買はんとしてその價をきくと「遠い所へ歸らねばならぬのにから日も暮れたのだ。どうして汝とそんな話などして居られるものか」と言つて商賣もせずに行つてしまつた。

【餘論】豚を賣る者、目前の利を知らずに道を急ぐ、此の經意と全く關係がない上に經文にも載つて居ないから恐らく前の左上篇中の錯簡だらうと思はれる。

【敍說】經六の傳、凡そ四例話を擧ぐ。

六　范文子喜直言。武子擊之以杖曰。夫直議者不爲人所容。無所容則危身。非徒危身。又將危父。

【訓讀】范文子、直言を喜む、武子之を擊つに杖を以てし、曰く、「夫れ直議の者は人の容るゝ所と爲らず、容るゝ所無ければ則ち身を危くす、徒に身を危くするのみに非ず、又將に父を危くせんとす」と。

通釋 晉の苑文子は直言を好んだ、其父の武子が杖を以て之を擊つて云ふには「夫れ正直に議論する者は人に容れられない、人に容れられなければ其身を危くする結果になる、そして己が身を危くするばかりでなく、又父の身を危くする結果になるのだ」と。

子產者子國之子也。子產忠於鄭君。子國譙怒之曰。夫介異於人臣。而獨忠於主。主賢明能聽汝。不明將不汝聽。聽與不聽。未可必知。而汝已離於群臣。離於群臣。則必危汝身矣。非徒危己也。又且危父矣。

訓讀 子產は子國の子なり。子產、鄭君に忠なり、子國、之を譙怒して曰く、「夫れ人臣に介異にして獨り主に忠ならんか、主賢明ならば能く汝に聽かん、不明ならば將に汝に聽かざらんとす、聽と不聽と未だ必ずしも知るべからず、而して汝已に群臣に離る、群臣に離るれば則ち必ず汝の身を危くせん、徒に己を危くするのみに非るなり、又且つ父を危くす」と。

通釋 鄭の子產は子國の子であるが、子產が鄭の君に忠誠を盡した所、父の子國は是を責め怒つて云ふには「夫れ他の諸臣と特に異つて己のみ獨り君主に忠を盡した所で、幸に主君が賢明であれば汝

の言を聴用するだらうが、不明の君であつたら決して聴かれまい、主君に聴用されると否とは、未だ必ずしも分らないのに、左様な行をすれば汝は已に群臣の仲間外れとなつて了ふ、群臣と離反したならば、必ず汝の身を危くするが、たゞ其の一身を危くするばかりでなく、やがては父迄も危くするのだ」と。

梁車新爲鄴令。其姉往看之。暮而後門閉。因踰郭而入。車遂刖其足。趙成侯以爲不慈。奪之璽而免之令。

【訓讀】梁車新に鄴の令たり、其姉往て之を看る、暮にして門に後る、閉づ、因つて郭を踰へて入る、車遂に其足を刖る、趙の成侯以て不慈と爲し、之が璽を奪つて、之が令を免ず。

【通釋】梁車が鄴の縣令に新任したので、其の姉が訪ねて往くと、日暮れて既に門限に遲れて門が閉されて居たので、城郭を乘り踰へて入つた所が、梁車は遂に之を法文に照して、姉の足を斷つて了つた。趙の成侯は梁車の行は餘りに無慈悲だとして、其の印璽を取り上げて鄴の令を免職して了つた。

管仲束縛。自魯之齊。道而饑渴。過綺烏封人而乞食。烏封人跪而食之。甚

敬。封人因竊謂仲曰。適幸及齊不死而用齊。將何報我。曰。如子之言。我且賢之用。能之使。勞之論。我何以報子。封人怨之。

(右　傳)

訓讀 管仲束縛せられ魯より齊に之き、道にして饑渇す、綺烏の封人に過りて食を乞ふ、烏封人跪て之に食はしめ甚だ敬す。封人因て竊に仲に謂て曰く、「適ま幸に齊に及び、死せずして齊に用ひらるれば將に何をか我に報ひんとす」と。曰く、「子の言の如くんば我れ且に賢を之れ用ひ、能を之れ使ひ、勞を之れ論ぜんとす、我れ何を以て子に報ひんや」と。封人之を怨む。

通釋 管仲が捕へられ身を束縛されて、魯より齊に護送され途中甚だ饑渇したので綺烏と云ふ處の國境を守る人の家に立寄り食を乞うた、封人は跪いて食を供し、甚だ丁重にもてなしたが、之に因つて封人は私に管仲に向つて「若し幸に齊に到つて罪せられずに齊國に用ひらる樣なことがあれば、何を以て今日の私の好意に酬いて下さるか」と云ふと、管仲は「若し貴方の云はる通り私が齊國に用ひられたなら私は賢者を用ひ、能者を使ひ、功勞ある者を論賞致さうと思ふが、貴方から受くる私恩

の如きは、何も報ゆるに足らない」と云ふと封人は之を聞いて其の無情を怨んだ。

餘論 以上で傳の第六を終る。

文子の直言を喜み、子産の忠諫を敢てするに對して、之を責めた父の心情も理解できるが、恐らくは凡庸の人であつたらう。

梁車が法を用ひて姉の足を切つたことは餘りに不慈といはれても致しかたはあるまい、孔子の「父は子の爲に隱し、子は父の爲に隱す、直きこと其の中に在り」といふのが正論であらう、然し韓非の立場からいへば、どうしても梁車のやりかたを支持して、趙の成公を責めねばならぬところである。

管仲の封人に答へた語は堂々として人傑の風があり、晉の文侯が流寓中楚王に屈しなかつた話（左傳僖公二十三年に見ゆ）と好一對であらう。

外儲說右上第三十四

叙説　此の篇、人君の臣下を統御する道を三箇條に分け、經に於いて其の要旨を略說し、傳に於いてそれを例證せんとしてゐる形式は前篇に同じであるが、只冒頭の一句「君所ニ以治レ臣者有レ三」は經三條の總提ともいふべきもので外儲說中獨り此の篇にのみ見る形式である。

經の一は、君主の臣下を統御する方法三つありとして、その第一は專ら勢威を恃みとして、賞罰を徹底的に勵行するに在り、而して賞罰を以てして動かざる者は之を除くべしといふのである。

君所ニ以治レ臣者有レ三。

一　勢不レ足ニ以化一則除レ之。師曠之對。晏子之說。皆舍ニ勢之易一也。而道ニ行之難一。是與レ獸逐走也。未レ知レ除レ患。患之可レ除。在ニ子夏之說ニ春秋一也。善持レ勢者。蚤絕ニ其姦萌一。故季孫讓ニ仲尼一以遇レ勢。而況錯ニ之於君一乎。是以太公望殺ニ狂矞一

而臧獲不乘驥。嗣公知之。故不駕鹿。薛公知之。故與二欒博。此皆知同異之反也。故明主之牧臣也。說在畜烏。

【訓讀】君、臣を治むる所以の者三有り。

勢、以て化するに足らざれば則ち之を除く、師曠の對、晏子の說は皆勢の易きを舍てゝ、行ひの難きに道る、是れ獸と逐走するなり、未だ患を除くを知らず、患の除くべきは子夏の春秋を說くに在り、善く勢を持する者は蚤く其姦萠を絕つ、故に季孫は仲尼を讓るに勢に遇するを以てす、而るを況んや之を君に錯くをや、是を以て太公望は狂矞を殺し、而して臧獲は驥に乘ぜず、嗣公は之を知る、故に鹿に駕せず、薛公は之を知る、故に二欒と博す、此れ皆同異の反を知るなり、故に明主の臣を牧するや、說は烏を畜ふに在り。

【通釋】凡そ人君が臣下を統治する術に三條ある。

人君が賞罰の勢を以てしても臣の行を化し改むるに足らないやうな者は之を除き去るのである、彼の師曠が君に對へた言や、晏子が君に說いた論の如きは、皆勢に據る樂な手段を捨てゝ、率先躬

行といふ困難な方法によつたものである。是れ恰も車を捨てゝ徒歩で獸を逐ふ樣なものでこれではまだ患害を除く道を知らないのである、患を無くする方法は子夏が春秋を說いた說を含味することに在る、卽ち善く君の勢を握つて活用する者は必ず早く臣下の姦邪の萠芽を絕やすのである、されば季孫氏は己れの勢に對抗し邪魔したと云つて仲尼を咎めた、季孫は人君では無いがよく勢を把持して子路の私惠を禁ずる事が出來たのであるから、況して此の術を人君が行つたなら何人も患を爲し得ない筈だ、斯う云ふ道理があるからこそ太公望は狂矞が己の用を爲さないからと云つて之を殺し、臧獲は無益なるが爲に驥に乘らなかつた、衞の嗣公は此の理を知つて居た爲に無用の鹿に駕する事は出來ないと云ひ、又魏の薛公は、二欒と博奕を爲して己の用を爲さば利益ある事を示した、此等の人々は君臣はその利害の相反することを知つて居るのである、されば明君が臣下を養ひ馴らすの道は烏を飼ひ馴らす說によつて明かである。

【語釋】 遇レ勢（遇は寓に通用、寓は托の意、勢に托すとは勢威に乘じ術を用ゐること。） ○二欒（欒は或は孿に作る、雙生兒のこと。） ○同異之反（君利ある所臣害あり、臣利ある所君害あり、臣主の利害相反して兩立し難いことを云ふ。）

【敍說】 經二の趣旨は人君の地位は群臣の利害關係の輻湊する中心で、衆目の集まる焦點である、そ

れで人君は氣をゆるして、臣下の取入る間隙を作つてはならぬ、といふに在る。

二　人主者利害之輻轂也。射者衆。故人主共矣。是以好惡見。則下有因。而人主惑矣。辭言通。則臣難言。而主不神矣。說在申子之言六慎。與唐易之言弋也。患在國羊之請變。與宣王之大息也。明之以靖郭氏之獻十珥也。與犀首甘茂之道穴聞也。堂谿公知術。故問玉卮。昭侯能術。故以聽獨寢。明主之道在申子之勸獨斷也。

訓讀　人主は利害の輻轂なり、射る者衆し、故に人主共せらる、是を以て、好惡見はるれば、則ち下因る有り、而して人主惑ふ、辭言通ずれば、則ち臣言ふを難り、而して主、神ならず、說は申子の六慎を言ふと、唐易の弋を言ふとに在り、患は國羊の變を請ふと、宣王の大息するとに在り、之を明かにするに靖郭氏の十珥を獻ずると犀首を甘茂の穴より聞くとを以てす、堂谿公術を知る、故に玉卮を問ふ、昭侯術を能くす、故に以に聽いて獨寢す、明主の道は申子の獨斷を勸むるに在るなり。

通釋 人君なる者は利害の集中する標的であつて之を射中てんとする者は甚だ多い、されば人君は常に是等の人々から圍繞されて狙はれて居る、故にもし人君が其の好き嫌ひを見はすと、臣下はそれに調子を合はせる爲に、自分を詐り飾るから、人君はその正邪曲直を知るに惑つて了ふ、又た人君が臣下の申上げた言を他に漏らす時は、臣下はその結果禍の我身に及ぶ事を恐れて口を噤み、下情が上にわからなくなり、而も君上の事情が下に漏れ明かになる故、人君の神聖を失ふことになる、其の說は申子が六つの愼むべき事を述べたことと、唐易が弋者の愼む所を言つた事に在る、人君が好惡を見した弊害の例は國羊が鄭君の前に過を變ぜんと請うた事と、韓の宣王が客の言を聞いて說んで太息した事とに在る、又人君の意中を明にするには靖郭氏は十個の耳玉を孺子等に獻じ、犀首の事を甘茂は穴より立聞したことであつた。堂谿公は人君の執るべき術を知つて居つた爲に昭侯に向つて玉巵の事を問うて之を悟し、昭侯は人主の術を執り行ふ事の出來る君であつたので、堂谿公の訓を聞いてより以來獨り寢をして、大事の漏れない樣にした、明主たるの道は申子が勸めたやうに獨り事を斷ずるに在るのである。

語釋 軺轂（軺は、釋名に「軺は遙なり、四向遠望の車なり」とあり、高く作られた車で、展望に便宜であり隨つて又衆目の集る所でもある。轂は車輪の中心を成す「コシキ」のこと、轂は輻（や）の集まる所である。因つて軺轂の二字で、君主が天下の正位に立ち、四方之に

向ひ、萬娛福淺することに譬へたのである。一說に軒轂は擯轂の誤で質的（まと）のことだといふ、兩說共に意味は通ず。）　○共（共は圍繞の意、周圍をとりかこみむかふこと。）　○辭言通（臣下の君へ申し上げた言葉が他の臣下へ洩らされること。）

【敍說】經三の趣旨は、人君の政術が實行されないのは、君側の姦臣が之を邪魔するからである、それで是等の姦物を除かんとするには、患部を切開治療する時の覺悟を以てせねばならぬといふに在り。

三　術之不行有故。不殺其狗則酒酸。夫國亦有狗。且左右皆社鼠也。人主無堯之再誅與莊王之應太子。而皆有薄媼之決蔡嫗也。如是不能以教歌之法先揆之。吳起之出愛妻。文公之斬顚頡。皆違其情者也。故能使人彈疽者。必其忍痛者也。（右經）

【訓讀】術の行はれざるは故有り、其狗を殺さざれば則ち酒酸す、夫れ國にも亦た狗有り、且つ左右は皆社鼠なり、人主に堯の再誅と莊王の太子に應ずると無くして、而して皆薄媼の蔡嫗に決する有るなり、是の如くなれば、歌を教ふるの法を以て先づ之を揆ること能はず、吳起の愛妻を出し文公の顚頡を斬るは皆其の情に違ふ者なり、故に能く人をして疽を彈ぜ使むる者は必ず其の痛を忍ぶ者なり。

通釋 人君の術の行はれないのは其處に原因があるからである、酒屋の猛犬を殺さなければ買手は恐れて來ずに酒は腐つて酸くなる、國にも亦狗に等しく邪魔になる者がある。其の上左右の近臣は皆如何にも除き樣の無い、社に棲む鼠の如く害を爲す人々であり、今の人君には堯が二度も諫める者を誅し、楚の莊王が太子の非法に應へて之を責めた樣な明察は無くて、却つて皆薄疑の母が其の子を信じ切れずに、最後の決定を蔡嫗に相談して爲したが此れと同じやうに人君は忠良の臣に聞かないで左右重臣にばかり聞いて事を決する、是の樣な次第では歌を敎うる者が、先づ律を以て音聲を揆る事をする樣に、人が臣下の言を陳べたのを法を以て之を度り、其功用を察する事は出來ない、吳起が命令通りでないからと云つて愛妻を逐ひ出した事や、晉の文公が其の愛する所の顚頡が約束の期に遲れたと云つて、斬罪に處した事などは、皆其私情に違つて公法に從つた者である、されば能く思ひ切つて疽の治療をして貰ふ人は、痛みをこらへる者でなければならぬ。姦臣を去る場合には患部を切開するの覺悟を要するのである。

語釋 酒酸(酒の腐敗して酸くなるを云ふ。)

賞レ之譽レ之不レ勸。罰レ之毀レ之不レ畏。四者加焉不レ變則除レ之。齊景公之レ晉。從二平

公飲。師曠侍坐。始坐。景公問政於師曠曰。太師將奚以教寡人。師曠曰。君必惠民而已矣。中坐。酒酣將出。又復問政於師曠曰。太師奚以教寡人。曰。君必惠民而已矣。景公出之舍。師曠送之。又問政於師曠。師曠曰。君必惠民而已矣。景公歸思。未醒而得師曠之所謂。公子尾・公子夏者景公之二弟也。甚得齊民。家富貴而民說之。擬於公室。此危吾位者也。今謂我惠民者。使我與二弟爭民。於是反國。發廩粟以賦衆貧。散府餘財以賜孤寡。倉無陳粟。府無餘財。宮婦不御者出嫁之。七十受祿米。鬻德施惠於民也。已與二弟爭民。居二年。二弟出走。公子夏逃楚。公子尾走晉。

訓讀 之を賞し之を譽むるも勸まず、之を罰し之を毀るも畏れず、四者加へて變ぜざれば則ち之を除く。

齊の景公、晉に之き平公に從つて飲す、師曠侍座す、始めて坐するや、景公政を師曠に問うて

曰く、「太師將た奚を以て寡人に敎へん」と、師曠曰く、「君必ず民を惠まんのみ」と、中坐、酒酣にして將に出でんとす、又復た政を師曠に問うて曰く、「太師奚を以て寡人に敎へん」と、曰く、「君必ず民を惠まんのみ」と、景公出でゝ舍に之く、師曠之を送る、又政を師曠に問ふ、師曠曰く、「君必ず民を惠まんのみ」と、景公歸りて思ひ、未だ醒めずして師曠の謂ふ所を得たり、公子尾・公子夏は景公の二弟なり、甚だ齊の民を得たり、家富貴にして民之を說び、公室に擬す、此れ吾が位を危くする者なり、今我に民を惠めと謂ふは、我をして二弟と民を爭はしむるかと、是に於て國に反り稟粟を發して以て衆貧に賦ち府の餘財を散じ以て孤寡に賜ふ、倉に陳粟なく、府に餘財無し、宮婦の御せざる者は出して之を嫁し、七十は祿米を受く、德を鬻ぎ惠を民に施し、已て二弟と民を爭ふ、居ること二年にして、二弟出走す。公子夏は楚に逃れ、公子尾は晉に走る。

通釋　人君が賞を與へても、名譽を與へても、上に忠勤を勵むこと無く、罰を加へ、汚名を蒙らしても、上を畏れることも無く、賞罰毀譽の四者を加へても、其の爲す所を改めない者は何とも致し方の無い者で、是は國家より除外すべきである、齊の景公が晉の國に往訪して晉の平公の御相伴をして酒宴をした時、晉の太師の師曠が其席に侍座した、座席に就くと直ぐ景公は政治の事を師曠に問うて

曰ふには「太師には如何なる事を拙者に教へようとするか」と、師曠は對へて曰ふやう、「君には必ず民を惠まれさへすればよい」と、中頃酒宴も既に酣にして辭して宴席を出でんとする時、再び景公は政治の事を師曠に尋ねて、「太師は何を以て拙者に教へらるゝや」と云ふと、師曠は又同じやうに「君にはたゞ必ず民を惠まるれば宜しいのだ」と云つた、景公は退出して宿舍に往き、師曠が之を見送つたが、其際又政道を問うた、師曠は又た「君には民を惠みさへすればよいのだ」と繰り返して對へた、景公は歸館してからよく熟考して、酒の醉のまだ醒めない內に、師曠の云つた意味を會得した、即ち公子尾と公子夏は景公の二人の弟であるが、非常に齊の民心を得て居り、家は富貴なので、民は之に悅服し、その權勢は齊の公室に匹敵する位であるが、此れは吾が位を危くする者である、今師曠が民に惠を施せと云ふのは、恐らく二人の弟等と民心收攬の競爭をせよと云ふのかと考へた、そこで齊の國に反つて倉廩の米粟を出して衆くの貧者に頒ち與へ府庫の餘財を盡く出して、孤兒寡婦の如き賴り少い者に賜はつたので、倉廩には古い粟もなく、官府には使ひ殘りの錢財も無いやうになつた、宮女であつて君の枕席に侍御しない者は、之を出して嫁入らせて怨女を無くし、七十歲以上の老人には働かなくとも祿米を與へて、恩德を民に賣り、惠與を民に施して、二弟と競爭して民心の收攬を圖つた、

斯くすること二年の後、二弟は人望衰へ齊に居ることが出來ず出奔して了つた。卽ち公子夏は楚に逃れ行き、公子尾は晉に亡命した。

景公與晏子遊於少海。登柏寢之臺。而還望其國曰。美哉泱泱乎。堂堂乎。後世將孰有之。晏子對曰。其田成氏乎。景公曰。寡人有此國也。而曰田成氏有之何也。晏子對曰。夫田成氏甚得齊民。其於民也。上之請爵祿。行諸大臣。下之私大斗斛區釜以出貸。小斗斛區釜以收之。殺一牛取一豆肉。餘以食士。終歳布帛取二制。餘以衣士。故市木之價。不加貴於山。澤之魚鹽龜鼈蠃蚌。不加貴於海。君重歛而田成氏厚施。齊嘗大饑。道旁餓死者。不可勝數也。父子相牽而趨田成氏者不聞不生。故周秦之民相與歌之曰。謳乎其已乎。苞乎其往歸田成氏乎。詩曰。雖無德與女。式歌且舞。今田

成氏之德而民歌舞。民德歸之矣。故曰、其田成氏乎。公泫然出涕曰、不亦悲乎。寡人有國而田成氏有之。今爲之奈何。晏子對曰、君何患焉。若君欲奪之、則近賢而遠不肖。治其煩亂、緩其刑罰、振貧窮而恤孤寡。行恩惠而給不足。民將歸君。則雖有十田成氏、其如君何。

訓讀 景公晏子と少海に遊び、栢寢の臺に登つて其國を還望して曰く、「美なるかな泱泱乎たり、堂堂乎たり、後世將た孰か之を有せん」と、晏子對へて曰く、「其れ田成氏か」と、景公曰く、「寡人此國を有つ、而して田成氏之を有せんと曰ふは何ぞや」と、晏子對へて曰く、「夫れ田成子甚だ齊の民を得たり、其民に於けるや、之を上にしては爵祿を請ひて諸を大臣に行ひ、之を下にしては私に斗斛區釜を大にして以て出し貸し、斗斛區釜を小にして以て之を收め、一牛を殺さば一豆の肉を取り、餘は以て士に食ましむ、終歲に布帛二制を取り、餘は以て士に衣す、故に市木の價は貴きを山に加へず、澤の魚鹽龜鼈蠃蚌は貴きを海に加へず、君は重斂して、田成子は厚く施す、齊嘗て大いに饑う、道旁に餓死する者勝て數ふべからず、父子相牽いて田成子に趨く者生きざるを聞かず、故に周秦の民相與に之

を歌うて曰く、謳はんか其れ已まんか、苞せんか、其れ往て田成子に歸せんと、詩に曰く徳の女に與ふる無しと雖も、式て歌ひ且つ舞はんと、今田成子の徳にして民歌舞す、民徳として之に歸す、故に曰く、其れ田成子かと、公泫然として涕を出して曰く、「亦た悲しからずや、寡人國を有つて田成氏之を有せんとす、今之を爲す奈何ん」と、晏子對へて曰く、「君何ぞ患へん、若し君之を奪はんと欲せば、則ち賢を近づけ、不肖を遠ざけ、其煩亂を治め、其の刑罰を緩うし、貧窮を賑して、孤寡を恤み、恩惠を行つて、足らざるに給すれば、民將に君に歸せんとす、則ち十の田成氏有りと雖も、其れ君を如何せん」と。

通釋 齊の景公が晏子と共に少海に遊び、栢寢と云ふ臺に登つて其國を見廻して云ふには、「嗚呼美しい眺めだ、水は泱々として深く流れ、山は堂々として高く聳へて居るが、後世何人が之を所有するに至るだらうか」と、晏子が「其れは恐らく田成氏だらう」と云ふと、景公は「今、余が此國を所有して居るのに、田成氏が之を有する樣になるだらうと云ふのは、何うした譯か」と尋ねた、晏子は之に對へて云ふには「抑々田成氏は甚だ齊の民心を得て居る、彼が民に對するや、上は爵祿を君に請うて之を大臣に授け、下は桝目を大にして民に貸し與へ、之を收める時には實際の量よりも升目を小さ

くして取り上げ、又た一疋の牛を殺す時は、僅か一豆に盛るだけの肉を取つて餘は盡く士に與へて食はしめ、一年中に布帛も僅か三丈六尺を取つて、餘は盡く士の衣服に給してやる有樣で、市中で買ふ木の價は山中で買ふ木の價より高く無くするし、又た魚鹽龜鼈蠃蚌の如き水邊で採れる者も市價は海邊で買ふより貴く無くして居る、君公の方では重税を取り立てるのに反して、田成氏は厚く民に惠を施す、齊國が嘗て大饑饉があつて、路傍に餓死する者は數へ切れない程あつた時に、父子相引連れて田成氏の處に趨く者は一人として助からない者は無かつた、されば周や秦の民さへも相與に之を謳歌して「田氏の德を謳歌しやうか、公室が恐いから止めやうか、否な止めたら餓えてしまふ、田氏に歸服して活きることを求めよう」と云つた、詩經に「吾德の汝に施すもの無しと雖も、喜悅の心あらば歌ひ舞ふだらう」とあるが、今田成子があの通り廣大な恩德を施し民は皆歌舞して之を喜んで居り、之を有難しとして田氏に懷いて居ります、斯かる狀態であるから、私は此の國は田成氏に歸するだらうと申したのです」と、景公は之を聞き、さめ〴〵と涕を流して云ふには「拙者の國が、やがて田成氏の物となるとは誠に悲しい事だ、今此れを何うしたら宜しいだらうか」と、晏子は對へて云ふやう「君には何も御心配なさるには及びませぬ、若し田成氏の勢を奪ふお考ならば、賢者を近づけ、不肖者

を遠け、亂雜を整理し、刑罰を緩くして、貧窮者を賑はし救ひ、孤兒寡婦を憐み助け、恩惠を民に施して、不足の者に給與してやる樣にすれば、民は自然に君に歸服する樣になり、たとひ十人の田成氏が居つても、君を何うする事も出來はしない、少しも恐るゝに足りませぬ」と。

語釋 少海(勃海のこと。) ○還望(還は旋の意で、還望は周觀即ち見まはすこと。) ○泱々(水の流るゝ貌。) ○堂々(山の高い貌。) ○斗斛區釜(皆桝の名、區は一斗、釜は六斗四升。) ○一豆(豆は肉を盛る食器。) ○二制(制は一丈八尺、二制は三丈六尺。) ○龜鼈(かめやすつぽん。) ○蠃蚌(蛤の類。) ○不加貴(産地に於けるよりも價が高くならぬ、關税がかゝらぬからである。) ○周秦之民(齊以外の遠方の民のことになるが、一說に周秦は齊の城門の名だともいふ。) ○苞乎(苞は孚に通ず、殍は餓死すること。) ○雖無德與女、式歌且舞(詩の小雅車舝篇より出づ、施與すべき大德は無くとも喜悅の情を感ぜしめたら歌ひ且つ舞ふだらうの意。) ○泣然(涕を垂るゝ貌。)

餘論 「謳乎其已乎苞乎」については翼毳には謳は嫗と同音で、謳乎は嗚呼で詠歎の語となし、其已は衍文、乎苞乎は當に釆芑乎に作るべしとし、芑は白粱粟の意だと說いて「嗚呼芑を釆らんか」と讀ませる、此の說前後の意味の續き具合がよいが、今、文字を變へない說に從つて置く。

或曰。景公不レ知レ用レ勢。而師曠・晏子不レ知レ除レ患。夫獵者託二車輿之安一。用二六馬之足一。使二王良佐一レ轡。則身不レ勞而易レ及二輕獸一矣。今釋二車輿之利一。捐二六馬之足一

與王良之御。而下走逐獸。則雖樓季之足。無時及獸矣。託良馬固車。則臧獲有餘。國者君之車也。勢者君之馬也。夫不處勢以禁誅擅愛之臣。而德厚以與天下。齊行以爭民。是皆不乘車之安。不因馬之利。舍車而下走者也。故曰。景公不知用勢之主也。而師曠・晏子不知除患之臣也。

訓讀 或ひと曰く、「景公は勢を用ふるを知らず、而して師曠・晏子は患を除くを知らず」と、夫れ獵者は車輿の安きに託し六馬の足を用ひ、王良をして轡を佐けしめば、身勞せずして輕獸に及び易し、今車輿の利を釋て、六馬の足と王良の御とを捐てゝ、下走して獸を逐へば、則ち樓季の足と雖も、時に獸に及ぶ無し、良馬固車に託すれば、則ち臧獲も餘り有り、國は君の車なり、勢は君の馬なり、夫れ勢に居り、以て擅愛の臣を禁誅せずして、德厚以て天下に與みし、齊行以て民を爭ふ、是れ皆車の安きに乘ぜず、馬の利に因らず、車を舍てゝ下走する者なり、故に曰く、「景公は勢を用ふるを知らざるの主なり、而して師曠・晏子は患を除くを知らざるの臣なり」と。

通釋 或ひと以上の事を論じて曰く、「景公は人主の勢を運用することを知らない君であり、又た師

曠や晏子は眞に患を除く道を知らない者である、夫れ獵者は車輿に乘じて安らかに、六疋の馬に疾驅させ、名御者王良の如き人に轡を取らすれば、其身は骨を折らずに、身輕に足早な獸にも追ひ付いて容易に之を獲ることが出來る、而るに今此等の車輿の便利と六馬の駿足と王良の名御を捨てゝ用ひず、徒歩で獸を逐つたなら樓季の樣な健脚でも、獸に追ひつくことは到底あり得ない、それに引換へ、良馬と堅固な車に身を託すれば、御術の心得の無い奴婢でも、十分獸に逐ひ附くことが出來る、國を治むるにも道理は同じで、國は君の乘る車であり、勢は君の御する馬である、さて君が勢を取り、之によつて擅に私恩を施す臣を禁誅しないで、徒に恩徳を厚くして天下に臨み、臣下と同樣の行を努めて民心收攬を競爭するのは、皆此れ安易なる車を捨て、良馬を利用しないで、徒行するに等しい愚かな方法である、此の點から考へて「景公は勢を用ふることを知らず、師曠晏子は患を除くの道を知らない者だと云ふのである」と。

語釋　輕獸（身輕に疾走する獸。）　○樓季（古の善く走る者、名を綏と云ひ、魏の文公の弟なりと云はる、過秦論、五蠹篇にも見ゆ。）　○擅愛之臣（擅に私恩を民に施して民心を得る姦臣。）　○齊行（臣下と同じ行ひをする即ち此處にては姦臣恩を民に植うれば、君も又惠を民に行つて之と競爭する。）　○田常（田成氏の名。）

子夏曰。春秋之記臣殺君子殺父者以十數矣。皆非一日之積也。有漸而

至矣。凡姦者。行久而成積。積成而力多。力多而能殺。故明主蚤絕之。今田常之爲亂。有漸見矣。而君不誅。晏子不使其君禁侵陵之臣。而使其主行惠。故簡公受其禍。故子夏曰。善持勢者蚤絕姦之萠。

訓讀　子夏曰く「春秋の、臣、君を殺し、子、父を殺すを記す者十を以て數ふ、皆一日の積に非るなり、漸有りて至るなり」と。凡そ姦は行ふこと久しくして積を成す、積成りて力多し。力多くして能く殺す、故に明主は蚤く之を絕つ、今田常の亂を爲す、漸有りて見るゝなり、而して君誅せず、晏子其君をして侵陵の臣を禁ぜしめず、而して其主をして惠を行はしむ、故に簡公は其の禍を受く。故に子夏曰く「善く勢を持する者は蚤く姦の萠を絕つ」と。

通釋　孔子の弟子子夏が曰く「春秋の記載する所を見るに、臣を以て君を殺し、子を以て父を殺す大逆を行ふ者は幾十の多きに達するが、皆之等は一朝一夕で出來上つたのではなく段々に積り積つた結果である、凡て姦邪と云ふものは之を行ふことが久しくなると蓄積して大きくなり、積威成つて其力も多くなり、力が大きくなつて始めて君父を殺すやうな事になるのである、故に明察の君は必ず早

く萠芽の中に之を除くのである、今田成氏の亂を爲す樣になつたのは民に私恩を賣り民心を收攬するなど野望の下地は見えたのであるのに、君は之を察知して誅罰することをせず、晏子は其の君をして勢を執りて侵陵の臣の行を禁じさせずに、徒らに君をして民に恩惠を施させて、民心を收めようとする樣な姑息の手段を取らした、それが爲に後に至り簡公が弑逆の禍を蒙つたのである、故に子夏は「善く勢を執り守る者は早く姦邪の萠芽を絶つ」と云つて居るのである。

語釋　侵陵之臣（君の威を侵し、侮辱する臣、一說に漸進の意となすも取らず。）

餘論　此の一節は前二節述ぶる所に對する批評で或曰とは韓非自らの言を他の言に假りて述べたのである、卽ち景公・師曠・晏子等の言行を前に述べ、その主術を知らざる事を痛罵したものである、韓非は此の評を試みる爲に殊更ら前二節の說話を述べたるものである事は經文に照し見るも明かである。

季孫相魯。子路爲郈令。魯以五月起衆爲長溝。當此之爲也。子路以其私秩粟爲漿飯。要作溝者於五父之衢而飡之。孔子聞之。使子貢往覆其飯擊毀其器曰。魯君有民。子奚爲乃飡之。子路怫然怒。攘肱而入請曰。夫子

疾由之爲仁義乎。所學於夫子者仁義也。仁義者與天下共其所有而同其利者也。今以由之秩粟而飡民不可何也。孔子曰。由之野也。吾以女知之。女徒未及也。女故如是之不知禮也。女之飡之爲愛之也。夫禮天子愛天下。諸候愛境內。大夫愛官職。士愛其家。過其所愛曰侵。今魯君有民。而子擅愛之。是子侵也。不亦誣乎。

訓讀 季孫魯に相たり、子路郈の令たり、魯五月を以て衆を起し長溝を爲る、此の爲に當りて子路其私秩の粟を以て漿飯を爲り、溝を作る者を五父の衢に要へて之に飡はしむ、孔子之を聞き、子貢をして往いて其飯を覆し、其器を擊毀せしめて曰く、「魯君民を有つ、子奚爲れぞ乃ち之に飡はしむ」と、子路怫然として怒り、肱を攘げて入り請うて曰く、「夫子は由の仁義を爲すを疾むか、夫子に學ぶ所の者は仁義なり、仁義は天下と其有する所を共にして其利を同じくする者なり、今由の秩粟を以て民に飡はすに不可なるは何ぞ」と、孔子曰く「由の野なるや、吾れ女之を知ると以へり、女徒に未だ及ばざ

るなり、女故是の如く、之れ禮を知らざるなり、女の之に湌はしむるは之を愛するが爲なり、夫れ禮に天子は天下を愛し、諸侯は境內を愛し、大夫は官職を愛し、士は其家を愛す、其愛する所に過ぐるを侵と云ふ、今魯君民を有つ、而して子擅に之を愛す、是れ子の侵なり、亦誣ならずや」と。

通釋 魯の三桓の一なる季孫氏が魯の宰相となつて居た時、孔子の弟子子路は郈の令となつて居た、魯は五月を期して衆くの役夫を動かして長溝を作らしたが、此の工事に當つて、子路は其の私俸の粟を以て漿と飯とを爲つて、開溝工事の人々を五父の衢に招いて馳走した、孔子は此の事を聞くと門人の子貢に云ひつけて、往つて其の饗應の飯を覆し、其の食器を撃ち破らせて曰はしむるには、「魯の君が人民を所有司配して居るのに、汝は何故之に馳走などして私恩を施すのか」と、子路はそこでむつとして怒り腕を捲りながら孔子の處に來て、問うて曰ふには、「先生は私が仁義の行を爲すを疾まれるのであるか、私が先生から學んだものは仁義の道に外なりません、仁義とは天下の人と其の所有物を共用して、其の利益を同じうするものであるのに、今私が自分の秩祿の粟を民に馳走したのが可けないと仰つしやるのは何故でありますか」と、孔子は之を聞いて曰はるゝやう「由の野暮なのにもあきれたものだ、汝も此位の事は知つて居ると思つてゐたのに、其う云ふ事を云ふのでは汝はまだ全く

心得て居ないのだ、汝はそれにしても是れ程までに禮を知らなかつたのであるか、汝の民に馳走をするのは民を愛するからである、一體禮に於ては天子は天下を愛し、諸侯は國内を愛し、大夫は其の官職を大切にし、士は其家を愛するものである、其の己れの愛すべき所を超えて愛するのを侵すと云ふのである、今魯の君が民を有つて居て、魯君が之を愛すべきなのに、汝が擅横にも之を愛するのは、汝が上を侵すと云ふものだ、何んと横逆の沙汰ではないか」と。

語釋 漿飯（漿は即ちこんずと稱する飲物、飯はめし。）〇由（子路の名。）

言未卒而季孫使者至讓曰。肥也起民而使之。先生使弟子令徒役而飡之。將奪肥之民耶。孔子駕而去魯。以孔子之賢。而季孫非魯君也。以人臣之資。假人主之術。蚤禁於未形。而子路不得行其私惠。而害不得生。況人主乎。以景公之勢。而禁田常之侵也。則必無劫弒之患矣。

訓讀 言未だ卒はらざるに季孫の使者至り讓めて曰く「肥也、民を起して之を使ふ、先生弟子をし

て徒役に令して之に飡はしむ、將に肥の民を奪はんとするか」と。孔子駕して魯を去る。孔子の賢を以てして而も季孫は魯の君に非るなり、人臣の資を以て人主の術を假る、蚤く未形に禁じて子路は其の私惠を行ふを得ず、而して害生ずるを得ず、況んや人主をや、景公の勢を以てして田常の侵を禁ずれば、則ち必らず劫弑の患無からん。

通釋 其の言が未だ言ひ終らない中に、季孫の使者が來て孔子を咎めて言ふには、「私は民を徴發して之を使役したのに、先生は、門人をして役夫等を呼んで之に馳走をさせたが、何うした譯であるか、私の人民を奪はうと爲さるのであるか」と、此に於て孔子は早速車に乘つて魯を去つて禍を避けた、孔子の樣な賢者に對して季孫は魯の君でも無く、人臣の身分で居て、たゞ人君の術を假り用ひただけで、早くも禍を未だ形に現れない內に禁じ、子路は私惠を行ふ事が出來ず、禍害も生じない樣にする事が出來たのである、況して人君自身が此の勢を持すれば、何物も禁ぜざるなしである、されば景公が君主の勢を執りて、田成氏の侵陵を禁壓したならば、必ず弑逆の患を免れたであらう。

語釋 肥(季孫の名、)

太公望東封齊。齊東海上有居士曰狂矞・華士。昆弟二人者立議曰。吾不

臣天子。不友諸侯。耕作而食之。掘井而飲之。吾無求於人也。無上之名。無君之祿。不事仕而事力。太公望至於營丘。使吏執殺之。以爲首誅。周公旦從魯聞之。發急傳而問之曰。夫二子賢者也。今日饗國。而殺賢者何也。

訓讀　太公望東のかた齊に封ぜらる、齊の東海の上に居士有り、狂矞・華士と曰ふ、昆弟二人の者議を立て﹅曰く、「吾れ天子に臣たらず、諸侯に友たらず、耕作して之を食ひ、井を掘りて之を飲む、吾れ人に求むる無きなり、上の名無く、君の祿無し、仕を事とせずして力を事とす」と、太公望營丘に至り、吏をして執へて之を殺さしめ以て首誅と爲す、周公旦、魯より之を聞き急傳を發して之を問ふて曰く、「夫の二子は賢者なり、今日國を饗けて賢者を殺すは何ぞや」と。

通釋　太公望呂尙が東方の齊に封ぜられた時、齊の東海の邊りに狂矞・華士と云ふ二人の仕官に意を絕つた人が居た、此の兄弟二人の者は、共に主義を立て﹅「我等は天子の臣とも爲らず、諸侯の友ともならず、自ら耕作して米を食ひ、自ら井を掘りて水を飲み、全く他人に求むることをしない、從つて上より授けられた名爵も無く、君より受くる俸祿も無い、仕官を事としないで、力作を事として生

活するのである」と云つて居た、太公望は豫て之を聞き、入國の始め營丘に至つた時、役人に此の二人を執へて殺させ、誅罰の手始めとした、周公旦は魯に居つて此事を聞き、急使を發して其譯を太公望に問うて云ふには、「あの二人の處士は賢者であるのに今日領主と爲つて、入國したばかりで、直に賢者を殺したのは如何なる譯か」と。

太公望曰。是昆弟二人立議曰。吾不臣天子。不友諸侯。耕作而食之。掘井而飲之。吾無求於人也。無上之名。無君之祿。不事仕。而事力。彼不臣天子者。是望不得而臣也。不友諸侯者。是望不得而使也。耕作而食之。掘井而飲之。無求於人者。是望不得以賞罰勸禁也。且無上之名。雖知不爲望用。不仰君祿。雖賢不爲望功。不仕則不治。不任則不忠。且先王之所以使其臣民者。非爵祿。則刑罰也。今四者不足以使之。則望當誰爲君乎。不服兵革而顯。不親耕耨而名。又非所以教於國也。

訓讀　太公望曰く「是の昆弟二人議を立てゝ曰く『吾れ天子に臣たらず、諸侯に友たらず、耕作して之を食ひ、井を掘りて之を飲む、吾れ人に求むる無きなり、上の名なく君の祿無し、仕を事とせずして、力を事とす』と、彼の天子に臣たらざる者は、是れ望得て臣とせざるなり、諸侯に友たらざる者は、是れ望得て使はざるなり、耕作して之を食ひ、井を掘りて之を飲み、人に求むる無き者は、是れ望賞罰を以て勸禁するを得ざるなり、且つ上の名無ければ、知と雖も望の用を爲さず、君の祿を仰がざれば賢と雖も望の功を爲さず、仕へざれば則ち治めず、任ぜざれば則ち忠ならず、且つ先王の其臣民を使ふ所以のものは、爵祿に非れば則ち刑罰なり、今四者以て之を使ふに足らざれば、則ち望當に誰にか君たるべきや、兵革に服せずして顯はれ耕耨を親らせずして名あり、又國に敎ゆる所以に非るなり。

通釋　太公望は之に對へて云ふには「彼の兄弟二人の者は共に主義を立てゝ、天子の臣とならず、諸侯の友とならず、耕作して食ひ、井を掘りて飲んで、全く人のお陰を蒙らず、上より爵位俸祿を受くる事なく、仕官を事としないでも力作を事とすると云つて居るが、彼等が天子の臣と爲らないと云つて居る以上、私は之を臣とする事が出來ない、又た諸侯に友とならないと云つて居るのであるから、

私が之を使ふことは出來ない、耕作して自ら食ひ、井を掘つて自ら飲んで、上に何等求むる事がないのでは、私は彼等を賞を以て勸めたり、罰を以て禁ずる事は出來ない、且つ上から名爵を受くる事を欲しないのでは、たとひ智者であつても私の役には立たないし、又主君の俸祿を戴かないのでは、たとひ賢者であつても、私の功用を爲さない、仕官しないのでは民を治める事は出來ず、職に任じないのでは、君に忠と謂はれない、其の上先王が其臣民を使役する手段としたのは、爵祿でなければ刑罰である、然るに、今此爵祿刑罰の四者を以て臨んでも使役する事が出來ないならば、私は何人の上に君臨することが出來ようや、又兵役に服しもしないで、其身顯れ、親ら手を下して耕作もせずに其の名を揚げる居士などを、其儘に致し置くは遊民に口實を與ふる様なもので、國民を教導する上に決して宜しいことではない。

今有馬於此。如驥之狀者。天下之至良也。然而驅之不前。郤之不止。左之不左。右之不右。則臧獲雖賤。不託其足。臧獲之所願託其足於驥者。以驥之可以追利辟害也。不爲人用。臧獲雖賤。不託其足焉。已自謂以爲世之賢士。而不爲主用。行極賢而不用於君。此非明主之所臣也。亦驥之不可左右矣。是以誅之。

訓讀 今此に馬あり、驥の狀の如き者は天下の至良なり、然り而して之を驅りて前まず、之を郤けて止らず、之を左して左せず、之を右して右せざれば則ち臧獲は賤しと雖も其足を託せず、臧獲の其足を驥に託するを願ふ所の者は、驥の以て利を追ひ害を辟くべきを以てなり、今人の用を爲さざれば、臧獲賤しと雖も其足を託せず、已れ自ら謂て以て世の賢士と爲し、而して主の用を爲さず、行極めて賢にして君に用ひられざるは、此れ明主の臣とする所に非るなり、亦た驥の左右す可からざるなり、是を以て之を誅すと。

【通釋】今此に馬が居つて、其の形狀が千里の駿馬に似て居れば天下最良の馬であるが、然しながら之を驅つても前まず、之を却けても止まらず、之を左にやらうとしても左に行かず、之を右にやらうとしても右に行かない樣な、仕方の無い代物であれば、奴婢の如き賤しい者でも、其足を託して乘る樣な事はない、奴婢が其足を駿馬に託する事を願ふのは、驥に乘ることによつて利を追ひ、害を辟ける事が出來るからである、されば驥が今、人の用途を爲さないならば、如何に天下の名馬でも賤しい奴婢さへ其足を託しようとはしないのである。自分獨りだけで天下の賢士を以て任じたところで、主君の用を爲さなかつたり、高潔の行をしても、主君に不用なれば、其れは明主が臣とする所ではない、恰も千里の馬の左右に行かしめる事の出來ないのに等しい、斯う云ふ譯で二人の仕官しない士を誅したのであると。

一曰。太公望東封於齊。海上有賢者狂矞。太公望聞之。往請焉。三卻馬於門。而狂矞不報見也。太公望誅之。當是時也。周公旦在魯。馳往止之。比至已誅之矣。周公旦曰。狂矞天下賢者也。夫子何爲誅之。太公望曰。狂矞也。

議不臣天子、不友諸侯。吾恐其亂法易教也。故以爲首誅。今有馬於此。形容似驥也。然驅之不往。引之不前。雖臧獲不託足以旋其軫也。

訓讀 一に曰く太公望東のかた齊に封ぜらる、海上に賢者狂矞あり、太公望之を聞き往きて請ふ、三たび馬を門に卻けて、而も狂矞は報見せず、太公望之を誅す、是の時に當りて、周公旦魯に在り、馳せ往いて之を止む、至る比び已に之を誅せり、周公旦曰く、「狂矞は天下の賢者なり、夫子何爲れぞ之を誅す」と、太公望曰く、「狂矞や、議天子に臣たらず、諸侯に友たらず、吾れ其の法を亂り、教を易ふるを恐るゝなり、故に以て首誅と爲す、今此に馬有り、形容驥に似たり、然れども之を驅りて往かず、之を引きて前まざれば、臧獲と雖も、足を託して以て其の軫を旋らさざるなり」と。

通釋 一說に太公望呂尙が東方の齊國に封ぜられた時、海邊に賢者の狂矞と云ふ人が居た、太公望は之を聞いて往つて見えん事を請ふたが、馬を門前で卸けて徒歩にて丁寧に訪ねて行くこと三度に及んでも、狂矞は答禮しなかつたので、太公望は遂に之を誅した、是の時に丁度周公旦は魯に居つたが、馳けつけて誅殺を止めたが行き着く迄に已に誅して了つた、そこで周公旦は「狂矞は天下の賢者であ

るのに貴方は何故之を誅殺しましたか」と詰ると、太公望が曰はるゝには「狂矞は其の主義を立てゝ天子に臣と爲らず、諸侯に友と爲らないというてゐるが、私は彼が其の爲に法を亂し、風教を害すると思つたので、第一に之を誅したのです、今此に馬が居て、形狀は駿馬の樣でも、之を驅りても往かず、之を引いても前まないならば、奴婢でさへも尙ほ足を之に託して車を廻らさうとはしないだらう」と。

語釋 郤馬於門（門前で下車して乘付けにせず敬意を表して訪問するなり。）○報見（答禮して面謁する。）○旋其軫（軫は車後の横木、旋軫は車を迴へすこと。）

如耳說衞嗣公。衞嗣公說而太息。左右曰。公何爲不相也。公曰。夫馬似鹿者。而題千金。然而有百金之馬。而無一金之鹿者。馬爲人用。而鹿不爲人用也。今如耳萬乘之相也。外有大國之意。其心不在衞。雖辯智。亦不爲寡人用。是以不相也。

訓讀 如耳衞の嗣公に說く、衞の嗣公說んで太息す、左右曰く、「公何爲れぞ相とせざる」と、公曰

く「夫れ馬の鹿に似たる者には千金に題す、然り而して百金の馬有りて、一金の鹿無きものは、馬は人の用を爲して、鹿は人の用を爲さざればなり、今如耳は萬乘の相なり、外、大國の意ありて、其心衞に在らず、辯智と雖も、亦た寡人の用を爲さず、是を以て相とせざるなり」と。

通釋 如耳が衞の嗣公に遊說したところが、嗣公は其說に感服して太息したので、左右の臣が曰ふには「君は左程彼の說を悅ばれるなら、何故彼を招いて宰相となさらないのですか」と、嗣公は之に答へて云はるゝやう「一體馬の鹿に似て居る者は良馬で、千金の價がある、それにも拘らず百金の馬があつて、一金の價値ある鹿も無いのは、馬は人の用を爲すが、鹿は人の用を爲さないからである、今如耳は萬乘の大國に宰相たるべき人物で、外の大國に仕ふることを志し、弱小なる衞國に仕ふる心は無いから、如何に彼に辯口才智があつても、寡人の役には立たないので、之を宰相としないのだ」と。

語釋 題（評價する、價値ありとする）

薛公之相魏昭侯也。左右有欒子者。曰陽胡・潘其。於王甚重。而不爲薛公。

薛公患之。於是乃召。與之博。予之人百金。令之昆弟博。俄又益之人二百金。方博。有間謁者言。客張季之子在門。公怫然怒。撫兵而授謁者曰。殺之。吾聞季子不爲文也。立有間。時季羽在側曰。不然。竊聞季爲公甚。顧其人陰未聞耳。乃輟不殺。客而大禮之曰。曩者聞季之不爲文也。故欲殺之。今誠爲文也。豈忘季哉。告廩獻千石之粟。告府獻五百金。告騶私廐獻良馬固車二乘。因令奄將宮中之美妾二十人幷遺季也。欒子因相謂曰。爲公者必利。不爲公者必害。吾曹何愛不爲公。因斯競勸而遂爲之。薛公以人臣之勢。假人主之術也。而害不得生。況錯之人主乎。

訓讀　薛公の魏の昭公に相たるや、左右に欒子なる者有り、陽胡・潘其と曰ふ、王に於て甚だ重んぜらる、而して薛公の爲にせず、薛公之を患ふ、是に於て乃ち召し之と博し、之に人ごとに百金を予ふ、

之をして昆弟と博せしめ、俄に又之に人ごとに二百金を益す、方に博す、間く有りて謁者言ふ「客張季の子門に在り」と、公怫然として怒り、兵を撫して謁者に授けて曰く「之を殺せ、吾れ季子は文の爲にせざるを聞く」と、立つこと間くあり、時に季羽側に在りて曰く「然らず竊に聞く、季は公の爲にすること甚し、顧ふに其人陰にして未だ聞えざるのみ」と、乃ち輟めて殺さず、客として大いに之を禮して曰く「曩には季の文の爲にせざるを聞く、故に之を殺さんと欲す、今誠に文の爲にするなり、豈に季を忘れんや」と、廩に告げて千石の粟を獻じ、府に告げ五百金を獻じ、騶に告げ私廐、良馬固車二乘を獻じ、因て奄に令し、宮中の美妾二十人を將り、并せて季に遺る、欒子因て相謂つて曰く、「公の爲にする者は必ず利あり、公の爲にせざる者は必ず害あり、吾曹何を愛んで公の爲にせざらんや」と、斯に因て競勸して遂に之が爲にす、薛公は人臣の勢を以て人主の術を假るなり、而して害生ずるを得ず、況や之を人主に錯くをや。

【通釋】薛公が魏の昭侯に宰相と爲つて居た時、左右に双生兒の者が居つて、其の名を陽胡・潘其と云つて、王に甚だ重用されて居たが、少しも薛公の爲には忠勤しなかつたので、薛公は之を心配して居た、そこで一計をめぐらして、此の二人を召して之と双六をして、一人に百金づゝを與へた、また兄

弟をして双六をさせて、俄にまた二百金づゝを與へた、斯くて双六をして居て暫くすると、取次の者が來て「賓客の張季子が門に參つて居ります」と云ふと、薛公はむつとして怒り、武器を取次の者に投げて云ふに「其奴を早く殺せ、彼れ季子は吾輩の爲に働かぬ不忠な奴と聞いて居る」と、取次の者も余り意外の事に暫くためらつて居たが、其時季羽は公の側に居つて申上ぐるやう「いや然うでは御座いません、私は竊に季子は大へん公の爲に忠勤すると聞いて居ますが、恐らく季子が陰密にして他に漏さないから公の耳に入らないのでせう」と、薛公は之を聞いて、釋然として怒解け、殺すことを止めて、却つて之を上客として禮遇し、且つ「前には汝が吾輩の爲にしないと聞いて居たので、之を殺さうとしたが、今汝が眞實吾爲に盡される以上、何うして汝の事をなほざりに出來やうや」と云つて倉役人に告げて、千石の粟を季子に獻じ、會計吏に告げて、五百金を獻じ、馬を養ふ者に命じて、薛公の私廐から良馬と堅固なる車二臺を獻じ、之と共に宦官に命じて、宮中の美女二十人を送つて、此等の贈物を一まとめに皆季子に贈つた、兄弟の双生兒は、此の有樣を見て互に謂ふには「薛公の爲にすれば必ず利益を得て、公の爲にしなければ必ず害惡を受ける、我々は何物も惜まないで公の爲に力を致さう」と、斯くして始めて競うて公の爲に盡力した、薛公は人臣の勢を有するに過ぎず、然も

人主の施すべき術を假り用ひたので、禍害の發生を防ぎ得たのである。況して人主自身が人主の勢を具へて、人主の術を施したなら、其の效力は尙更の事である。

語釋 欒子（學子と同じく双生兒を言ふ。）〇文（薛公の名、薛公は卽ち孟嘗君田文のこと。）

夫馴烏。斷其下翎焉。斷其下翎。則必恃人而食。焉得不馴乎。夫明主蓄臣。亦然。今臣不得不利君之祿。不得無服上之名。夫利君之祿。服上之名。焉得不服。

訓讀 夫れ烏を馴すに其下翎を斷つ、其下翎を斷たば則ち必ず人を恃て食ふ、焉んぞ馴れざるを得んや、夫れ明主の臣を蓄ふも亦然り、今臣は君の祿を利とせざるを得ず、上の名に服する無きを得ず、夫れ君の祿を利とし、上の名に服せば、焉んぞ服せざるを得んや。

通釋 一體烏を飼ひ馴すには其の下羽を斷つものである、下羽を斷たれると、飛翔して自ら餌を求むる事が出來ないので自然人が與へて吳れる餌を待つて食ふのであるから何うしても人に馴れない譯にはゆかない、抑も明主が臣下を蓄ふのも之と同じである、臣下は君から受ける祿を利として之に賴

らない譯にはゆかない、上からの官爵に服しない譯にゆかぬ、斯の如く君の祿を利とし上の名號に服するなら、何うしても君に服しない譯には行かないのである。

語釋　下翎（翎は、羽のこと、諸本翎を頜（あごの意）に作るは非、王先愼集解の說により改む。）

餘論　以上が「經一」の論旨を例證せる「傳一」である。

敍說　傳の二は七つの例話より成る。

二　申子曰。上明見。人備之。其不明見。人惑之。其知見。人飾之。不知見。人匿之。其無欲見。人伺之。其有欲見。人餌之。故曰。吾無從知之。唯無爲。可以規之。

訓讀　申子曰く、「上の明見はるれば人之に備へ、其不明表はるれば人之を惑はす、其知見はるれば人之を飾り、不知見はるれば人之を匿す、其無欲見はるれば人之を伺ひ、其の有欲見はるれば人之を餌とす、故に曰く、吾れ從て之を知る無し、唯だ無爲以て之を規す可し」と。

通釋 申不害の言に云ふ、「人君の明察が表面に見はれる時は、人臣は皆之に備へて油斷せず、反對に人君の闇愚な事が表面に見るれば、臣下は之に乘じて君を惑はす、人君の智が見はるれば、臣は行を飾つて君の氣に入らうとするし、人君の不智が知れると、臣下は非行を匿して欺かんとする、人君の無欲の所が見えると、臣下は其の間を伺つて已が欲を遂げんとするし、人君の欲望がわかると、臣下は之に利を食はせて之を釣り込まうとする、されば古語に、人臣の眞相は中々知り難い、唯だ人君が無爲にして居れば臣下は各々自分の本性をさらけ出すから、之を窺ひ知ることが出來るのである」と。

一曰。申子曰。愼而言也。人且和女。愼而行。人且隨女。而有知見也。人且匿女。而無知見也。人且意女。女有知也。人且藏女。女無知也。人且行女。故曰。惟無爲可以規之。

訓讀 一に曰く、申子曰く、「而の言を愼め、人且に女に和せんとす、而の行を愼め、人且に女に隨はんとす、而の有知見はるれば、人且に女に慝さんとす、而の無知見るれば、人且に女を意らんと

す、女知る有るや、人且に女に藏さんとす、女知る無きや人且に女に行はんとす、故に曰く惟だ無爲以て之を規ふべし」と。

通釋 一說に、申不害が曰ふたことに、「汝の言を愼め、うかうかと物言へば、汝の腸まで見透かされるであらう。汝の行を愼め、人皆汝の行ふ所に調子を合はせるであらう。汝の智慧が見はれると、人は汝に對して己の眞相を匿さうとする、汝の無智なことが知れると、人は汝の意を忖度して、私意を遂げようとする。斯樣に、人君が己れの眞情を臣下に嗅ぎつけられたら最後、臣下の眞相を知り得なくなる。それで古語に、「唯、無爲の道によつてのみ、人臣の眞相を窺ふことができる」といつてある。」と。

語釋 且意女（意は臆度、即ち推しはかること。）○「女有知也」（この四字以下の十六字は、上文「而有知見」以下十八字の解釋の文の本文に紛れ込んだものらしい。）

田子方問唐易鞠曰。弋者何愼。對曰。鳥以數百目視子。子以二目御之。子謹周子廩。田子方曰。善。子加之弋。我加之國。鄭長者聞之曰。田子方知欲爲廩。而未得所以爲廩。夫虛無無見者廩也。

【訓讀】田子方、唐易鞠に問うて曰く、「弋者は何をか愼む」と、對へて曰く、「鳥は數百の目を以て子を視る、子は二目を以て之を御す、子謹んで子の廩を周にせよ」と、田子方曰く、「善し、子は之を弋に加へ、我は之を國に加へん」と、鄭の長者之を聞いて曰く、「田子方は廩を爲らんと欲するを知りて、未だ廩を爲る所以を得ず、夫れ虛無にして見はるゝ無きは廩なり」と。

【通釋】田子方が或時唐易鞠に問うて云ふに「いぐるみで鳥を射落すには何を最も愼むべきか」と、唐易鞠は之に答へるやう「鳥の方では數百個の眼で貴方を見るが、貴方は僅か二つの眼を以て此の鳥に對するのであるから、貴方は、其の身を隱す處を十分注意して鳥に見付からない樣にしなさい」と、田子方は之を聞いて云ふやう、「誠に尤な言だ、貴下は此の道理を弋射の上に施したが、余は此の理を國を治める上に用ひませう」と、鄭國の長者が之を聞いて云ふやう「田子方は廩を作るの必要を知つて居るが、未だ廩の作り方を知らない。抑も虛無にして何等目に見ゆるものの無いのが眞の廩である」と。

【語釋】廩（鳥獸を捕へる時身を隱し居る處、木の枝葉を以て外より見えないやうにするもの。）○御之（之に對すること。）○鄭長者（春秋末の鄭の賢人と言はれ、漢書藝文志には鄭長者一篇あるが其の名不詳。）

一曰。齊宣王問弋於唐易子曰。弋者奚貴。唐易子曰。在於謹廩。王曰。何謂

謹廩。對曰。鳥以數十目視人。人以二目視鳥。奈何不謹廩也。故曰。在於謹廩也。王曰。然則爲天下何以異此廩。今人主以二目視一國。一國以萬目視人主。將何以自爲廩乎。對曰。鄭長者有言曰。夫虛靜無爲無見也。其可以爲此廩乎。

訓讀　一に曰く、齊の宣王弋を唐易子に問うて曰く、「弋者奚をか貴ぶ」と、唐易子曰く、「廩を謹むに在り」と、王曰く、「何をか廩を謹むと謂ふ」と、對へて曰く、「鳥は數十目を以て人を視る、人は二目を以て鳥を視る、奈何んぞ廩を謹しまざらんや、故に曰く廩を謹しむに在り」と、王曰く、「然らば則ち天下を爲むるは何を以て此の廩に異らん、今人主、二目を以て一國を視る、一國は萬目を以て人主を視る、將た何を以て自ら廩と爲さんとするか」と、對へて曰く、「鄭の長者言へる有り、曰く、『夫れ虛靜無爲にして見はるゝ無きなり』と、其れ以て此の廩と爲す可きか」と。

通釋　一說に齊の宣王が弋射の事を唐易子に尋ねて「糸天で鳥を射るに何が大切な事ですか」といふと唐易子は之に對へて「それは身の隱れ場を謹んで鳥に見えないやうにすることだ」と、王はまた

「然らば廩を謹むは何が爲なるや」と、唐易子は之に對へて「鳥は數十の目で射る人を見るのに、人の方では僅か二目で鳥を視るのであるから、何うしても隠れ場を嚴密にする必要がある、故に私は廩を謹む事が大切だと申上げたのです」と、宣王は之を聞いて云はるゝやう「左樣な譯ならば天下を治むるのも此弋に廩を謹むのと少しも變りはない、人君は自分一人の二目で一國中の事を見るのに、國中の人は萬目を以て一人の人君の事を見るのである、さて人主は何を以て廩としたら宜しいか」と、唐易子對へて云ふやう、「鄭の長者が『人主は虚靜無爲であれば少しも外に見はるゝ事が無い』と云つて居るが人主は之を以て國を治める廩とする事が出來ることでせう」と。

國羊重於鄭君。聞君之惡己也。侍飮。因先謂君曰。臣適不幸而有過。願君幸而告之。臣請變更。則臣免死罪矣。客有說韓宣王。宣王說而太息。左右引王之說之。以先告客以爲德。靖郭君之相齊也。王后死。未知所置。乃獻玉珥以知之。

訓讀 國羊鄭君に重んぜらる、君の己を惡むを聞くや、飮に侍す、因て先づ君に謂て曰く、「臣適ま

不幸にして過あらば、願くは君幸にして之を告げよ、臣請ふ變更せん、則ち臣死罪を免れん」と。客韓の宣王に說くあり、宣王說んで太息す、左右王の之を說ぶを引き、以て先づ客に告げ以て德を爲せり。清郭君の齊に相たるや、王后死す、未だ置く所を知らず、乃ち玉珥を獻じ、以て之を知れり。

〔通釋〕國羊と云ふ人は鄭君に重んぜられて居たが、(鄭君は其權威重きを以て之を惡むの情を左右に漏した爲に)國羊は君が已れを惡む事を知つて、酒宴に侍した機會に、先づ君に向つて、「私に於て不幸にも過が有りましたなら、何うか御告げ下さる樣御願申ます、私はそれによつて過を改め死罪を免れたう御座います」と云つて機先を制してしまつた。一人の客が韓の宣主に遊說すると、王は其の說を聞いて、遊說者の材能に感じ入つて其の情を見した、左右の臣は之を見て遊說者に王が大變悅ばれた由を告げて客に私德を賣つた。齊の靖郭君田嬰が齊の宰相となつて居た時、王妃が薨ぜられたが、未だ何人を後繼の皇后に立てるかがわからなかつたので、田嬰は王に玉の耳飾を獻じて、王が後宮の何人に之を與へるかを見て王の立てんとする人を知つた。

〔語釋〕引(告の意。)

一日。薛公相齊。齊威王夫人死。中有十孺子皆貴於王。薛公欲知王所欲

立。而請立一人以爲夫人。王聽之。則是說行於王而重於置夫人也。王不聽。是說不行而輕於置夫人也。欲先知王所欲置以勸王置之。於是爲十玉珥。而美其一而獻之。王以賦十孺子。明日坐視美珥所在。而勸王以爲夫人。

訓讀 一に曰く、薛公齊に相たり、齊の威王の夫人死す、中に十孺子有り、皆王に貴ばる、薛公王の立てんと欲する所を知りて、請うて一人を立て以て夫人と爲さんと欲す、王之を聽かば則ち是れ說王に行はれて、置ける夫人に重ぜらるるなり、王聽かざれば是れ說行はれずして、置ける夫人に輕ぜらるゝなり、先づ王の置かんと欲する所を知り、以て王に勸めて之を置かんと欲す、是に於て十の玉珥を爲り、而して其の一を美にして之を獻ず、王以て十孺子に賦てり、明日美珥の在る所を座視して、王に勸めて以て夫人と爲す。

通釋 一說に薛公田嬰が齊に宰相となつて居た時、齊の威王の夫人が死亡したが、當時後宮には十人の妃が居つて皆王に寵愛されて居た、薛公はそこで王が心中に立てやうと思つてる人を洞察して之

を王に請うて正夫人に立てられるやう申上げやうとした、此の申上げた事が王に聽き入れらるれば卽ち自分の意見が王に用ひられて新しく立つた夫人に自分が重んぜられる事になり、反對に若し王に聽き入れられなかつたら自分の意見が王に用ひられないで新夫人に輕んぜらるる事になるので先づ王が立てやうとする所を知つて王に勸めて之を正夫人に立てたいと思つた、其處で薛公は十個の耳飾りの玉を作つて其の中の一個を特に立派なものにこしらへて之を王に獻じた、王は之を十人の妃に頒ち與へたので薛公は明日參朝の折宮妃等の中一番美麗な耳飾の着けて居るものを見定めて王に勸めて之を正夫人とした。

語釋　玉珥(玉を以て作りたる耳飾りなり。)　○孺子(婦人の美稱、此處にては後宮の婦人卽ち宮妃なり。)

甘茂相秦惠王。惠王愛公孫衍。與之間有所言。曰。寡人將相子。甘茂之吏道穴聞之。以告甘茂。甘茂入見王曰。王得賢相。臣敢再拜賀。王曰。寡人託國於子。安更得賢相。對曰。將相犀首。王曰子安聞之。對曰。犀首告臣。王怒犀首之泄。乃逐之。

訓讀　甘茂秦の惠王に相たり、惠王公孫衍を愛し、之と間に言ふ所有り、曰く、「寡人子を相とせんとす」と、甘茂の吏穴より之を聞き、以て甘茂に告ぐ、甘茂入りて王に見えて曰く、「王賢相を得たり、臣敢て再拜して賀す」と、王曰く、「寡人國を子に託す、安んぞ更に賢相を得ん」と、對へて曰く、「將に犀首を相とせんとす」と、王曰く、「子安にか之を聞く」と對へて曰く、「犀首臣に告ぐ」と、王犀首の泄すを怒り、乃ち之を逐ふ。

通釋　甘茂が秦の惠王の宰相となつて居た時、惠王は公孫衍を愛して之と人拂ひをして語つて言ふやう「余は足下を宰相とするつもりだ」と、甘茂の屬官は穴から之を聞いて、其由を甘茂に告げた、そこで甘茂は王に面會して曰ふやう「王には此度賢相を得られまして誠に御目出度うございます、謹んで賀し奉る」と、惠王は密約が漏れたとは思はないで曰はるゝやう「余は我が國政を足下に託して居るのに、何んで別に賢相を得ませうや」と、甘茂は之に對へて「王には犀首の公孫衍を宰相となさるのでせう」と云ふと、王は「足下は何うして此の事を聞き知られたか」と尋ねたので、甘茂は「犀首が私に告げたのです」と對へた、其處で惠王は犀首公孫衍が王との密約を漏したものと思ひ怒つて之を放逐して了つた。

一曰。犀首天下之善將也。梁王之臣也。秦王欲得之與治天下。犀首曰。衍人臣也。不敢離主之國。居期年。犀首抵罪於梁王。逃而入秦。秦王甚善之。樗里疾秦之將也。恐犀首之代之將也。鑿穴於王之所常隱語者。俄而王果與犀首謀曰。吾欲攻韓奚如。犀首曰。秋可矣。王曰。吾欲以國累子。子必勿泄也。犀首反走再拜曰。受命。於是樗里疾已道穴聽之矣。朗中皆曰。兵秋起。犀首爲將。於是日也。朗中盡知之。於是月也。境內盡知之。王召樗里子曰。是何匈匈也。何道出。樗里疾曰。似犀首也。王曰。吾無與犀首言也。其犀首何哉。樗里疾曰。犀首也羈旅新抵罪。其心孤。是言自嫁於衆。王曰。然。使人召犀首。已逃入諸侯矣。

訓讀　一に曰く、犀首は天下の善將なり、梁王の臣なり、秦王之を得て與に天下を治めんと欲す、

犀首曰く、「衍は人臣なり、敢て主の國を離れず」と、居ること期年、犀首罪に梁王に抵り、逃れて秦に入る、秦王甚だ之を善くす、樗里疾は秦の將なり、犀首の之に代り將たるを恐るゝや、穴を王の常に隱語する所の者に鑿つ、俄にして王果して犀首と謀りて曰く、「吾れ韓を攻めんと欲す奚如」と、犀首曰く、「秋可なり」と、王曰く、「吾れ國を以て子を累はさんと欲す、子必ず泄す勿れ」と、犀首反り走りて再拜して曰く、「命を受く」と、是に於て、樗里疾已に穴より之を聽く、郎中皆曰く、「兵秋に起り、犀首將たらん」と、是の日に於て郎中盡く之を知る、是の月に於て境內盡く之を知る、王樗里子を召して曰く、「是れ何ぞ匈匈たる、何によりて出づる」と、樗里疾曰く、「犀首に似たり」と、王曰く、「吾れ犀首と言ふ無きなり、其の犀首とは何ぞや」と樗里疾曰く、「犀首や羈旅にして、新に罪に抵り、其心孤なり、是の言もて自ら衆に嫁す」と、王曰く「然り」と、人をして犀首を召さしむ、已に逃れて諸侯に入る。

通釋　一說に犀首公孫衍は天下の良將で、魏の梁王の臣であつたが、秦王は此人を用ひて共に天下を治めんとしたところ、犀首は「私は人臣です、敢て主の國魏を離れまい」と云つたが、一年經つと、犀首は罪を梁王に得て魏を逃げて秦に來た、秦王は大變之を優遇した、此の時樗里疾と云ふ人は秦の

將であつたが犀首が用ひられて、己れに代つて將となるのではないかと心配して、王が常に隱密の話をする室に穴を鑿つて置いたが、間もなく王は果して犀首と相談して云ふやう「余は韓を攻めやうと思ふが何うしたら宜しいか」と、犀首は之に對へて、「秋に攻めたが良い」と云ふと、秦王は「余は此の國を以て足下に任せ、足下に統治の勞を煩したいと思ふが足下は決して此の事を他に泄して下さるな」と云はれた、犀首は走り下り再拜して「畏つて命を奉じます」と云つたが、此時樗里疾は已に穴から之を聞いて了つて、之を漏らしたので、朗中の者皆秋に戰爭起り犀首が將軍となるだらうと云ひ立てたので、是の日の内に朗中は皆之を知つた、又た是月の中には都城内は皆此の事を知つた、王は樗里疾を召して、「世人は戰爭があると云ふ事を大變騷ぎ立てるが、此の噂は何うして出たのだらうか」と尋ねると、樗里疾は王の問が思ふ壺にはまつたので「それは何うやら犀首から出たやうです」と答へた、王はなほ「余は犀首と左樣な事を話した事が無いのに、犀首から出たと云ふのは何うした譯か」と問ふと樗里疾は「犀首は渡り者の旅人の身で、魏に於て新に罪を得て秦に來たのであつて、孤立で助無いので、斯かる事を云ひ布らして、自分を高く買つて貰つて、勢を得やうとしたのです」と對へた、此に於て秦王は此の言を信じて「誠に其の通りだ」と云つて人をやつて犀首を呼ばせて詰問しよ

うとしたが、犀首は已に禍の身に及ぶのを恐れて、諸侯の國に逃れて了つた。

語釋 犀首（公孫衍のこと、衍は魏に居る時此の官に居る。）○隱語（隱し言葉即ち謎の事を云ふも、此處にては單に隱密に話しする程の意。）○朗中（官名、近侍の臣を云ふ。）

堂谿公謂昭侯曰。今有千金之玉巵。通而無當。可以盛水乎。昭侯曰。不可。有瓦器而不漏。可以盛酒乎。昭侯曰可。對曰。夫瓦器至賤也。不漏可以盛酒。雖有千金之玉巵。至貴而無當。漏不可盛水。則人孰注漿哉。今爲人主而漏其群臣之語。是猶無當之玉巵也。雖有聖智。莫盡其術。爲其漏也。昭侯曰然。昭侯聞堂谿公之言。自此之後。欲發天下之大事。未嘗不獨寢。恐夢言而使人知其謀也。

訓讀 堂谿公昭侯に謂て曰く、「今千金の玉巵有り、通じて當無し、以て水を盛る可きか」と、昭侯曰く、「不可なり」と、「瓦器有りて漏れず、以て酒を盛る可きか」と、昭公曰く、「可なり」と、對へて曰く、「夫れ瓦器は至賤なり、漏れざれば以て酒を盛るべし、千金の玉巵有りと雖も、至貴にして當無れ

ば、漏れて水を盛る可からず、則ち人孰か漿を注がんや、今人主と爲りて其群臣の語を漏す、是れ猶ほ當無きの玉巵の如きなり、聖智有りと雖も其術を盡す莫きは、其漏らすが爲なり」と、昭侯曰く、「然り」と。昭侯堂谿公の言を聞き、此れよりの後天下の大事を發せんと欲すれば、未だ嘗て獨寢せずんばあらず、夢言して、人をして其謀を知らしむるを恐るゝなり。

通釋　堂谿公が韓の昭侯に語つて云ふには「今價千金もする玉の杯があつて筒拔けになつて居て底が無かつたなら、水を盛ることが出來るでせうか」と、昭侯之に答へて、「其れは駄目だ」と、堂谿公は更に昭侯に謂ふやう「それなら瓦の器物があつて水が漏らなかつたら、酒を盛ることが出來るだらうか」と、昭侯は「其れは出來る」と云ふと、堂谿公は改めて對へて云ふやう「一體瓦器は至つて賤しい物ではあるが、水が漏らなければ尊い酒を盛る役に立つが、千金もする玉の杯は、大變貴い物ではあるが、底が無ければ入れた物が漏れて、水さへも盛る事は出來ない、さう云ふ物なれば何人も之に漿を注ぎ容れる人はあるまい、此れと同じ譯で、今人君たる者が其の群臣が申上げた語を漏らすなれば、恰度立派な玉の杯の底の無い物と等しい、人君が如何に立派な智を具へて居ても、其の術を十分盡し得ないのは其の臣下の言を群臣に漏らす爲に、群臣が言上を難かるからである」と、昭侯は之

を聞いて「誠に其の通りだ」と云つた、斯くて昭侯は堂谿侯の言を聞いてから後は、天下の大事を起さうと思ふ時は、必ず獨寢をしたものである。其れは寢言を出して人に其の謀を知られるのを恐れたからである。

語釋 堂谿公（問田篇にも堂谿公と稱する人が出てくるがそれは韓子と問答して居るから、年代が百年ばかり後の人で別人であらう、どちらも傳記定かならず。）○當（器の底のこと。）○玉巵（巵は觶とも言ひ酒を盛る杯を言ふ）

一曰。堂谿公見昭侯曰。今有白玉之巵而無當。有瓦巵而有當。君渴。將何以飮。君曰。以瓦巵。堂谿公曰。白玉之巵美而君不以飮者。以其無當耶。君曰。然。堂谿公曰。爲人主而漏泄其群臣之語。譬猶玉巵之無當。堂谿公每見而出。昭侯必獨臥。惟恐夢言泄於妻妾。申子曰。獨視者謂明。獨聽者謂聽。能獨斷者。故可以爲天下主。

訓讀 一に曰く、堂谿公昭侯に見へて曰く、「今白玉の巵有りて當なし、瓦巵有りて當有り、君渴す

れば將に何を以て飲んとす」と、君曰く、「瓦卮を以てせん」と、堂谿公曰く、「白玉の卮は美にして、君以て飲まざる者は、其の當無きを以てか」と、君曰く、「然り」と、堂谿公曰く、「人主と爲りて其の群臣の語を漏泄するは、譬へば猶ほ玉卮の當無きがごとし」と、堂谿公見へて出る毎に、昭侯必ず獨臥す、惟だ夢言して妻妾に泄るゝを恐るればなり。申子曰く、「獨視の者を明と謂ひ、獨聽の者を聰と謂ふ、能く獨斷する者は故に以て天下の主と爲るべし」と。

通釋　一說に堂谿公は昭侯に見えて云ふには「今此處に貴い白玉の杯の底の無い物と、底の有る賤しい瓦の杯とがあつて、君が若し喉が渴いたとしたら、君は何ちらの器で御飲みになりますか」と問ふと、昭侯は「瓦の杯の方で飲む」と云はれた、其處で堂谿公は話を繼いで「白玉の杯は誠に美麗でありながら、君が之で飲まないのは、其底が無くて水が漏れるからであるか」と問ふと、君は「左樣である」と答へたので、堂谿公は話を移して「其れならば人君となりて其の群臣の言上する語を臣下に漏らすならば、恰度譬へて言へば、玉の杯の底の無いのと等しいのである」と申上げた、此れより堂谿公が君に見えて退出する度毎に、昭侯は必ず婦女を避けて獨り寢した、それは惟だ萬一にも寢言に出して妻妾に秘密が泄れはしないかと恐れたからである、申不害曰ふ「獨り人を見て、人より

已れを視られないのを明と云ひ、獨り他の言を聽いて、他より我が言を聽かれないのを聰と云ふのであつて、他に左右せられないで、自ら事を決斷する事の出來る者は、天下の君となる事が出來る」と。

餘論 此れ迄が經二の傳であつて何れも上の實情は下に漏らしてはならないと敎へた例話を引いて居る、申子の言と云つて引いた六愼の說は韓非自身の法術說であつて其の歸する所を老子の無爲虛靜に持つて行つたのは、其の法術論を飾る爲である、最後の申子の語は此の經と傳との總意を結んだものである。

敍說 傳の三は七つの例話を擧げてゐる。

三 宋人有酤酒者。升概甚平。遇客甚謹。爲酒甚美。縣幟甚高著。然不售酒酸。怪其故。問其所知長者楊倩。曰。汝狗猛耶。曰狗猛則酒何故而不售。曰人畏焉。或令孺子懷錢挈壺甕而往酤。而狗迓而齕之。此酒所以酸而不售也。

訓讀 宋人の酒を酤る者有り、升概甚だ平に、客を遇すること甚だ謹しみ、酒を爲ること甚だ美

に、幟を縣くること甚だ高く著る、然れども售れずして酒酸す、其故を怪み、其知る所の長者楊倩に問ふ、倩曰く「汝の狗猛なるか」と、曰く「狗猛なれば、則ち酒何の故にして售れざるか」と、曰く「人畏るればなり、或は孺子をして錢を懷き、壺甕を挈げて、往いて酤はしめんに、狗迓へて之を齕まん、此れ酒酸して售れざる所以なり」と。

通釋 宋の人で酒を賣つて居る者があつて、其の枡目は甚だ正直で、顧客に對する取扱も甚だ丁寧で、其の造つた酒は大變美く、店の看板の幟も目に著くやうに大變高く懸けてあつたが、何うしたものか一向賣れないで、酒は古くなつて腐つて酸くなつた、主人は何うした譯かと不思議に思つて、知り合ひの物知りなる楊倩に尋ねた所が、楊倩の云ふやう「汝の飼犬が猛い爲では無いか」と、主人はそこで「飼犬が猛かつたら何うして酒が賣れないのか」と尋ねたので、楊倩は之に敎へて「酒を買ひに來る人が猛犬を畏れるからである、猛犬が居れば誰かゞ小供に錢を持たせ、容れ物の壺や甕を提げさせて、酒を買ひにやつたなら、犬は忽ち之を迎へて嚙み付くだらう、人々は之を恐れて來ないから酒が賣れないのだ」と云つた。

語釋 升概（升は桝、概は元來「とかき」で、米などを量る時、桝目を正確にする道具をいふ、こゝでは枡と、はかり方とを升概といつたのである。） ○幟（店の看板の旗、此より酒屋、料理店を旗亭と言ふ。）

夫國亦有狗。有道之士。懷其術而欲以明萬乘之主。大臣爲猛狗。迎而齕之。此人主所以蔽脅。而有道之士所以不用也。故桓公問管仲曰。治國最奚患。對曰。最患社鼠矣。公曰。何患社鼠哉。對曰。君亦見夫爲社者乎。樹木而塗之。鼠穿其間。掘穴託其中。燻之則恐焚木。灌之則恐塗阤。此社鼠之所以不得也。

訓讀 夫れ國も亦狗あり、有道の士其術を懷いて、以て萬乘の主を明かにせんと欲するに、大臣猛狗と爲りて迎へて之を齕む、此れ人主の蔽脅せらるゝ所以にして、有道の士の用ひられざる所以なり、故に桓公は管仲に問うて曰く、「國を治むるに最も奚をか患ふ」と、對へて曰く、「最も社鼠を患ふ」と、公曰く、「何ぞ社鼠を患ふるや」と、對へて曰く「君も亦夫の社を爲る者を見るか、木を樹てゝ之を塗る、鼠其の間を穿ち、穴を掘り其中に託す、之を燻ずれば則ち木を焚かんことを恐る、之に灌すれば則ち塗の阤れんことを恐る、此れ社鼠の得られざる所以なり。

通釋 抑も國にもまた此れと同じやうな、妨げとなる狗が居るのである、治道を心得た有能の士が其抱く治術を以て大國の君を助け、之を明かにせんとしても、左右の大臣等が猛犬となつて、有道の士に嚙み付いて、人君に近づくことを妨げる、此れが卽ち人君が耳目を蔽はれ、心を脅かし動かされて、有道の士の上に用ひられない原因である、されば桓公は管仲に「國を治むるには何が一番患ふべきものか」と尋ねたが、管仲は「社に棲食ふ鼠が最も患ふべきものだ」と對へた、桓公は更に「何故社の鼠がそんなに患ふべきか」と問ふと、管仲は對へて「君には彼の社を爲るのを御覽になりましたか、社は木を樹てゝ其の上に泥土を塗るのですが、鼠は其の間に穴を穿つて、其の中に身を隱して居るが之を燻して追ひ出さうとすれば、火で木材を焚きはせぬかの恐れがあり、之に水を濯いで追ひ出さうとすれば、塗つた泥が壞れはせぬかの恐れがある。これが爲に社鼠は捕へ難いのである」と。

語釋 社鼠（土神を祭る社壇に巣食ふ鼠。轉じて君側の姦人を言ふ。）○阤（壞れ崩ること。）

今人君之左右。出則爲勢重而收利於民。入則比周而蔽惡於君。內間主之情以告外。外內爲重諸臣百吏以爲富。吏不誅則亂法。誅之則君不安。

據而有之。此亦國之社鼠也。夫大臣爲猛狗而齕有道之士矣。左右又爲社鼠而間主之情矣。人主不覺。如此。主焉得無壅。國焉得無亡乎。

訓讀 今人君の左右、出ては則ち勢重を爲して利を民に收め、入りては則ち比周して惡を君に蔽ふ、內主の情を間ひて、以て外に告げ、外內重きを諸臣百吏に爲し、以て富を爲す、吏誅せざれば、則ち法を亂り、之を誅すれば、則ち君安んぜず、據つて之を有す、此れ亦國の社鼠なり、夫れ大臣猛狗となりて、有道の士を齕む、左右又社鼠と爲りて主の情を間ふ、人主覺らざること此の如くなれば、主焉んぞ壅がるゝ無きを得ん、國焉ぞ亡ぶる無きを得ん。

通釋 今人君の左右の臣は、外に在りては威勢を重くして私の利益を民から收め、內君側に在つては、互に結託して己の惡を蔽うて君を欺き、內から人主の情態を覘ひ知つて、之を外に告げ漏し、外內に諸臣百官の間に勢重を爲して、賄賂を取つて私腹を肥やす、司法の吏が之を誅罰しなければ、國法を紊亂するし、之を誅せんとすれば、君は不安になる故、それも出來ない、此れは正に國の社鼠とも云ふべき者である、夫れ大臣は恐ろしい猛犬となつて、有道の士に嚙み付くし、左右の臣はまた除

き難き社鼠となつて、人君の內情を窺ふのに、人君は之が害を覺らないで、猛犬社鼠の跋扈に任せて置いたなら、人君の明は何うしても壅がれない譯には行かない、又國も亡びない譯には行かないのである。

餘論 猛狗社鼠の譬へは君側の姦を表はし得て妙である。社鼠の話は晏子春秋の問上にも殆ど此れと同樣な文となつて見えて居る。終りの「夫大臣」の前に舊本には「人臣執レ柄云々」の數句あるが、此れは後節の文に亘りて誤入したもので、文意を爲さないから、今之を省いた。

一日宋之酤酒者。有莊氏者。其酒常美。或使僕往酤莊氏之酒。其狗齕人。使者不敢往。乃酤他家之酒。問曰。何爲不酤莊氏之酒。對曰。今日莊子之酒酸。故曰。不殺其狗則酒酸。

訓讀 一に曰く宋の酒を酤る者に莊氏なる者有り、其酒常に美なり、或ひと僕をして往つて莊氏の酒を酤はしむ、其狗人を齕む、使者敢て往かず、乃ち他家の酒を酤へり、問うて曰く、「何爲れぞ莊氏の酒を酤はざる」と、對へて曰く、「今日莊氏の酒酸す」と故に曰く「其狗を殺さざれば則ち酒酸す」と。

通釋 一說に宋の國に酒を賣つて居る莊氏と云ふ者があつたが、其處の酒は何時も美かつた、或る人が召使の者をやつて莊氏の酒を買はせたところが、其處の飼犬が人を嚙んだので使の者は之を恐れて、敢て其處へ酒買に行かうとせず、他處の家の酒を買つて來た、何うして美い莊氏の酒を買つて來なかつたかと問ふと、使者は對へて「今日は莊氏の酒は賣れ殘つて腐つて居たからだ」と言譯をしたと云ふ事である、されば古語にも「酒屋の猛犬を殺して妨を去らなければ、酒は賣れずに腐敗する」とある。

一曰。桓公問管仲曰。治國何患。對曰。最苦社鼠。夫樹木而塗之。鼠因自託也。燻之則木焚。灌之則塗阤。此所以苦於社鼠也。今人君左右。出則爲勢重。以收利於民。入則比周謾侮。蔽惡以欺於君。不誅則亂法。誅之則人主危。據而有之。此亦社鼠也。故人臣執柄擅禁。明爲己者必利。不爲己者必害。亦猛狗也。故左右爲社鼠。用事者爲猛狗。則術不行矣。

訓讀　一に曰く、桓公、管仲に問うて曰く、「國を治むるに何をか患ふる」と、對へて曰く、「最も社鼠に苦しむ、夫れ木を樹てゝ之を塗る、鼠因りて自ら託するなり、之を燻すれば則ち木焚け、之に灌げば則ち塗阤る、此れ社鼠に苦しむ所以なり」と、今人君の左右出ては則ち勢重を爲し以て利を民に收め、入りては則ち比周謾侮し、惡を蔽ひ以て君を欺く、誅せざれば則ち法を亂り、之を誅すれば則ち人主危し、據て之を有す、此れ亦社鼠なり、故に人臣柄を執り禁を擅にし、己の爲にする者は必ず利あり、己の爲にせざる者は必ず害あるを明にす、亦猛狗なり、故に左右社鼠と爲り、事を用

ゆる者猛狗たれば、則ち術行れず。

通釋　一說に齊の桓公が管仲に尋ぬるやう「國を治むるに何が一番患ふべきか」と、管仲對へて云ふやう「一番困るのは社に巢喰ふ鼠であります、抑も社は木を樹てゝ之に壁を塗つて造るのですが、鼠は其の中に身を託して巢喰つて居て、之を燻し出さうとすれば木が焚けるし、之に水を灌いで追ひ出さうとすれば壁が壞れる、此れが爲に何時までも除き得ないで社鼠に苦しむのであります、今人君の左右の權臣等は、出でゝ民に對すれば自ら權勢を重くして、民より利益を取り上げ、入りて君側にある時は、互に結黨して君を輕んじ、己れの惡行を隱して君を欺いて居るが、之を誅罰しなければ國法を亂すし、之を誅すれば人君に反抗し、却つて君位を危くする、何とも手の施しようもないので其の儘に有るのだが、此れも謂はゞ國の社鼠とも云ふべき者である、故に人臣が權柄を握つて禁罰を擅にして、自分の爲にする者は必ず利を得させ、爲にしないものは必ず罰することを、民に明示して、君の利害を考へない者は、正しく國の猛狗である、斯の如き次第であるから、君の左右が社鼠となつて除き難い害を爲し、執政者が猛狗となつて君の明を蔽うたならば、到底人君の術は行はれないのである。

堯欲傳天下於舜。鯀諫曰。不祥哉。孰以天下而傳之於匹夫乎。堯不聽。擧兵而誅殺鯀於羽山之郊。共工又諫曰。孰以天下而傳之於匹夫乎。堯不聽。又擧兵而誅共工於幽州之都。於是天下莫敢言無傳天下於舜。仲尼聞之曰。堯之知舜之賢。非其難者也。夫至乎誅諫者。必傳之舜。乃其難也。一曰。不以其所疑敗其所察則難也。

訓讀　堯天下を舜に傳へんと欲す。鯀諫めて曰く、「不祥なるかな、孰か天下を以て、之を匹夫に傳へんや」と、堯聽かず、兵を擧げて鯀を羽山の郊に誅殺す、共工又諫めて曰く、「孰か天下を以て之を匹夫に傳へんや」と、堯聽かずして、又兵を擧げて共工を幽州の都に誅す、是に於て天下敢て天下を舜に傳ふる無れと言ふもの莫し、仲尼之を聞いて曰く「堯の舜の賢を知るは其難き者に非るなり、夫れ諫者を誅し、必ず之を舜に傳ふるに至つては乃ち其の難きなり」と、一に曰く、「其疑ふ所を以て、其察する所を敗らざるは、則ち難きなり」と。

通釋 昔し堯が天下を舜に傳へ、位を讓らんとした時、鯀は之を諫めて曰ふやう「誠に忌はしい事です、何とて此の重き天下を以てして一匹夫に傳へる者がありませうや」と、堯は此の諫を聽かず、却つて君に對して異議を挾んだのを咎めて、兵を興して之を羽山の郊で誅戮した、共工氏が又た諫めて「誰か天下の王たる重位を一匹夫に傳へる者があらうか」と云つて反對したが、堯は又聽き容れず、兵を起して共工を幽州の都に誅したが、此れ以來、天下の人は皆敢て天下を舜に傳ふることに反對しなくなつた、孔子は此れを聞いて、之を批評して云ふやう、「堯が舜の賢者なるを知つて、之を天子の位に立てんとしたのは、別に困難な事ではないが、其の諫めて反對したものを誅して、初志通り位を舜に傳へた事は、容易に出來ない事で、堯の敢然之を爲したのは偉いものだ」と、一說に孔子は曰ふ「鯀共工が舜を疑つて諫めても、自分の賢と見込んだ確信を枉げなかつたこと、それが困難なことであつた」と。

語釋 鯀（禹の父で、洪水を治めて成功しなかつた人。）　○匹夫（身分卑しき人を云ふ。）

荊莊王有茅門之法。曰群臣・大夫・諸公子入朝。馬蹄踐霤者。廷理斬其輈。

戮其御。於是太子入朝。馬蹄踐霤。廷理斬其輈戮其御。太子怒。入謂王泣曰。必爲我誅戮廷理。王曰。法者所以敬宗廟尊社稷。故能立法從令。尊敬社稷者。社稷之臣也。焉可誅也。夫犯法廢令。不尊敬社稷者。是臣乘君而下尙校也。臣乘君則主失威。下尙校則上位危。威失位危。社稷不守。吾將何以遺子孫。於是太子乃還走避舍。露宿三日。北面再拜請死罪。

訓讀　荊の莊王に茅門の法有り、曰く、「群臣大夫諸公子入朝するに、馬蹄霤を踐む者は廷理其輈を斬り、其御を戮す」と、是に於て太子入朝し、馬蹄霤を踐む、廷理其輈を斬り、其御を戮す。太子怒り、入つて王に謂ひ泣いて曰く、「必らず我が爲に廷理を誅戮せよ」と、王曰く、「法は宗廟を敬し、社稷を尊ぶ所以なり、故に能く法を立て、令に從ひ、社稷を尊敬する者は、社稷の臣なり、焉んぞ誅すべけんや、夫れ法を犯し令を廢し社稷を尊敬せざる者は、是れ臣、君を乘ぎ、而して下尙校するなり、臣君を乘げば、則ち主は威を失ひ、下尙校すれば則ち上の位危く、威失ひ位危ふく、社稷守らざれば、

吾将た何を以て子孫に遺さんや」と、是に於て太子乃ち還り走りて舍を避け、露宿三日にして北面再拜して死罪を請ふ。

通釋 楚の莊王には茅門の法と云ふものがあつて群臣・大夫・諸公子等が王宮に入朝する時馬蹄が門の雨落の處を踐むときは朝廷の吏が其車の輈を斬つて其の御者を誅戮する事になつて居た、或時太子が入朝して馬蹄で此の雨落を踐んだので、刑吏が太子の車の「ながえ」を斬り其の御者を誅戮した、太子は之を怒つて入つて王に向つて泣いて謂ふやう「我が爲にあの不埒な刑吏を誅戮して呉れ」と、王は之に對して「法と云ふものは宗廟社稷を尊敬し守る爲のものであるから、能く法令を從ひ守つて、社稷を尊敬する者は、王の臣と云ふよりも、寧ろ社稷の臣である、何うして之を賞しこそすれ、誅罰出來やうや、抑も法を破つたり、命令に背いたりして、社稷を尊敬しない者は、此れ臣として君を凌ぎ、下にして上に抗する者である、臣下が君上を凌げば主は其の威權を失ふし、又下の者が上に抗すれば上の位は危くなる、吾が威が失はれ、位が危くなり、社稷も守られない樣になれば、一體何を以て子孫に遺す事が出來やうや」と、云つたので、太子は已が罪を悟り、早速還り馳せて館舍を避けて、野宿する事三日の後、北面再拜して死罪を請うた。

語釋　茅門（諸侯の内宮の門をいふ。）　○霤（屋根の水の流れ、又流れの落ちる處、或はまた溜と通じ雨水の溜りをも云ふ。）　○輈（車のながえ、轅の一種。）　○廷理（廷は平、理は治の意、刑法を司る官を廷理又は廷尉といふ、嚴正公平を尊ぶ意に出づ。）　○乘（超え凌ぐこと。）　○倘校（倘校は上校のことで、上の者に抗すること。）

一曰。楚王急召太子。楚國之法。車不得至於茆門。天雨。廷中有潦。太子遂驅車至於茆門。廷理曰。車不得至於茆門。非法也。太子曰。王召急。不得須無潦。遂驅之。廷理擧殳而擊其馬。敗其駕。太子入爲王泣曰。廷中多潦。驅車至茆門。廷理曰。非法也。擧殳擊臣馬。敗臣駕。王必誅之。王曰。前有老主而不踰。後有儲主而不屬。矜矣。是眞吾守法之臣也。乃益爵二級而開後門出太子。勿復過。

訓讀　一に曰く、楚王急に太子を召す、楚國の法は車茆門に至るを得ず天雨ふる、廷中に潦有り、太子遂に車を驅りて茆門に至る、廷理曰く、「車茆門に至るを得ず、法に非るなり」と、太子曰く、「王召すこと急なり、潦無きを須つを得ず」と、遂に之を驅る、廷理殳を擧げて、其馬を擊ち、其駕を敗

る、太子入りて王の爲に泣て曰く、「廷中潦多し、車を驅りて茆門に至るに、廷理曰く、「法に非るなり」と、殳を擧げて臣の馬を擊ち、臣の駕を敗る、王必らず之を誅せ」と、王曰く、「前に老主有りて踰えず、後に儲主ありて屬せず、矜なり、是れ眞に吾が法を守るの臣なり」と、乃ち爵二級を益し、而して後門を開き、太子を出し、復た過ぐる勿らしむ。

通釋 一說に楚王が急に太子を召したが、楚國の法では乘車のまゝ茆門に行くことは禁じられて居た、此の時は丁度雨が降つて、廷內に水溜りがあつて、徒行する事が出來なかつた、太子はそこで遂に車を驅つて、禁を犯して茆門まで行かうとしたが、取締の役人が注意して、「乘車のまゝ茆門に行く事は、法の禁ずる所ですからなりません」と云ふと、太子は「王の御召が大變急なので、水の乾いて水溜の無くなる時を待つ暇が無い」と云つて、遂に茆門まで車を驅つてしまつた、廷理はそこで矛を以て其の馬を擊つて其の車駕を毀して了つた、太子は入つて王に訴へて泣いて云ふやう、「廷中には水溜が多いので、止むなく車を茆門まで驅つた所が、廷理は違法だと云つて矛を擧げて私の馬を擊つて、私の車を毀して了ひました、甚だ無禮であるから、王には何うか必ず之を誅戮して下さるやうにと申上げた、而るに王は云はるゝやう「其の廷理は見上げたものだ、前に餘命の短い老主を控へながら、

之を疎末にして法を踰ゆる事もなく、後に後繼者の太子居りながら、之に將來のことを、豫め賴み込まうとしない、誠に見上げた心懸けだ、此こそ眞に吾が法を守るの臣である」と云つて、爵位二級を進めて之を賞し、後門を開いて太子を此處から歸し、再び茆門を通過させない樣にした。

語釋　潦（水溜り。）　○攴（手）　○矜（賢と音通ずる所より假借す。一說に矜矣の二字を衍すと。）

衞嗣君謂薄疑曰。子小寡人之國以爲不足仕。則寡人力能仕子。請進爵以子爲上卿。乃進田萬頃。薄子曰。疑之母親疑。以疑爲能相萬乘而不窕也。然疑家巫有蔡嫗者。疑母甚愛信之。屬之家事焉。疑智足以言家事。疑母盡以聽疑也。然已與疑言者。亦必復決之於蔡嫗也。故論疑之智能。以疑爲能相萬乘而不窕也。論其親則子母之間也。然猶不免議之於蔡嫗也。今疑之於人主也。非子母之親也。而人主皆有蔡嫗。人主之蔡嫗。必其重人也。重人者能行私者也。夫行私者。繩之外也。而疑之所言。法之内也。

繩之外、與法之內讐也。不相受也。

【訓讀】衛の嗣君薄疑に謂つて曰く、「子寡人の國を小とし、以て仕ふるに足らずと爲す、則ち寡人の力能く子を仕へしめん、請ふ爵を進め、子を以て上卿と爲さん」と、乃ち田萬頃を進む、薄子曰く、「疑の母疑を親しむ、疑を以て能く萬乘に相として窕せずと爲す、然れども疑の家巫に蔡嫗なる者有り、疑の母甚だ之を愛信し之に家事を屬す、疑の智は以て家事を言ふに足り、疑の母盡く以て疑に聽くなり、然れども已に疑と言ふ者も、亦必ず復た之を蔡嫗に決するなり、故に疑の智能を論じて、疑を以て能く萬乘に相として窕あらずと爲すなり、其の親を論ずれば則ち子母の間なり、然れども猶ほ之を蔡嫗に議るを免れざるなり、今疑の人主に於けるや、子母の親に非るなり、而して人主に皆蔡嫗有り、人主の蔡嫗は必ず其重人なり、重人は能く私を行ふ者なり、夫れ私を行ふ者は繩の外なり、而して疑の言ふ所は法の內なり、繩の外と法の內とは讐なり、相受けざるなり」と。

【通釋】衛の嗣君が薄疑に向つて「足下は我が國を小さ過ぎて仕ふるに足らないとするか、私は出來るだけの事をして足下を仕へさせませう、それで爵位を進めて足下を以て上卿としたいが、どうであらう」と云つて所領の田地萬頃を加へ與へた、薄疑が曰ふやう「私の母は私を信愛して、私は萬乘の

宰相となつても、餘りある者だと思つて居りますが、私の家の巫女に蔡嫗と云ふ人があつて、母は大變之を愛信して、之に家事を任せて居ります、私の智は家事を言ふに充分ですから、母は何んでも私に相談をかけますが、已に私と相談した事でも必ず復た蔡嫗の所に相談して、之を決するのです、斯かる次第で私の智識能力の點では、母は私が萬乘に相としても餘りあるものとして居るし、其の親しみの點では何より密接な母子の間でありますが、然るに猶ほ私を信じ切れないで蔡嫗に相談かけない譯に行かないのであります、此れより考へて見れば、今私と人主との關係は母子の如き親密は無く、而も人主には必ず蔡嫗の如き人が居るのです、人主の蔡嫗は、必ず重臣でありまして、重臣と云ふものは必ず能く私姦を行ふものです、一體私姦を行ふ者は、必ず國法を侵す人であるのに、私の主張するところは、國法を尊重することであります、法を侵す人と、法を尊重する人とは、互に讎同志で相容れないものであります」と。

語釋　萬頃（一頃は百畝をいふ。）○不窕（窕は空隙、即ち「すきま」の意、大任を負うて力足らぬ場合には、手がまはりかねて、手落ち、即ち「すきま」が生ずる、不窕は力量十分でかやうな空隙が生ぜぬこと、大戴禮主言篇に、「七教者云々、七八之ヲ天下ニ布キテ窕アラズ、之ヲ尋常ノ室ニ内レテ塞ガラズ」とあり。）○繩之外、法之內（繩は法度のこと、孤憤篇を見よ。）○不受（受は受納の意、論語衞の靈公篇に「君子ハ小知ス可カラズ、大受ス可キナリ」とあり。）

一日。衞君之晉、謂薄疑曰。吾欲與子皆行。薄疑曰。媼也在中。請歸與媼計。

之。衛君自請薄媼。薄媼曰。疑君之臣也。君有意從之甚善。衛君曰。吾以請之媼。媼許我矣。薄疑歸言之媼也。曰。衛君之愛疑奚與媼。媼曰。不如吾愛子也。衛君之賢疑。奚與媼。曰。不如吾賢子也。媼與疑計家事已決矣。乃更謂決之於卜者蔡嫗。今衛君從疑而行。雖與決計。必與他蔡嫗敗之。如是則疑不得長爲臣矣。

訓讀 一に曰く衛の君晉に之き薄疑に謂て曰く、「吾れ子と皆に行かんと欲す」と、薄疑曰く、「媼や中に在り、請ふ歸りて媼と之を計らん」と、衛君自ら薄媼に請ふ、薄媼曰く、「疑は君の臣なり、君之を從ふるに意あるは甚だ善し」と、衛君曰く、「吾れ以に之を媼に請ふ、媼我に許す」と、薄疑歸りて之を媼に言ふ、曰く、「衛君の疑を愛するは媼に奚與ぞ」と、媼曰く、「吾が子を愛するに如かざるなり」と、「衛君の疑を賢とするは媼に奚與ぞ」と、曰く、「吾が子を賢とするに如かざるなり」と、「媼は疑と家事を計りて已に決す、乃ち更に謂つて之を卜者蔡嫗に決す、今衛君疑を從へて行く、與に計を決す

と雖も、必ず他の蔡嫗と之を敗る、是の如くなれば則ち疑長く臣たるを得ず」と。

通釋　一說に衞君が晉に行つて薄疑に謂ふやう「余は足下を連れて共に國に歸り用ひやうと思ふが何うか」と薄疑は對へて「私には家に老母が居りますから、歸つて老母と相談致します」と云つたので、衞君は自ら行つて薄疑の老母に賴んだところ、老母の云ふやう、「薄疑は最早や君の臣下で御座いますから、君が之を御連れになる思召のあるのは甚だ結構です」と、衞君は疑に向つて、「私は已に此の事を老母に賴んで許しを得て來た」と云つたので、薄疑は歸つて老母に說いて「衞君が私を愛して吳れるのと、母上が私を愛して吳れるのと、何れが優つて居るでしやうか」と云ふと、老母は「それは私が汝を愛する方が優つてる」と答へた、薄疑はまた「衞君が私を賢として認める程度と、母上が私を賢と思はるゝ程度とは、何れが優つて居るでせうか」と問ふと、老母は「其れは私が汝を賢と思ふのには及ばない」と答へた、疑は其處で更に言ふやう「母上は私と事を相談して決めながら、更に之を卜者の蔡嫗に謀つて決めるが、それと同じ樣に、今衞君が私を從へて行つて、共に事を計つて決めても、必ずつと他の蔡嫗の如き臣と謀つて、之を駄目にして了ふだらう、此う云ふ譯であれば、私は長く臣となつて居ることは出來まいと思はれるから行かぬ方が宜しいと思ひます」と。

語釋　在レ中（中は此處にては家を指す。）

夫教レ歌者。使下先呼而詘上レ之。其聲反二清徵一者。乃教レ之。一曰。教レ歌者。先揆以レ法。疾呼中レ宮。徐呼中レ徵。疾不レ中レ宮。徐不レ中レ徵。不レ可レ謂レ教。

訓讀　夫れ歌を教ふる者は、先づ呼んで之を詘せしめ、其聲清徵に反ふ者は、乃ち之に教ふ、一に曰く、歌を教ふる者は先づ揆るに法を以てし疾呼して宮に中り、徐呼して徵に中らしむ、疾にして宮に中らず、徐にして徵に中らざれば、教を謂すべからずと。

通釋　夫れ歌を教ふる者は、先づ聲を出して之を種々に屈曲變化させて、其音聲の清濁と、調子とが、法に叶つて變化出來る樣に爲つて、始めて歌を教へるものである。一說に歌を教ふるには先づ音聲をはかつて、急調の聲を出すと宮音に合ふやうにし、徐かに發すれば徵音に合するやうにする、若し疾呼徐呼して宮徵の音に合しなければ歌を教へる事は出來ないと。

語釋　反（反は覆の意で、再びやつて前のものと合ふこと、こゝでは反を合ふとよむ。）　○清徵（徵は音「チ」、五音、宮商角徵羽の一つ、清徵は澄みたる徵調。）

吳起。衞左氏中人也。使二其妻織一レ組。而幅狹二於度一。吳子使レ更レ之。其妻曰。諾。及

成。復度之。果不中度。吳子大怒。其妻對曰。吾始經之而不可更也。吳子出之。其妻請其兄而索入。其兄曰。吳子爲法者也。其爲法也。且欲以與萬乘致功。必先踐之妻妾。然後行之。子毋幾索入矣。其妻之弟。又重於衛君。乃因以衛君之重。請吳子。吳子不聽。遂去衛而入荊也。

訓讀　吾起は衛の左氏中の人なり其妻をして組を織らしむ、而して幅度より狹し、吳子之を更めしむ、其妻曰く、「諾す」と、成るに及び、復た之を度るに、果して度に中らず、吳子大いに怒る、其妻對へて曰く、「吾れ始め之を經す、而して更むべからざるなり」と、吳子之を出す、其妻其兄に請うて入るを索む、其兄曰く、「吳子は法を爲す者なり、其の法を爲すや、且つ以て萬乘の與に功を致さんと欲す、必ず先づ之を妻妾に踐み、然る後之を行ふ、子入るを索るを幾ふ毋れ」と、其妻の弟、又た衛君に重ぜらる、乃ち因て衛君の重を以て吳子に請ふ、吳子聽かず、遂に衛を去りて荊に入る。

通釋　吳起は衛の左氏中の人であつた、自分の妻に組紐を織らした所が、其の幅が定めた尺度よりも狹く出來上つたので、吳起は命じて之を改めさせると、妻は「承知しました」と云つたが、出來上

つて再び之を度つて見たら、果して亦も尺度に合はなかつた、呉起は大いに怒つたので、妻は對へて曰ふやう「私は初めに此の幅に縦絲を定めたので、途中から幅を改める事は出來ないのです」と、言譯をしたが、呉子は妻が僞を云つたことを怒り、之を追ひ出してしまつた、妻は兄に復縁の事を賴んだ所、兄は妹を諭して云ふやう「呉起は法を立てゝ守る人である、彼は之を以て、他日萬乘の國の爲に功を致さうと思ふからであるが、先づ法を手近の妻妾の上に踐み行つて、然る後國に行なはうとするのである、そなたは既に呉子の法に背いたのであるから、復縁の望は絶つがよい」と、又妻の弟は衛君に重用されて居たので、衛君の威光を假りて呉子に姉の復縁を請うたが、呉子は聽き入れず、遂に衛を去つて楚に赴いて了つた。

語釋　度（尺度。）　○經之（經は經「タテ糸」のこと、こゝでは組を織るに先づ縦の數を定めて之を用意したこと。）

一曰。呉子示其妻以組曰。子爲我織組。令之如是。組已就而效之。其組異善。起曰。使子爲組。令之如是。而今也異善何也。妻曰。用財若一也。加務善之。呉起曰。非語也。使之衣歸。其父往請之。呉起曰。起家無虛言。

訓讀　一に曰く、吳子其妻に示すに組を以てして曰く、「子我が爲に組を織り、之をして是の如くならしめよ」と、組已に就つて之を效ぶ、其組異だ善し、起曰く「子をして組を爲らしめ、之をして是の如くならしむ、而して今や甚だ善きは何ぞ」と、妻曰く、「財を用ゆる一の若きなり、務を加へて之を善くす」と、吳起曰く、「語に非るなり」と、之をして衣りて歸らしむ、其父往て之を請ふ、吳起曰く、「起の家に虛言なし」と。

通釋　一說に吳起が其妻に組紐を示して「私の爲に此と同じ組紐を造つて吳れ」と云つたが、出來上つた時、それを前の物と比べて見た所、前のより大變立派に出來て居た、そこで吳起は「是れと同じ樣な組紐を造れと云つたのに、今非常に立派なものを造つたのは何故か」と云ふと、妻は「材料を用ふること以前と全く變りはありませんが、唯だ手間を加へて立派に出來たのです」と云ふと、吳起は「それは命じたことゝは違ふ」と云つて、依つて妻を離緣して歸した、妻の父は吳子の所に往つて復緣を請うたが、吳子は「我が家には虛言は無い」と云つて聽き入れなかつた。

語釋　衣歸（衣は依に通用、一說に衣を更むる意といふ。）

晉文公問於狐偃曰。寡人甘肥周於堂。巵酒豆肉集於宮。壺酒不清。生肉

不希。殺一牛遍於國中。一歲之功盡以衣士卒。其足以戰民乎。狐子曰。不足。文公曰。吾弛關市之征。而緩刑罰。其足以戰民乎。狐子曰。不足。文公曰。吾民之有喪資者。寡人親使郎中視事。有罪者赦之。貧窮不足者與之。其足以戰民乎。狐子對曰。不足。此皆所以愼產也。而戰之者殺之也。民之從公也。爲愼產。公因迎殺之。失所以從公矣。曰。然則何如足以戰民乎。狐子對曰。令無得不戰。公曰。無得不戰奈何。狐子對曰。信賞必罰。其足以戰。公曰。刑罰之極安至。對曰。不辟親貴。法行所愛。公曰。善。

訓讀　晉の文公、狐偃に問うて曰く、「寡人、甘肥、堂に周く、卮酒豆肉、宮に集る、壺酒清まず、生肉希かず、一牛を殺さば國中に遍く一歲の功は盡く以て士卒に衣す、其れ以て民を戰はすに足るか」と、狐子曰く、「足らず」と、文公曰く、「吾れ關市の征を弛め刑罰を緩うす、其れ以て民を戰はすに足るか」と、狐子曰く、「足らず」と、文公曰く、「吾が民の喪資有る者は寡人親しく郎中をして事を視

しむ、罪有る者は之を赦し、貧窮足らざる者は之に與ふ、其れ以て民を戰はすに足るか」と、狐子對へて曰く、「足らず、此れ皆產に愼ふ所以なり、而して之を戰はすは之を殺すなり、民の公に從ふや、產に從ふが爲なり、公因て之を殺さば、公に從ふ所以を失ふ」と、曰く、然らば則ち如何んせば以て民を戰はすに足るか」と、狐子對へて曰く、「戰はざるを得るなからしむ」と、公曰く、「戰はざるを得る無きは奈何せん」と、狐子對へて曰く、「信賞必罰、其れ以て戰はすに足る」と、公曰く、「刑罰の極は安くにか至る」と、對へて曰く、「親貴を辟けず、法は愛する所に行はる」と、公曰く「善し」と。

通釋　晉の文公が狐偃に問ふやう「拙者は堂上に諸臣を集めて甘味肥肉を充分に饗するが、宮中の妻妾に至つては、僅かに一杯の酒、一豆の肉位しか供せず、酒甕の酒は良く清ます暇も無く、生肉も乾く暇もなく、皆人に賜はつてしまふ、一牛を殺しても獨り食ふこと無く、國中の人に廣く頒けてやり、一年間に織り出す布帛の功も、盡く士卒の衣服に供すると云ふ樣に士民に惠んだならば民を戰爭に用ふるに足るでせうか」と、狐偃對へて「まだそれでは充分でありません」と、文公「それでは更に關所の通行稅と、市場の營業稅を弛め、刑罰を寬大にしたならば、民を戰はすに足るでしやうか」と、

狐偃對へて云ふ「未だ充分でありません」と、文公は更に「喪事があつて、多く資財を必要とせる者には、親しく近臣を遣はして世話をさせ、罪の有る者は之を赦し、貧窮で衣食に足りない者には給與したならば、民を戰はすに足りるでせうか」と、狐偃對へて曰ふやう「それでも充分でありません、凡そ君の仰しやる事は皆生產の道に順ふことです、而るに民を戰はすのは、民を殺すことであります、民が君に從つて公事に盡すのは、生產の道に順はんが爲であります、それなのに、民がよく歸服してゐるからというて、之を戰はして殺すならば、臣より見れば君に從ふ目的に反することになります」と、文公はそこで「それならば何うしたら民を戰はすに足りるか」と尋ねると、狐偃は「民をして何うでも戰はない譯に行かない樣にするのです」と、文公は其の方法は如何にすれば宜しいかと問ふと、狐偃は對へて「功あれば必ず賞し、罪あれば必ず罰すれば、民を戰はすに充分です」と、文公更に問うて「刑罰を重んずる極は何のやうになるか」と、狐偃對ふるやう「親しい者や、位の貴い者でも罪あれば容赦なく刑を加へ、法は己の愛して居る者にも行ふべきものです」と、文公は之を聞いて「尤もな事だ」と云つた。

語釋　甘肥周㆓於堂㆒（甘美なる肥肉を堂上の客にあまねく馳走する。）　○卮酒豆肉（卮は杯、豆は肉を盛る食器、一杯の酒と一豆の肉、僅少なる酒肉を云ふ）　○功（女功即ち布帛のこと。）　○

闕市之征（關所の通行税と市場の營業税。）　○喪資（喪事の爲に資財を多く必要とすること。）　○愼レ產（愼は順と通用し、生產の道に違はないことを謂ふ。）

明日令田於圃陸。期以日中爲期。後期者行軍法焉。於是公有所愛者。曰顚頡。後期。吏請其罪。文公隕涙而憂。吏曰。請用事焉。遂斬顚頡之脊。以狥百姓。以明法之信也。而後百姓皆懼曰。君於顚頡之貴重如彼。其甚也。而君猶行法焉。況於我則何有矣。

訓讀　明日令して圃陸に田す、期するに日中を以て期と爲す、期に後るゝ者は軍法に行はんと、是に於て公愛する所の者有り、顚頡と曰ふ、期に後る、吏其罪を請ふ、文公涙を隕して憂ふ、吏曰く、「請ふ事を用ひん」と、遂に顚頡の脊を斬り、以て百姓に狥へ、以て法の信を明にす、而して後、百姓皆懼れて曰く、「君顚頡の貴重に於て彼の如く其れ甚しきなり、而して君猶ほ法を行ふ、況んや我に於ては則ち何か有らん」と。

通釋　其の翌日圃陸の地に田獵せしめ、正午を以て集合の時刻と定め、此の期限に遲れた者は、軍

法により處罰する事にした、時に文公の寵愛してる臣に、顚頡と云ふ者があつたが、時刻に遲れたので、刑吏が之を罪せん事を君に請うた、文公は不閔と思つて涙を落して、何うにかしたいと心配したが、吏は容赦なく刑を行はんと請うて、遂に顚頡を腰斬して百姓にふれ示し、以て法の威信を明かにした、爾後百姓は皆懼れて「君が顚頡を貴び重んずる事はあれ程甚しかつたのにも拘はらず、猶ほ法を加へられたのだから、況して我々なぞは罪あらば容赦なく罰せらるゝに定まつてる」と云つて愼んだ。

語釋 脊（腰斬されたる者はその臺の上に伏する故之を稱して脊と言ふ。）

文公見民之可戰也。於是。遂興兵伐原克之。伐衞東其畝。取五鹿。攻陽勝虢。伐曹。南圍鄭反之陴。罷宋圍。還與荊人戰城濮。大破荊人。返爲踐土之盟。遂成衡雍之義。一擧而八有功。所以然者無他故異物。從狐偃之謀。假顚頡之脊也。

訓讀 文公民の戰ふべきを見るや、是に於て遂に兵を興し原を伐ちて之に克ち、衞を伐ちて、其畝

を東にし、五鹿を取り、陽を攻め、虢に勝ち、曹を伐ち、南のかた鄭を圍みて、之が陴を反し、宋の圍を罷め、還りて荊人と城濮に戰ひ、大いに荊人を破り、返つて踐土の盟を爲し、遂に衡雍の義を成す、一擧にして八たび功有り、然る所以の者は、他故異物無し、狐偃の謀に從ひ、顚頡の脊を假ればなり。

通釋　文公は民が愈々戰はせるに足りる樣になつたのを見て、遂に此の時兵を興して原を伐つて之を克服し、又衞を征伐して盡く其の田の畝を東西に作らせ吾が攻め入るに便にし、又た五鹿の地を取り、陽を攻め、虢に勝ち、曹を伐ち、南方に攻めて、鄭を圍み其の城上の牆を覆し、宋の圍を退けて兵を還して楚軍と城濮の地に戰つて、大いに楚軍を敗り、返つて踐土に於て盟を爲し、遂に衡雍に於て周の王室を尊んで、尊王の意義を成し遂げた、斯くて一度兵を擧げて八つの功を成し遂げたのは餘の儀ではない、初め狐偃の謀に從つて、顚頡の腰斬を利用したからである。

語釋　東二其畝一（田畑の畝（うね）を皆東より西に行く樣に作らしめ晉より衞に攻め入るに便にするなり。）

夫痤疽之痛也。非レ刺二骨髓一則煩心不レ可レ支也。非レ如レ是。不レ能レ使三人以二半寸砥

石彈之。今人主之於治亦然。非不知有苦則安。欲治其國。非如是不能聽聖知而誅亂臣。亂臣者必重人。重人者必人主所甚親愛也。人主所甚親愛也者。是同堅白也。夫以布衣之資。欲以離人主之堅白所愛。是猶以左髀說右髀者。是身必死而說不行者也。

（右　傳）

訓讀　夫れ痤疽の痛や、骨髓を刺すに非れば、則ち煩心支ふべからざるなり、是の如くなるに非れば、人をして半寸の砥石を以て、之を彈ぜしむる能はず、今人主の治に於ける亦然り、苦有れば則ち安きを知らざるに非ず、其國を治めんと欲し、是の如くなるに非れば、聖知に聽いて亂臣を誅する能はず、亂臣は必ず重人なり、重人は必ず人主甚だ親愛する所なり、人主甚だ親愛する所の者は、是れ堅白を同じうするなり、夫れ布衣の資を以て、以て人主の堅白愛する所を離さんと欲するは、是れ猶ほ左髀を以て、右髀に說く者のごとし、是れ身必らず死して說行はれざる者なり。

通釋　夫れ癰疽の様な腫物の痛苦と云ふものは、石針を以て骨髓の深くまで之を刺して治療しなけ

れば、到底其の痛苦に堪へられるものではない、苦痛を忍んで始めて樂になる事を知つてる者でなければ、醫士に五分程もある石針を使つて腫物を刺させる事は出來ない、今人君が政治に於ても、亦此の通りである、先に苦があれば後に必ず樂の來る事を知らない譯ではないが、深く先苦後樂の理を知つて、國を治めんと欲する熱意、我が身の痛苦を去らうと欲するが如きものがなければ、明智の人の苦言を聽き容れて亂臣を誅戮する事が出來ないのである、國の亂臣は必ず當局の重臣であつて、此の重臣と云ふものは、人君が最も親愛して居る所の人である、人君の親愛して居るものゝ君との關係は、到底離し難いものである、されば身分卑き一布衣の士が、人君が親密離れ難く愛して居る臣を引離さんとする事は、丁度左の髀を斬り離せと、右の髀に向つて說くやうなもので、言ふ人は人君の忌諱に觸れて其の身は殺され、其の議論は行はれない次第である。

語釋　同堅白（重人の君に對する關係、親密閉固にして離間すべからざること、公孫龍の堅白の論の分解し難きと同樣だといふ意、公孫龍の堅白同異の論とは六體からである、此處に白くして堅い石がありとする。その堅いといふことは手で感知すべくして、目に見るを得ない、白いことは目に見るべくして、手に感知し得ない。然らばその堅いものと、白いものとは果して一物なりや、異物なりや、目も手も此の問題に答へ得ないであらう、是を決するもの果して誰ぞ、といふ風な議論を弄んだものである。）

餘論　右で傳の三を終り、外儲說右上を說き了つた。

外儲說右下第三十五

敍說 此の篇、經は五條より成り、從つて傳亦五つに分れて經の各條を例證する結構である。

一 賞罰共則禁令不行。何以明之。明之以造父・於期。子罕爲出彘。田恒爲圃池。故宋君簡公弑。患在王良・造父之共車。田連・成竅之共琴也。

訓讀 賞罰共にすれば、則ち禁令行はれず、何を以て之を明にす、之を明にするに造父・於期を以てす、子罕は出彘となり、田恒は圃池と爲る、故に宋君・簡公は弑せらる、患は王良・造父の車を共にし、田連・成竅の琴を共にするに在り。

通釋 賞罰の權は人君の獨り操るべきものであるのに、臣下にも之を假し、君臣が之を共用すれば、國の禁罰命令は充分に行はれない、何によつて之を明らかにするかと云ふに、造父と於期の例を以て知ることが出來る、子罕は出彘となつて君の威を借り、田恒は圃池となつて君の德を借りた、其の爲に宋君と、齊の簡公は弑せられたのである。此等の患は王良と造父の如き良御者が同じ車を一緒に御

するやうな事と、田連や成竅の如く善く皷する者が二人で一つの琴を皷した様な不都合な點に存するのである。

語釋　出彘、圃池以下の語は傳に明かである。

二　治彊生於法。弱亂生於阿。君明於此。則正賞罰而非仁下也。爵祿生於功。誅罰生於罪。臣明於此。則盡死力。而非忠君也。君通於不仁。臣通於不忠。則可以王矣。昭襄知主情。而不發五苑。田鮪知臣情。故教田章。而公儀辭魚。

訓讀　治彊は法に生じ、弱亂は阿に生ず、君此に明かなれば則ち賞罰を正うするも下に仁なるに非るなり、爵祿は功に生じ、誅罰は罪に生ず、臣此に明かなれば則ち死力を盡すも君に忠なるに非るなり、君不仁に通じ、臣不忠に通ぜば、則ち以て王たるべし、昭襄は主の情を知りて、五苑を發せず、田鮪は臣の情を知る、故に田章に教ふ、而して公儀は魚を辭す。

通釋　國の治まり彊くなるのは、法を行ふことに依つて生ずるし、國の亂れ弱くなるのは、法を曲

げることに依つて生ずる、人君が此の道理を明かに心得居れば、賞罰を嚴正に行うて、人民を憐む人情味、即ち仁心を其の間に挾んでやるのではない。又爵祿は功によりて與へられ、誅罰は罪によりて加へらるべきものである。臣下たる者が此の道理に徹底して居れば、死力を盡して國家の爲に働くが、君に忠義だてしてやるのではない。只賞罰の爲にやるのである。人君たる者、此の一切の人情味を捨てた不仁の道に徹底し、又臣下は情義關係を離れた不忠の道に徹底して居れば、君臣共に道義關係を超越して純粹なる法治國を實現するが故に、天下に王たることもできるであらう。

秦の昭襄王は君道の眞骨髓を知つて居つたものだから五苑の野菜を民に施すのを止め、又田鮪は臣道の骨髓を心得て居たので、其子田章に敎へて、自力を恃みとして、人を恃むなと云つたし、又公儀は魚を嗜みながら之を獻上されたのを辭退したのである。

語釋 阿（曲邪なること。） ○非レ仁レ下（一本に非二不仁一とあるは誤。）

（昭襄、田鮪、公儀の事例は傳二に詳かである）

三 人主者鑒二於外一也。而外事不レ得レ不レ成。故蘇代非二齊王一。人主鑒二於上一也。

而居者不得不顯。故潘壽言禹情。人主無所覺悟。方吾知之。故恐同於衣族。而況借於權乎。吳章知之。故說以佯。而況借於誠乎。趙王惡虎目而壅。明主之道。如周行人之郤衛侯也。

訓讀 人主は外に鑑みれば、外事成らざるを得ず、故に蘇代は齊王を非る、人主は上に鑑みれば居者顯はれざるを得ず、故に潘壽は禹の情を言ふ、人主覺悟する所無し、方吾之を知る、故に衣族を同うするを恐る、而るを況や權を借すをや、吳章は之を知る、故に說くに佯を以てす、而るを況んや誠を借すをや、趙王は虎の目を惡んで壅がる、明主の道は周の行人の衛侯を郤けしが如きなり。

通釋 人君が四隣の士に接して聞見を廣めんとすれば、必ず此の外國の士は私心を成すに至るものである、されば、齊の蘇代は齊王を非つて私を爲し、又人君が上古の事を手本とする時は、學士は上古の說を說いて、自分の榮達を圖るであらう、されば、潘壽は燕王に禹が位を傳へた事情を說いて子之に媚び、燕王を危くしたのである、斯の如く蘇代潘壽が姦を爲したのは、人君が闇昧で術を悟らなかつた爲である、方吾子は此理を知つて居たが爲に、人君が同衣者や同族と車や家を同じくする

事さへ心配した、況して人君が臣下に權を借すは猶更ら恐るべきことである。吳章も亦た此理を知つて居たので、「假にも人を愛憎してはならぬ、況して誠に愛憎しては猶更不可だ」と、宣王に說いた、又趙王は虎の目が惡いと云つた爲に、却つて虎より惡むべき平陽君の爲に已れの明を塞がれて了つた、明君の執るべき道は、周の接待官が天子と號を同じくしたと云つて衞侯の入朝を拒んだやうに虛名すらも臣に假さないことに在る。

語釋 人主（今本に明主とあるが、明主では意味が通じないから人主の誤であらう。）○鑒上（上は上古のこと。）

四 人主者守法責成。以立功者也。聞有吏雖亂而有獨善之民。不聞有亂民而有獨治之吏。故明主治吏不治民。說在搖木之本與引網之綱。故失火之嗇夫。不可不論也。救火者吏操壺走火。則一人之用也。操鞭使人。則役萬夫。故所遇術者如造父之遇驚馬。牽馬推車。則不能進。則代御執轡持筴。則馬咸鶩矣。是以說在椎鍛平夷。榜檠矯直。不然則在淖齒用齊

戮閔王。李兌用趙餓主父也。

訓讀　人主は法を守りて成を責め、以て功を立つる者なり、吏有りて亂ると雖も、而も獨善の民有るを聞く、亂民有りて、而も獨治の吏有るを聞かず、故に明主は吏を治めて民を治めず、說は木の本を搖すと、網の綱を引くとに在り、故に火を失ふの嗇夫も論ぜざる可からざるなり、火を救ふに、吏、壺を操りて火に走れば、則ち一人の用なり、鞭を操りて人を使へば、萬夫を役す、故に術に遇ふ所の者は、造父の驚馬に遇ふが如し、馬を牽き車を推せば、則ち進むこと能はず、則ち代り御して轡を執り筴を持せば、則ち馬咸鶩す、是を以て說は推鍛の平夷、榜檠の矯直在り、然らざれば則ち淖齒齊に用ひられて閔王を戮し、李兌趙に用ひられて主父を餓ゑしむるに在るなり。

通釋　人君は法度を守つて官吏に職を委せ其の成績を責めて功を立てる者である、亂吏があつて民を毒しても獨り行ひすます善民のあることは聞くが、亂民があつて而もその上に獨りよく職を守り、治を致して居る官吏のあるのは聞かない。されば明察の君は官吏を治め正すが、直接人民を治めはしない、其の說は木の本を搖すと、枝葉は盡く搖くことゝ、網の大綱を引くと、網の細い目が盡く張ると云ふ說にある、されば火事を救ふ小役人の事も論究しなければならぬ、火事を救ふ時、役人が水の壺

を以て火事場に赴いたのでは、役人が僅か一人だけしかの役に立たぬが、指揮の鞭を操つて人夫を使ひ立てれば、萬人をも働かす事が出來るのである、斯の如き次第であるから、術を持つて居る時は、造父が驚いて歩かない馬に遇つた時の樣に功が擧り易いのである。丁度造父がいくら馬を牽き車を推しても、進める事が出來ないのに一旦御者に代つて、其の優れた御術を以て轡を執り筴を持つと、馬はわけなく皆馳せる樣なものである、されば其の說は椎鍜を以て平かにする如くに、刑罰を用ひ、榜檠を以て弓を矯める如くに、法を運用するにあるのである。若しかやうにしなかつたならば、淖齒が齊に用ひられて閔王を殺戮し、李兌が趙に用ひられて、主父を餓死させた樣な事になる。

語釋 嗇夫（鄉の小官にして平生は訴訟賦税の事に當る。）○椎鍜（金を平かに打延ばすに用ひる鐵槌。）○榜檠（弓を造る時ゆがみを矯める爲に當てゝ置く器。）○不然則（則字一本に敗に作る、亦通ず。）

五 因事之理則不勞而成。故茲鄭之踞轅而歌。以上高梁也。其患在趙簡主稅吏請輕重。薄疑之言國中飽。簡主喜而府庫虛。百姓餓而姦吏富也。故桓公巡民。而管仲省腐財怨女。不然則在延陵乘馬不得進。造父過之而爲之泣也。

右　經

訓讀 事の理に因れば則ち勞せずして成る、故に玆鄭は轅に踞して歌ひ、以て高梁に上るなり、其患は趙簡主の稅吏輕重を請ひ、薄疑の國中飽くと言ふに在り、簡主喜んで府庫虛しく百姓餓ゑて姦吏富むなり、故に桓公は民を巡りて、管仲は腐財怨女を省く、然らざれば則ち延陵の馬に乘り、進むを得ず、造父之を過りて之が爲に泣くに在るなり。

通釋 凡そ事はその當然の理に因つて行へば、勞せずして成るものである、故に玆鄭子は轅に腰かけて上手に歌つた爲に、自から人の助けを得て高い橋の上に車を上すことが出來た、其事の理に因らなかつた患は、趙簡主の稅吏が稅率の輕重に就て簡主の指圖を請うた事と、薄疑が國中富に飽くと云つた事とに在る、斯くては簡主は實情を知らずに、國內富むと思ひ喜んだが、實際は官の庫は空しく、百姓は餓て、政府と百姓の中間に居る姦吏のみ獨り富むことであつた、されば齊の桓公は微服して民間を巡察して、管仲は桓公に勸めて徒に蓄積した腐財を府庫から無くし、宮中に養はれ、無聊に苦める怨女を無くしたのである、若し道理に因らなかつたら延陵が馬に乘つて進むことが出來ずに居て、造父が其の傍を過ぎて、之が爲に落淚したのと同樣なことになるのである。

（玆鄭以下の事例は傳に說明する）

餘論 以上が此の篇の經文である。その要旨を擧げれば次の樣なことである。

第一條は、賞罰の權柄は必ず人主獨りの手中に收めて、臣下に借してはならぬこと。

第二條は、賞罰は必ず嚴正に法に隨つて行ふべく、決して仁慈の心を以て行つてはならぬこと。

第三條は、人主は遊說の士に惑はされない樣に、人主の術に明かでなければならぬこと。

第四條は、人主は自ら手を下して細務を爲してはならぬ。一國の人を動かす工夫をすべきであること。

第五條は、術に由つて行へば勞せずして效多く、然らざれば勞して效無しといふこと。

以下の傳文は事例を擧げて右の趣旨を說明して居る。

敍說 次の傳一は經一を說明する例話で、一事を說いて五段に分けてある。

一 造父御四馬。馳驟周旋而恣欲於馬。恣欲於馬者擅轡策之制也。然馬驚於出彘。而造父不能禁制者。非轡策之嚴不足也。威分於出彘也。王子於期爲駙駕。轡策不用。而擇欲於馬。擅芻水之利也。然馬過圃池。而駙

駕敗者。非芻水之利不足也。德分於圃池也。

訓讀 造父四馬を御し、馳驟周旋して欲を馬に恣にす、欲を馬に恣にする者は、轡筴の制を擅にするなり、然れども馬出彘に驚いて造父禁制する能はざるは、轡筴の嚴足らざるに非ざるなり、威出彘に分るればなり、王子於期駙駕を爲り、轡筴用ひずして、欲を馬に擇るは、芻水の利を擅にすればなり、然れども馬圃池を過ぎて駙馬敗るゝは、芻水の利足らざるに非るなり、德圃池に分るればなり。

通釋 造父は四頭立の馬を御し、馳せ廻つて思ふまゝに馬を動かした、此の樣に馬を自由に動かすのは轡と筴とを以て自由に馬を制馭したからである、けれども馬が不意に飛び出した豕に驚いて跳ね出して、さすがの造父も之を禁制することの出來ないのは、轡筴の嚴威が足りないのではなくて、馬の驚怖心が一部分豕の方へも別たれたからである、王子の於期は副馬を多く附けて之を御し、轡筴を用ひないで思ふが儘に馬を動かしたのは、馬に芻を食はせ水をやつて、之を利導する術を專らにして、馴れさせたからである、然るに圃園の池水の傍を過ぎて、副馬の調子が亂れたのは平生芻水を以て馴らす利導が充分でなかつたのではない、平生芻水の味を占めて、目の前にある美味さうな圃池の水草

の方へ氣が散つたからである。

語釋 轡筴（轡は馬の手綱、筴は策と同じく馬の鞭。）○出彘（突然傍より跳び出した豕。）○駙駕（普通の駕は馬四頭を附すが、駙駕は重駕で十六頭を附す。）○芻水之利（芻や水の餌を以て良く馴らし込む、調馬のこと。）○圃池（圃園と池水のある所。）○威分於云々（轡筴をも畏れるが、豕をも恐れた爲め、恐怖心が豕の方へも散つた。）○德分於圃池（圃池をも有がたしと思ひ、心が散つたこと。）

故王良・造父。天下之善御者也。然而使王良操左革而叱咤之。使造父操右革而鞭笞之。馬不能行十里。共故也。田連・成竅。天下善鼓琴者也。然而田連鼓上。成竅擫下。而不能成曲。亦共故也。

訓讀 故に王良・造父は天下の善御者なり、然り而して王良をして左革を操りて之を叱咤せしめ、造父をして右革を操りて之を鞭笞せしめば、馬十里を行く能はざるは、共にするが故なり、田連成竅は天下の善く琴を鼓する者なり、然り而して田連は上を鼓し、成竅は下を擫して曲を成す能はざるは、亦共にするが故なり。

通釋 それで王良や造父は天下随一の名御者であるが、若し王良に左の轡を操て馬を叱咤して前進させ、造父に右の轡を操て之に鞭を加へて走らせやうとしたならば、馬は到底十里も行くことが出來

ないが、此れは二人で一馬を共用するからである、田連と成竅は天下竝びなき上手な琴の彈き手であるが、若し田連が上部の方を彈き、成竅が一指を以て下部を按へ一つの琴を二人で彈かうとしたなら到底曲を成すことは出來ない、此れも亦一人で用ふべき物を二人で共用するからである。

語釋 革（革は馬の轡。）〇擫下（各本に鐵の字に作る、今、集解の説に從ふ、擫は一指を以て按へること。）

夫以王良・造父之巧。共轡而御。不能使馬。人主安能與其臣共權以爲治乎。以田連・成竅之巧。共琴而不能成曲。人主又安能與其臣共勢以成功乎。

訓讀 夫れ王良・造父の巧を以て、轡を共にして御すれば、馬を使ふ能はず、人主安んぞ能く其臣と權を共にし、以て治を爲さんや、田連成竅の巧を以て、琴を共にして曲を成す能はず、人主又安んぞ能く其臣と勢を共にし、以て功を成さんや。

通釋 夫れ王良・造父の如き巧に御する者でさへも、轡を共にして馬を御すれば、馬を自由に使ひ得ないのであるから、同じ理により人君もまた、其臣と權を共に握つて、何うして國の平治を爲すこと

が出來やうや、又田連や成竅の様な琴曲の名人も、一緒に一つの琴を鼓しては、曲を成すことは出來ないのであるから、人君も何うして其臣と勢を共に握つて治國の功を成し得られやうや。

一曰。造父爲齊王駙駕。渴馬服成。効駕圃中。渴馬見園池。去車走池。駕敗。王子於期爲趙簡主取道爭千里之表。其始發也。彘伏溝中。王子期齊轡筴而進之。彘突出於溝中。馬驚駕敗。

訓讀 一に曰く、造父、齊王の駙駕と爲り、馬を渴せしめて服成る、駕を圃中に効す、渴馬園池を見、車を去り池に走り駕敗る、王子於期趙簡主の爲めに道を取り、千里の表を爭ふ、其始めて發するや、彘、溝中に伏す、王子期轡筴を齊へて之を進む、彘、溝中に突出す、馬驚き駕敗る。

通釋 一說に造父は齊王の副駕の御者となつて、馬に渴を忍ぶことを仕込み、調教が既に出來上り、車駕を圃園の中に驅つたところが、此の水に渴した馬は、園池を見ると車を振放つて池中に走つたので、乘車が顚覆してしまつた、又た王子於期が趙簡主の爲に道を定めて、千里の距離を馳驅する勝負を爲したが、其の出發の際、豕が溝の中に伏して居たが、王子於期が轡筴を齊へて、駕を進めて行く

に當りて、豕が溝の中から突出して來たので、馬は之に驚き、駕は忽にして敗れて了つた。

語釋　千里之表（表は標、優勝のしるし、今日支那にて錦標と言ふ。即ち千里を馳せて勝負をなす所。）

司城子罕謂宋君曰。慶賞賜與。民之所喜也。君自行之。殺戮誅罰。民之所惡也。臣請當之。宋君曰諾。於是出威令。誅大臣。君曰。問子罕也。於是大臣畏之。細民歸之。處期年。子罕殺宋君而奪政。故子罕爲出彘。以奪其君國。

訓讀　司城子罕、宋君に謂て曰く、「慶賞賜與は民の喜ぶ所なり、君自ら之を行へ、殺戮誅罰は民の惡む所なり、臣請ふ之に當らん」と、宋君曰く、「諾す」と、是に於て威令を出し大臣を誅するに、君曰く、「子罕に問へ」と、是に於て、大臣之を畏れ、細民之に歸す、處ること期年にして、子罕宋君を殺して政を奪ふ、故に子罕、出彘となり、以て其君の國を奪ふ。

通釋　司城子罕が宋君に謂ふやう「功を慶び賞與を賜はることは、民の喜ぶところであるから、我が君御自身之を行ひ給へ、罪によつて殺戮し、誅罪を加へる事は、民の忌む所ですから、何うか私が君に代つて之に當りませう」と、宋君は「宜しい」と云つて承諾を與へたので、嚴令を出して大臣を

誅すべき場合には必ず君は「子罕に任せてある故、子罕に聞け」と云つた、其處で大臣等は子罕を畏れ憚り、小民等も皆子罕に歸服した、斯くの如く上下の民を威服すること一年ばかりにして、遂に子罕は宋の君を弑して自ら政を奪つて了つた、斯くて子罕は飛び出して獨を敗つた豕の様に、君の威權の一部を分けて、君の國を奪つて了つたのである。

簡公在上位。罰重而誅嚴。厚賦斂而殺戮民。田成恒設慈愛明寛厚。簡公以齊民爲渴馬。不以恩加民。而田成恒以仁厚爲圃池也。

訓讀　簡公上位に在り、罰は重くして誅は嚴に、賦斂を厚うして民を殺戮す、田成恒は慈愛を設け、寛厚を明にす、簡公は齊民を以て渴馬と爲し、恩を以て民に加へず、而して田成恒は仁厚を以て圃池と爲す。

通釋　齊の簡公は君の位に在つて罰を重くして誅を嚴しくし、民から取り立てる賦税を重くして、民を殺戮したが、其の臣の田成恒は慈愛を加へ、寛仁厚德の態度を示した、これを譬ふれば、簡公は齊の民を渴を忍ぶことを敎へた馬の様にして置いて民に恩惠を加へないで居たのであるし、田成子は

仁慈厚恩を民に示して、恰も圃池を以て渇馬を誘つて駕を敗つたわけである。

一曰。造父爲齊王駙駕。以渇服馬。百日而服成。服成。請效駕齊王。王曰。效駕於圃中。造父驅車入圃。馬見圃池而走。造父不能禁。造父以渇服馬久矣。今馬見池。駻而走。雖造父不能治。今簡公之法禁其衆久矣。而田成恒利之。是田成恒傾圃池而示渇民也。

訓讀 一に曰く、造父、齊王の駙駕たり、渇を以て馬を服す、百日にして服成る、服成りて駕を齊王に效さんと請ふ、王曰く、「駕を圃中に效せ」と、造父車を驅りて圃に入る、馬圃池を見て走る、造父禁ずる能はず、造父渇を以て馬を服すること久し、今馬池を見て駻いて走る、造父と雖も治むる能はず、今簡公の法、其衆を禁ずる久し、而して田成恒之を利す、是れ田成恒圃池を傾けて渇民に示すなり。

通釋 一説に造父が齊王の副馬の御者となつた時に馬に渇を忍ぶやうに調教して、百日慣して出來上つたので、齊王に車駕の用に供したいと請ふと、齊王は「然らば之を圃園の中で試みよ」と云はれた、造父はそこで車を驅つて圃園に入つた所、充分渇に慣らされた筈の馬が、圃池を見てその方へ一

散に馳け出して了つて、さすが名御者の造父も之を制する事が出來なかつた、抑も造父は渇を忍ばせて久しい間馬を服して居たのに、今馬は池水を見ると勝手に突走りて、名御者の造父でも之を鎭め治むる事が出來ないのである、今齊の簡公も法に依つて、其國民を禁制して、利慾を忍ばせ置いた事は久しかつたが、田成恒は民に利益を與へた、是れ卽ち田成恒が圃池にあるだけの惠を傾け盡して、利欲に渇した民に示したことになるのであつて、簡公の國の奪はれるのも尤もな次第である。

語釋 騂（馬が勝手につき走ること。）

一曰。王子於期爲宋君爲千里之逐。已駕。察手吻文且發矣。驅而前之。輪中繩。引而卻之。馬掩跡。拊而發之。彘逸出於竇中。馬退而卻。筴不能進前也。馬騂而走。轡不能止也。

訓讀 一に曰く、王子於期宋君の爲に千里の逐を爲す、已に駕す、手吻を察するに文且つ發あり、驅りて之を前むれば、輪繩に中り、引いて之を卻くれば、馬跡を掩ふ、拊して之を發すれば、彘竇中より逸出す、馬退いて卻く、筴も進前する能はざるなり、馬騂いて走り、轡も止むる能はざるなり。

通釋 一說に王子於期が宋君の爲に遠乘をなさんとして、既に車に馬を付け轡を取る、我が手の具合と、馬の銜の具合を見るに、正しく整ひ、且つ法に合つて居たので、試に驅つて之を進めて見れば、輪の跡は眞直で、繩を引いた樣であり、之を引いて退くれば、馬の蹄の跡は前の跡をチヤント踏む、其處で鞭を以て撃つて馬をいよ〱出發させた所、一匹の豕が垣の孔の中から跳び出した、馬は之に驚いて後退りして逡巡して、策を加へても前進させる事が出來ないで、却つて馬は横に駻いて走りだして、轡を以てしても之を止める事は出來なかつた。

語釋 手吻（手は轡を操る手、吻は馬の口即ち口につける銜の具合。）○文、且發（文は善く整ひて正しきこと、發は法の字の誤りにて音近きより謬る。）○拊（撃つ。）○竇（垣孔。）

一曰。司城子罕謂宋君曰。慶賞賜予者。民之所好也。君自行之。誅罰殺戮者。民之所惡也。臣請當之。於是戮細民而誅大臣。君曰。與子罕議之。居期年。民知殺生之命制於子罕也。故一國歸焉。故子罕劫宋君而奪其政。法不能禁也。故曰。子罕爲出彘。而田成恒爲圃池也。今王良造父共車。人操

一邊轡而入門閭。駕必敗。而道不至也。令田連成竅共琴。人撫一絃而揮。則音必敗。曲不遂矣。

訓讀 一に曰く、司城子罕宋君に謂つて曰く、慶賞賜予は民の好む所なり、君自ら之を行へ、誅罰殺戮は民の惡む所なり、臣請ふ之に當らんと、是に於て細民を戮して大臣を誅するに、君曰く、「子罕と之を議せ」と、居ること期年にして民は殺生の命は子罕に制せらるゝを知る、故に一國歸す、故に子罕宋君を劫して、其政を奪ふも法禁ずる能はず、故に曰く、子罕出彘と爲り而して田成恒圃池と爲ると、今王良造父車を共にし、人ごとに一邊の轡を操りて門閭に入らば、駕必ず敗れ、而して道至らざるなり、田連成竅をして琴を共にし、人ごとに一絃を撫して揮せしめば、則ち音必ず敗れて曲遂げず。

通釋 一說に司城子罕が宋君に向つて「賞與は民の喜び好むものであるから、君には御自身で之を行ひ給へ、誅戮は民の忌み惡むものであるから、私が君に代つて之に當りたいものです」と云つて許を得た、此に於て人民を殺戮し、大臣を誅罰する時は、君は必ず子罕に謀つて決せよと云つた、斯くて誅罰の權を握ること一年の後には、民は皆臣下の殺生の命令は、子罕に決められる事を知つて、一

國の人は遂に皆子罕を恐れ、之に歸した、斯の如き次第で、子罕は遂に宋君を弑して、其政を奪つたけれども、法權が彼に在るので、如何とも禁罰しやうが無かつた、さればこそ子罕は出彘となり、田成子は圃池となつて、君の國を亂したと云はれるのである、今王良造父の如き名御者でも、一緒に車に乘つて、各一方の轡を操つて、門閭に入らうとしたならば、駕は必ず亂れ、又た所期の道程を驅けて行くことは出來ない、又た田連成竅のやうな上手な琴彈でも、各々一本の絃を彈いて奏でさせたなら、音調は必ず亂れ、到底完全に曲を成し得ない。

餘論　此の造父王良御駕の事と田連成竅鼓琴の事は何れも子罕と田成子の禍根の事實を說明する爲の譬である、以上が經一の傳である。

敍說　傳二は四例話より成る。

二　秦昭王有病。百姓里買牛而家為王禱。公孫衍出見之入賀王曰。百姓乃里買牛為王禱。王使人問之。果有之。王曰訾之人二甲。夫非令而擅禱者。是愛寡人也。夫愛寡人。寡人亦且改法而心與之相循者。是法不立。

法不立、亂亡之道也。不如人罰二甲、而復與爲治。

訓讀 秦の昭王病有り、百姓里ごとに牛を買ひ、而して家ごとに王の爲に禱る、公孫衍出でゝ之を見、入りて王を賀して曰く、「百姓乃ち里ごとに牛を買ひ、王の爲に禱る」と、王人をして之を問はしむるに、果して之有り、王曰く、「之に人ごとに二甲を貲せよ、夫れ令に非ずして擅に禱るは、是れ寡人を愛するなり、夫れ寡人を愛すれば、寡人も亦且に法を改めて心之と相循はんとするときは、是れ法立たず、法立たざるは亂亡の道なり、人ごとに二甲を罰して復た與に治を爲すに如かず」と。

通釋 秦の昭王が病氣になつたとき、人民は之を聞き、各村落毎に牛を買つて犧牲に供し、各戸皆王の爲に病氣平癒を祈つた、公孫衍外出して民間の此の有様を見て、入りて王に見えて賀して云ふやう、「百姓は王の病を聞き、里ごとに牛を買つて、王の爲に病氣平癒を禱つて居ます」と、王は人を遣はして之を問はしめた所、果して其通りであつたので、王は命令を下して曰ふには、「罰として其等の人毎に鎧二領づゝを出さしめよ、抑も命令もしないのに勝手に禱るのは、此れ此方を愛するからである、民が此方を愛すれば、此方もまた勢ひ嚴法を改めて仁愛の心で民と相親むやうになる、かうなつたなら法が嚴正に行はれなくなる、法の行はれないのは、國の亂れ亡ぶる道であるから、寧ろ人ご

とに二甲を罰として課して、また法治の本領に復し、民と共に立派に國の治平を爲す方が得策だ」と。

語釋 訾（貲と通じ小罰であつて財を以て自ら贖ふこと。）

一曰。秦昭襄王病。百姓爲之禱。病愈。殺牛塞禱。郎中閻遏・公孫衍出而見之曰。非社臘之時也。奚自殺牛而祠社。怪而問之。百姓曰。人主病。爲之禱。今病愈。殺牛塞禱。閻遏・公孫衍說。見王拜賀曰。過堯舜矣。王驚曰。何謂也。對曰。堯舜其民未至爲之禱也。今王病。而以牛禱。病愈。殺牛塞禱。故臣竊以王爲過堯舜也。王因使人問之。何里爲之。訾其里正與伍老屯二甲。

訓讀 一に曰く、秦の昭襄王病む、百姓之が爲に禱る、病癒ゆ、牛を殺し塞禱す、郎中閻遏・公孫衍出で、之を見て曰く、「社臘の時に非るなり、奚ぞ自ら牛を殺して社を祠る」と、怪んで之を問ふ、百姓曰く、「人主病む、之が爲に禱り、今病癒ゆ、牛を殺して塞禱す」と、閻遏・公孫衍説ぶ、王に見えて拜賀して曰く、「堯舜に過ぐ」と、王驚いて曰く、「何の謂ぞ」と、對へて曰く、「堯舜は其民未だ之

が爲に禱るに至らざるなり、今王病む、而して牛を以て禱り、病癒ゆれば牛を殺し塞禱す、故に臣竊に王を以て堯舜に過ぐと爲すなり」と。王因つて人をして之を問はしむ、「何れの里か之を爲す」と、其里正と伍老とを訾すること屯ごとに二甲。

通釋 一說に秦の昭襄王が病氣になつた時、百姓は之が平癒を禱つた、平癒するに及んで、牛を殺し犧牲として御禮の祭をした、近臣の閻遏と公孫衍は、外出して之を見て云ふやう、「今は社の祭をする時でもない臘祭の時でもないのに、何故牛を殺して社を祭るのだらうか」と云つて怪んで之を尋ねると、百姓の云ふやう「我が君が御病氣になつたので、之が爲に禱つたところ、今病氣が平癒なさつたので牛を殺してお供へして御禮の祭をするのです」と、閻遏と公孫衍は之を聞いて悅んで、王に見えて拜賀して「王は古の聖王の堯舜以上です」と云つたので、王は驚いて「それは何う云ふ譯か」と聞いた、二人は之に對ふるやう「堯舜はいかに聖王であつても、其の人民が未だ王の爲に平癒を禱るまでに至らなかつた、而るに今王が御病氣になられると人民は牛を殺して禱つて、病が平癒されると、また牛を殺して御禮祭をしたので、私は恐れながら王は堯舜以上だと申したのです」と、王は之を聞き人をやつて、何れの里が斯かる事をしたかを尋ねさせ其の里の長と、五人組の組頭に罰として五人

につき二領づつの鎧を出さしめた。

語釋 塞禱（塞は賽と通じ神恩に報ゆる爲御禱祭をすること。） ○社臘（社は春秋に行ふ土神の祭、臘は冬至後百神に報る爲に祭る祀。） ○里正（正は長のこと、二十五戸より成る村落を里といふ、その長、即ち村長に當る。）
○伍老（五軒組の長老役。） ○屯（五人を一屯といつた例は商子境内に見ゆ。）

閻遏・公孫衍媿不敢言。居數月。王飮酒酣樂。閻遏・公孫衍謂王曰。前時臣竊以王爲過堯舜。非直敢諛也。堯舜病。且其民未至爲之禱也。今王病而民以牛禱。病愈。殺牛塞禱。今乃訾其里正與伍老。屯二甲。臣竊怪之。王曰。子何故不知於此。彼民之所以爲我用者。非以吾愛之爲我用者也。以吾勢之爲我用者也。吾釋勢與民相收。若是吾適不愛而民因不爲我用也。故遂絕愛道也。

訓讀 閻遏・公孫衍、媿ぢ、敢て言はず、居ること數月、王酒を飮み酣樂す、閻遏・公孫衍・王に謂つて曰く、「前時臣竊に王を以て堯舜に過ぐと爲すは、直に敢て諛ふに非るなり、堯舜病むも且つ其民

未だ之が爲に禱るに至らざるなり、今王病む、而して民牛を以て禱る、病癒ゆ、牛を殺し塞禱す、今乃ち其里正と伍老とに屯ごとに二甲を訾す、臣竊に之を怪む」と、王曰く、「子何の故に此を知らざるか、彼の民の我が用を爲す所以は、吾れ之を愛するを以て我が用を爲す者に非るなり。吾が勢を以て我が用を爲す者なり、吾れ勢を釋て民と相收めんか、是の如くなれば、吾れ適ま愛せずば民因つて我が用を爲さゞらん、故に遂に愛道を絕つなり」と。

【通釋】閻過と公孫衍は愧ぢ入つて、其れ以上何とも言はなかつた、數ヶ月經つて、王は酒を飲んで盛んに飲み興じて居るとき、閻過と公孫衍は王に謂ふやう、「前頃臣等が勝手に王を以て堯舜に優ると申上げたのは、たゞ敢て諛つて云つたのでは御座いません、堯舜が病氣になつた時には、まだ其の民が平癒を禱る程の事はしなかつたが、今王が病まれた時には、人民は牛を殺して禱り、平癒するとまた牛を殺して、御恩報謝の祭をした、それだのに今却つて里正と伍老に罰償として各五人につき二甲づゝを出させたのは何うした譯か、私等は不思議でなりません」と、王は之を聞いて云ふやう「足下等は何うして此の理が解らないのであるか、人民が余の用を勤めるのは、余が彼等を愛するが爲ではなく、余が權勢を以て彼等に臨むが爲に、恐れて止むなく余が用を爲すのである、然るに余が此の權

勢を捨て、愛を以て民心を收めんとしたらどうであらう。余がたま〳〵愛を怠つた場合には、民は從つて我が役に立たなくなるだらう。故に余は今君主の愛情を以て民に臨むやりかたを斷然取らぬのである」と。

秦大饑。應侯請曰。五苑之草著。蔬菜橡果棗栗。足以活民。請發之。昭襄王曰。吾秦法。使民有功而受賞。有罪而受誅。今發五苑之蔬果者。使民有功與無功俱賞也。夫使民有功無功俱賞者。是亂之道也。夫發五苑而亂。不如棄棗蔬而治。

訓讀 秦大いに饑う。應侯請うて曰く、「五苑の草著、蔬菜橡果棗栗、以て民を活すに足る、請ふ之を發せん」と。昭襄王曰く、「吾が秦の法は民を使ふに、功有りて賞を受け、罪有りて誅を受く。今五苑の蔬果を發するは、民を使ふに功有ると、功無きと倶に賞するなり。夫れ民を使ひ、功有ると功無きと倶に賞するは、是れ亂の道なり、夫れ五苑を發して亂るゝは棗蔬を棄てゝ治まるに如かず」と。

通釋 秦の國に大饑饉があつた時、應侯が君に請うて「五つの禁苑に生えて居る蔬菜や果物類は民

を救ふに足りますから、何うか之を發いて民に頒ちたいものです」と申上げると、昭襄王の云はるゝには「吾が秦國の法に於ては民を使ふに、功有れば賞を受けさせ、罪あれば誅を受けさせる、今五苑の蔬菜果物を民に頒ち與へるのは、民を使ふに功ある者も、功無き者も、共に賞を受けさせるので、此れは國の亂亡する道である、今五苑を發いて民に頒つて國が亂れるよりは、寧ろ此の苑中の蔬果を棄てゝ治まる方がましだ」と。

語釋 五苑（五つの宮廷直屬の園圃。） ○草著（草木の地に著いて生えて居るもの、根草。） （橡果棗栗（とちの實、なつめ、栗の實等。） ○蓏蔬（草實、即ち瓜類を蓏と言ふ。蔬は野菜。）

一曰。今發五苑之蓏蔬棗栗。足以治民。是使民有功與無功爭取也。夫生而亂。不如死而治。大夫其釋之。

訓讀 一に曰く、今五苑の蓏蔬棗栗を發すれば、以て民を治むるに足る、是れ民をして功有ると、功無きと爭ひ取ら使むるなり。夫れ生きて亂るゝは、死して治まるに如かず。大夫其れ之を釋けと。

通釋 一說に昭襄王が云ふやう「今五苑の草實蔬菜棗栗などの食物を發して、民を治め救ひ得ると云ふが、それでは民の功有る者も功無き者も、同じに競ひ取らせることになつて、國の亂るゝは必定

である、それ生きて亂れるよりは、餓死しても立派に治つて居る方がましだ。大夫よ其の事は舍て置いて、復た言ふを止めよ」と。

田鮪敎其子田章曰。欲利而身。先利而君。欲富而家。先富而國。

訓讀 田鮪、其子田章に敎へて曰く、「而の身を利せんと欲せば、先づ而の君を利せよ、而の家を富さんと欲せば、先づ而の國を富せ」と。

通釋 田鮪が其の子の田章に敎訓して曰ふには、「汝自身を利せんと思ふならば、先づ汝の君を利せよ、汝の家を富まさうと思ふならば、先づ汝の國を富ますべきである」と。

語釋 而（汝に通用。）

一曰。田鮪敎其子田章曰。主賣官爵。臣賣智力。故自恃無恃人。公孫儀相魯。而嗜魚。一國盡爭買魚而獻之。公儀子不受。其弟諫曰。夫子嗜魚而不受者何也。對曰。夫唯嗜魚。故不受也。夫既受魚必有下人之色。有下人之

色。將枉於法。枉於法。則免於相。免於相則雖嗜魚。此不必能致我魚。我又不能自給魚。即無受魚而不免於相。雖嗜魚。我能自給魚。此明夫恃人不如自恃也。明於人之爲己者。不如己之自爲也。

訓讀 一に曰く、田鮪其子田章に敎へて曰く、「主は官爵を賣り、臣は智力を賣る、故に自ら恃みて人を恃むこと無れ」と。公孫儀魯に相たり、而して魚を嗜む。一國盡く爭ひ魚を買うて之を獻ず。公儀子受けず。其弟諫めて曰く、「夫子魚を嗜て受けさるは何ぞ」と。對へて曰く、「夫れ唯だ魚を嗜む。故に受けざるなり。夫れ既に魚を受くれば、必ず人に下るの色有らん。人に下るの色有らば、將に法を枉げんとす。法を枉ぐれば、則ち相を免ぜらる。相を免ぜらるれば、則ち魚を嗜むと雖も、此れ必ず我に魚を致す能はず。我れ又自ら魚を給する能はず。即ち魚を受くる無くして、相を免ぜられざれば、魚を嗜むと雖も、我れ能く自ら魚を給せん」と。此れ夫の、人を恃むは自ら恃むに如かざるを明かにするなり。人の己が爲にするは、己れの自ら爲にするに如かざるを明かにするなり。

通釋 一說に、田鮪が其子田章に敎へて云ふやう「人君は臣に官爵を賣り、臣は君に智力を賣り、

君臣の間は官爵智力の賣買關係である、故に各々其の賣る所が恃む所であるから、自分の實力を恃むべきで人を恃んではならない」と。公孫儀が魯の宰相となつた時、魚を嗜んだので、一國の人々は盡く爭つて魚を買つて之を獻じたが、公孫儀は之を受けなかつたので、其弟が諫めて「貴方は魚が御好なのに何故獻上して來る魚を受けないのですか」と云ふと、公儀子は對へて「余は唯だ魚を好めばこそ、獻上の魚を受けないのである。若し既に魚を受けてしまつたなら、必ず獻じた人に多少屈する樣になる。さうなれば自然法を枉げる樣になる。法を枉ぐれば宰相の職を免官になるし、免官になれば如何に魚が好きでも、最早必ず魚を獻上して來る者がなくなる。自分も又た貧になり、魚を自分で買ふ力も無くなる。然るに魚を受けないで、宰相を免ぜられなければ、魚が好きでも自力で魚を買ひ求むることが出來るからだ」と云つた。此の話はよく彼の他人を恃むことよりも自ら己の力を恃む方がましだと云ふことを明かにしたもので、又他人が我が爲にして呉れることは自ら自分の爲に盡すことに及ばないといふ道理を明かにするものである。

餘論　以上が經二の傳である。國の治まると否とは、一に法の立つと立たざるとに在るから、人主は法の爲には有らゆる情誼も仁慈も犧牲にせねばならぬといふ趣意を「不仁に通ず」といつたのであ

る。而して、かゝる法治國に處する臣下の道として、田紡の敎と公儀子の言葉とを例示したのである。

敍説 傳の三は三例話より成る。

三 子之相燕。貴而主斷。蘇代爲齊使燕。王問之曰。齊王亦何如主也。對曰。必不霸矣。燕王曰。何也。對曰。昔桓公之霸也。內事屬鮑叔。外事屬管仲。桓公被髮而御婦人。日遊於市。今齊王不信其大臣。於是燕王因益大信子之。子之聞之。使人遺蘇代金百鎰。而聽其所使之。

訓讀 子之、燕に相たり。貴くして斷を主どる。蘇代齊の爲に燕に使ひするや。王之に問うて曰く、「齊王亦た何如なる主ぞ」と。對へて曰く、「必ず霸たらじ」と。燕王曰く、「何ぞや」と。對へて曰く、「昔し桓公の霸たるや內事は鮑叔に屬し、外事は管仲に屬し、桓公は被髮して婦人に御し、日に市に遊ぶ。今齊王は其大臣を信ぜず」と。是に於て燕王因て益大いに子之を信ず、子之、之を聞き、人をして蘇代に金百鎰を遺らしめて、其之を使ふ所に聽す。

通釋　子之が燕の宰相となり、位貴くして國政を裁斷して居た時、蘇代は齊國の爲に燕に使した。燕王が蘇代に尋ねて「齊王は如何なる君であるか」といつたので、蘇代は對ふるやう「齊王は決して天下の旗頭、盟主となる人ではありません」と。燕王が「何故か」と聞かれたので、蘇代は對へて「昔し齊の桓公が覇者となつた時は、內政は鮑叔に任せ、外交は管仲に任せて、桓公御自身は極めて氣樂に、冠も着けずに被髮のまゝ、婦人の爲に車を御して、日々市中に出遊されましたが、今我が齊王は桓公の樣に大臣を信任しないのですから、到底覇業は出來ません」と云つたので、燕王は此れより益々、宰相の子之を信任した。子之は蘇代と燕王との此の事をきいて、大いに德として、蘇代に人を遣はし、黃金百鎰を贈つて、自由に之を使はせた。

語釋　被髮(冠を戴かずに髮のまゝ。)　○百鎰(一鎰は二十四兩。)

一曰。蘇代爲秦使燕。見無益子之、則必不得事而還。貢賜又不出。於是見燕王。乃譽齊王。燕王曰。齊王何若是之賢也。則將必王乎。蘇代曰。救亡不暇。安得王哉。燕王曰。何也。曰。任其所愛不均。燕王曰。其任何也。曰。昔者齊

桓公愛管仲。置以爲仲父。內事理焉。外事斷焉。擧國而歸之。故一匡天下。九合諸侯。今齊任所愛不均。是以知其亡也。燕王曰。今吾任子之。天下未之聞也。於是明日張朝而聽子之。

訓讀 一に曰く、蘇代、秦の爲に燕に使す。子之に益する無ければ、則ち必ず事を得ずして還り、貢賜又出でざるを見る。是に於いて燕王に見ゆ。乃ち齊王を譽む。燕王曰く、「齊王何ぞ是の如く賢なる、則ち將に必ず王たらんとするか」と。蘇代曰く、「亡を救ふに暇あらず、安ぞ王たるを得んや」と。燕王曰く「何ぞや」と。曰く「其愛する所に任ずる均しからず」と。燕王曰く、「其任何ぞや」と。曰く「昔者、齊の桓公は管仲を愛し、置いて以て仲父となし、內事も理め、外事も斷じ、國を擧げて之に歸す。故に天下を一匡し、諸侯を九合す。今齊は愛する所に任ずる均しからず、是を以て其亡を知る」と。燕王曰く、「今吾子之に任ず。天下未だ之を聞かざるなり」と。是に於いて明日朝を張りて子之に聽く。

通釋 一說に蘇代は秦の使者となり、燕に使したが燕の大臣の子之に利益を與へなければ、使命を果し得ないで歸ることゝなり、從つて秦王から恩賞も出ないと思つて、燕王に見ゆるに及んで、齊王

の事を譬めて、話の端緒を出した。燕王は「齊王は何うして左樣に賢君なのか、それならば今に必ず天下の王者となるか」と云ふと、蘇代は對へて「齊王は國の滅亡を救ふにさへも手がまはり兼ねるのに何うして王者となり得やうや」と云ふ。燕王「其れは何うした譯か」と、蘇代「齊王は其の愛する人を信任して已と均等ならしめないからだ」と。燕王「然らば其の專任する道は如何にすべきや」と問ふと、蘇代はいよ／＼思ふ通り話が運んだので、對へて云ふやう、「昔し齊の桓公は管仲を愛して、上に立て、仲父と稱し、專ら之を尊び、內政を理めさせ、外交の事をも斷ぜしめて、國政を擧げて之に一任した爲に、天下を一統し、諸侯を連盟せしめたのであるが、今の齊王は愛する所に任ずるに專らでないから、行く／＼其の衰亡に向ふことがわかるのである」と。燕王は之を聞いて成程と思ひ、「今吾子之に專任しても天下の人はまだ之を知らない」と云つて、明日朝を張つて百官を會して專ら子之に聽すことを示した。

語釋　任不レ均（任ずる事、已れと均しくない即ち專任しない。）

潘壽謂二燕王一曰。王不レ如三以レ國讓二子之一。人所三以謂二堯賢一者。以三其讓二天下於許

由。許由必不受也。則是堯有讓許由之名。而實不失天下也。今王以國讓子之。子之不受也。則是王有讓子之之名。而與堯同行也。於是。燕王因擧國而屬子之。子之大重。

訓讀 潘壽、燕王に謂つて曰く、「王、國を以て子之に讓るに如かず、人の堯を賢と謂ふ所以の者は、其天下を許由に讓るを以てなり。許由必らず受けざるなり。則ち是れ堯は許由に讓るの名有り。而して實は天下を失はざるなり。今王は國を以て子之に讓るも、子之受けざるなり。則ち是れ王は子之に讓るの名有り。而して堯と行を同じうするなり」と。是に於て燕王因つて國を擧げて子之に屬す。子之大いに重し。

通釋 潘壽が燕王に向つて勸めて云ふやう「王には燕の國を子之に讓られたがよい。世人が堯を賢人だと云ふのは、堯が天下を許由に讓つたからである。然るに許由は始めより之を受けないことは確かであつた。されば此れは堯が許由に天下を讓つたと云ふ美名だけ得て、實際は天下を失はないので、一擧兩得であつたのである。今王が燕の國を子之に讓つても、子之が之を受けはしない。さうすれば

王には子之に讓つたと云ふ美名を得られ、聖人堯と行を同じくすることになるのです」と申上げたので、燕王は因つて國政を盡く子之に任せたので、子之は之が爲に大いに勢位が重くなつた。

一曰。潘壽隱者。燕使人聘之。潘壽見燕王曰。臣恐子之之如益也。王曰。何益哉。對曰。古者禹死。將傳天下於益。啓之人相與攻益而立啓。今王信愛子之。將傳國子之。太子之人盡懷印璽。子之之人。無一人在朝廷者。王不幸棄群臣。則子之亦益也。王因收吏璽自三百石以上。皆効之子之。子之大重。

訓讀 一に曰く、潘壽は隱者なり。燕、人をして之を聘せしむ。潘壽、燕王を見て曰く、「臣は子之の益の如きを恐るるなり」と。王曰く、「何ぞや益とは」と。對へて曰く、「古、禹死し、將に天下を益に傳へんとす。啓の人相與に益を攻めて啓を立つ。今王、子之を信愛し、將に國を子之に傳へんとす。太子の人盡く印璽を懷く。子之の人、一人も朝廷に在る者無し。王不幸にして群臣を棄てば、則ち子之亦

益なり」と。王因つて吏の璽三百石より以上を收め、皆之を子之に致す。子之大いに重し。

通釋 一說に潘壽は隱君子であつたが燕の國で人を遣はして、之を招聘させた。潘壽は招きにより、燕王に面謁して云ふには「私は大臣の子之が益の如くなりはしないかと心配してます」と。王は「何のことか益とは」と尋ねたので、潘壽は對へて「昔、禹が死ぬとき、天下を益に傳へやうとしたら、禹の子の啓に從ふ人々は、共に益を攻めて啓を位に立ててしまつた。今王には子之を信愛して、國を子之に傳へんとなされても、太子に從ふ人々が盡く印璽を以て官職に居るが、子之に從ふ人は朝廷に在る者は一人も無い。斯くては王が若し不幸にして、薨去になられる事でありましたら、子之は益と同一の運命に陷ります」と云つたので、王は因つて吏の印璽で三百石以上の者を取上げて、之を子之に交付したので、子之は任免の權を得、大いに勢を重くした。

語釋 不幸棄群臣（不幸にして世を去られたら。）

一曰。燕王欲傳國於子之也。問之潘壽。對曰。禹愛益而任天下於益。已而以啓人爲吏。及老以啓爲不足任天下。故傳天下於益。而勢重盡在啓也。

已而啓與友黨攻益。而奪之天下。是禹名傳天下於益。而實令啓取之也。此禹之不及堯舜明矣。今王欲傳之子之。而吏無非太子之人者也。是名傳之。而實令太子自取之也。燕王乃收璽。自三百石以上皆効之子之。子之遂重。

訓讀　一に曰く、燕王國を子之に傳へんと欲するや。之を潘壽に問ふ、對へて曰く、「禹は益を愛して天下を益に任ず。已にして啓の人を以て吏と爲す。老ゆるに及び啓を以て天下を任ずるに足らずと爲す。故に天下を益に傳ふ。而して勢重盡く啓に在るなり。已にして啓は友黨と益を攻め、而して之が天下を奪ふ。是れ禹、名は天下を益に傳へ、而して實は啓をして之を取らしむるなり。此れ禹の堯舜に及ばざること明かなり。今王之を子之に傳へんと欲す。而して吏は太子の人に非る者無し。是れ名は之を傳へ、而して實は太子をして自ら之を取らしむるなり」と。燕王乃ち璽の三百石自り以上を收め、皆之を子之に効す、子之遂に重し。

通釋　一說に燕王が國を子之に傳へんと欲して、此の事を潘壽に相談すると潘壽は對へて曰ふやう

「禹は益を愛して居て、天下の政を益に任じたが、暫くして益の子啓の從者を以て官職に就かせたが、禹は老年に及び、啓が天下の重きを任ずるに足りないと思つて、天下を益に任せたが、權勢は全く啓の所に在つた。されば暫くにして啓は其徒黨と益を攻めて、天下を奪つて了つた。此れでは禹は天下を益に傳へたと云ふ名目ばかりで、實際は啓に天下を取らせたのである。此れに依つて見ても、禹が堯舜に及ばない事は明である。今王が燕の國を子之に傳へようと思召しても、官途にある吏は皆太子の從者で無い者はない。それでは名目だけ之を子之に傳へても、實際は太子に國を取らせるのである」と言つたので、燕王はそこで三百石以上の職にある印璽を取り上げて皆之を子之に引き渡したので子之は遂に權勢が重くなつた。

夫人主之所以鏡照者。諸侯之士徒也。今諸侯之士徒。皆私門之黨也。人主之所以自羽翼者。巖穴之士徒也。今巖穴之士徒。皆私門之舍人也。是何也。奪褫之資在子之也。故吳章曰。人主不佯憎愛人。佯愛人。不得復憎。佯憎人。不得復愛也。

訓讀　夫れ人主の鏡照する所以の者は諸侯の士徒なり。今諸侯の士徒は皆私門の黨なり。人主の自ら羽翼する所以の者は巖穴の士徒なり。今巖穴の士徒は皆私門の舍人なり。是れ何ぞ。奪褫の資、子之に在ればなり。故に吳章曰く、「人主佯りて人を憎愛せず。佯りて人を愛すれば、復た憎むを得ず。佯りて人を憎めば、復た愛するを得ざるなり」と。

通釋　抑も人君が己が心の鏡と恃みて得失を照し鑑る所の人物は、諸侯に遊說する士であるが、現代の諸侯に遊說する士徒は、眞に天下國家を思ふ人物でなくして、蘇代の樣に一家の權門(子之の如き)に與する徒黨である。又た人君が自ら羽翼と恃む顧問の人は巖穴山野に住む脫俗的の隱士である。然るに現代の巖穴の士は潘壽の如く、皆私門の徒屬に等しいものであつて、何れも人君の爲にならない、是れは何によるかと云ふに、與奪の權が子之の如き野心家の手にあるからである。されば吳章は「人主は苟且にも人を憎愛してはならない、佯つて人を愛すれば、復た之を憎む譯にゆかなくなる、佯つて人を憎んだなら、復た愛することは出來なくなるからである」と云つた。

語釋　鏡照(鏡として照し鑑る。)　○私門(權臣の一家をいふ。)　○羽翼(鳥の羽翼の如く左右より輔佐すること。)　○巖穴之士(山野に住む隱士。)　○舍人(私家用を爲す小吏)　○奪褫之資(賞罰與奪の權柄。)

【餘論】最後の夫人主之所以鏡照者以下の句は元一曰潘壽隱者の節の下にあつたものだが此れは蘇代及び潘壽の二事を總て之を幷論する結語と見らるゝから今纂聞の說に從つて此の兩說話の最後に入れた、人主が人の說を聞くに當つて注意すべきことを論じたものである。

方吾子曰。吾聞之。古禮行不與同服者同車。不與同族者共家。而況君人者。乃借其權而外其勢乎。

【訓讀】方吾子曰く、「吾れ之を聞く、古禮に、行くに同服者と車を同じうせず、同族者と家を共にせずと。而るを況んや人に君たる者にして、乃ち其權を借して、其勢を外にするをや」と。

【通釋】方吾子いふ「我れ古禮に人君は同姓の者と車を同じくせず、同族者と同じく居住しないといつてあるを聞いて居るが、此れは君を弑し或は權を奪ふを憂へたからである。況して人君たる者が、其權を臣下に借して、其勢を外に離すのは、猶更警むべきだ」と。

【語釋】古禮（今の禮記坊記に同服者の事が見える。）

吳章謂韓宣王曰。人主不可佯愛人。一日不可復憎。不可佯憎人。一日不

可復愛也。故佯憎佯愛之徵見。則諛者因資而毀譽之。雖有明主。不能復收。而況於以誠借人也。

訓讀 吳章、韓の宣王に謂て曰く、「人主佯りて人を愛す可からず、一日復た憎むべからざればなり。佯りて人を憎むべからず、一日復た愛すべからざればなり。故に佯憎佯愛の徵見はるれば、則ち諛者因つて資として之を毀譽す。明主有りと雖も、復た收むる能はず、而も況んや誠を以て人に借すに於てをや」と。

通釋 吳章が韓の宣王に云ふやう「人君は佯つて假りにも人を愛してはならない、若し一旦佯つて人を愛すれば、他日また之を憎むことが出來ない。又た佯つて人を憎んでもならぬ、佯つて人を憎めば、他日復た人を愛することが出來ぬ。故に假の愛憎の端緒が見はれると君に諛ふ者はその愛憎の徵につけ込んで、其の者を毀譽する。されば明主でも假にも愛憎を表せば復た取返しがつかなくなる、況してや誠の愛憎を人に假してはならぬ」と。

趙王遊於圃中。左右以菟與虎。而輟觀之。盻然環其眼。王曰。可惡哉。虎目

也。左右曰。平陽君之目可惡過此。見此未有害也。見平陽君之目如此者。則必死矣。其明日平陽君聞之。使人殺言者。而王不誅也。

訓讀 趙王、圃中に遊ぶ。左右菟を以て虎に與へんとして、輟めて之を觀るに、眄然として其眼を環らす。王曰く、「惡むべきかな虎の目や」と。左右曰く、「平陽君の目惡むべきこと此に過ぐ、此れを見るも未だ害有らず、平陽君の目此の如きを見る者は、則ち必ず死す」と。其明日平陽君之を聞き、人をして言ふ者を殺さしむ。而して王誅せざるなり。

通釋 趙王が圃苑中に遊んで、苑中の檻に畜つてある虎を見た時、左右の臣が兎を虎の餌に與へんとして、急に與へる手を輟て様子を見ると、ぐる〱と其の眼を廻らし怒つて居た。王は之を見て「何とあの虎の目の惡むべきことよ」と曰はれた。左右の者は王の此の語を受けて云ふやう「平陽君趙豹の目の惡むべきことは、此れ以上です。此の虎の目を見ても、まだ害を受ける譯ではありませんが、平陽君の目で此の様に睨まれた者は、必ず殺されます」と。其翌日平陽君は、此の事を聞き及んで、人をやつて、かう王に申上げた者を殺さしたが、王は之を誅する事は出來なかつた。

語釋　眄然（眼を動かす貌。）

衛君入朝於周。周行人問其號。對曰。諸侯辟疆。周行人卻之曰。諸侯不得與天子同號。衛君乃自更曰。諸侯燬。而後內之。仲尼聞之曰。遠哉禁偪。虛名不以借人。況實事乎。

訓讀　衛君、周に入朝す。周の行人其號を問ふ。對へて曰く、「諸侯辟疆」と。周の行人之を卻けて曰く、「諸侯は天子と號を同じうするを得ず」と。衛君乃ち自ら更めて曰く、「諸侯燬」と、而して後之を內る。仲尼之を聞いて曰く、「遠いかな偪を禁ずること、虛名も以て人に借さず、況んや實事をや」と。

通釋　衛君が周の王廷に入朝したが周の賓客を接待する吏が、其稱號を尋ねたので、衛君は「諸侯の辟疆である」と對へた。すると周の行人は之を卻け入るを拒んで云ふやう「諸侯は天子と稱號を同じには出來ない」と。そこで衛君は自ら更めて「諸侯の燬である」と云つたので、始めて朝に入れた。仲尼は此の事を聞いて評して云ふやう「下の上に偪ることを慮つてよく遠い所まで氣づいて禁じたものだ。虛名すらも人に借さないのであるから、まして實權は人に借すべきでない」と。

語釋 辟疆（張土を開闢することで天子に限る號。）○行人（賓客を道に接待する官。）

餘論 以上が經三の傳である。

敍說 傳四は例話四事より成る。

四 搖木者一々攝其葉則勞而不偏。左右拊其本而葉偏搖矣。臨淵而搖木。鳥驚而高。魚恐而下。善張網者引其綱。若一々攝萬目而後得。則是勞而難。引其綱而魚已囊矣。故吏者民之本綱也。故聖人治吏不治民。

訓讀 木を搖かす者一々其葉を攝すれば、則ち勞して偏からず、左右より其本を拊でば葉偏く搖く。淵に臨て木を搖かさば、鳥は驚いて高く、魚は恐れて下る。善く網を張る者は其綱を引く、若し一々萬目を攝して後に得れば、則ち是れ勞して難し、其綱を引けば魚已に囊す。故に吏は民の本綱なり。故に聖人は吏を治めて民を治めず。

通釋 今木を搖かす者が、一々その葉を引ぱつたならば、勞力を費しても木全體に行き渡らないが、

左右から其の本を擊つて動かせば、枝葉は徧く搖き渡る。淵に臨んで木を搖かさば、一擧にして樹上の鳥は驚いて高く飛び立ち、樹下の魚は恐れて深く水に潛る。又網を張る事の上手な者は、唯だその大綱を引くだけである。若し一々多くの網目を引つぱつて、擴げたならば、骨が折れて困難な事である。之に反して大綱によりさへすれば、其の網を引くだけで魚は既に嚢の中に入つてしまふ。此れと同じく官吏と云ふ者は、民を治める本となる大綱の如き者である。されば聖人は吏を治めるけれども、決して直接民を治めはしない。

語釋　攝（此處にては手につかみ持つこと。）

救火者。令吏挈壺甕而走火。則一人之用也。操鞭箠指麾而趣使人。則制萬夫。是以聖人不親細民。明主不躬小事。

訓讀　火を救ふに、吏をして壺甕を挈げて火に走らしめば、則ち一人の用なり。鞭箠を操り指麾して人を趣使すれば、則ち萬夫を制す。是を以て聖人は細民を親らせず、明主は小事を躬らせず。

通釋　火事を救ふに、役人に命じて壺や甕を挈げて、火事場に走らせたなら、僅に一人だけの働で

あるが、若し鞭を手にして指揮して、人を驅り立てゝ使へば、萬人をも自由に制することが出來る。されば聖人は直接細民の世話はせず、明君は小事を自らする事なく、皆吏をして之に當らしむるのである。

造父方耨。見有子父乘車過者。馬驚而不行。其子下車牽馬。父下推車。請造父助我推車。造父因收器輟而寄載之。援其子父乘。乃始撿轡持筴。未之用也。而馬咸騖。使造父而不能御。雖盡力勞身助之推車。馬猶不肯行也。今使身佚且寄載。有德人者。有術而御之也。故國者君之車也。勢者君之馬也。無術以御之。身雖處勞。猶不免亂。有術以御之。身雖處佚樂之地。又致帝王之功也。

訓讀 造父方に耨るや、子父車に乘り過ぐる者有るを見る。馬驚いて行かず。其子車を下り馬を牽く、父下りて車を推す。造父に請ふ「我を助け車を推せ」と。造父因つて器を收め、輟めて之に寄載

し、其子父を援け乘ず。乃ち始めて轡を撿し、筴を持す、未だ之を用ひざるなり、而して馬咸な驚す。造父をして御する能はざら使めば、力を盡し、身を勞し、之を助け車を推すと雖も、馬猶ほ肯て行かざるなり。今身をして佚に、且つ寄載せしめ、人に德有るは術有りて之を御すればなり。故に國は君の車なり、勢は君の馬なり。術なくして以て之を御すれば、身は勞に處ると雖も、猶ほ亂を免れず。術有りて以て之を御すれば、身佚樂の地に處ると雖も、又帝王の功を致すなり。

通釋 造父が田に草を取つて居るとき、親子で車に乘つて通り過ぐる者を見たが、たまたま馬が何かに驚いて進まなくなつた。そこで其の子は車を降りて馬を牽いて、父は下りて車を後から推したが、動かないので、造父に車を推すことを助けて呉れと賴んだ。造父はそこで農具を片付け、仕事を止めて、自ら其の車に合乘して、其の親子を援けて車に乘せ、始めて轡を控へ、策を持つたばかりで、まだ轡筴を使はない内に、馬は皆馳り出した。若し造父に御術がなかつたなら、身力を盡し、骨折つて車を推しても、馬は決して行かなかつたであらう。今我が身も安樂に便乘して人に恩德を施すことの出來たのは、術を心得て居て、之を御したからである。されば國は君の乘る車にも比すべきもので、勢は君の御する馬の如きものである。術を心得ずに之を御したなら、身體を疲らしても國は亂れた

い譯に行かないが、術によりて之を御すれば、身は安樂にして居ながら帝王の功業を成すことが出來るのである。

椎鍛者所以平不夷也。榜檠者所以矯不直也。聖人之爲法也。所以平不夷矯不直也。淖齒之用齊也。擢閔王之筋。李兌之用趙也。餓殺主父。此二君者皆不能用其椎鍛榜檠。故身死爲戮。而爲天下笑。

訓讀 椎鍛は不夷を平にする所以なり。榜檠は不直を矯むる所以なり。聖人の法を爲すは、不夷を平らかにし、不直を矯むる所以なり。淖齒の齊に用ひらるゝや、閔王の筋を擢き、李兌の趙に用ひらるゝや、主父を餓殺す。此の二君は皆其椎鍛榜檠を用ふる能はず。故に身死し戮と爲り、而して天下の笑と爲る。

通釋 椎鍛は平かならざる鐵を打つて平かにする道具で、榜檠は曲つた弓を矯めるものである。聖人の法は民の不夷を平かにし、不直を矯めるものである。淖齒が齊に用ひられて國政を專らにして、閔王の筋を拔き取り、李兌は趙に用ひられて權を專らにして、主父を餓死せしめたが、此の閔王、主

父の二君は、皆其の椎鍛榜檠を用ひ得なかつた爲に、其身死して戮辱を蒙り、天下の物笑となつたのである。

語釋　椎鍛榜檠(經文の條に說明す。)

一曰。入齊則獨聞淖齒而不聞齊王。入趙則獨聞李兌而不聞趙王。故曰。人主者不操術。則威勢輕而臣擅名。

訓讀　一に曰く、齊に入れば則ち獨り淖齒を聞いて、齊王を聞かず。趙に入れば則ち獨り李兌を聞いて、趙王を聞かず。故に曰く、「人主は術を操らざれば、則ち威勢輕くして臣名を擅にす」と。

通釋　一說に云ふ。齊の國に入れば唯淖齒の名ばかり聞こえて、齊王は在れども無きが如く、其の名を少しも聞かない。又趙の國に入ると、獨り李兌の名のみ聞こえて、趙王の名を聞かぬ。されば古語にも「人君にして術を操らなければ、威勢輕くなつて、臣下が其の名を擅にするに至る」と。

一曰。田嬰相齊。人有說王者曰。終歲之計。王不一以數日之間自聽之。則

無以知吏之姦邪得失也。王曰。善。田嬰聞之。遽請於王而聽其計。王將聽之矣。田嬰令官具押券斗石參升之計。王自聽計。計不勝聽罷。食後復坐。不復暮食矣。田嬰復謂曰。群臣所終歲日夜不敢偷怠之事也。王以一夕聽之。則群臣有爲勸勉。王曰。諾。俄而王已睡矣。吏盡揄刀削其押券升石之計。王自聽之亂乃始生。

訓讀　一に曰く、田嬰、齊に相たり。人王に說く者あり、曰く、「終歲の計、王一たび數日の間を以て自ら之を聽かざれば、則ち以て吏の姦邪得失を知る無きなり」と。王曰く、「善し」と。田嬰之を聞き遽に王に請うて、其計を聽かしむ、王將に之を聽かんとす。田嬰、官をして押券斗石參升の計を具せしめ、王自ら計を聽く。計聽くに勝へずして罷む。食後復た坐す。復た暮食せず。田嬰復た謂つて曰く、「群臣終歲日夜敢て偷怠せざるの事なり。王一夕を以て之を聽かば、則ち群臣勸勉を爲す有らん」と。王曰く、「諾す」と。俄にして王已に睡る。吏盡く刀を揄き、其押券升石の計を削る。王自ら之を聽き、亂

乃ち始めて生ず。

通釋 一說に田嬰が齊國の宰相となつて居る時、或る人が王に說いて云ふに「一年中の會計は、王が數日の暇を費して自らお聞きにならなければ、役人の正邪得失は御解りになりません」と。王は「其通りだ」と云つたが、田嬰は之を聞き、急に會計を親ら聽かれる樣王に請うた。王は此に於て計を聽かんとしたので、田嬰は官吏をして署名の文書や斗石數量の計算などを具陳せしめたが、王は之を自ら調べ、到底一々聽くに勝へないで罷めた。食後再び調書の處に座したが、日暮に至るも終らず、夕食の暇も無かつた。田嬰はそこで復た王に申上げて「此の仕事は群臣が一年中晝夜怠らずに從事する事ですが、王が一夕の中に之を御調べになられたら群臣も王に鑑みて一層勤勉する事でせう」と云つたので、王は「宜しい」と云つて之を聽いて居たが、間もなく疲れて睡つてしまつた。此の暇に吏は小刀を以て、其の文書や計算書を皆改削してしまつた。爲に王が自ら計を聞いてから、始めて計が亂れたと云ふ。

語釋 押券斗石（押券は與ふる所の吏の官號を署せる文書、斗石は米穀等の大量。）

一曰。武靈王使惠文王蒞政。李兌爲相。武靈王不以身躬親殺生之柄。故劫於李兌。

訓讀 一に曰く、武靈王は惠文王をして政に蒞ましむ。李兌、相と爲る。武靈王身を以て殺生の柄を躬親せず。故に李兌に劫さると。

通釋 一説に趙の武靈王が其子の惠文王に政事を聽かせた時、李兌が宰相となつて居るが、武靈王は身を以て躬ら殺生の權柄を握らずに、之を李兌に任せた爲、遂に李兌に劫殺された。

餘論 以上は經四の傳で綱要とする所は明主は吏を治めて民を治めずと云ふ點にある。即ち君主は大權を握つて下に臨み、細務を自分でやつてはならぬといふ趣意である。

敍説 傳五は五例話を説いた。

五 玆鄭子引輦上高梁。而不能支。玆鄭踞轅而歌。前者止。後者趨。輦乃上。使玆鄭無術以致人。則身雖絶力至死。輦猶不上也。今身不至勞苦。而

輦以上者。有術以致之故也。

【訓讀】茲鄭子、輦を引きて高梁に上る。而して支ふる能はず。茲鄭轅に踞して歌ふ。前者止まり、後者趨る。輦乃ち上る。茲鄭をして術の以て人を致す無から使めば、則ち身は力を絶ち死に至ると雖も、輦猶ほ上らざるなり。今身勞苦に至らずして、輦以て上るは、術の以て之を致す有るが故なり。

【通釋】茲鄭子が手車を引張つて高い橋へ上らうとしたが、支へて引上げる事が出來なかつたので、轅に腰かけて歌を歌つてた。すると其の歌に引きつけられて、前に行く者は止り、後から來るものは馳せつけて、力を合せて推したので、車は橋上に上つた。若し此の場合茲鄭に歌を以て人を惹き附ける術がなかつたなら、縱令死ぬ程力を出し切つても車は尙上らなかつただらう。今我身を勞しないで車が橋上に上つたのは、全く術があつたからである。

【語釋】輦（手にて引く小形の車。）

趙簡主出稅者。吏請輕重。簡主曰。勿輕勿重。重則利入於上。若輕則利歸於民。吏無私利而正矣。薄疑謂趙簡主曰。君之國中飽。簡主欣然而喜曰。

何如焉。對曰。府庫空虛於上。百姓貧餓於下。然而姦吏富矣。

訓讀　趙簡、主稅者を出す、吏輕重を請ふ、簡主曰く、「輕きこと勿れ、重きこと勿れ、重ければ則ち利、上に入り、若し輕ければ則ち利、民に歸せん、吏、利を私する無くして正し」と。薄疑趙簡主に謂つて曰く、「君の國中飽く」と。簡主欣然として喜んで曰く、「何如ん」と。對へて曰く、「府庫上に空虛にして、百姓下に貧餓す、然り而して姦吏富む」と。

通釋　趙簡主が徵稅吏を派遣するとき、稅吏が課稅の率の輕重を尋ねたが、簡主は云ふやう「輕過ぎても重すぎてもいけない。重くすれば利益は多く上に入るし、輕くすれば利益は多く民に歸する故に中間の稅率を課すがよい。そして我と民との中間に立つ所の稅吏が利を占めて私腹を肥やす樣な事が無ければ徵稅が正しく行はれるのである」と。薄疑が趙簡主に向ひ、「君の國中は富裕です」と云つたので、簡主は國內が裕かに富んでると思ひ、大いに喜んで「それは何う云ふ風に富めるか」と尋ねた。薄疑は殊更君の此の問を發するを望んで居たので對へて「官の府庫は空しく上に在り、下には百姓が貧餓してるのに、姦吏のみ其の中に在つて獨り富んで居ります」と云つた。

語釋　輕重（稅率の輕重の度。）　○國中（簡主は上にかけて國中の意味に解し薄疑は下にかけて上中下の中の意味に言ふ。）

齊桓公微服以巡民家。人有年老而自養者。桓公問其故。對曰。臣有子三人。家貧無以妻之。傭未及反。桓公歸以告管仲。管仲曰。畜積有腐棄之財。則人饑餓。宮中有怨女。則民無妻。桓公曰。善。乃論宮中有婦人而嫁之。下令於民曰。丈夫二十而室。婦十五而嫁。

訓讀　齊の桓公微服して以て民家を巡る。人年老いて自ら養ふ者あり、桓公其故を問ふ、對へて曰く、「臣に子三人有り、家貧しく以て之に妻はす無し、傭して未だ反るに及ばず」と。桓公歸つて以て管仲に告ぐ、管仲曰く、「畜積に腐棄の財有れば則ち人饑餓す。宮中に怨女あれば、則ち民に妻なし」と。桓公曰く、「善し」と。乃ち宮中有るところの婦人を論じて之を嫁し、令を民に下して曰く「丈夫二十にして室せよ、婦十五にして嫁せよ」と。

通釋　齊の桓公が微服を着けて、民家を巡視すると或人が老年なのに自ら煮炊きをして暮す者があつたので、桓公が其故を尋ねると、老人は「私には三人の男の子がありますが、家が貧困で妻を迎へさせることも出來ず、他處に傭はれて行き、未だ歸れないので獨り炊ぐのです」と對へた。桓公は歸

つて此の事を管仲に話すと、管仲云ふやう「府庫の畜へに腐つて棄てる程の餘財があれば、從つて人民は饑餓に瀕する事になる、又宮中に君の寵を得られない宮女が多く居れば、人民に妻の無い人が出來ます」と、桓公は之を聞いて「成程其通りだ」と云つて、そこで宮中に居る婦人を取り調べて之を出し嫁せしめ、又命令を下して「男子は二十歳にして妻を娶れ、女子は十五歳にして嫁に行くべし」と命じた。

一曰。桓公微服而行於民間。有鹿門稷者。行年七十而無妻。桓公問管仲曰。有民老而無妻者乎。管仲曰。有鹿門稷者。行年七十矣。而無妻。桓公曰。何以令之有妻。管仲曰。臣聞之。上有積財則民必匱乏於下。宮中有怨女則有老而無妻者。桓公曰。善。令於宮中。女子未嘗御。出嫁之。乃令男子年二十而室。女年十五而嫁。則內無怨女。外無曠夫。

訓讀 一に曰く、桓公微服して民間を行る。鹿門稷なる者あり。行年七十にして妻無し。桓公管仲

に問うて曰く、「民老いて妻無き者有りや」と。管仲曰く、「鹿門稷なる者あり、行年七十、而して妻無し」と。桓公曰く、「何を以て之をして妻有らしめん」と。管仲曰く、「臣之を聞く、上に積財有れば、則ち民必ず下に匱乏す。宮中に怨女有れば、則ち老いて妻無き者有り」と。桓公曰く、「善し」と。宮中に令し、女子未だ嘗て御せざれば、出して之を嫁す、乃ち令す「男子年二十にして室せよ、女年十五にして嫁せよ」と。則ち內に怨女無く外に曠夫無し。

通釋　一說に桓公が微服して民間を巡察した時、鹿門稷と云ふ者があつて、年齡七十になるが、まだ妻が無かつた。桓公は管仲に「民に年老いて妻の無い者があるか」と尋ねたので、管仲は「鹿門稷と云ふ人があつて、七十歲になるがまだ妻が御座いません」と對へた。桓公は、何うしたら此等の人に妻を持つやうに出來るかと問うたので、管仲は「御上に積み立てた澤山の財物があれば、下に民は缺乏に苦しみ、宮中に寵も得ずに多くの宮女が居れば、民は老ても妻を得られないものだと聞いてます」と申上げた。桓公は之を聞き誠に其通りだと云つて、宮中に發令して、宮女の中で未だ君側に侍らない者は、之を宮中より出して嫁せしめ、命を發して男子は二十歲で妻帶せよ、女子は十五歲になれば嫁入りせよと命じた。此れより宮中に怨女なく、民間に無妻の男子が無くなつた。

語釋　怨女（配偶なきを怨む女、此處にては宮女甚だ多き爲、君の寵に與かるを得ざる宮女を云ふ。）　○曠夫（怨女に對し男子にして配偶なく空しく老ゆる獨り者。）

延陵卓子。乘蒼龍挑文之乘。鉤飾在前。錯錣在後。馬欲進則鉤飾禁之。欲退則錯錣貫之。馬因旁出。造父過而爲之泣涕曰。古之治人亦然矣。夫賞所以勸之而毀存焉。罰所以禁之而譽加焉。民中立而不知所由。此亦聖人之所爲泣也。

訓讀　延陵の卓子、蒼龍挑文の乘に乘る。鉤飾前に在り、錯錣後に在り。馬進まんと欲すれば、則ち鉤飾之を禁ず、退かんと欲すれば、則ち錯錣之を貫く。馬因つて旁出す。造父過つて之が爲に泣涕して曰く「古の人を治むる亦然り。夫れ賞は之を勸むる所以にして、而も毀り存す。罰は之を禁ずる所以にして、而も譽加ふ。民、中立して由る所を知らず。此れも亦聖人の爲に泣く所なり」と。

通釋　延陵の卓子が蒼色と桃花色の馬を附けた車に乘つて出たが、前には鉤や飾りつきの銜をつけ、後には金飾りの軛と鋭い鐵鞭を備へた。馬が進まうとすれば鉤飾が之を引止め、馬が退かうとすれば、

錯錣が後より尻を突くので、馬は進退に窮して、横に跳り出した。名御者の造父は傍を過つて之を見て泣いて云ふやう「古を尊ぶ儒者が世を治むる仕方も此れと同じだ、賞と云ふものは、一體功ある者を勸むるものだのに、却つて之を爲せば毀られる。又罰と云ふものは罪を犯す者を禁ずるものなのに、罰を受ける行をすると榮譽が身に加はる。此の樣な有樣であるから、民は中立して何ちらに由つて行動してよいかわからなくなる。此れ聖人が民の爲に氣の毒に思ひ泣いた譯である」と。

語釋 蒼龍挑文（蒼龍は蒼色の八尺以上の馬、挑文は桃華の文様ある馬を言ふ。挑は桃に通用。）○鉤飾（鉤は桝がひ、飾は銜の飾。）○錯錣（錯は金飾ある轡、錣は策端に鐵のついた鋭尖。）

一曰。延陵卓子。乘蒼龍與翟文之乘。前則有錯飾。後則有利錣。進則引之。退則筴之。馬前不得進。後不得退。遂避而逸。因下抽刀而刎其脚。造父見之而泣。終日不食。因仰天而歎曰。筴所以進之也。錯飾在前。引所以退之也。利錣在後。今人主以其清潔也。進之。以其不適左右也。退之。以其公正也。譽之。以其不聽從也。廢之。民懼中立而不知所由。此聖人之所爲泣也。

【訓讀】一に曰く、延陵の卓子、蒼龍と翟文との乘に乘じ、前には則ち錯飾あり、後には則ち利錣あり。進めば則ち之を引き、退けば則ち之を筴す。馬前は進むを得ず、後は退くを得ず。遂に避けて逸す。因つて下つて刀を抽いて其脚を刎る。造父之を見て泣き、終日食はず。因つて天を仰いで歎じて曰く「筴は之を進むる所以なるに、錯飾前に在り。引くは之を退くる所以なるに、利錣後に在り」と。今人主、其清潔を以て之を進め、其左右に適せざるを以て之を退く。其公正を以て之を譽め、其聽從せさるを以て之を廢す。民懼れ中立して由る所を知らず。此れ聖人の爲に泣く所なり。

【通釋】一説に延陵の卓子が蒼色と桃花色の馬の車に乘つたが、前には飾りつきの軛と銜とあり、後には鋭利な鐵策があつて進まんとすれば、錯飾で之を引き、退かんとすれば筴で打つので、馬は進むことも、退くことも出來ずに、遂に前後を避けて横に逸出した。そこで卓子は車より降り、刀をぬいて其脚を切つた。造父は此を見て泣いて、一日食事もしないで天を仰いで歎息して云ふやう「筴は馬を前進させる爲のものであるが、錯飾が前に付いて居て進み難く、又引くのは、馬を退かせる爲であるが鋭い策が後に在つて退き難い」と。今人君の人士の廉潔なるが爲に之を用ひながら、其の左右近臣に氣に入らないと云つて、之を又退ける、又人士が公正なりとして之を譽め用ゐながら、已れに柔

順に從はないと云つて之を棄て去るので、民は常に不安に驅られて懼れ、眞中に立つたまゝ何れに從つてよいか分らなくなる。此れ古の聖人が民の爲に同情して泣いた譯である。

語釋　翟文（桃文に同じ、翟は桃と音通。）

餘論　以上で外儲說右下傳五を終り、外儲說全部を說き了つたわけである。此の篇の內容は韓非の法治論の多方面に亘り、聊か雜駁の感有るを免れないが、其の傳中に引用せられた小話の敍述には簡勁奇峭の筆致を弄し、彼れの此の方面の才能亦凡ならざるを見るべきである。尤も話の材料は當時一般に知られたものであらうけれども、彼れ吃公子微かりせば其の中の少くとも幾割かは時代の雲霧中に散滅して了つて二千餘年後の今日には傳はらなかつたであらうと思はれる。

難一　第三十六

【叙說】難とは論難、非難の難で駁論の意味である。此篇は韓非が古人の行事や言說に就いて法治主義の立場から論難を試みたものであるから難と名けたのである。難篇は一から四まで四篇に分れて居り、各篇が又數章に分れて居る。文章の結構より觀るに、難一より難三までは同じで、先づ議題となるべき案を述べ、それに或る人の意見として韓非自身の意見を述べて居る。即ち案と難との二部より成るのであるが、難四に於いては、案と、それを論駁する難と、更に難の趣旨を駁して案の說を支持する解との三部に分れて居て韓非の意見は解に於いて述べられてゐるのである。翼毳は難四の體裁が正體で、難一から難三までの解を缺いたものは未定稿であると曰つて居るが、今之を讀んで見るに、解の附いて居ないものに於いても韓非の主張が十分盡されてゐることは、解の附いて居るものと變りは無い。唯議題の性質上、論述の便宜に從つて、或は案と難との二部となし、或は更に解を加へて三部となしたまでゞあり、翼毳の說は誤である。

さて難一は凡そ九章より成り、九事を論じて居るが、第一章は晉の文公が舅犯と雍季との功を論じ

たるやりかたに及び孔子の之を賞美したのを排撃せんとしたのである。

晉文公將與楚人戰。召舅犯問之曰。吾將與楚人戰。彼衆我寡。爲之奈何。舅犯對曰。臣聞之。繁禮君子不厭忠信。戰陣之間不厭詐僞。君其詐之而已矣。文公辭舅犯。因召雍季而問之曰。我將與楚人戰。彼衆我寡。爲之奈何。雍季對曰。焚林而田。偸取多獸。後必無獸。以詐遇民。偸取一時。後必無復。文公曰。善。辭雍季。以舅犯之謀。與楚人戰以敗之。歸而行爵。先雍季而後舅犯。群臣曰。城濮之事。舅犯謀也。夫用其言而後其身可乎。文公曰。此非若所知也。夫舅犯言一時之權也。雍季言萬世之利也。仲尼聞之曰。文公之覇也宜哉。既知一時之權。又知萬世之利也。

訓讀　晉の文公將に楚人と戰はんとす。舅犯を召し之に問うて曰く「吾れ將に楚人と戰はんとす、

彼は衆く我は寡し、之を爲す奈何ん」と。舅犯對へて曰く「臣之を聞く、繁禮には君子忠信を厭はず、戰陣の間には詐僞を厭はず、君其れ之を詐らんのみ」と。文公舅犯を辭し、因つて雍季を召して之に問うて曰く「我れ將に楚人と戰はんとす、彼は衆く我は寡し、之を爲す奈何ん」と。雍季對へて曰く「林を焚いて田し、偸くも多獸を取らば、後必ず獸無けん、詐を以て民を遇し、偸くも一時を取らば、後必ず復する無けん」と。文公曰く「善し」と。雍季を辭し舅犯の謀を以て、楚人と戰ひ、以て之を敗り、歸つて爵を行ふに、雍季を先にして、舅犯を後にす。群臣曰く「城濮の事は舅犯の謀なり、夫れ其の言を用ひて、其の身を後にす、可ならんや」と。文公曰く「此れ若の知る所に非るなり、夫れ舅犯は一時の權を言ふなり、雍季は萬世の利を言ふなり」と。仲尼之を聞いて曰く「文公の覇たるや宜なるかな、既に一時の權を知り、叉萬世の利を知る」と。

通釋 晉の文公が將に楚人と戰はんとするに當つて舅犯を召して問ふに「吾れ今楚國と戰はんと思ふが彼は多勢で我は少いが如何にして戰はゞ宜しいか」と。舅犯は對へるやう「私の聞くところでは、繁雜な禮を事とする際には、君子は飽くまでも忠信であつて宜しいし、戰陣に臨んでは飽くまで敵を詐つても宜いと云ふ事です、君には此際敵を詐る外は無いでせう」と。文公は之を聞いて、舅犯を退

出せしめて、次に雍季を召して前と同じ問をかけると、雍季は對へて曰ふやう「山林に火をつけて之を焚き立て〻田獵をして、苟且に多くの獸を取り盡して了つたなら、後に必ず獸は無くなる、それと同じく、今詐僞を以て民に對して、苟且に一時の利を占めたなら、後必ず再び勝を得難いでせう」と。文公は之を聞いて「尤もだ」と云つて、雍季を退去せしめ、舅犯が申上げた詐僞の謀を用ひて、楚人と戰つて楚軍を敗り、國に歸り賞を行ふに當つては、雍季を功勞第一として、舅犯を其の次位にした。其處で群臣は之を怪んで「城濮に於て楚軍と戰つて勝つたのは、全く舅犯の謀に由つた爲なのに、王には舅犯の言を用ひて、功を收めながら、行賞するに當つて、舅犯の賞を後にしたのは不都合ではありませんか」と。文公は「其の事は汝等の知る所では無い、抑も舅犯の言は一時の便宜を圖る道を述べたので、雍季の言は萬世の利を圖る道を述べたものである」と。孔子が之を聞いて評して云ふには「文公が霸業を成就したのは尤もな次第だ、一時の便を圖る權道を知つた上に、又萬世の利を圖る常道を知つて居るから」と。

語釋 舅犯（狐偃字は子犯、文公の舅なる故舅犯と云ふ。） ○行爵（賞を行ひ爵を授くる事、纂聞には行賞と改む。） ○繁禮君子、不厭忠信（淮南子には仁義之事君子不厭忠信に作る。呂氏春秋には繁禮之君、云々に作る。） ○一時之權（權は假りの道、即ち一時に應ずる臨機の處置。）

餘論　以上が議題卽ち案で、以下或人の之に關する駁論で實は韓非の意見である。

或曰。雍季之對。不當文公之問。凡對問者有因。因小大緩急而對也。所問高大而對以卑狹。則明主弗受也。今文公問以少遇衆。而對曰。後必無復此非所以應也。

訓讀　或ひと曰く「雍季の對へは文公の問に當らず。凡そ問に對ふるは、因ること有り、小大緩急に因りて對ふるなり、問ふ所高大にして、對ふるに卑狹を以てすれば、則ち明主は受けざるなり。今文公少を以て衆に遇ふを問ふ、而して對へて曰く、後必ず復びするなしと、此れ應ずる所以に非ざるなり。」

通釋　或ひと以上の事に就て駁論して云ふ「雍季の對へは文公の問に當つて居ない。凡そ問に對へるには其の質問の事情に因らねばならぬ、卽ち問の小大緩急に因つてそれに適應した對をすべきである、高大な問をしたのに卑狹な答をしたならば、明君は用ゐない。今文公は少勢を以て多勢に當るには如何にせばよいかと尋ねたのに、雍季は此の要點に對へないで、後に再び勝つことは出來ないだら

ろと對へたが、此れでは問に適應した對では無い。」

且文公不知一時之權。又不知萬世之利。戰而勝則國安而身定。兵彊而威立。雖有後復。莫大於此。萬世之利。奚患不至。戰而不勝。則國亡兵弱。身死名息。拔拂今日之死不及。安暇待萬世之利。待萬世之利。在今日之勝。今日之勝。在於詐敵。詐敵萬世之利而已。故曰。雍季之對。不當文公之問。

訓讀　且つ文公は一時の權を知らず、又萬世の利を知らず。戰つて勝てば、則ち國安くして身定り、兵彊くして威立つ、後復びする有りと雖も、此より大なる莫し、萬世の利、奚んぞ至らざるを患へんや。戰つて勝たざれば、則ち國亡び兵弱く、身死し名息む。今日の死を拔拂することだも及ばず、安んぞ萬世の利を待つに暇あらん。萬世の利を待つは、今日の勝に在り、今日の勝は敵を詐るに在り、敵を詐るは萬世の利のみ。故に曰く「雍季の對は文公の問に當らず」と。

通釋　且つ文公は一時の權道も知らなければ、又萬世の利も知らぬ者である。戰爭に勝てば、國は

安泰に其身も無事に兵力も彊くなり、武威も揚る、後再び戰爭があつても、此れ以上の利は得られない、卽ち萬世の利も此の戰勝に因つて得られない氣遣ひも無い筈だ。若し反對に、戰つて勝たなかつたら、國は衰亡に傾き、兵力も弱く、身は死し名聲も失せ、今日目前の死をすら拔ひ免れ難いのに、何うして萬世の利を待つ暇があらうや。萬世の利を待つ爲には、先づ今日の勝を得なければならぬ、今日の勝を得ることは、敵を詐ることに在るのである、して見れば敵を詐る事は卽ち萬世の利に外ならぬことになる。此の故に雍季の對は文公の問に當つて居ないと言ふのである。

【雜論】或ひとの言を借りて韓非自ら文公雍季孔子等の言に就て、論評を試みたのである。此の下に續く論と共に、何れも舅犯の言行を賞し、文公雍季孔子を排して居るのは彼が德治を排して、刑名によるの態度を伺ふに足るものである。以下の諸論皆此に類して或曰以下が此篇の重要な部分である。

且文公又不知舅犯之言。舅犯所謂不厭詐僞者。不謂詐其民。謂詐其敵也。敵者所伐之國也。後雖無復何傷哉。文公之所以先雍季者。以其功耶。

則其所以勝楚破軍者。舅犯之謀也。以其善言耶。則雍季乃道其後之無復也。此未有善言也。舅犯則以兼之矣。舅犯曰。繁禮君子不厭忠信者。忠所以愛其下也。信所以不欺其民也。夫既以愛而不欺矣。言孰善於此。然必曰出於詐僞者軍旅之計也。舅犯前有善言。後有戰勝。故舅犯有二功。而後論。雍季無一焉。而先賞。文公之覇也。不亦宜乎。仲尼不知善賞也。

訓讀　且つ文公は又舅犯の言を知らず。舅犯の謂ふ所の詐僞を厭はずとは、其民を詐るを謂はず、其敵を詐るを謂ふなり。敵は伐つ所の國なり、後に復する無しと雖も、何ぞ傷まん。文公の雍季を先にする所以の者は、其功を以てせるか、則ち其楚に勝ちて軍を破る所以は舅犯の謀なり。其善言を以てせるか、則ち雍季は乃ち其後の復する無きを道ふ、此れ未だ善言有らざるなり、舅犯は則ち以に之を兼ぬ。舅犯曰く、繁禮には君子忠信を厭はずとは、忠は其下を愛する所以なり。信は其民を欺かざる所以なり。夫れ既に愛と欺かざるとを以てす、言孰れか此より善ならん、然れども必ず詐僞に出で

よと曰ふは、軍旅の計なればなり。舅犯は前に善言有り、後に戰勝有り。故に舅犯は二功有り。而して後に論ぜらる。雍季は一も無し、而して先に賞せらる。文公の覇たるや、亦た宜ならずやとは、仲尼は善賞を知らざるなり。

通釋 且つ文公は又舅犯の言の眞意を理解して居らぬ。舅犯が詐僞を厭はずと云つたのは、其の人民を詐る事を云つたのでは無い、其敵を詐れと云つたのである。敵は此ちらの攻め伐つ相手の國である、一旦攻略して了つたら、後再び詐を用ひて攻める事が出來なくとも、何の差支もない。文公が行賞の際、雍季を先に立てたのは、其の功勞を考へてやつたのであるが、其の楚國に勝つて、敵軍を破つたのは、舅犯の謀であり、雍季には少しも功は無い。然らば其善言を以て賞を先にしたのであるか、雍季は後再び爲し難いと云つたゞけで、決して善言とは云はれない、舅犯に至つては、功勞と善言とを兼ねて居る、舅犯は繁雜の禮を行ふに於ては君子は如何に忠信なるもよいと云つたが、忠とは其の下民を愛する道であり、信は其民を欺かない道である、民を愛することゝ欺かないことゝの兩事を云つたのであるから、是れ以上の善言はあるまい、然るに必ず詐僞の道を取れと云つたのは、戰爭上の計謀であるからであつて、人民に就てさう云つた譯では決して無い。舅犯は先づ善言があり

後に戰勝の功ある故に、舅犯には二功があるのに、論功行賞に於ては後廻しにされ、雍季は一つの功も無いのに第一に賞を受けた。文公が斯の如く行賞を誤つたのに、仲尼は「文公の覇業を成したのは尤もだ」と云つて賞讃したが、孔子は善く賞讃する道を知らず、見當違ひの賞め方をしたものである。

【敍説】此の章は舜の德治の逸話を擧げて堯舜を祖述尊崇する孔子の德治主義を罵倒したるものである。

歷山之農者侵畔。舜往耕焉。朞年甽畝正。河濱之漁者爭坻。舜往漁焉。朞年而讓長。東夷之陶者器苦窳。舜往陶焉。朞年而器牢。仲尼歎曰。耕漁與陶非舜官也。而舜往爲之者所以救敗也。舜其信仁乎。乃躬耕處苦。而民從之。故曰聖人之德化乎。

【訓讀】歷山の農者畔を侵す。舜往いて耕す。朞年にして甽畝正し。河濱の漁者坻を爭ふ。舜往いて漁す。朞年にして長に讓る。東夷の陶者器苦窳なり。舜往いて陶す。朞年にして器牢し。仲尼歎じて曰く「耕漁と陶とは舜の官に非ざるなり。而るに舜往いて之を爲すは敗を救ふ所以なり。舜は其れ信

に仁なるかな。乃ち躬ら耕し苦に處り、而して民之に從ふ。故に曰く聖人の德化なるかな」と。

通釋 昔歷山といふ所の農民共が互に田地の境界を侵して爭つて居つたが、舜がそこへ行つて彼等と一緒に農耕に從事し、一年ばかり經つたら農民どもは舜の人格の感化に因つて自然と爭ひを止め境界が正しくなりました。又黃河のほとりの漁民どもが河中の釣場を爭つたが、舜が其の地へ行き彼等と伍して漁業をなすこと一年に及ぶと、舜の感化により彼等は各年長者に讓るやうになつた。又東夷の陶器職工等が粗惡な物ばかり造つて居つたが、舜が其處へ行つて製陶をやること一年に及ぶと、彼等は皆堅牢な物を造り出すやうになつた。此の事に就いて仲尼が讃歎して曰ふやう「農耕も漁業も製陶も元來舜の役目ではない。然るに舜が行つて態々その勞役をやつたのは彼等の惡習を矯正する爲であつた。舜はまあ何と仁者ではないか。信の仁者なればこそ自ら親しく耕作をなし苦しい境遇に身を置き、民も隨つて敬服したのである。それで古語にも聖人の德化なるかな、といつて人格の感化力の偉大なるを讃歎してゐるのである。」

語釋 歷山（地名、其位置は山西永濟縣に在りともいひ又山東濟南府に在りともいふが判然しない。）○坻（水中の小高い處で釣魚に便宜な場所、爾雅釋水に「水中居ル可キ者ヲ洲ト曰ヒ、小洲ヲ渚ト曰ヒ小渚ヲ沚ト曰ヒ小沚ヲ坻ト曰フ」とあり。）○東夷（孟子離婁下篇に「舜ハ諸馮ニ生レ負夏ニ遷リ鳴條ニ卒ス、東夷ノ人ナリ」と見え、朱子の註に「東夷ハ東方夷服ノ地」と曰つてあるが、只今の何處であるか的確に知ることはできぬ。）○苦窳（苦は楛及び盬に通じ音はコ、粗惡で脆いこと窳は不恰好（ブカツカ

ウ)なこと。)　○故曰聖人（故曰は孔子が古語を引用したのである。）

或問儒者曰。方此時也。堯安在。其人曰。堯爲天子。然則仲尼之聖堯奈何。聖人明察、在上位將使天下無姦也。今耕漁不爭陶器不窳。舜又何德而化。舜之救敗也。則是堯有失也。賢舜則去堯之明察。聖堯則去舜之德化。不可兩得也。

訓讀　或るひと儒者に問うて曰はく、「此の時に方つて堯安くにか在る」と。其の人曰はく、「堯天子爲り」と。然らば即ち仲尼の堯を聖とするは奈何。聖人の明察なる、上位に在らば將に天下をして姦無から使めんとす。今耕漁爭はず陶器窳ならずんば、舜又何の德あつて化せん。舜の敗を救ふや、則ち是れ堯失有ればなり。舜を賢とせば則ち堯の明察を去らん。堯を聖とせば則ち舜の德化を去らん。兩得す可からざるなり。

通釋　然るに或る人儒者に問うて曰ふやう「此の舜が身を以て不良の民を感化して居つた時に當つ

て堯は何處に居つたのか」と。儒者答へて曰ふやう「堯は其の時天子であつた」と。或る人曰ふ、そんなら仲尼が堯を聖人なりとするは何故ぞ、甚だ道理に合はぬことでないか、果して堯が聖人たるに相應しい明察の力を有して、天子の位に居つたとしたならば天下に一人の惡者も無からしめたであらう、(さうすれば農父漁父の爭ひも起らず、粗惡な陶器も作られなかつた筈である)、今農民や漁父等が爭はず、又陶器粗惡の弊が起らなかつたならば、舜にいくら德が有つたとて感化の施しやうがあるまい。舜が惡風を正して世を救うたといふのは堯に過失が有つたからである。そこで若し舜を賢者だとするならば堯の明察が成り立たず、堯を聖人だとすれば舜の德化を虛談としなければならぬだらう。堯の聖と舜の德とが兩立することはできぬ。

楚人有鬻楯與矛者。譽之曰。吾楯之堅。物莫能陷也。又譽其矛曰。吾矛之利。於物無不陷也。或曰。以子之矛。陷子之楯。何如。其人弗能應也。夫不可陷之楯與無不陷之矛。不可同世而立。今堯舜之不可兩譽。矛楯之說也。

訓讀 楚人楯と矛とを鬻ぐ者有り、之を譽めて曰く、「吾が楯の堅なる、物能く陷く莫きなり」と。

又其の矛を譽めて曰く、「吾が矛の利なる、物に於て陷かざる無きなり」と。或る人曰く、「子の矛を以て、子の楯を陷かば何如」と。其の人應ふる能はざるなり。夫陷く可からざるの楯と、陷かざる無きの矛とは、世を同じうして立つ可からず。今堯舜の兩譽す可からざるは、矛楯の說なり。

通釋　楚人で楯と矛とを賣る者があつたが、其の楯を譽めて曰ふには「吾が楯は非常に堅固で如何なる物でも之を貫くことは能ない」と。又其の矛を譽めて曰ふには「吾が矛は鋭利類無く如何なる物でも貫かぬといふことは無い」と。處が或る人が「そんなら御前の矛で御前の楯を突いたらどうなるのだ」といつたら、其の人は何とも答へることができなかつた。抑もどうしても貫くことが能ない楯と何物をも貫く矛とは同時に存在することはできない。今堯と舜とを兩方完全に譽めることの能ないのは、矛と楯との關係と同じことである。

語釋　陷(こゝでは穿と同じに用ひたので貫徹すること。)　○矛楯之說(此の話は難勢篇にも見えて居り、現今も廣く用ひられる矛楯といふ熟語の出處である。)

且舜救敗。朞年已一過。三年已三過。舜壽有盡。天下過無已者。以有盡逐無已。所止者寡矣。賞罰使天下必行之。令曰。中程者賞。弗中程者誅。令朝

至暮變。暮至朝變。十日而海内畢矣。奚待朞年。舜猶不以此說堯令從己。乃躬親。不亦無術乎。

【訓讀】且舜敗を救ふや、朞年にして一過を已め、三年にして三過を已む、舜の壽は盡くる有り、天下の過は已むこと無し。盡くる有るを以て已む無きを逐ふ、止む所の者寡し。賞罰は天下をして必ず之を行はしむ。令して曰く、「程に中る者は賞し、程に中らざる者は誅す」と。令朝に至らば暮に變じ、暮に至らば朝に變ぜん。十日にして海内畢らん。奚ぞ朞年を待たんや。舜猶此を以て堯に說いて己に從はしめずして、乃ち躬親す、亦術無からずや。

【通釋】且舜が民の惡風を矯正するに當つて一年間に一種の弊害を已め、三年かゝつて三種の弊害を已めたのであるが、舜の壽命には限りがあるのに、天下の弊害は限り無く存するものである。限り有る力で、限り無い惡弊を已めようと努めても、禁止される所の惡弊はほんの僅かなものに過ぎない。然るに賞罰といふものは、天下中の人々をして必ず勵行せしめる力を有つて居るのである。例へば命令を下して「法度にあてはまる者は賞し、法度にあてはまらぬ者は誅す」といふ場合には、此の命令

が朝到着した地方では日暮までには民皆之に從ひ、夕方到着した處では翌朝には民皆殘らず之に從ふであらう。斯の如くにして僅か十日間で全國に漏れなく行き亘るだらう。何で一年の經過を待つ必要があらうか。然も猶舜は賞罰を用ふる法治主義を說いて堯をして其の說に聽從せしめず、農耕陶漁の勞役を自分で親らやつたとは、これや亦甚だ氣の利かぬやりかたではないか。

語釋 程（荀子致仕篇に「程ハ物ノ準ナリ」とあり。法度規定などの總稱。）○畢（海内全部に徹底させをはる意。）

且夫以身爲苦。而後化民者。堯舜之所難也。處勢而令下者。庸主之所易也。將治天下。釋庸主之所易。道堯舜之所難。未可與爲政也。

訓讀 且夫れ身を以て苦を爲し、而して後に民を化するは、堯舜の難しとする所なり。勢に處つて下に令するは、庸主の易しとする所なり。將に天下を治めんとするに、庸主の易しとする所を釋てゝ、堯舜の難しとする所に道るは、未だ與に政を爲す可からざるなり。

通釋 且抑も君自ら率先して苦しい勞役をやり、而る後に民を感化するといふことは堯舜の如き聖人にとつても困難なことであるし、勢位に居つて下民に令することは、凡庸の主君にとつても容易な

ことである。將に天下を治めんとするに方り、庸主も容易に爲し得る道をすてゝ用ゐず、堯舜ですら困難とする方法に由らうとする儒者は、與に政治を爲す資格は無いのである。

餘論 孔子孟子等儒者の政治方針は德治主義と謂ふ可きもので、天下國家を治めるのに法律や制度が不必要だといふのではないが、法律や制度よりも一層根本的な、必要缺く可からざる要件は人君の德である、人格の力であると云ふのである。卽ち人君が先づ誠心誠意以て自己の人格の完成を圖り、進んでは一家を齊へ、一鄕を化し、一國を治め、そして遂に天下を平かにするに至る可きであり、而も其の家を齊へるにも、國を治めるにも天下を平かにするにも常に必ず人格的感化に依つてのみ其の目的は達せられるものであると云ふのである。隨つて賞罰を以て人の行動を取締るのは抑も末で、教育に依つて人の心を正すことが最も大切なことになつてゐる。此の立場から見れば堯舜が率先躬行して人民に範を垂れたやりかたは、人心を感動せしむること最も深いものとして崇尙されるのは當然なことである。

處が韓非の法治主義の立場は全然之と反對で、成る程此の世の中には人格的感化の事實は無いとは言はぬ、又君主の率先躬行は或る種の人を感奮興起せしむることもあらう。然し是が直に天下國家を治

める最善の方法だと考へるのは、とんでも無い間違ひである。社會の實情を觀、人心の機微を察してみると國家を治めるには法律を以てし、人民を率ゐるには賞罰を以てするに如くは無いと言ふので、韓非は手を更へ品を替へ、いつも儒者の仁義王道の說を排擊して居る。此の章もその一つで堯舜の率先躬行主義を崇尙する孔子を論難したものである。

先づ「方二此時一也、堯安在云々」の一段に於て兩刀論法を用ひ、堯舜の兩方共に聖人たる能はざる點を指摘し儒者をして進退兩難に陷れようとしたのである。孔子が堯舜を祖述し、之を完全無缺な聖君と尊崇する以上は韓非の此の攻擊に窮せざるを得ないわけである。一體此の兩刀論法は論辯學上所謂デイレンマに陷れる論法で敵を駁擊するに最も有利な方法であり、又韓非の得意とする所である。

次に「且舜救レ敗云云」の一段は舜の如き人格を以て自ら親しく勞役に服し、そして其の功果はといふと一年にして一過を止め、三年にして三過を止めるに過ぎずとすれば、人格を以て感化することの實に容易ならぬを示してゐるのではないか。それよりも賞罰を以て民を率ゐるの容易且つ迅速なるに若かずと主張し、最後の「且夫以レ身爲レ苦」の一段は、政治の常道を論ずるには凡庸の君主でも必ず實行し得る方法を攻究しなくてはならぬ、千百年中に一人も出現するか、しないかも測られない堯舜

の如き人格者を豫想して議論をするのでは、實際に當てはまらぬ書生論に過ぎないと斷定したのである。此の末段の旨意に就いては、後に講ずる難勢篇に於て詳細に論じて居る。

さてそんなら堯舜を祖述し、文武を憲章する孔孟の政治論は、韓非の一擊に脆くも敗れてグウの音も出ないのかといふと、決してさうではない。前にも言つたやうに孔孟の考では、法律刑制の力を無視するのではないが、その法律刑政の根柢に人格的共鳴、精神的結合が無ければならぬ。若し是が無ければ法律刑政は死物であつて、何の役にも立たぬといふのである。堯舜の率先躬行を崇尙するのも其の形式を尙ぶのではなくて、其の人格を重んずる精神を取るのである。それで韓非の攻擊は孔孟の敎を駁するものとしては當らない。然し徒に古の聖人の形式に拘はれて時務を知らない腐儒を攻擊するものとしては正に當つて居る。そして韓非當時には儒家の末流に此の種の腐儒が多かつたらしいのである。

敍說 此の章は難一の第三章で、齊の名宰相管仲が病篤くなつて將に歿せんとした時、主君桓公の下問に對へて國家の將來の爲、桓公の注意す可きことを申し上げたが、此の管仲の遺言なるものは韓非から謂はせると甚だ氣の利かぬ馬鹿氣たものであると論じたのである。

管仲有病。桓公往問之曰。仲父病。不幸卒於大命。將奚以告寡人。管仲曰。微君言。臣故將謁之。願君去豎刁。除易牙。遠衛公子開方。易牙爲君主味。君惟人肉未嘗。易牙烝其首子而進之。夫人情莫不愛其子。今弗愛其子。安能愛君。君妒而好內。豎刁自宮以治內。人情莫不愛其身。身且不愛。安能愛君。開方事君十五年。齊衛之閒。不容數日行。棄其母。久宦不歸。其母不愛。安能愛君。臣聞之。務僞不長。蓋虛不久。願君去此三子者也。管仲卒死。而桓公弗行。及桓公死。蟲出戸不葬。

訓讀 管仲病有り、桓公往いて之を問うて曰く、「仲父病む、不幸にして大命を卒らば、將に奚を以て寡人に告げんとするか」と。管仲曰く、「君の言微くも臣故より將に之を謁げんとす。願はくは君豎刁を去り、易牙を除き、衛の公子開方を遠ざけよ。易牙君の爲に味を主どる。君惟人肉を未だ嘗めず。易牙其の首子を烝して之を進む。夫れ人情其の子を愛せざる莫し。今其の子を愛せず、安んぞ能く君

を愛せざる莫し。身をすら且つ愛せず、安んぞ能く君を愛せん。開方君に事ふること十五年、齊衞の閒、數日の行を容れざるに、其の母を棄て久しく宦して歸らず。其の母をすら愛せず、安んぞ能く君を愛せん。臣之を聞く、僞りを務むるは長からず、虛を蓋ふは久しからずと。願はくは君此の三子の者を去れ」と。管仲卒に死す。而るに桓公行はず。桓公死するに及んで、蟲戸より出でゝ葬られず。

通釋 管仲が病に罹り重態に陷つたので、桓公御自身見舞に行かれ、管仲にかう謂つて問はれた、「仲父の病大分重い樣ぢやが萬一不幸にして天命を卒るやうなことも有るとしたら何事を寡人に申し遺されるか」と。すると管仲對へ申上げることには、「君の御仰せ無くとも臣は故より申し上げようと思つてゐました。どうぞ我君豎刁を去り、易牙を除き、衞の公子開方を遠ざけ決して此の三人をお用ひにならぬ樣にして戴きたい。何故といふに、易牙は君の爲に料理の事を主どつて居り、君が美食好みで所有珍味を試みられたが唯人間の肉のみは食べたことが無いといふので之を食べて見たいと思はれた處、易牙は自分の長男を蒸し燒きにして君に差し上げたことがあつた。人情として誰しも自分の子を可愛がらぬ者は無い、然るに彼は我が子をすら可愛いと思はぬ人非人である、どうして君を愛す

ることが能きやう。又君は嫉妬深くて女色を好み、多くの婦人を後宮に置いたが豎刁は自ら進んで去勢して宦官となり後宮の取締りをやつた。人情誰しも我が身を愛しない者は無い、然るに彼は我が身を愛するの常情をも有たない、それでどうして君を愛し得やう、開方は君に事へること十五年の久しきに亙つて居る。彼の故郷衞は齊から甚だ近く五六日もかゝらずに歸省し得る處であるのに、其の母を置き去りにして久しく他國に事へて歸省しない男である。其の母をすら愛しない不孝者、どうして其の君を愛し得やう。臣の聞ける語に、自ら欺いて無理にやつて居ることは長くは續かず、虚僞を藏して居る者は久しからずして顯はれるとある。此の三人は遠からず姦物の本性を現はすべき連中である。何卒此の三人を退けたまふやうに」と。

語釋 管仲（齊の桓公を相けて大功のあつた人、あとでまた詳しく此の人について語らう。）○桓公（前に二柄篇に於て說いた。）○仲父（チウホとよむ、仲をぢさんといふ程の意味、桓公が管仲を信任敬愛して常に仲父仲父と呼んでゐたのであつた。）○卒於大命（辭命盡きて死ぬこと。死生は命の大なる者といふ考へから天命即ち壽命のことを大命といふのである。）○臣故將謁之（故は固と同樣に用ひもとよりとよむ、謁は告げること。）○易牙・豎刁（此の二人の非人情的な話は既に二柄篇にも出た。）○開方（此の人が桓公の御きげん取りにばかり熱中して十五年の間、つい近い處に居られる親をも省みなかつた話は韓非子十過篇や管子小稱篇にも見えて居る。）○不容（足らずといふ程の意味。）○務僞（務は心に欲しないことを無理にやること。務はもと矜の字になつてゐたのだが矜では意味がとれぬので務の字の誤だと、いふ說が正しいと思ふ。）

餘論 先づ韓非の批判しようとする事實即ち「案」を擧げたのである。以下は其の批評即ち「難」

である。

或曰。管仲所以見告桓公者。非有度者之言也。所以去豎刁・易牙者。以不愛其身。適君之欲也。曰。不愛其身。安能愛君。然則臣有盡死力以爲其主者。管仲將弗用也。曰。不愛其死力。安能愛君。是欲君去忠臣也。且以不愛其身。度其不愛其君。是將以管仲之不能死公子糾。度其不死桓公也。是管仲亦在所去之域矣。

訓讀 或る人曰く、管仲の桓公に見告する所以の者は、有度者の言に非ざるなり。豎刁・易牙を去る所以の者は、其の身を愛せずして君の欲に適へるを以てなり。曰く「其の身を愛せず、安んぞ能く君を愛せん」と。然らば則ち臣死力を盡して以て其の主の爲にする者有らば、管仲將に用ひざらんとするなり。曰く「其の死力を愛せず、安んぞ能く君を愛せん」と。是君の忠臣を去らんことを欲するなり。且其の身を愛せざるを以て、其の、其の君を愛せざるを度るは、是將に管仲の公子糾に死する能

はざりしを以て、其の桓公に死せざるを度らんとするなり。是管仲も亦去らるゝ所の域に在るなり。

通釋　或る人之に就いて論じて曰ふ。管仲が桓公に見えて申し上げたことは法度の心得有る者の言論ではない。彼が豎刁・易牙等を去る可しと云ふ理由は、吾が身を愛することをもさて措いて君の欲望を滿足させて上げようとしたことに在る。それで「其の身をすら愛しない者が、どうして君を愛することが能やう」と彼は曰つて居る。此の考に依るならば、臣下が身命を捨てゝ其の君主の爲に働く場合にも管仲は「己の身命をも愛しない者がどうして君を愛することが能やう」といつて、それを用ひないことになるであらう。これ君主が忠臣を退けることを欲するのである。且其の身を愛しないことから推し度つて、其が其の君をも愛しないものと考へるならば、管仲がもと事へた君主公子糾の爲に命を捨て得なかつた點から、やはり桓公の爲にも身を抛つことはしなからうと推測すべきである。さうすれば管仲自身も亦退けらる可き者の中に含まれるわけである。

語釋　有度者（法度ある者即ち治國の要領を心得た者のこと。）　○在所去之域（排斥し去らるべき範圍内に在ること。）

餘論　「或曰」は例に依つて韓非自身の意見である。さて前段事實の說明の處では易牙については「其の子を愛せず」と云ひ、豎刁については「其の身を愛せず」と云ひ開方については「其の母すら愛せ

ず」と云つて置き乍ら此の段に至つては「豎刁易牙を去る所以の者は其の身を愛せず云云」といふ豎刁・易牙の兩人が其の身を愛しなかつたことにし、而も暗に開方の其の母を顧みなかつた行動も含めて「其の身を愛せず」の一句で受けて居る形である。これは理窟に合はぬではないかと言へば言へるかも知れぬが、言外の意味がちやんと通じてゐるので讀む人をして少も妙な感じを起させない。即ち三人の行ひは事は異つて居つても種類は同じで人情として最も切實に愛すべきものを愛せずに置き乍ら君を愛するやうに裝うてゐる點は共通なのである。韓非の立論に必要としたのも此の點だけなのである。だから彼は何とも斷り無しに「其の身を愛せず」の一語で三人の行を簡潔に言ひ現はして了つたのである。

管仲が公子糾の爲に殉死しなかつた事は古來屢論議される題目であるが其の事情はかうである。齊の襄公が無道で民望無く叛亂が起りさうなので襄公の群弟等禍の我が身に及ばんことを恐れて國外に亡げ去ることゝなり、公子糾は管仲・召忽等を從へて魯に奔り、小白は鮑叔を從へて莒に逃れた。後襄公が弟の無知といふ人に弑せられ、無知も亦大夫雍廩に殺されたので、齊人は小白を莒より迎へて立てようとしたが、公子糾も魯の後援により國に歸つて位に卽かうとし、齊軍と乾時と云ふ處で

戰つて敗れた。そこで鮑叔は軍隊を率ゐ魯に來り、かういふ要求を出した、「公子糾は吾が君小白の兄弟であるから、まさかこちらで手をかけて處刑することもできないから、貴國に於て殺して下さい。管仲・召忽は吾が君の讎である。彼等は當方で引取つて思ふ存分に誅罰を加へたい」と。そこで魯では公子糾を生竇といふ地に於て殺した。召忽はその時殉死したが、管仲は殉死せずに自ら進んで鮑叔の手に囚はれた。元來鮑叔は管仲の信友であつたから管仲は彼の眞意をちやんと了解して居つたからである。鮑叔が管仲を受け取り、堂阜といふ處まで引き上げて來ると其の繩を解き、兩人相見えて莞爾笑み交して計略のうまく行つたことを喜び合うた。そして遂に鮑叔は管仲を桓公に薦めて其の宰相となした。此の間の事情は左傳莊公九年の條に述べられてある。

さて「其の身を愛せず、安んぞ能く君を愛せん。」といつた管仲の語が成り立つなら「公子糾の爲に死する能はず、安んぞ能く桓公の爲に死せん。」といふことになり管仲自身が退けられなければならんぢやないかと云ふ論法は、敵の武器を奪ひ取つて敵を刺すの方法で、管仲にとつては痛い處を突かれたものである。

明主之道不然。設民所欲以求其功。故爲爵祿以勸之。設民所惡以禁其

姦。故爲刑罰以威之。慶賞信。而刑罰必。故君擧功於臣。而姦不用於上。雖有豎刁。其奈君何。且臣盡死力。以與君市。君垂爵祿。以與臣市。君臣之際。非父子之親也。計數之所出也。君有道。則臣盡力。而姦不生。無道。則臣上塞主明。而下成私。管仲非明此度數於桓公也。使去豎刁。一豎刁又至。非絶姦之道也。

訓讀 明主の道は然らず。民の欲する所を設けて以て其の功を求む。故に爵祿を爲して以て之を勸む。民の惡む所を設けて以て其の姦を禁ず。故に刑罰を爲して以て之を威す。慶賞信にして刑罰必す。故に君、功を臣より擧げ、而して姦は上に用ひられず。豎刁有りと雖ども其れ君を奈何せん。且、臣は死力を盡して以て君と市し、君は爵祿を垂れて以て臣と市す。君臣の際は父子の親に非ざるなり。計數の出づる所なり。君道有れば則ち臣力を盡し、而して姦生ぜず。道無ければ則ち臣は上主の明を塞ぎ、而して下私を成す。管仲は此の度數を桓公に明かにするに非ざるなり。豎刁を去りて一豎刁

をして又至らしむ。姦を絕つの道に非ざるなり。

通釋　明君の政道は斯樣なものではない。民の欲しがるものを設けて、その民の國家の爲に功を立てることを求める方針であるが故に爵祿の制度を作つて民を奬勵するのである。又民のいやがるものを設けて其の惡事を禁ずる方針なるが故に刑罰の規定を設けて民を畏れしめるのである。しかも其の恩賞はまちがひ無く與へられるし、刑罰は必ず行はれる。其の結果として君は臣下をして功勞を捧げしめ、そして姦惡の計りごとを君上に對して用ひること得ざらしめるのである。かくすれば假令豎刁の如き姦物が居つたとて君をどうすることができやうぞ。指一本さすこともできないのである。且君臣關係の本質を觀るに臣は死力を抛つて君と取引きをやり、君は爵祿を與へて臣と取引きをやり、お互に利益の交換をやつて居るのであつて、君臣關係は父子の樣な親しみが有るわけではなく勘定づくで出來上つたものである。それで君が臣を取締る法度を心得て居れば臣は君國の爲力を盡し、そして姦計などは起らぬが、君が其の法度を心得て居らぬと、臣は上君主の目を闇まし、下私利を計るのである。管仲は此の根本法則を桓公に了解せしめずして、豎刁等の姦臣を斥けることのみを勸め、一人の豎刁を斥けても他の豎刁の如き人物が又起り得る樣なやりかたをしたのである。是は姦物を根

絶しにする方法ではないのである。

語釋 慶賞（二柄篇に於て說いた。） ○市（物と賣買交換する市場の義だが、こゝでは動詞に用ひて賣買する義、即ち商取引のこと。）

且桓公所以身死蟲流出戸不葬者。是臣重也。臣重之實、擅主也。有擅主之臣、則君令不下究。臣情不上通。一人之力。能隔君臣之閒。使善敗不聞。禍福不通。故有不葬之患也。明主之道。一人不兼官。一官不兼事。卑賤不待尊貴而進。大臣不因左右而見。百官修通。羣臣輻湊。有賞者。君見其功。有罰者。君知其罪。見知不悖於前。賞罰不弊於後。安有不葬之患。管仲非明此言於桓公也。使去三子。故曰。管仲無度矣。

訓讀 且つ、桓公身死し蟲流れ戸を出でゝ葬られざる所以の者は、是臣重ければなり。臣重きの實は主を擅にするなり。主を擅にするの臣有れば則ち君の令下に究せず、臣の情上に通ぜず、一人の力能く君臣の閒を隔てゝ善敗をして聞こえず、禍福をして通ぜざらしむ。故に葬られざるの患有るな

り。明主の道は一人官を兼ねず、一官事を兼ねず、卑賤は尊貴を待たずして進み、大臣は左右に因らずして見え、百官修通し群臣輻湊し、賞有る者は君其の功を見、罰有る者は君其の罪を知る。見知前に悖らず、賞罰後に弊はれず。安んぞ葬られざるの患有らん。管仲此の言を桓公に明かにするに非ざるなり。三子を去らしむるのみ。故に曰く「管仲は度無し」と。

通釋　且、桓公が病死した時、(内亂起り、宮中人無く誰も尸を棺に納めてくれる者は無く)尸蟲が戸より這ひ出すまで葬られぬ様な悲慘なことになつた事由は臣下の權力が重過ぎたからである。臣下の權が重いと云ふのは外ではない、思ひのまゝに君主を動かすことである。斯く君主を思ひのまゝに動かす臣が國に居ると、君の命令が下民に徹底せず、臣下の實情が君主には判らなくなる。即ち一人の力で能く事の成敗に就ても、國家の禍福に就ても君主には一向眞相が判らぬ様にして了ふのである。それ故に死して葬られぬ様な禍が起るのである。

然るに明主の政道は、一人必ず一官を守り、決して數官を兼ねしめず、その一官は必ず一事を專門に治め、決して數事を兼ねしめず、(嚴重に臣下が重權を握るの弊を警戒し、)卑賤の者は尊貴の人の推薦を待たずに陞進することができ、大臣は左右近侍の人の取りなしに因らず直に君に見ゆることがで

きる様にし、(力めて君臣の間を離隔する障碍を除き)、百官各〻君主と意志疏通し、群臣は悉く君主を中心に統一せられ、賞を與へる場合には君主が其の功を見とゞけ、罰を加へる場合には君主自身其の罪を知る様にし、先づ其の功罪を見知することが誤らず、隨つて之に對して加へられる所の賞罰は正當を失はぬのである。此の方法を以てするならば何とて葬られざるの禍などが有らうか。管仲は此の說を桓公に申上げず、たゞ三人を除くことだけを勸めたのである。故に「管仲は法度の心得が無い」と曰ふのである。

語釋　下究(究は到達の義。)　○善敗(善惡成敗のこと。)　○輻湊(蒲坂圓の纂聞に「群臣各忠ヲ君ニ效スコト輻ノ轂ニ集マルガ如シ」とあり、群臣が君を中心にして統一されて居る狀態を車輻(クルマノヤ)が轂(コシキ)を中心に湊(アツマ)る形を以て喩へたのである。)　○見知不悖於前。賞罰不弊於後。(前後は時間的の前後、弊は蔽と同じに用ひられたもの、即ち賞すべきを賞し罰すべきを罰し判斷の明が暗まされないことを弊(おほ)はれずと云つたのである。)

餘論　「明主之道不然」より以下具に法治主義の本領と其の效果とを述べ、之に對照して管仲のやりかたの益迂拙粗漏であつたことを指摘し、そして最後に「故曰管仲無度矣」と力強く結んだのである、猶此の問題に就て宋の蘇老泉が有名な「管仲論」の一篇を書いて之を論じて居る、管仲の遺言が妥當ならずとして攻撃してる點は蘇老泉も韓非も同樣であるが、然らば如何にすればよいかと云ふ段にな

ると韓非の專ら賞罰法制に依らうとするに對し、老泉は管仲が自分に代るべき後繼者を推薦すべきであつたと曰つて居ることが兩者の根本的に異る所である。老泉はやはり儒者と謂ふべきである。

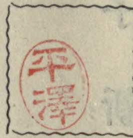
韓非子新釋　中卷　終

昭和六年二月十三日印刷
昭和六年二月十六日發行

第十九回配本

昭和漢文叢書
韓非子新釋
（中）

不許
復製



著作者　平澤東貫
東京市神田區北神保町十一番地
發行者　辻本卯藏
東京市牛込區西五軒町五十二番地
印刷者　白井祐吉

東京市神田區北神保町十一番地
發行所　弘道館
電話九段一三六八・一三六九番
振替口座東京八一一五番

次回配本

韓非子新釋　上卷（二月配本）

同　　　　　中卷（二月配本）

莊子新釋　下卷（三月上旬配本）

日本外史新釋　貞一（組版中）



海漢多叢
晉劉生仿





